

令和4年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	令和4年10月20日(木)	開会	午前10時
		散会	午後 3時38分
	令和4年10月21日(金)	開会	午前10時
		散会	午後 0時26分
	令和4年10月24日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 3時20分
	令和4年10月26日(水)	開会	午前10時
		散会	午後 3時58分
	令和4年10月28日(金)	開会	午前10時
		散会	午後 4時49分
	令和4年10月31日(月)	開会	午前10時
		散会	午後 4時25分
	令和4年11月 2日(水)	開会	午前10時
		散会	午後 3時14分
	令和4年11月 4日(金)	開会	午前10時 1分
		閉会	午後 4時 1分

場所 第3委員会室

出席委員 日下部伸三委員長
 内沼博史副委員長
 石川誠司委員、小川直志委員、杉田茂実委員、阿左美健司委員、齊藤邦明委員、
 横川雅也委員、神尾高善委員、本木茂委員、金野桃子委員、八子朋弘委員、
 鈴木正人委員、権守幸男委員、蒲生徳明委員、辻浩司委員、田並尚明委員、
 前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第125号	令和3年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第126号	令和3年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

令和4年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月20日(木)	総括的事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月21日(金)	企業局関係審査 下水道局関係審査
10月24日(月)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 県土整備部(含 収用委員会)関係審査
10月26日(水)	県民生活部関係審査 教育局関係審査
10月28日(金)	保健医療部関係審査 環境部関係審査
10月31日(月)	警察本部関係審査 福祉部関係審査
11月 2日(水)	都市整備部関係審査 産業労働部(含 労働委員会)関係審査
11月 4日(金)	農林部関係審査 危機管理防災部関係審査

【説明者】

穴戸佳子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長
都丸久財政課長
岩崎正史税務課長、田中秀幸個人県民税対策課長

【発言】

石川委員

- 1 行政報告書の26ページ、「エ 基金の状況」について、基金全体の合計残高は令和2年度末と比べて約1,500億円増加しているが、その主な要因は何か。また、日本銀行によるマイナス金利政策の長期化の影響で、運用環境は大変厳しかったと思うが、令和3年度の運用成績はどうだったか。
- 2 歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書10ページの「(2) 県税収入の確保」において、県税収入が令和2年度を上回るとともに、納税率が税務統計上最高記録を記録したとあるが、これらの要因は何か。

会計管理課長

- 1 基金全体の合計残高は令和2年度末と比べて1,503億円増加している。主な増加要因は、県債管理基金が732億円の増、財政調整基金が620億円の増、新型コロナウイルス感染症対策推進基金が93億円の増となっている。令和3年度の運用実績については、32全ての基金を一括運用し、長期運用が可能な資金は地方債などの債券で、その他の資金は定期預金などによる金融機関への預け入れで、安全性を確保した上で効率性にも配慮して運用した。日本銀行によるマイナス金利政策により預金、債券とも金利が大変低い状況であり、令和3年度の運用利回りは0.28%、運用益は28億7,300万円となり、令和2年度と比べて4億1,000万円の減少となった。地方自治法などの法令により、公金は確実に効率的に運用することが定められているため、リスクの高い商品での運用はできないが、金融市場の動向を注視して安全性を確保した上で、運用益の確保にも努めている。

税務課長

- 2 県税収入が伸びた最も大きな要因は、法人二税及び地方消費税の増収である。法人二税については、海外経済の回復に伴う製造業の回復や巣ごもり需要による企業業績の好調などである。地方消費税については、令和元年10月の消費税率引上げの影響により増収となった。次に、納税率が令和2年度を上回った主な要因についてであるが、個人県民税については、催告をはじめとする現年課税分対策をしっかりと行い、市町村と一丸となって徴収対策を進めることにより、納税率が0.3ポイントのプラスとなった。個人県民税以外の税目については、非対面で行う財産調査や差押えなどの活動量を増やした結果、納税率が0.4ポイントのプラスとなった。こうした要因により、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも、県税収入の増収及び納税率の上昇を達成した。

小川委員

- 1 款別歳出の翌年度繰越額の合計が1,961億円となっている。令和2年度は1,958億円と、同程度だったと認識しているが、この主な繰越案件はどのようなものがあるのか。また、農林水産業の事故繰越しの額が多いが、その主な案件は何か。
- 2 臨時財政対策債等を含めた県債残高が減少しているが、その要因は何か。
- 3 臨時財政対策債等を除く県債残高は減少しているが、臨時財政対策債等の県債残高は増えており、適正な管理運営が求められる。今後どのような方針で県債残高の管理運営を行っていくのか。

会計管理課長

- 1 翌年度繰越しの内訳を見ると「継続費逐次繰越」が51億円と令和2年度から41億円の増加、「繰越明許費」が1,819億円と95億円の減少、「事故繰越し」が92億円と59億円の増加となっている。その中で事故繰越しについては59億円の増となっているが、内容的には土木費が多くを占めており、理由としては新型コロナウイルス感染症の関係で工事、資材の調達、地権者との調整などに不測の日時を要したといった内容で繰越しとなっている。農林水産業費における繰越案件は畜産業費の秩父高原牧場費と林業費の森林管理道整備事業費の2件で、関係機関との調整に不測の日時を要したこと、雨が降ったことにより必要な工事に不測の日時を要したことといった理由により繰越しが生じている。

財政課長

- 2 県債残高が全体額で減少した主な要因として、発行額は令和2年度と比較して21億円増の微増である一方で、元金償還額は令和2年度と比較して307億円と大きく増加しているため、残高が減少している。元金償還額が増加した主な要因としては、令和2年度に猶予特例債を発行し、この償還が令和3年度に55億円全額生じたことと、臨時財政対策債の償還額が令和2年度と比較して28億円増加したことなどによるものである。臨時財政対策債、減収補填債を除いた県債残高については、平成15年度から一貫して減少傾向にあるが、県債残高の全体額については、臨時財政対策債の発行額によって大きく左右されるものと考えられる。
- 3 県で発行をコントロールできる県債残高については、引き続き減少させる方向で発行額と償還額をしっかりとコントロールしていく。また、行財政改革大綱においても、将来負担比率に配慮した県債管理を行うという目標も掲げている。ただし、県政発展のために必要な事業には県債をしっかりと活用しつつも、そこを見極めながら今後も管理していきたい。

蒲生委員

- 1 令和3年度は歳入・歳出共に過去最大規模となっているが、これにより、県公金の資金繰りである歳計現金の資金状況には、どのような影響があったのか。
- 2 キャッシュレス化による納税者の更なる利便性の向上を図るため、スマートフォン決済アプリを導入したとあるが、スマートフォン決済アプリの利用状況とその効果はどうだったのか。

会計管理課長

- 1 年度当初は、新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給に対して、これに係る国庫

支出金の入金が遅れていたことにより、4月下旬から5月下旬にかけて、資金不足になると見込んでいたが、収入・支出の管理・調整などに努め、最終的には資金不足は生じなかった。6月以降は、まず国庫支出金の収入があり、その後新型コロナウイルス感染症対策関連経費の支出が行われる状況となったことから、歳計現金の残高を押し上げる要因となった。年末から翌年度にかけても同じ状況が続いているため、歳計現金の残高は高い状況で推移した。

税務課長

- 2 令和3年度に自動車税、個人事業税、不動産取得税の3税目にPay Payなど3種類のスマートフォン決済アプリを導入した。利用状況であるが、これら3税目について収納件数のうちスマートフォン決済アプリによる収納の割合は4.3%となった。導入の効果であるが、多くの県民の方に納付していただく自動車税種別割の納期内納税率に最も効果が表れるものと考えている。導入前の令和2年度の納期内納税率は83.6%であったが、3種類のスマートフォン決済アプリを導入した令和3年度は85.5%と1.9ポイント増加した。参考までに申し上げますと、令和4年度も0.3ポイントの増加となっており、今後もキャッシュレス化を推進していきたい。

蒲生委員

3種類についてキャッシュレス化を行い効果が表れたとのことだが、対象を広げていくことについても考えられるところであり、今後の考え方はどうか。

税務課長

令和4年度は対応アプリを3種類から6種類に増やし、納期内納税率が0.3ポイントプラスとなった。令和5年度は地方税統一QRコードを全国的に導入することが予定されており、しっかりと準備をしている。引き続き、スマートフォン決済アプリの普及・利用拡大に取り組んでいく。

八子委員

- 1 令和3年度決算が令和2年度比18.7%増となり、県政史上最大規模ということだが、最大規模ということを執行部としてどのように評価しているか。
- 2 実質収支比率は3%から5%が適当な規模であると言われていたが、令和3年度の本県の数値はどうか。
- 3 人件費の歳出が1.3%の減少となっている。新型コロナウイルス感染症対策で超過勤務が多かったと推測されるのだが、全体では減少となった要因は何か。
- 4 県たばこ税についても増収となっているが、その要因は何か。健康志向により喫煙する人は減っている印象だが、たばこの値上がりの影響はあるか。
- 5 納税率が過去最高の水準であるとのことだが、納税率が100%に達していない中で、残された課題は何か。
- 6 基金について、令和3年度においても国から新型コロナウイルス感染症対策のため多額の国庫支出金が交付されているが、基金残高に与えている影響はあるか。

会計管理課長

- 1 県政史上最大となった令和3年度だが、理由としては令和2年度と同様新型コロナ

ウイルス感染症に関する影響となっている。令和3年度においては長引く新型コロナウイルス感染症に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国庫支出金のほか、基金等も積極的に活用して、国の動向や県内の感染状況を勘案しながら機動的かつ総合的に政策を行った。具体的には、医療提供体制の強化や感染症軽症者等の療養体制の確保、収入が減少した世帯に対する貸付け等の支援、厳しい経営状況に置かれている県内事業者に対する協力金等の支給などの施策を行ってきた。それに加えて、「安心・安全の強化」「DXの推進と県経済の回復・成長」「持続可能で豊かな未来への投資」という重点施策に着実に取り組むとともに、「埼玉県5か年計画」に係る施策も引き続き推進した。令和3年度の決算規模については、新型コロナウイルス感染症という前例のない大きな危機に直面する中で、県としてこのような施策を着実に実施してきた結果として、このような規模になったと捉えている。

財政課長

- 2 標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、令和3年度は2.7%となっており、令和2年度の2.2%から0.5ポイント上昇している。要因としては、分母である標準財政規模が増加したが、それ以上に分子である実質収支額が大きく増加したことが挙げられる。
- 6 新型コロナウイルス感染症対策のための国庫支出金は新たな財政需要に充当している。基金が増えた主な要因は、年度末に景気回復を背景に県税収入が大幅に増加したこと、国が経済対策により交付税の追加交付を行ったことなどによるものである。その結果、財政調整基金、県債管理基金、新型コロナウイルス感染症対策推進基金などに積み立てた。しかしながら、税が大きく増加しているにもかかわらず、交付税も多く交付を受けている状況になるため、令和4年度から3年にわたって交付税の精算措置が行われる。この精算措置額は593億円となっており、3年にわたって交付税が減らされてしまうため、決して財政的に余裕があるものではない。

会計管理課長

- 3 令和3年度の人件費は令和2年度から72億円減少している。時間外手当は、令和2年度より6億2,000万円増加している。一方で、退職者数の減少による退職手当の減少が33億円となっている。また、人事委員会の勧告に基づき、令和2年度期末手当の減額改定があり、それによる影響額として32億円減少となっているところで、時間外手当は増加となったが、減少要因の方が大きく、全体としては72億円の減という形になった。

税務課長

- 4 たばこを吸う人は減少傾向にあるが、令和2年10月と令和3年10月に2年連続で税率が引き上げられた影響があり、県たばこ税としては増収となっている。
- 5 県税の納税率は98.8%と過去最高を更新したが、全国平均の99.0%には0.2ポイント追い付いていない状況である。主な要因として、県税の課税額の約35%を占める個人県民税の納税率が他の税目に比べて低いということがあり、このことが残された最重要課題と認識している。個人県民税については市町村が課税及び徴収を

行う税目であり、県から職員を派遣するなど収入未済額の多い市などとしっかり連携しながら、納税率向上と一緒に取り組んでいく。

八子委員

- 1 最大規模の要因についての評価について答弁いただいたが、つまりは新型コロナウイルス感染症の影響という特殊要件があったからという理解でよいか。
- 2 実質収支比率は2.7%となり、適当と言われている3%に近付いたが、見方によっては予算を精緻に組むことによって実質収支額が圧縮できると考えられるがどうか。

会計管理課長

- 1 令和3年度においては、決算費のうち新型コロナウイルス関係経費が約5,500億円と、令和2年度の3,030億円から2,500億円程度増となっている。新型コロナウイルス関連の金額がかなり増となり、最大規模の決算となった。

財政課長

- 2 歳入歳出を精緻に見込むことで、実質収支が少しだけ黒字になるのが適正と考えているが、近年生じているのは景気回復局面にあることで県税収入が見込みを上回っていることである。令和3年度は単年度収支で74億5,000万円の黒字になっているが、これは2月定例会の補正時点よりも税収が62億円増えたことなどによる。

田並委員

新型コロナウイルス感染症対策推進基金約62億円を取り崩しているが、充当した事業と残高について伺う。

財政課長

大きく四つの事業に充当しており、行政検査として実施するPCR検査に約38億円、中小企業を支援するための制度融資に約11億円、感染症が発生した介護施設等に係る経費の県負担分として約8億円、オリンピック関連でホストタウンや事前トレーニングキャンプ地での新型コロナウイルス感染症対策で約5億円である。基金残高は令和2年度末で寄附金等を含めて約132億2,000万円、令和3年度末には積み増しを行った結果225億1,000万円となったが、令和4年度末には37億9,000万円と大幅に減少する見込みとなっている。

田並委員

令和3年度の県民からの寄附の実績はどうなっているか。

財政課長

令和3年度は、法人から114件、個人から176件、合計290件と金額で2億5,346万円の寄附を頂き、新型コロナウイルス感染症対策に活用した。

杉田委員

予算特別委員会の附帯決議により、EBPMの考え方に基づく既存事業の見直しとして実施した事業レビューを令和4年度予算編成にどのように反映させたのか。

財政課長

令和3年度においては、各事業におけるEBPM調書を作成し、部局主体の見直しを行った。また、各部局に削減目標額を定め、目標達成のため、事業の新陳代謝、ブラッシュアップを行わなければならないが、その議論する土台の一つとしてEBPM調書を活用し、インプットした予算がしっかりとアウトカムとして成果指標に結び付いているかを議論の上、事業の再構築等に取り組んだ。結果として、21事業を廃止、677事業を縮減したことにより、一般財源ベースで55億円の削減を図った。

阿左美委員

- 1 実質収支額が令和2年度は271億円だったのに対して、令和3年度は346億円となっているが、この増加要因は何か。
- 2 直近10年間の歳入歳出決算額のここ3年間の増加が大きく、その要因は新型コロナウイルス感染症による国庫支出金が増えたからだということだが、対策に関わる経費はどのようになっているのか。

財政課長

- 1 令和2年度の実質収支271億円に、令和3年度の単年度収支が74億円となっていることから、令和3年度の実質収支が346億円となっている。令和2年度の実質収支は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のうち108億円は不用となり翌年度に返還するということで、一度県の収入として受け入れたために黒字となったものである。これは厚生労働省からの指示によるもので、全国的に同様の状況となっている。令和3年度の単年度収支は、2月定例会での補正後の景気回復に伴う県税収入や地方譲与税の増が62億円あったことなどから生じたものである。

会計管理課長

- 2 新型コロナウイルス対策関連経費は、令和3年度は約5,500億円となっており、令和2年度から2,500億円の増加となっている。主な支出としては飲食店等の時短営業に対する協力金支給事業として2,676億円、医療機関に対する病床確保料や、宿泊療養施設運営費等の事業費として1,582億円、生活に困っている人への生活支援等の貸付けとして497億円などとなっており、コロナ禍で飲食店等への協力金支給事業が2,178億円と大きく増加したことが影響し、令和2年度から大きく増えたという状況になっている。なお、財源については新型コロナウイルス対策関連経費約5,500億円のうち約95%の5,200億円が国庫支出金という形になっている。これは臨時交付金が3,130億円、緊急包括支援交付金が1,528億円という内訳となっている。

阿左美委員

協力金等を支給するための経費が一定額あると思うが、そのような経費削減する努力としては各部局で取り組んだという理解でよいか。

会計管理課長

そのとおりである。

金野委員

義務的経費、投資的経費については過去10年間ほぼ横ばいで、令和元年度から令和3年度で大きく増額している。その理由は資料で「その他」欄とされているものの増加によるもので、もはや歳出総額の6割近く、1兆5,000億円を超えている状況である。この「その他」のうち「補助費等」約1兆3,000億円は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていると思うが、その内訳と財源について伺う。また、この数字は今後どのように推移すると見込んでいるのか。

会計管理課長

今後の状況については、新型コロナウイルス感染症の感染状況がどうなっていくか、そういうところにも影響していくところであると思うため一概には申し上げられない。「その他」の内訳と財源については後ほど資料として作成し提出する。

委員長

この件は本委員会に資料として提出してもらおうということで異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定する。執行部においては速やかに提出するようお願いする。

ほかに発言はあるか。

本木委員

令和3年度は自動車税が減収となっている。コロナ禍で車を使う人が増えたとも聞いている。軽油引取税は増収となっているが、自動車税の減収の要因についてどのように考えているのか。

税務課長

県が課税するのは普通車だが、軽自動車については市町村が課税している。大きなトレンドとして、普通車から軽自動車への乗換えや、若い人を中心に車を保有しない傾向もあり、自動車税については年々課税対象となる台数が減る傾向にある。また、資料中の自動車税の収入額には、旧自動車取得税つまり自動車税環境性能割が含まれているが、税率引下げの影響があり、令和3年度は減収となった。このような要因により自動車税は減収となっているが、軽油を燃料とするトラックなどの利用に伴う軽油引取税の増収と必ずしも矛盾しない。

辻委員

- 1 税込増とのことであるが、倒産や失業、飲食店が目に見えて閉店しているといった状況がある中で、違和感も覚える。税込増と現在の経済状況のもう少し踏み込んだ分析はどうか。
- 2 臨時財政対策債は制度開始後20年以上経過し、臨時ではなく自治体の恒常的な財源になっている。国は後年度交付税措置をすと言っているが、あくまで臨時財政対策債を発行するのは自治体である。本県の臨時財政対策債の発行の考え方はどうか。

- 3 財政調整基金の積み増しについて、コロナ禍という危機的な状況であるため大幅に積み増したと思われるが、平時に戻ったときの基金への積立ての考え方はどうか。

税務課長

- 1 県税収入が令和3年度に大幅に増収となった一番の要因は、法人二税の増収である。法人二税は、令和2年度に100億円規模で税収が落ちたのに対し、令和3年度は200億円規模で急回復した。この背景には、海外経済の回復や巣ごもり需要があると分析している。埼玉県だけでなく、全国の都道府県も同じような状況と聞いている。また、新聞報道等によれば、国税についても過去最高となっている。このようにコロナで一度落ち込んだ税収が急激に回復してきたというのが一番の要因と分析している。

財政課長

- 2 臨時財政対策債は平成13年度に創設以来、3年ごとに延長されている状況であり、現行の地方財政法では令和4年度までとされているが、おそらく次の国会で延長されるものと考えている。国から臨時財政対策債の発行限度額が示されるが、通常であれば現金である地方交付税でもらうべきものを臨時財政対策債として措置されているものであるため、発行せざるを得ないものと考えている。また、令和3年度は県債残高が減少しているものの、臨時財政対策債の発行は県債残高の増加につながるため、臨時財政対策債を含めて県債残高を適正に管理していく。
- 3 景気回復による税収増、国の経済対策による交付税の追加交付などがあり、歳入が一時的に多くなったことから、財政調整基金に620億円、新型コロナウイルス感染症対策推進基金に150億円、公共施設長寿命化等推進基金に42億円の積立てを行い後年度に財源を活用できるようにした。しかしながら、財政調整基金は交付税による3年間の精算措置として令和4年度から6年度で593億円を交付税が減額されることに備えて積み立てているものであり、その分を差し引くと残高は決して大きく増えていない。基金残高については、当該年度中に財源を確保し取り崩しを中止することで、年度末に目標としている1,000億円を超える残高を確保していきたい。

辻委員

臨時財政対策債は発行限度額が示されているとのことだが、本県では限度額まで発行する考え方でよいか。また臨時財政対策債は後年度への負担につながる可能性もあることから、発行しないで財政運営をすることが可能なのか。

財政課長

発行限度額は1,000円単位まで示されているが、本県では地方債を100万円単位で発行していることから端数切捨てで発行している。全国においても全ての道府県で端数を除いて発行限度額まで発行している。現在、臨時財政対策債は都市部の道府県に多く割り当てられている関係もあり、臨時財政対策債を発行しないと本県の行政運営に支障をきたすため、難しいものと考えている。

横川委員

- 1 資料6「令和3年度歳入歳出決算の概要」12ページ、性質別歳出の構成と推移だが、人件費のところを見るとここ3年、4年で200億円減額、5年前と比べると600億円、700億円近い減額になっている。これについては同じく資料11「歳入歳出決算」

5 ページでも同じことが書かれているが、大きな削減に至っている要因は何か。

- 2 テレワークなど様々な働き方の手法が取り入れられる中で、事務事業自体もここ数年で大きく変化しており、職員の配置にも影響があると思われるが、令和2年度、令和3年度で事業実施に当たり大きく変化した点は何か。

会計管理課長

- 1 退職者数の減による退職手当の減が影響したことで、減になっている。

財政課長

- 1 会計管理課長の答弁に補足する。平成29年度で給与費が大きく減少しているが、これは平成29年度から教職員給与費負担をさいたま市へ移譲したことが影響している。
- 2 まず、テレワークやオンラインツールを活用し、対面で行う会議を減らすことにより旅費が削減されるなどの変化があった。令和4年度当初予算編成においても旅費を40%削減するなどしており、目に見える形で成果を出せるよう取り組んでいる。また、実施方法を対面からオンラインとすることにより、会議やセミナーなどで会場設営費などの費用も削減できる一方、参加者は増加することができるという観点でも、必要な取組である。

横川委員

- 1 人件費について、平成29年度で制度が大きく変わったということは理解したが、ここ2年、3年の減少理由が会計管理課長から説明があった退職者数の減という理解でよいか。
- 2 テレワーク、オンラインによるセミナー開催などで経費削減したということであったが、こうした取組は令和4年度の事業の実施においても継続して行われているのか。

財政課長

- 1 近年の人件費の減少の要因についてだが、会計管理課長が答弁した内容に加え、令和2年度、3年度は2年連続で人事委員会勧告に伴い職員の期末手当の引下げが行われた。この影響額としては、令和2年度は約11億円、令和3年度は約36億円の減となっている。また、令和元年度は退職手当の減だけで48億円の減となっている。職員数については、知事部局で微増傾向、また、教育局において特別支援学校の生徒数の増や35人学級の関係で今後は増加が見込まれる。このほか、人事委員会勧告等の影響がある。
- 2 EBPMの観点を踏まえ、不断の見直しを行った上で、コロナ禍を踏まえての事業再構築といったことを各部局にお願いしているところである。最小の経費で最大の効果を上げられるような事業の構築・手法を今後も引き続き考えていきたい。

前原委員

- 1 一般会計の最終予算額が増加している背景として法人二税が増えているということだが、令和2年度の前に戻ったのか、それともそれを超えて増えているのか。
- 2 地方消費税が増収となった背景として税率引上げがあるとのことだが、税率を引き上げたことによる県民生活への影響を具体的にどのように把握しているのか。
- 3 まち並み景観形成先導モデル事業が廃止になったが、その理由として、一定のノウハウが蓄積されたことにより廃止と記載されている。蓄積されたとの判断は誰が行い、それに対する報告書などの作成はないのか、事業廃止決定会議の経費などはどのようにな

っているのか。

会計管理課長

- 1 令和2年度の最終予算額の2兆4,168億円から、令和3年度については2兆7,268億円と、約3,101億円増となっている部分であるが、感染防止対策協力金など、新型コロナウイルス感染症関連の経費が令和2年度より大きく増加したことにより、全体として12.8%の増となったものである。

税務課長

- 2 地方消費税については、令和元年10月の税率引上げの影響もあり、令和3年度決算において増収となっている。影響についてだが、令和4年8月の総務省の家計調査報告の数字を見ると、一世帯当たりの消費については前年同月比で5.1%の増加となっている。さらに、政府の月例経済報告においても、個人消費が緩やかに持ち直しているところがある。令和元年10月に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた分については、年金・医療・介護・少子化対策など社会保障財源に充てられていくことになっており、地方税収にとっても貴重な安定財源である。

財政課長

- 3 この事業は元々、令和元年度から令和3年度までの3年間のモデル事業として行田市における民間建築物の外観の改善工事を行う目的であり、サンセツルールに基づき部局の判断で一旦目的を達したとのことで廃止を決めた。現在3年間の取組を踏まえて行田市とともに効果測定を行っているところであり、会議の中で今後の他の市町村への波及の仕方などを検討していると伺っている。事業廃止決定会議の経費であるが、各部局で判断しており廃止の決定会議という決まったものがあるとは認識していない。経費についても経常的な経費から支出されている。

前原委員

法人二税等が増収となったとのことだが、それは以前に比べ増えたというよりも、新型コロナウイルス感染症の影響が余りにも大きかっただけであり、以前と同じ水準に戻っただけではないのか。

税務課長

法人二税については、先ほども御説明したが令和元年度から令和2年度にかけて100億円規模で減収となったが、令和2年度から令和3年度にかけて200億円規模で回復している。これに伴い県税収入についても、令和元年度から令和2年度にかけて一旦落ち込んだが、令和3年度の決算額は令和元年度を上回る状況となった。

【説明者】

堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、島村克己企画総務課長、鈴木健一計画調整課長、都丸久財政課長、山口達也行政・デジタル改革課長、石川貴規デジタル政策幹、三橋亨情報システム戦略課長、石曾根祥子地域政策課長、梶一之市町村課長、石川護土地水政策課長、近藤光交通政策課長
穴戸佳子会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長、矢島謙司監査事務局長、関口修宏監査事務局副事務局長兼監査第一課長、豊野和美監査第二課長

【発言】

阿左美委員

- 1 埼玉版SDGsの推進について、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに分科会を設置し、企業・団体等を交えて新たに取り組む官民連携事業を検討・実施したとあるが、具体的にどのような事業を検討し実施したのか。
- 2 行政報告書59ページから61ページのICTやネットワークに関連して、決算審査意見書8ページと15ページにDXの推進についての記載がある。決算審査意見書15ページには「構築・運用等に多大な費用がかかることが予想される」とあり、「運用コストも含めて将来にわたって経済的、合理的で最適なシステムとなる調達方法を検討する」となっている。県と市町村はLGWANで接続されているが、DXの推進は市町村と連携して進めていくべきと考える。ネットワークの構築等に関して、これまでにどのような取組をしてきたのか、また、今後の構築はどのように考えているか。さらに、「経済的、合理的で最適なシステムを調達しなければならない」とあり、今後、県と市町村のトータルコストを勘案して構築しなければならないと考えるがどうか。
- 3 「住むなら埼玉」移住総合支援事業の実施について、先輩移住者等と連携した移住促進プロモーションを実施したとあるが、具体的な内容と成果はどのようなものか。
- 4 「7(2)ア 財政運営の支援」で、ヒアリング等において必要な助言を行い、総合コンサルティング事業を延べ13団体に対して実施したとあるが、具体的にどのようなことを行ったのか。また、具体的な成果はあったのか。

計画調整課長

- 1 令和3年度は、埼玉版SDGs推進のため、埼玉県の二つの重点テーマである「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」と「未来を創る人材への投資」の分科会を設置して官民連携事業を検討した。分科会には延べ239の企業・団体が参加した。具体例としては、「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」分科会では、大宮公園の修景池の水質改善に合わせ、池を活用したにぎわいを創出する事業などを検討した。その結果、今年度の大宮公園再整備に合わせて、ボランティアの協力の下、令和4年11月3日及び4日に修景池のかいぼりを実施することになっている。「未来を創る人材への投資」分科会では、子供が自ら学び解決できる力を養成する事を目的として、民間団体と連携して、高校生が社会や地域の課題を解決するためのプロジェクトを実施した。

情報システム戦略課長

- 2 県のネットワークについては、デジタルイゼーションツールの活用などからデータ量の多い通信が必要となっている。そのような状況に対応できるよう増強等を図っているところだが、全体の最適化のために、令和4年度から次期県庁LANの構築に取り組んでいる。市町村は基本的にLGWAN側で利用しているが、例えば、これをネットワーク側で構築したいといった相談を受けることがある。こうしたケースにおいては、県が運用している県市町村共同クラウドに参加してもらい、市町村において最適化が実現できるような相談に乗っているところである。また、県と市町村の双方ともに最適なシステムで考えるべきということについてだが、現在、国においてガバメントクラウドの構築に取り組んでいる。これは、市町村のおよそ20業務が共通化され、全ての市町村が同じ仕様のシステムを使うことが予定されている。県でも一部使用する業務もあるが、県としても、市町村と連携して支援しているところである。

地域政策課長

- 3 令和3年度の移住促進プロモーションでは、無印良品と連携し、銀座店舗でPRイベントを実施した。イベントでは、本県に移住し地域で活躍している先輩移住者に参加してもらい、地域の特産品などを販売するとともに、来場者に対して移住先としての本県の魅力のPRや埼玉での暮らしぶりや働きぶりを紹介してもらった。イベントには約340人が来店し、トークイベントのアーカイブ再生では1,000回以上の視聴実績となった。また、人気YouTuberに県内での移住を体験してもらい、その様子や本県の魅力について動画で情報発信を行った。この動画はこれまでに約600,000回視聴されている。こうした移住プロモーションを実施することで、移住先としての本県の魅力を効果的にPRした。

市町村課長

- 4 「ヒアリング等において必要な助言を行った」に係る具体的な内容としては、毎年8月に政令市を除く全市町村に対し財政運営のヒアリングを実施している。この中で、決算状況の推移や今後の財政運営の課題等を聞き、例えば公共施設アセットマネジメントの推進などの必要な助言を行った。また、総合コンサルティング事業では、ヒアリングで確認した重要な課題について、伴走型の支援として市町村への助言を行っている。令和3年度は、公共施設アセットマネジメントの推進、公営企業の経営改善、人事評価制度の構築・活用などの合計6テーマ、延べ13団体にそれぞれ助言を行った。具体的な成果としては、公共施設アセットマネジメントの推進の支援をした団体については、令和3年度中に公共施設等総合管理計画を改訂した。また、公営企業の経営改善の支援を行った団体については、令和4年4月に下水道事業の公営企業会計への移行を実現した。助言を行った13団体への事業実施後のアンケートでは、「非常に参考になった」、「参考になった」との回答があった。

阿左美委員

- 1 監査委員の決算審査意見書の14ページに記載されているとおり、SDGsに取り組んでいない企業が44%、SDGsという言葉を知った人が29.5%、SDGsという言葉は聞いたことがあるが内容をよく知らない人が30.6%である。また、「SDGsの取組が加速的に進む流れを作り出してい

ただきたい」との意見が付されていることから、監査委員は県の取組が十分ではないという認識であると考え。このような取組で、2030年にSDGsが達成可能なのか。

- ICTの利活用の推進については決算額が38億円とのことであるが、DXの推進を目玉にするのであるならば、更に増加し、集中的に立ち上げた方がよいと思うがどうか。
- 県のPR動画「埼玉物語」を視聴したが、その中で「集合時間に遅れることを『秩父時間』という」というのは言いすぎである。また、横瀬地区では「だるまさんがころんだ」を「てばたきおに」という。このようなPR動画作成の際には、地元出身の職員に確認したり、地元市町村と連携すべきと思うがどうか。また、約600,000回視聴されたとのことだが、その結果どうなったか。

計画調整課長

- SDGsの17のゴールは高い目標であり、2030年に達成するという目標は堅持しなければならないが容易ではないと考える。そのため本県では、今年度からの「埼玉県5か年計画」において、全ての施策にSDGsの理念を落とし込んで、スモールステップで着実に実行していくこととしている。一方、SDGsのゴールを達成するためには、県民の協力が必要である。企業向け施策では「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」を立ち上げ、ワンチーム埼玉でSDGsを推進していくための情報共有の場、官民連携の検討の場を設けている。また、「埼玉県SDGsパートナー登録制度」を設け、SDGsに自ら取り組む企業や団体を県が登録して、企業自らがSDGsに取り組む土壌づくりをしている。これらの制度により、一つでも多くの企業や団体を巻き込んでいきたい。また、県民に向けては「エスキューブ」というスマートフォンアプリを導入している。ひとりでも多くの方にダウンロードしていただき、SDGsを身近に感じて日々の生活の中に取り込んでもらうなど、2030年のゴールに向けて取り組んでいきたい。

情報システム戦略課長

- この38億円は県が管理している基盤等に係る費用が大部分であるが、このほかに、DXを推進するためのシステム開発等の経費もある。目玉として取り組むことに変わりはない。

地域政策課長

- 今後、動画を作成する際は、市町村と十分連携していきたい。また、プロモーションにより、まずは広く埼玉県を知ってもらうことが重要と考える。その上で、関心を持った方には県の移住サポートセンターなどを通じて市町村の相談窓口につなぐ支援を行っている。昨年度の相談人数は過去最多と年々増加している。移住希望者は移住に当たって様々な情報を必要としているため、今後も市町村と連携しながら情報発信をしていく。

委員長

移住サポートセンターに来た相談者や移住者など具体的な人数は示せないのか。

地域政策課長

相談者数は540人である。相談者に対して移住先を確認するアンケートなどをして必ず返送してくれるとは限らず、実態の把握が難しい状況である。引き続きアンケートな

どを実施し把握に努めたい。

石川委員

- 1 DXの推進について、令和3年度予算特別委員会の附帯決議に付されている「ペーパーレス化など庁内の業務効率化で終わることがないよう、社会実装へのロードマップを作り、全庁を挙げて取り組む」ということが重要だと思うが、令和3年度はどのような取組を行い、具体的にどのような成果があったのか。
- 2 電子申請については新型コロナウイルス感染症関連の手続でも活用され、電子申請件数が545,066件から108万332件と大幅に増えているが、実際にどのような手続に活用されたのか。また、更に電子申請の利用を広げるために、県として何か取り組んでいるのか。
- 3 行政報告書80ページ「あと数マイルプロジェクトの推進」について、埼玉高速鉄道線、東京12号線、東京8号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの5路線を対象として公共交通の利便性向上検討会議の取組の方向性を踏まえ調査などを行っているとはあるが、鉄道延伸をどのように進めるのか。

デジタル政策幹

- 1 DXの実現には時間がかかるため、実現までのロードマップを策定し、全庁で共有することが重要と考えている。そのため令和3年12月にDXビジョン・ロードマップを策定し、実現に向けた将来像と工程表を明確にした。策定に当たっては中堅・若手職員266名が参加するプロジェクトを立ち上げ、現場のアイデアを取り入れて知事や幹部職員と共に議論を重ねた。DXには、三つのフェーズがあり、第1段階はアナログからデジタルに置き換えることが該当する。例えば手続のオンライン化やペーパーレス化などである。そのため、起案から決裁まで紙を使わずにオンラインで完結できるツールを導入し、大量のデータをオンラインで共有できるクラウドサービスを活用することで、コピー使用量が2年前に比べ全庁で約40%、モデル所属においては約90%の削減を実現した。また、WEB会議ツールの活用により、対面型ではなくオンライン型の会議や研修が、2年前の1%から63%まで大幅に拡大した。このように、まずはDXの基礎の部分固めた上で、今後は県庁内部の業務効率化だけではなく、県民サービスの向上など社会全体のDXを目指してしっかり進めていく。

情報システム戦略課長

- 2 新型コロナウイルス感染症に関係するものでは、例えば自宅療養者の方への配食サービスの申込みやワクチン・検査パッケージ制度の登録申請などで多く利用された。この108万件は、市町村での申請件数も合算したものであるが、県での申請件数は約410,000件、そのうちの130,000件近くが新型コロナウイルス感染症関係のものである。また、利用を広げるための取組としては、現行の電子申請システムにおいて、それまでパソコンでしか申請できなかったものを、スマートフォンでも申請できるようにした。パソコンとスマートフォンの利用件数の割合は、おおむね半々となっている。また、利用者が直感的に操作できるようにするため、例えば、入力誤りのあった項目を強調して表示することや、文字のサイズを大きくしたり、配色を変えたりする仕組みなど、システムの利便性向上に取り組んでいる。あわせて、市町村を含めた職員に対してシステム操作研修を行っている。

交通政策課長

- 3 令和3年3月に有識者会議が示した取組の方向性を踏まえ、各路線の進捗に応じた取組を展開している。答申路線のうち埼玉高速鉄道線については、さいたま市長が表明した令和5年度中の鉄道事業者への要請に向け、要請に必要な計画素案の作成に向けて県とさいたま市で共同調査を実施するとともに、国など関係者の調整も精力的に行っている。また、さいたま市においては、中間駅周辺のまちづくりの検討などを進めている。東京12号線、東京8号線については、費用対便益、いわゆる「 $B/C > 1$ 」の確保などが課題とされており、県では沿線の集客施設の鉄道利用者便益として取り込むための来客調査を実施し、その結果をまちづくりの主体となる市町の取組に資する情報として提供するとともに研修会も実施している。未答申路線の日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールについては、延伸ルートの絞り込み、次期答申に向けた道筋の整理などが課題とされているため、県ではまず延伸ルートの調査を進めている。引き続き路線ごとの進捗に応じ、課題解決に向けた取組を着実に進めていく。

田並委員

- 1 DX推進会議を設置したとのことであるが、2025年までにデータの共通化など短期間に膨大な作業が予想される。これらをしっかり進めるためには持続性や職員のスキルが大事だと考えるが、職員が2年程度で異動する状況では継続性やスキルの維持の面で心配がある。どのような体制で進めていくのか。
- 2 職員266名が参画しDXプロジェクトを立ち上げてロードマップを取りまとめたとのことであるが、DXを推進する上で、職員の意識を変え職員一人ひとりが考えなければ進んでいかないと考える。ロードマップを取りまとめたことで職員の意識においてどのような効果があって、またその後どのように生かされているのか。
- 3 定数管理の項目で、職員定数が84人増とある。今回の感染症対策で、行政サービスにはマンパワーが必要であるということが再確認できた。行政サービスを考えると職員を増やすことが大事であるが、行政コストが増えることとのバランスを取る必要がある。今回84人の定数増に関しては、どのような思い、哲学があったのか。そして、それが今後の職員定数にどのように生かされているのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 通常2年から3年程度のローテーションで人事異動が行われるという実態がある。しかし、DX推進に当たっては、例えば専門性とか業務継続性といった観点から、通常と異なるローテーションが求められるケースもあると想定している。また、スキルの面で県職員のデジタル人材をどのように育成していくか、あるいはデジタル人材が求められるのはどのような分野かといったことで、人事の取扱いが変化していくのではないかと考えている。そうしたことから、人事体制をどのように行うか検討する必要があると考えるため、人事を所管する総務部ともよく協議しながら、しっかりと適切な対応ができるように検討していく。
- 3 定数改正や定数管理の基本的な考え方については、業務量に応じた定数配置を行うことと考えている。一方、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、業務の性質に応じては、マンパワーが必要な部分もある。令和4年4月1日の組織定数改正においても、業務の性質を見極めながら定数条例を改正し、新型コロナウイルス感染症対策では、保健医療部に32人を増員した。また、今後の職員定数については、基本的に業務量に応じて定数配置を行うこととした上で、関係部局と協議し、今回の新型コロナウイルス感染

症対策を踏まえ、定数増や外部委託、外部からの派遣人材の受入れ、業務のデジタル化など、様々な視点で定数管理をしていきたいと考えている。

デジタル政策幹

- 2 DXプロジェクトでは、全部局からメンバーを集めたことで、組織の縦割りの壁を越えた横断的な議論ができた。その成果として、全庁的なDXビジョン・ロードマップを令和3年12月に策定することができたと考えている。さらに、今年度は本庁の職員だけではなく地域機関の職員も新たに参加するようにしたことで、メンバーも中堅・若手職員266名から400名と規模も大きくなった。今後もそれぞれの現場から多くの職員がプロジェクトに参加できるようにし、一人一人が自分ごととしてDXに取り組めるようにすることで、県のデジタル化をしっかりと進めていきたいと考えている。

権守委員

- 1 駅ホームの転落防止設備整備率について、目標値が100%、実績値が100%となっているが、乗降客数の上下によって対象となる駅も変わるため、そのような理由で100%という目標を維持しているのか。
- 2 駅ホームのホームドア設置駅数について、目標値が33駅に対し、実績値が24駅となっている。令和3年度は1駅も設置できなかったとのことだが、この理由は何か。また、今後設置できる見込みがあるのか。
- 3 令和2年度に補助対象となる駅を一日当たりの乗降客数100,000人以上の駅から一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅に変更しているが、今後更に対象を広げていく考えがあるのか。あるいは基準を変えなくても、内方線付き点状ブロックの設置駅に対してホームドアを設置する考えがあるのか。
- 4 行政報告書78ページに「声かけ・サポートハンドブックの印刷・配布」とあるが、令和3年度はどれくらい印刷してどこでどのように配布したのか。

交通政策課長

- 1 令和3年度までの5か年計画の指標である駅ホームの転落防止設備整備率についてであるが、指摘のとおり一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅におけるホームドア又は内方線付き点状ブロックの整備率については、令和2年度の時点で100%を達成した。その上で、令和4年度からは、新しい5か年計画の目標期間に入っているが、駅ホームの転落防止措置を推進する観点から、ホームドアの設置が最も効果が高いと考えている。そのため、県としても今後も引き続き早期のホームドアの設置を推進していくことが重要であると考えているので、令和4年度からの現在の5か年計画でホームドアに特化した、よりきめ細かい目標を設定するという観点から、ホームドアの設置番線数を指標として設定した。具体的には、設置番線数を令和8年度末に113番線にすることとし、5か年計画の期間中、49番線にホームドアを設置することを目標として、その達成に向けて取り組んでいる。
- 2 令和2年度までは年度目標を達成していたが、令和3年度が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、整備完了予定の工事が翌年度以降に伸びるということもあった。また、世界的な半導体の不足により納入時期が遅れるといった影響もあった。当初令和3年度までに整備完了予定だったが、途中で構造上の問題があり補強をしなければならぬということが判明して延期されたという駅もある。
- 3 令和2年度の変更により、対象駅が10数駅から119駅に拡大した。それによって、

令和2年度以降、一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅12駅に対して補助を実施することができた。方針としては、まずは全ての一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅の整備を進めていきたいと考えている。また、内方線付き点状ブロックが既にあってもホームドアの安全効果は非常に高いと考えているため、更にホームドア設置を推進していく。

- 4 目の不自由な方に対する駅ホームでの具体的なサポート方法を示したガイドブックであるが、平成27年度に県で作成し毎年度印刷、配布を行っている。令和3年度は3,000部印刷し、社会福祉協議会やNPOに約250部配布した。来年度以降もこの取組を続けることで、目の不自由な方が安全に利用できる環境を確保していく。

蒲生委員

- 1 パソコンやスマートフォンを利用して県民が24時間問合せできる「埼玉コンシェルジュ」について、令和3年度の利用状況や効果はどうか。
- 2 地域公共交通の確保・充実を図るためには、新たなモビリティサービスの普及が重要になると考えるが、令和3年度は県としてどのようなことを実施してきたのか。

デジタル政策幹

- 1 令和3年度は約280,000件のアクセスがあり、稼働が開始された令和2年度の約34,000件から大きく件数が伸びた。特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症関係の問合せが非常に増えた。これに昼夜を問わず対応できたということは、デジタルならではの成果であると考えている。

交通政策課長

- 2 より効率的で利便性の高い地域公共交通を実現するためには、指摘のような自動運転やAIオンデマンド交通といった先進技術を活用した、新たなモビリティサービスの普及が大変重要であると考えている。そこで県では、令和3年度と令和4年度に、市町村向けの地域公共交通の活性化に向けた補助制度を改正し、新たなモビリティサービスを支援対象として明確化した。その上で、市町村職員を対象に、新たなモビリティサービスに関する研修会なども実施した。具体的には令和3年度は、市町村向けの補助制度では、狭山市におけるAIオンデマンド交通の実証運行に向けた環境整備について財政支援を行った。また、市町村職員向けの研修会については令和3年8月に実施し、新たなモビリティサービスに関する専門家を講師に迎え、AIオンデマンド交通など新たなモビリティサービスに関する先進事例を紹介した。また、令和4年3月には、DXビジョン・ロードマップにおいて、「新たなモビリティサービスに係る取組実施市町村数」をKPIに設定した。

蒲生委員

AIは休みなく処理できる能力があるが、まだまだ発展途上でAIの問題も様々指摘されている。現時点でAIを活用していく上でどのような課題があり、どのように対応していこうと考えているか。

デジタル政策幹

AIは人間に比べると正確に回答できない場合がある。特に新しい問題が出てきたときの対応が苦手と言われている。このため、AIが答えきれなかった言葉や説明を職員が手

作業で回答を常に加えており時間と労力がかかる。最近はAIチャットボット以外にも、キーワード検索などの機能もかなり充実してきているので、今後の技術動向なども考慮しながら、県民サービスの向上につながる選択肢を検討していきたい。

横川委員

資料22「職員定数の推移」について、今後、AIやDXの推進による業務効率を見据えて、職員の適正数を見定めていくことが重要である。定数管理に当たっては、専門職の人員や部門など、他県の状況と比較して判断することが有効であると考え、県としてそのような把握をしているのか。

行政・デジタル改革課長

過去に同じような財政規模、人口規模の近県について比較したことがあるが、近県では、海や港湾がありその関係の業務を所掌しているため、直接の比較が困難であった。また、以前に委託や指定管理の導入率の比較により定数差を検討したことがある。

横川委員

他県との環境差により職員配置の比較が困難とのことだが、本県として定数管理の方向性や方針について決める必要があると考えている。保健医療部では30数名の増員とのことだが、コロナ禍での課題を踏まえた上で、採用を図ることは重要だと考えている。一方、人件費も踏まえ、委託化やDX推進による業務効率など、県民にとってより良いサービスを提供する体制を、全庁挙げて見定めることが重要である。定数管理の方向性や方針がうやむやであり、これが定まらないと総務部では採用ができない。どのような人材が必要か、どの部門が弱いかなどの検証は、港湾などの環境下の比較ではない。専門人材の配置による事務事業的な開きをきちんと検証できるかが重要だと考えているがどうか。

行政・デジタル改革課長

昨年度の定数管理の検討に当たっては、埼玉県5か年計画を踏まえ行政需要を把握したところである。一方で、近年は災害を含めた危機管理への対応が求められており、それらに重点的に職員を配置することで、計画的な配置というよりも緊急的に定数措置しなければならない現状がある。しかし、将来の定数管理の方向性や方針は大切であり、今後10年をどう見据えるか、人口減少や職員採用の厳しさなどを見据えることも必要である。どのような在り方がよいかしっかりと検討していきたい。

金野委員

- 1 県民満足度調査における満足度14項目、平均58.2%の調査概要はどのようなものか。また満足度58.2%は決して高い数字ではないが、この数字をどのように捉えているか。
- 2 RPAを令和3年度末までに累計59業務に導入し、定例的業務の自動化を推進したとのことだが、具体的にはどのようなものか。また削減効果や今後の進め方はどうか。
- 3 「住むなら埼玉」移住総合支援事業について、先ほどアンケートなどを実施し移住者数の把握に努めたいとの答弁があったが、全国では目標を設定しているところもある。県としてどのように考えるか。
- 4 ホームドアについての設置対象となる駅または番線の総数と、未設置の駅及び番線の数、今後の整備の見通しについて伺う。

- 5 税外未収債権の圧縮について、ヒアリングや情報共有を行ったとあるが、これはどのようなものなのか。例えば、全庁調整会議などを立ち上げて行っているのか。
- 6 不納欠損額のBの位置付けについて、これは不納欠損をしたけれど債権放棄をしていないというものなのか。
- 7 具体的に不納欠損となったもの、債権放棄をしたものについて、債権の種類と理由はどのようなものか。

計画調整課長

- 1 調査対象は、県内在住の満18歳以上の5,000人を無作為抽出し実施している。回答は郵送・インターネットを併用している。調査内容は、令和3年度の県民満足度調査のため、昨年度までの「5か年計画（希望・活躍・うらおいの埼玉）」の14の基本目標ごとに、「満足している」、「ある程度満足している」、「あまり満足していない」、「満足していない」、「わからない」の5段階から一つ選び、このうち「満足している」「ある程度満足している」の2項目を回答した方を「満足」として、その割合を合計したものである。58.2%という数字は、前年度より2.9ポイント改善しており、過去2番目の満足度の高さである。満足度は何%以上なら良好であるという客観的な基準はないが、県民の半数以上が満足と回答していることから、県政に対する一定の評価があったものと受け止めている。

行政・デジタル改革課長

- 2 導入事例としては、職員の通勤手当や勤勉手当の認定や支給をする際の事務において、RPAを活用している。導入の効果としては、令和3年度1年間を通じて稼働したRPA業務が41事業あり、1年間で11,766時間の業務時間の削減の効果があつた。今後の進め方について、この4年間でかなりの業務に対しRPAを導入したところだが、追加の業務があれば新規開発するほか、現在のRPAシステムの運用をしっかりと進めていく。

地域政策課長

- 3 現状では移住の理由を把握する制度がない中で、他県でも工夫をしていると思う。本県は全国でも2番目に転入超過が多いが、それが「移住」なのか「引っ越し」なのか把握しづらい。栃木県では市町村アンケートを実施しており、今後も市町村と連携しながら目標値について検討していきたい。

交通政策課長

- 4 ホームドアについては、目の不自由な方のみならず、飛び降り防止、痴漢対策の観点からも大変重要な取組であり、県としても今後も力を入れていくということで、新しい5か年計画の中でも設置番線数を目標として掲げたところである。令和3年度末現在のホームドア設置済み番線数は64番線、24駅である。それに対し、5か年計画の目標設置番線数は113番線ということであり、5か年計画の期間中、令和4年度から8年度においては49番線にホームドアを設置することを目標としている。県では、一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅を対象に補助事業を行っているが、鉄道事業者も基本的にそういった重要な駅から整備するため、一日当たりの乗降客数10,000人以上の駅については最終的には全てホームドアを設置することを目指している。本県においては対象の番線数は342番線であり、そのうちの113番線をまず早期に設置

していきたいというところであるので、県としても鉄道事業者への財政的支援をしっかりとしていくということを伝えた上で、粘り強く働き掛け目標値を達成していきたい。

財政課長

- 5 企画財政部で全体の税外未収債権に関する指導等を行っており、債権所管課所に対し、現状についてヒアリングを行い、債権回収方法等について情報共有をするなど促進を図った。
- 6 不納欠損したが債権放棄していないものとしては、例えば消滅時効が完成して債権が消滅したものは不納欠損としている。「うち債権放棄」の内容は、例えば母子父子寡婦福祉資金において、債務者に資力がないものについては条例に基づいて債権放棄を行った。
- 7 不納欠損の内容としては、これらのほかに、警察本部の放置違反金や交通安全施設等に係る損害賠償金、県営住宅使用料などが主なものである。

金野委員

- 1 移住実績の把握についても市町村と連携して検討できないか。
- 2 ホームドアの設置について、単年度の目標は立てているのか。
- 3 税外未収債権について、ヒアリングや情報共有を企画財政部で行っているとのことだが、検討委員会のようなものを設置したり、強化月間を設けたりするなど、組織的にしているのか。

地域政策課長

- 1 今年7月1日から22市町村に協力してもらい、転入窓口でスマートフォンを活用したアンケート調査を試みで実施している。現時点では、回答数が少なく十分な分析ができていないが、今後も市町村と連携し移住者の把握に努めていきたい。

交通政策課長

- 2 5か年計画全般に共通であるが、5年間の目標値を設定しており、単年度ごとの目標値は設定していない。ただし、毎年度予算編成の過程の中も含め、計画を事業者から伺い、市町村からも支援のニーズを毎年度しっかり聞き取った上で、それを踏まえて計画的に支援していくということで、こちらが支援できるものは最大限それで支援していくという姿勢で臨んでいる。そのため、そういった情報をやり取りする中で、5か年の目標全体を達成することを見据えて、県からも事業者に働き掛けを的確にしていこうということで進捗管理をしていきたいと考えている。

財政課長

- 3 年度当初に研修会やマニュアルを基に指導等を行っているが、全庁的には期間を決めて定期的にヒアリングを実施しているものではない。随時、状況把握をした上で相談を受けたり弁護士相談を実施しながら指導等を行っている。

前原委員

- 1 行政報告書44ページの「4 行政・デジタル改革の推進」について、県民が知りたい情報になかなかとり着けないという声も寄せられている。職員の業務の効率化や県民サービスの向上は図られたのか。

- 2 行政報告書44ページ「5 ICTの利活用の推進」について、「県民・事業者の利便性向上のため、県及び市町村の電子申請サービスの充実を図った」とあり、利用件数が令和3年度の目標値416,000件に対して、実績値は108万332件となっている。これは、新型コロナウイルス感染症に関する協力金などの結果だと思われるが、パソコンが利用できない県民への影響はどうだったか。
- 3 本県のマイナンバーカード交付率は全国状況と比べてどうなっているか。本来、任意であるカード取得に対し「今なら商品券付き」、「ポイントが貰える」などのキャンペーンが行われているが、これまでに県がマイナンバー関連で支出した費用はどのくらいになるか。また、国は、現行の健康保険証を来年秋に廃止して、マイナンバーカードに一体化させると表明しているが、生活に欠かせない保険証と引き換えにマイナンバーカードの取得を迫ることについて、令和3年度の中でその必要性を裏付けるものがあったか。
- 4 思川開発施設の令和6年度完成に向けてダム本体工事を行ったとのことであるが、工事の進捗率、総事業費、県の負担割合、今後の負担予想額はどのようになっているか。
- 5 行政報告書76ページ「9(2)水源地域対策の推進について」について埼玉県水源地域対策基金の令和3年度末基金残高が59億2,274万1,998円とある。令和3年度はどのくらい取り崩したのか。前年との比較と用途内容についても伺う。
- 6 行政報告書78ページの「交通網の整備促進」の駅ホームの転落防止対策について、実際にどれだけの自治体から要望があったのか。

行政・デジタル改革課長

- 1 デジタル化の目的は、業務の効率化を図って県民サービスを向上させることである。例えば、行政手続をオンライン化することにより、窓口が開いている時間に行く必要がなくなり、遠方に住んでいる方や忙しい方の利便性が向上すると考える。こうした考えから、県では行政手続のオンライン化を進めている。今年4月時点では手続の3分の2以上はオンライン化できており、県民の手続の選択肢が広がっている。その裏側では、職員の事務の効率化や、多様な働き方が可能になっている。知りたい情報になかなかたどり着けないという点については、情報提供や案内の方法を工夫するなどして、引き続き改善を図っていく。

情報システム戦略課長

- 2 令和3年度の電子申請の件数が増えた理由は新型コロナウイルス感染症関係の申請が増えたためである。システムを運用している側として手続の詳細までは承知していないが、手続をオンライン化するにはオンライン申請の方法だけではなく、例えば、郵送や窓口での対応といった複数の申請方法を準備している例がほとんどであると思っている。先ほど手続のオンライン化率が3分の2という答弁があったが、実際にオンラインが利用されている率は令和2年度で約21%であり、他の方法で申請をしているケースも多いと考えている。したがって、オンライン申請を進めていく中では、どのような事情でオンライン申請ができないのかといった点もよく把握して対応していく必要があると考えている。
- 3 マイナンバーカードの交付状況は、最新の9月末時点で全国平均が49%、埼玉県は47%である。マイナンバー関連のこれまでの支出の合計については、平成28年度の途中からマイナンバー制度が始まっているが、令和3年度までの合計で約2億3,700万円でありシステム運用経費が主なものである。このうちマイナンバーカードの促進

については、広報費として約980万円かかっている。次に、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させる必要性について、令和3年10月からマイナンバーカードによる健康保険証の利用が可能になったという事実はある。また、マイナンバーカードを取得することの必要性については、例えば、マイナンバーカードを取得して最初に住民の方が利便性を感じるのは、コンビニエンスストアで住民票などが取得できることである。コンビニエンスストアで交付ができる市町村は令和3年度中に9市町村増えており、現在県内の48市町村でコンビニエンスストアでの交付が可能になっている。また、民間の取組ではあるがネット銀行などはマイナンバーカードを使って本人確認をして口座を作ることができるようになっている。このようなところで利便性が向上していき、取得に向けた土壌が整いつつあると考えている。

土地水政策課長

- 4 工事の進捗率は約71%である。費用関係について、総事業費は約1,850億円、県の負担割合は額として約169億円、率としては約13%となっている。今後の負担予想額は約50億円となっている。
- 5 埼玉県水源地域対策基金については、令和3年度は約1,300万円を取り崩した。具体的な用途内容は、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金への負担金、県内の水源地域の振興対策事業である。公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金については、思川開発施設に関する森林の保全に関する啓発活動の費用や上下流交流事業の実施などに対して負担金を支出している。また、県内の水源地域の振興対策としては森林の整備や災害対策等に要する費用について、県内ダム所在地の秩父市など4市町に対して支援を行った。

交通政策課長

- 6 市町村から県に対する補助要望は、令和3年度は実際に支援した草加市、越谷市、川口市の3市12駅からあり、全て要望どおりに補助を行った。今年度についても、補助要望があった2市5駅について要望どおり補助金を交付する予定である。先ほど答弁したとおり、半導体不足など様々な障害がある中で、鉄道事業者自身にしっかりと整備を進めてもらう必要があるので、市町村と連携して整備計画を立てている駅については苦しい中でも前倒しも含めてしっかりと確実に整備してもらうことを、整備計画がない駅についてはまずは整備計画を作ってもらうことを、粘り強く働き掛けていく。

辻委員

- 1 ホームドアの設置について、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催前にオリンピック会場周辺の駅を優先的に設置していくという方針があったと思うが、オリンピック開催前と開催後で設置数に影響はあるか。また、国からの補助金額に差は生じるのか。
- 2 鉄道事業者への要望について、JR等で駅の無人化が進んでいるが、合理化によってサポートが必要な障害者等が利用する際に、事前に連絡をしないと乗れないという状況が起きており、非常に問題であると思う。無人駅化についての要望は行っているのか。

交通政策課長

- 1 平成29年度の補助制度創設時には一日当たり乗降客数100,000人以上の駅に加えてオリンピック会場周辺駅を支援対象とした。それにより東武東上線の朝霞駅と東

武伊勢崎線の北越谷駅を支援した。その後、令和2年度以降は一日当たり乗降客数10,000人以上の駅と対象を拡大し、12駅について補助を実施した。引き続きオリンピック終了後も一日当たり乗降客数10,000人以上全ての駅を対象に進めていきたい。なお、国の補助については県補助と直接関連した財政的な支援はない。

- 2 毎年度県では、鉄道事業者8社に対して地元市町村からの要望も併せて要望を行っている。令和3年度は行田市から行田市駅における常駐職員の配置の継続という要望があったので秩父鉄道にそれを伝えている。越生町からも越生駅の無人駅における適切な案内表示という要望があったため、それについてもJRに伝えている。引き続き、市町村や地域住民のニーズを吸い上げて適切に鉄道事業者に要望していく。

八子委員

県と市町村職員の人事交流について、県から市町村に派遣されている職員数が81名であるのに対し、市町村から県に派遣されている職員が17名となっている。これを見るとバランスが悪いと感じるが、もっと市町村から職員を受け入れることはできないのか。

市町村課長

県と市町村の間の職員派遣については、毎年度市町村に要望等について照会を行い、それに基づいて関係部局との調整をしている。県からの派遣人数に比べて市町村からの派遣人数が少ないとの指摘であるが、行政報告書記載のとおり実務研修職員という形で市町村から県に派遣されている職員が145名いる。全体としては、実務研修職員制度の方が市町村から派遣しやすいものと認識している。指摘を踏まえて今後市町村からの派遣要請にできる限り対応していきたい。

八子委員

市町村からの要望があれば、県の方では市町村からの派遣職員をより多く受け入れることが可能なのか。

市町村課長

できる限り市町村の要望に対応したいと考えているが、実際の受入については所管部局と協議の上で決定しており内容によっては断るケースもある。

鈴木委員

- 1 行政報告書63ページ「住民基本台帳ネットワークシステムの運用」について、マイナンバー制度も賛否がありながらも移行されている中で、システムの適切な運用を行うために、市町村に対して技術支援、助言、セキュリティ研修の開催とあるが、どのような役割になっているのか。また、昨年のセキュリティ研修や助言の内容はどのようなものか。
- 2 手数料収納に関する検討会議の中で証紙廃止及び証紙廃止後の手数料収納の在り方について検討を行ったとのことだが、検討内容について具体的に伺う。
- 3 公金の収納キャッシュレス化に関する件について、県民の利便性向上と事務の効率化を図るため、電子マネー導入施設での情報収集や効果検証を行うとともに各種支援を行ったとあるが、情報収集内容や効果の検証について具体的に伺う。

情報システム戦略課長

- 1 住基ネットの現在の使われ方については、マイナンバー制度が始まっているが、そのマイナンバーは住基情報を基に付番しており、名前、住所、生年月日、性別の基本情報は今でも住基ネットシステムで管理している。次に、市町村に対する支援であるが、セキュリティに関しては総務省で定めるチェックリストを用いて市町村で自主的にチェックを行ってもらっている。また、市町村を対象とした研修会を毎年一回行っている。あわせて、年に一回住基ネットを管理する審議会でセキュリティが担保されているか審査している。

出納総務課長

- 2 証紙廃止に伴う手数料収納に関する検討会議については、令和3年度に2回、令和4年度に3回の計5回開催した。検討内容の前提は、これまで行ってきた収入証紙制度を見直し、基本方針として電子申請システムを活用した電子収納を原則として、それに対応できない場合は窓口でのキャッシュレス収納とする方向であることを庁内で確認した。令和4年度は、令和5年度中に収入証紙の廃止を行い、キャッシュレス化を進めていくということを協議した。
- 3 既にキャッシュレス決済を導入している7施設に対してアンケート調査を実施した。その中で、サービスが向上したという回答もあったことから、キャッシュレス決済を継続していく意向とした。一方で、来客数も増えているとは言えない現状である。今は現金収納とキャッシュレス収納を併用しており複雑化しているため、今一度検討していきたい。

鈴木委員

住基ネットについて、セキュリティチェック等しっかり行われているということであるが、埼玉県において過去から現在において情報が漏えいするような案件はなかったということでしょうか。

情報システム戦略課長

そのような案件はなかった。

【説明者】

北島通次公営企業管理者、金子勉企業局長、高橋伸保水道部長、
吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、加藤政寿水道企画課長、
鈴木喜弘水道管理課長、野口清隆主席工事検査員

【発言】

阿左美委員

- 1 大久保浄水場及び柿木浄水場について、修繕工事及び諸設備機器の定期点検を実施したとあるが、点検の中で不具合などは見つかったか。またそれに対してどう対応したか。
- 2 地域整備事業会計の決算概要について、令和3年度は完成した産業団地がなかったとあるが、団地の完成時期を平準化して毎年度安定した分譲利益を計上するのが望ましいと考える。令和3年度に完成した団地がなかった理由は何か。

水道管理課長

- 1 工業用水道事業及び水道用水供給事業において、機械設備ではポンプ類、電気設備では浄水場の制御を行う監視制御機器などを対象に点検を行っている。不具合については、早急に対応できるものはその場で対応し、予備機があるものについては予備機に切り替える。点検の目的は機器の劣化状況の把握であり、点検結果を今後の修繕計画や更新の計画に反映している。

地域整備課長

- 2 当初の計画では令和3年度に4地区を完成する予定だったが、用地交渉の長期化等により事業期間の延長を行った。

阿左美委員

- 1 静岡県では先日の台風において、取水口に被害が出て断水となる事象があった。上流部分のメンテナンスはどのようなことを行っているか。また、断水に対する市町村への県の対応について伺う。
- 2 昨今の円安等の影響で製造業の国内回帰が起こる可能性も考えられるが、地域整備事業としてこの点について何か考えはあるか。

水道管理課長

- 1 県は河川から取水して市町へ送水しているが、県の5浄水場は送水管でつながっており、水融通が可能である。また、備蓄水の活用や市町に自己水の活用を依頼するなど市町村との連携を密にして対応している。

地域整備課長

- 2 現在、産業用地の購入については物流企業やマルチテナント系の企業の購買力が高く、マーケットに任せると、製造業等他の業種が購入しづらいということが出てくるため、販売方法等については工夫していきたい。また、県北地域は物流業よりも製造業の方が

価格帯などの面も踏まえて興味がある企業が多いようであり、そのような面も考慮する。

小川委員

工業用水事業について、今後は事業者のニーズに沿った施設規模の適正化や料金の在り方を検討して経営改善に努めていくとのことであったが、具体的にはどのようなことを実施していくのか。

水道企画課長

施設規模の適正化については、施設能力に余裕のある柿木浄水場の施設の一部を廃止する計画としている。現在進めている柿木浄水場の耐震化が完了した後の令和7年度頃の実施を見込んでいる。料金の在り方については、これまで料金改定の検討については4年に1度行ってきた。平成5年度以降値上げを行っていないが、水需要の減少や施設の老朽化を考慮すると、将来も現在の料金を維持することは難しいと考えている。そのため、今後の料金については、動力費などの変動要因も注視しつつ、必要な投資とそれに見合う料金について受水企業と協議を進めていく。

小川委員

- 1 事業者ニーズに沿ったという答弁があったが、資料によると契約水量と実供給水量に大きく差がある事業所がある。こうした事業所は契約水量が大きく変わる可能性があるのか。このような点について対応することが企業のニーズと思うがどうか。
- 2 契約企業数が減少傾向であるが、対応をどう考えているか。また、原因についてどう分析しているのか。

水道企画課長

- 1 契約水量に基づいて施設等を整備し、料金を算定している。受水企業によっては昼間と夜間で使用水量に差がある企業もあり、そのような企業は最も使う時間帯の水量で契約している。また、企業局としても、施設に負担がかからないよう一定の水量で送水しているため、このような状況になっている。契約水量を減らしたいという企業については、協議を進めながら検討する。
- 2 以前は節水等により急激に減少したが、最近は節水が一段落したことから、減少傾向は緩やかになっている。また、工場が撤退して住宅地になるような場合には、なかなか新しく工場が入ってこず、契約企業数は減少すると考えている。

石川委員

大久保浄水場、行田浄水場及び吉見浄水場においては、水道施設の耐震補強工事を実施中とのことだが、工事の現在の進捗状況について伺う。

水道管理課長

大久保浄水場と吉見浄水場は令和4年度末に、行田浄水場は令和6年度に耐震補強工事が完了する見込みである。令和6年度で全ての施設の耐震化が完了する見込みである。

杉田委員

地域整備事業について、貸付契約していた区画の一部を令和4年2月に分譲したとあるが、分譲に至った経緯について伺う。また、貸付契約している他の区画についても、今後、

分譲を進めていくのか。分譲を進めていくのであれば、どのようなスケジュールで実施するのか。

地域整備課長

経済状況の悪化により分譲が難しくなった物件について、平成14年度にリース方式を導入した。企業の地元定着に向け、リース終期を捉えて買取りの働き掛けをしている。今回の物件については、比較的リース期間を残した段階で企業から買取りの意向が示されたものである。理由は、設備投資に際して、リースの残存期間が短いと担保価値に支障が生じるためであるとのことであった。リース企業への分譲を目標としつつ、企業のリース契約継続の要望については、貸付企業と十分調整し、幅広く対応していく。

杉田委員

貸付契約していない区画もあるのか。

地域整備課長

基本的には分譲しており、経済情勢が悪いときに売れない区画について貸付けを行ったものである。

権守委員

地域整備事業で、本庄いまい台と秩父みどりが丘の分譲収益について、差額が赤字となっているが、赤字となった理由は何か。

地域整備課長

バブル崩壊後等の経済情勢が悪いときに売れ残ったものであり、原価よりも高い値段で売ることが難しかったためである。

蒲生委員

- 1 工業用水道事業について、令和2年度を除くと、これまでの数億円単位の純利益から令和3年度は純利益が約3,000万円まで減少しているが、原因は何か。
- 2 水道用水供給事業について、令和3年度は修繕費の増加や原油価格の上昇に伴う動力費の増加等により、経常利益が6億5,700円減少したとのことであるが、電気料金の高騰は今後も続くと思われる。今後、高度浄水処理の導入等の大型投資が控えている中で、料金値上げについても検討する必要があると思うが、今後の見通しはどうか。

水道企画課長

- 1 収益においては、給水収益は若干減少傾向である。費用においては、老朽化した施設の更新や撤去の費用及び維持管理費の増加が純利益の減少要因である。具体的には、令和2年度には約1億1,000万円、令和3年度には約1億9,000円と、例年に比べて1億円以上費用を多くかけて施設の撤去を行ったことによるものである。
- 2 水道用水供給事業については、料金改定の検討は4年に1度行ってきた。平成11年度以降値上げを行っていないが、水需要の減少や施設の老朽化を考慮すると、将来にわたって現在の料金を維持することは困難であると考えている。そのため、令和6年度までは現在の料金で考えているが、令和7年度以降は今後の必要な投資額を踏まえ、動力費などの変動要因も注視しつつ、受水団体とよく検討しながら進めていく。

辻委員

水道用水供給事業では、管路の老朽化、施設の耐震化、維持管理コストの上昇といった課題がある一方、水需要は伸び悩んでいる状況だが、これまでどのような経営努力をしてきたのか。また、公共と民間の役割分担の考え方はどうか。

水道管理課長

経営努力について、水道用水供給事業では、大久保浄水場の排水処理施設の汚泥の処理及び吉見浄水場の運転管理の民間委託、工業用水道事業では、柿木浄水場の運転管理の民間委託を実施してきた。公共と民間の役割分担については、水を供給することが使命のため、水の供給に直接影響のある業務は直営で実施し、直接影響しない業務は民間に委ねて、両輪として、水の安定供給に努めていく。

金野委員

- 1 工業用水道事業及び水道用水供給事業について、令和2年度に純利益が減少し、令和3年度に増加している理由は何か。
- 2 水道用水供給事業の管路更新について、耐震化率が約41%、地盤状況等を加味した耐震適合率が約66%と聞いているが、管路更新計画の見直しや管路の耐震化の令和3年度末の状況について伺う。特に主要幹線と主要幹線以外の考え方はどうか。

財務課長

- 1 工業用水道事業では、令和2年度に施設のダウンサイジングに伴う大久保浄水場沈でん池撤去を行い、約1億9,300万円の特別損失を計上したことなどにより、約1億7,100万円の赤字となった。水道用水供給事業では、令和2年度に霞ヶ浦導水事業からの撤退に伴い特別損失を計上したことなどにより、約18億6,300万円の赤字となった。

水道管理課長

- 2 これまで企業局で管理している送水管777キロメートルのうち、令和3年度までに13キロメートルの更新工事を実施してきた。大口径管路の場合、工事を進めていくのが難しい箇所もあり、また、管路の老朽化も課題になっている。地盤の状況や、過去の漏水状況などを踏まえ、新たに計画を立てていきたい。

金野委員

- 1 工業用水道事業と水道用水供給事業の令和2年度の特別損失については、想定していたもので、想定内の時期、金額ということでよいか。
- 2 管路更新の推進については、新たに計画を立てるということだが、現状の13キロメートルというのは計画から遅れているのか。

水道企画課長

- 1 工業用水道事業の特別損失は、計画どおりに計上している。水道用水供給事業における霞ヶ浦導水事業からの撤退については、ハツ場ダム等が完成し、今後、霞ヶ浦導水事業の水利権を使う必要がなくなることが想定された。そのため、今後、維持管理費や更新に係る費用等が発生するのを防ぐため、撤退を決めた。想定内というよりは、必要性

等を考慮し、撤退を決めたということである。

水道管理課長

- 2 管路の更新については、なかなか進まない箇所があるのは事実である。ただし、管路の法定耐用年数が40年であるが、一部試掘等調査を行った結果、直ちに破断することはないと考えている。やるべき箇所から着手していくため計画の見直しを行っている。

前原委員

- 1 工業用水道事業の廃止負担金の徴収状況の表について、A社の撤退の理由と廃止負担金は該当なしとなっている理由は何か。
- 2 水質事発生件数について、令和3年度が大幅に増えているが、事故の内容、対処状況、今後の発生防止のための考え方について伺う。
- 3 水道料金について、県水の料金が1立方メートル当たり61.78円とある。末端の水道料金は一番高いのは寄居町の391.9円、一番安いのは嵐山町の94.9円となっており、約3倍の差がある。料金の差が生じる理由は何か。
- 4 富士見市の勝瀬地域で給水管の整備工事が長期間行われていたが、令和3年度まで工事が続いた理由は何か。

水道企画課長

- 1 A社では自家発電設備の冷却水として工業用水を使用していたが、設備の更新により冷却水が不要になったことから廃止したと聞いている。工業用水道事業では、受水企業から給水申込みに合わせて配管等を布設するが、一定期間より前に廃止した場合、廃止負担金を徴収することになっている。当該企業は40年以上工業用水を受水していたため負担金を徴収していない。

水道管理課長

- 2 水質事故は魚のへい死や油の流出が多いが、これは一般の方からの通報により発覚している。因果関係ははっきりしていないが、令和2年度はコロナ禍により外出が減ったため、通報が減ったものと考えている。水質事故が発生した場合は、上流の関係機関と連携し、情報共有して対応している。

水道企画課長

- 3 市町村がそれぞれ料金を決めており、具体的な事情は把握していないが、市町村によっては水を送るためにエネルギーが多く必要となることや、配管が長いなどのいろいろな事情があり、料金に差があるものとする。

水道管理課長

- 4 富士見市の漏水については、掘削して現場状況を確認したところ、修繕には長期間断水になることが想定された。水道管が大口径で下流側の市町への影響が大きいことから、新たにバイパス管を設置し、送水を確保してから漏水を修繕することになったため、長期間の工期になった。

前原委員

水質事故について、令和2年度が減っている理由は具体的な説明があったが、令和3年

度が増えている理由は、魚のへい死や油が多かったという認識でよいか。

水道管理課長

令和2年度はコロナ禍で外出する県民が少なく、県民からの通報が少なかったが、令和3年度は外出する県民が増えたため、通報の件数が増えたと考えている。水質事故の比率は大きく変わらないものと考えている。

横川委員

資料に水道事業の料金単価や算出の仕組みが記載されている。施設修繕や改修事業費等の影響から、時期によって利益が大きく変動することも分かるが、料金を上げるという決断も時には必要と思う。将来的な維持管理費を含めた適正値はどのように考えているのか。また、値上げにより影響を受ける市町村は多くあると思うが、どのくらいの期間を目安にして、料金値上げを検討して自治体に伝えていくのか。

水道企画課長

水道料金について、令和3年度に策定した企業局経営5か年計画のシミュレーションでは、令和11年度に20%程度値上げする必要があるとの試算がある。ただし、その試算は、昨今の電力料金の値上げ等は加味されていないため、実際にはそれより前に料金の値上げが必要になると考えている。令和6年度までは現行料金を維持するが、令和7年度以降については、御指摘のとおり受水団体に大きな影響を与えるため、料金の値上げ幅や値上げ時期等については、可能な限り早く検討し、受水団体と協議を行いながら示していきたいと考えている。

公営企業管理者

料金の算定方法については、総括原価方式となっており、法律で決まっている算定方式である。料金の算定期間における総費用として、営業費用に資本費用を加算して、控除収益を差し引き、これまで決定してきた。料金単価の算定期間は4年間のため、その度に料金の見直しを検討することを前提にしてきた。令和6年度までは、企業努力により61.78円で据え置くことを決定している。料金については平成11年から20年間維持しているが、今後の経営状況の見通しを勘案すると、遅くとも令和11年度には料金の改定が必要になるという試算が出ている。値上げの時期については受水団体と意見交換をして決定していきたいと、議会にも相談させていただきたいと考えている。

【説明者】

今成貞昭下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、岸田秀参事兼下水道事業課長、
檜山志のぶ下水道管理課長

【発言】

石川委員

令和3年度は21億7,372万円の利益を確保したとのことだが、今後はエネルギー価格の高騰や施設の老朽化に伴う修繕などの維持管理経費が増加し、収支は厳しさを増すと思われる。下水道局としてどう取り組んでいくのか。

下水道管理課長

令和3年度末頃から続いているエネルギー価格の高騰は下水道事業の運営に大きく影響を与えている。特に電気料については単価が1円上がると3億円の支出増となる。このままの状態が続くと令和4年度決算は単年度赤字となってしまう見込みがあり、将来的には維持管理負担金の改定にも影響が出てくる。こうした状況を踏まえ、より一層、収入を確保するための取組、支出を削減するための取組を進めていく。収入については処理水量の確保のため農業集落排水を公共下水道に取り込む取組の支援や消化ガスや太陽光発電など下水道資源を活用し新たな収益を生み出す仕組みづくりを推進していきたい。支出の削減については効率的な運用に努めるとともに施設更新に合わせ省エネ性能の高い機器への転換、新たな技術の導入などにより施設自体のダウンサイジングや計画的な修繕などによる維持管理コスト削減に努める。

小川委員

- 1 維持管理業務委託の状況について、8流域の処理場と新河岸川上流水循環センターの計9か所のうち、公社への委託のところと民間事業者への委託のところがある。発注を分けているのはどのような考え方によるのか。
- 2 民間事業者への委託期間はどのようになっているか。
- 3 現在の業者との契約は何年ぐらい続いているのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 県内九つの水循環センターのうち、災害に遭ったときのリスクが高くなる規模が大きい五つの水循環センターについては、県の代行機関である埼玉県下水道公社が維持管理を行っている。一方、分流式で規模が小さい三つの水循環センターは、民間のノウハウの活用やコスト削減を図るため、民間事業者への包括委託方式としている。
- 2 3年間である。
- 3 民間事業者への包括委託は、準備ができたセンターから順次始めてきた。一番早い荒川上流水循環センターと市野川水循環センターでは、平成18年度から委託を実施しており、現在6期目となっている。

小川委員

委託の期間について、長く業務を行うことで経験が積まれる一方で競争原理が働かなくなる部分があると考え。現状のように複数年契約が常態化することで問題が起きないか。

参事兼下水道事業課長

複数年契約は、より効率的な運営がされることを期待して実施している。一方、御指摘のとおり競争原理が働きにくくなるため、競争原理が働くような契約形態となるよう工夫をしていきたい。

阿左美委員

- 1 建設資材等の部品が入ってこないために工事が遅れ、繰越額が大きくなったとのことだが、どのような対策があるのか。
- 2 緩やかに施設の老朽化が進んでおり、計画的に施設の更新を行っていくとのことであるが、施設の改築について先延ばしにしている状況はないか。

参事兼下水道事業課長

- 1 電気設備工事は昨今の半導体不足によって工事が遅れているという状況がある。機械設備工事についても電気工事と密接に関連しているため遅れて繰越しが発生している。部品の不足については、下水道局としても対応が難しく、市場の動向を見ながら適切に繰越し制度を活用して施設整備を進めていく。
- 2 改築工事については流域別ストックマネジメント計画に基づいて計画的に予算を確保し進めている。今後も計画に基づいてしっかり進めていく。改築について、特に不都合が起こっている状況はない。

権守委員

- 1 収益的収支の状況について、汚水処理費の約2割を占める電気料金が約43億円となり、これを含め事業費全体で12億円の増となっている。資料3「改善又は検討を要する事項に対する措置状況」には、電力量の縮減は設備更新時に省エネ性能の優れた機器の採用に努めるとあるが、内容とその効果はどうか。
- 2 デマンドレスポンス契約をしているが、取り組みの効果はどうか。
- 3 調達方式の最適化について、新電力会社の参入が困難で電気供給市場の動向を注視するとある。契約が難しかったようだが、どういった理由か。
- 4 電力費が対前年度比4億5,000万円の増となっているが、電力削減取組の成果はどの程度だったのか。
- 5 電力単価1円上昇で支出が3億円増になるとの説明があった一方、今後の電力料金高騰に向けた対策の内容は、従来と変わらないように見える。新しい取組はあるか。

参事兼下水道事業課長

- 1 令和3年度の省エネ機器導入実績は、省エネ型変圧器などがあり、これによって年間約33,000キロワットアワーの削減効果がある。令和2年度の導入実績では、年間約620万5,000キロワットアワーの削減効果となった。
- 2 令和3年度の収入額は220万円程度となっている。今年度も引き続き取組をしており、目標に到達すれば収入は1,000万円弱となる。
- 3 電力契約については、新電力会社の撤退が相次いでおり、契約が難しくなっている。

現在は東京電力との最終保障供給契約となっているが、有利なプランにできるよう取り組んでいきたい。

- 4 これまでの取組による電力料金削減の成果は、令和2年度は令和元年度に比べ約9,000万円の削減効果が、令和3年度はそこから更に約50万円の削減効果があった。
- 5 現在、AIの導入による水処理施設の電力削減の研究を実施している。今後も新技術等に目を光らせ、新たな省エネ機器を導入するなどしていきたい。

権守委員

現在AIによる電力削減の研究をしているとのことだが、どの程度の削減ができるのか。

参事兼下水道事業課長

削減量については実証実験を行っているところである。海外では水処理施設の電力を最大10%削減できた例もあると聞いている。ふだんから効率的に運転しているので、それと比較してどうか、結果を見たい。

蒲生委員

- 1 決算書の特別利益は東京電力からの損害賠償金とのことだが、流域下水道事業における損害賠償の対象と範囲はどのようなものが挙げられるのか。
- 2 施設の耐震化の進捗状況に差が生じている。最低1系列の進捗率が22.2%で非常に低いと考えられるが、今後どのように対応していくのか。

下水道管理課長

- 1 対象となるのは、放射性物質が含まれる焼却灰の放射線の測定費用、保管する費用及び処分費用であり、賠償の範囲は、これらのために追加的に必要になった費用である。令和3年度の約1億1,700万円の内訳は平成29年度の放射線測定費用約160万円、焼却灰保管費用約1,200万円、焼却灰処分費用約1億300万円である。

参事兼下水道事業課長

- 2 全ての下水道施設を耐震化するには時間がかかるため、優先順位をつけて耐震化を進めている。下水を街にあふれさせないよう「送る」機能の確保と、「処理する」機能の確保を基本理念としており、「処理する」機能として、下水処理場への流入から処理をして放流するまで、「最低1系列」の施設を耐震化する取り組みを進めている。下水道局が管理する9処理場において、最低1系列の耐震化が完了しているのは、令和3年度末現在2処理場である。残る処理場は耐震化を順次進めており、令和5年度末までに9処理場のうち7処理場が完了する見込みである。残る2処理場については沈砂池・ポンプ棟全体の再構築を行う等の非常に大規模な事業を行っており、早期の完了は困難な状況である。

田並委員

資料2で人件費として約6億3,400万円と計上されているが、下水道局の職員数は近年変化しているのか。

下水道管理課長

下水道局の職員定数は発足して以来、都市整備部から公共下水道に係る業務が移管され

た際の定数移動を除けば一切増加しておらず、現在107名である。

田並委員

下水道局は全国的に見ても経営努力をしていると思っている。発足以来、人数が増えていないとのことだが、バイオガス発電事業など今後事業の幅は増えていくと推察する。今後も安全に安定的に県民サービスの提供の維持を考えると、経営ノウハウや技術の継承といった人材確保・育成も大変重要だと思う。今後の事業に向けて、令和3年度に人材確保や育成についての検討は行ったか。

下水道管理課長

下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、汚水処理だけでなく、温暖化対策、DX、老朽化対策も喫緊の課題である。下水道局については約8割、84名の職員が技術職員であり、技術職員の確保や技術力向上は下水道の持続可能な運営のための大きな課題である。昨今、ベテラン職員の大量退職により、経験の少ない若手職員に置き換わっている状況であり、下水道の専門知識をいかにつないでいくか、課題として取り組んでいる。一つの方法として、下水道事業団や下水道公社のような専門的な機関との人事交流により、若手職員がより専門的な知識を身に付けられる機会を設けるほか、ベテラン職員と若手職員がOJTを通じて基本的な知識を学べるような関係を築けるような支援を、事務所を挙げて取り組んでいるところである。今後、定年が順次65歳まで延長されるので、ベテラン職員の知識活用と若手職員に対する指導を的確にしていけるよう局をあげて取り組みたい。

鈴木委員

特別利益の東京電力に対する損害賠償請求の状況について、平成29年度分まで入金されているとのことだが、残りの部分は今後も特別利益は続くのか。また、いつ頃まで続いていくのか。

下水道管理課長

令和2年度分まで請求済みである。過去に請求した分の約70%が支払われている。差額で合意していない部分もADRセンターに申立て中である。将来的にどこまで放射性物質の影響が残るかは不透明である。

鈴木委員

処分をする物質はまだ残っているのか。いつ頃処分は終了するのか。

下水道管理課長

保管している分は全て処分されている。基準を超える分が出てくれば、請求することになる。

鈴木委員

今後も基準を超える焼却灰が出てくる可能性があるのか。

下水道管理課長

ここ数年は出ていない。

金野委員

- 1 今後も電力価格は上がっていきそうだが、電力費の削減のため、庁内横断で省エネに取り組むべきではないか。
- 2 下水道の適正利用や費用負担への理解を得るためには広報が重要と考えている。下水道局ではどのような広報を行っているか。

参事兼下水道事業課長

- 1 省エネは、地球温暖化対策と表裏一体のものである。昨年度、政府の新しい目標を受けて下水道局でも温室効果ガスの削減計画を取りまとめており、その中で新型の発電機能付き焼却炉の導入などを盛り込んでいる。この計画は、庁内横断の計画の一つとして取りまとめられており、省エネは庁内で共有された一体の取組になっていると認識している。

下水道管理課長

- 2 下水道局では下水道公社と協力して下水道利用者に向けて様々な広報活動を行っている。下水処理場の設置意義を理解していただくため、近隣住民向けには荒川下水道フェスタやふれあいホタル祭りを開催している。小中高校生に向けた広報としては、ポスター・書道・標語を募集する下水道の日作品コンクールや夏休みの親子下水道教室などを行っている。また、一般利用者に向けた広報では、各流域ごとに設置しているデザインマンホールのマンホールカードの配布や、流域のデザインマンホールにスマートフォンをかざすとARでクイズが出題される下水道検定クイズなども行っている。今後も下水道への興味・関心を高め、利用者の理解が得られるよう広報の充実に努める。

辻委員

維持管理負担金の単価は、原則5年ごとに見直しを行っているようだが、このように経済状況が激動していると、5年では直近の経済状況を反映できない。5年という単位に法的な縛りがないのであれば、見直しの期間を短縮してはどうか。

下水道管理課長

流域ごとに5年間の算定期間により単価の設定を行い、流域関係市町と覚書を締結しているが、5年でなければならないものではない。単価改定には下水道法に基づいて関係市町に意見を求め、県議会の議決を経る必要があり、毎年改定は難しい。負担金の増減は下水道使用料に影響が出る可能性があり、丁寧に調整する必要がある。今後の状況を踏まえ、どういう形で維持管理負担金の設定方法が検討できるか市町とも改定のタイミングをとらえて協議していく。

前原委員

- 1 越谷市の下水道料金が上がっているようだが、どのような理由か。
- 2 中川水循環センターの汚泥消化・バイオガス発電システムを視察したが、同様の施設を他の流域でも導入する予定か。
- 3 令和3年度は利益が多くあったが、古いタンクがそのままある、壁画が薄い、洋式トイレが一つしかないなど、気になる点があった。見学者の増加など考え、設備投資の議論はなかったのか。

下水道管理課長

- 1 中川流域の流域下水道負担金単価は平成29年度以降に変更はないため、流域の負担金の影響ではないと考えている。公共下水道の料金は原則として建設費や維持管理費を下水道使用料で賄うことになっており、設備投資の状況や維持管理費が市町で異なることから市町ごとに差異が生じている。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響で中断しているが、処理場内の壁に地元の高校生に壁画を描いていただく取組を行っている。処理場は以前は職員向けの施設だったが現在は見学などに来ていただく施設に変わってきており、トイレの改修なども含め、剰余金の使い道については検討していきたい。

参事兼下水道事業課長

- 2 今後は古利根川水循環センターで消化施設を導入することとしており、現在基本設計に着手している。敷地等の課題はあるが、温室効果ガスの削減に効果があるため、他の水循環センターにも導入できないか引き続き検討を行っていく。

【説明者】

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、谷戸典子人財政策局長、新井哲也契約局長、片桐徹也人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、岩崎正史税務課長、田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、森田克枝総務事務センター所長、小川裕嗣入札課長、島崎二郎入札審査課長、江口昌稔行政監察幹、渡邊和貴県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

細野正人事委員会事務局長、澁澤幸人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三人事委員会事務局任用審査課長

【発言】

石川委員

- 1 行政報告書33ページ「(ア)自転車競技事業」について、投票券発売金額が令和2年から令和3年を比較すると増減率55%、金額にすると143億円の増加になっている。インターネットの売上げの増加、それに伴う経費の増加が主な理由とのことだが、なぜインターネットの売上げが増加しているのか。
- 2 行政報告書112ページ「(2)私立学校に対する助成」について、県内私立高校は県民ニーズに合わせた多彩な教育を実践しており、これに対する支援が重要だと考えるが、令和3年度の運営費補助の実施状況はどうか。

県営競技事務所長

- 1 一番のきっかけは新型コロナウイルス感染症による行動制限と考えている。行動制限により、例えば、自宅でスマートフォンから代金を支払ってゲームをするという方が増えた。そうした趣味の一環として、代わりに車券を購入してインターネットで競輪を楽しむといった方が非常に増えた。そして、一度購入したら競輪の面白さを分かっていただけで、継続して楽しんでいただけているのではないかと考えている。

学事課長

- 2 令和3年度は48の高校に対して、およそ158億9,000万円を交付した。令和2年度と比べ、生徒一人当たりの単価が約1.3%増となっている。引き続き、質が高く特色ある私学教育の振興に力を入れていきたい。

石川委員

車券の売上げのうちインターネットの売上げは幾らか。

県営競技事務所長

令和3年度の大宮競輪場、西武園競輪場の総売上は405億円で、そのうち297億円がインターネットの販売によるものである。

石川委員

西武園競輪場は、数年前から照明設備を設けてナイトー競輪を始めたが、令和3年度にその効果は表れているのか。

県営競技事務所長

平成28年度に照明車を購入した。そこから徐々にナイトー及びミッドナイト競輪の開催を増やしている。特にミッドナイトに関しては、昼に同じ規模のレースを実施した場合と比較して、最大で5倍売り上げている。西武園では、令和3年度は年間で64日間競輪を開催し、そのうち36日間をナイトー又はミッドナイトで開催した。収益向上に非常に貢献しているものと考えている。

田並委員

- 1 業務の効率化のため、DXなど様々な取組が行われているが、職員の経験とスキルも重要である。専門性を持たせて、継続的、効率的に事業を進めていくためには、今の3年から4年で職員が異動するローテーションはもったいないと考える。令和3年度においては、どのようなローテーションを考えて人事を行ったのか。
- 2 動物指導センターでは獣医師、薬剤師が必要だが、特に薬剤師は女性が多く、産休、育休取得による人員不足のため、他の職員の負担が大きくなっていると聞いている。職員の負担増を防ぐために、薬剤師などの資格者の登録制度があるそうだが、登録者が少ないという声を現場から聞く。令和3年度において、資格者の登録について、どのように取り組んだのか。
- 3 行政報告書125ページ「(2)入札参加資格審査」の「ア 建設工事等」について、建設や土木の工事は県内業者の入札参加が多い反面、設計・調査・測量については県外業者が多い。どのような理由によるものか。

人事課長

- 1 役付職員は3年、一般職員は4年で異動するという一般的な基準はあるが、これにかかわらず、専門性が必要なもの、知識や経験が求められる職や、中長期的な対応が必要な職については、通常より長く配置している。例えば、令和3年度にはオリンピック・パラリンピックが開催されたが、前年に開催時期が延期となったことから、多くの職員が大会終了まで引き続き業務に従事した。また、新型コロナウイルス感染症対策の継続性の確保が必要な所属については、引き続き業務に当たった。また、現在の職場の年数を長くするだけでなく、過去に経験のある職員を上位職で再び配置するなど、専門性の向上についても配慮している。
- 2 育児休業等代替職員の免許資格職は、随時登録を進めているところであるが、職場や時期などによっては登録した方と条件が合わないケースもあり、なるべく多くの方に登録いただけるようにしている。令和3年度は、各部局の職員が、県職員のOBや知り合いに声を掛け、令和4年度は、合同企業説明会などに4回出展して登録の呼び掛けを行うなど、育児休業を安心して取得できるよう努めている。

入札審査課長

- 3 入札参加登録は県内企業に限定せずに申請を認めているため、県外企業でも参加意欲があれば登録が可能となっている。建設工事では、発注される工事が埼玉県内であるた

め県外の企業が受注したとしても会社から遠く、通勤や資材の輸送等に手間が掛かる。また、場合によっては現場に仮設事務所などを設置しなければならない。このため、県外企業が入札参加登録をする意欲は県内企業と比べ低くなると考えられる。一方、設計・調査・測量の業務においては、測量や地質調査など現場作業もあるが、CADで図面を起こしたり報告書を作成したりするなどデスクワークが中心となる。このため、県外企業であっても入札参加登録をする意向が働くと考えられる。

入札課長

- 3 実際の入札ではどうなっているのか補足させていただく。実際には、本県の発注方針である埼玉県公共事業等施行方針に基づき、県内企業でできることは全て県内企業に発注することを基本としている。そこで、入札公告においても、県内でできるものは参加条件を県内企業に限定するなどの工夫をしている。結果的には、工事は県内企業の受注率が91.8%であるが、設計等の業務委託は約7割となっている。業務委託は専門性が高く県外企業の方が優位となるものが多いことから、工事に比べて低い状況である。

田並委員

- 1 例えば、オリンピック・パラリンピック関係の業務を担った職員のマネジメント経験やスポーツ業界とのつながりは、今後、埼玉県がスポーツ振興を進めていく上で、とても大事になってくると思う。学んだ経験やスキルを生かすため、令和3年度では次の年に向けて、どのように人事の工夫をしたのか。
- 2 実際には県内業者だけでは難しい設計などはあると思う。入札参加条件では、10年間の実績を求めているが、例えば、建築工事などで新築が少なく改修工事が多かったことにより、県内業者が実績を積みなかったという要因があると思われる。実績主義により、県内企業が受注できないのではないかと思うが、参加機会の確保についてどのように考えているか。

人事課長

- 1 令和3年度の実績は持ち合わせていないが、経験を次の配属先で生かすための視点は常に持っている。また、職員が上位職になった際にも、過去の経験あるいは業界団体とのつながりなどを生かせるよう配慮しながら、人事異動を行っている。

入札課長

- 2 競争性を高める工夫や新規参入できるような工夫を行っている。全ての案件に対してではないが、工事や委託業務の内容を勘案し、民間工事の実績や県発注工事の一次下請けの実績を認める対策を講じている。

阿左美委員

- 1 行政報告書31ページ「(3) 県税の概要」の「(イ) 令和3年度の取組」において、個人県民税対策として、収入未済額の多い市へのチーム型派遣などによる税収確保に取り組んだとあるが、具体的にどのようなことを行い、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書118ページ「(3) 庁舎の維持管理」について、改修工事が236件、本庁舎等の修繕が590件、地域機関庁舎等の修繕が273件となっている。一方で、繰越額は約2億6,000万円、不用額は6億円強となっている。繰越額、不用額が多いが、維持管理は十分にできているのか。

- 3 行政報告書120ページ「5 統計調査」については、社会経済政策における基礎資料として重要であるが、回収率はどれくらいか。また、回収率向上に向け、どのように取り組んでいるのか。
- 4 行政報告書132ページ「(3) 総務事務の電子化・集中化」について、庁内向け業務システムの運用管理を行ったとあるが、システムの安定的な運用のために、どのような取組を行ったのか。また、どのようなセキュリティ対策を行ったか。さらに、県庁内はデジタル化が進んでいると思うが、各庁舎と各県内業者との間で、図面等の様々なやり取りをDX化するという点でどのような取組を行ったか。

個人県民税対策課長

- 1 令和3年度は、川口市、川越市、所沢市、上尾市の4市に対して、県職員と市職員とでチームを編成する、チーム型派遣を行い、高額困難事案の滞納整理を行った。また、蕨市、戸田市に対しては、県税事務所に県職員と市職員からなるプロジェクトチームを設置し、困難事案等の直接徴収を行った。こうした取組によって、令和3年度の6市合計の納税率は96.8%となり、前年度の96.2%より0.6ポイント、約4億5,500万円上昇した。

管財課長

- 2 半導体不足や工事に伴う資材の調達に時間がかかることから繰越しとなっている。不用額については、予定した工事等が執行できなかったのではなく、予算額と契約額との差金が最終的に不用額として生じたものである。
- 4 現在、図面情報システムを導入して、県庁舎、各地方庁舎の図面を電子化し、共有する仕組みを構築している。ただし、一部の古い図面は電子化できていないものもあるかと思う。引き続き、電子化に取り組んでいく。

統計課長

- 3 毎年実施する六つの経常調査の調査票回収率について、労働力調査は76.8%、毎月勤労統計調査は、事業所の従業者の人数で二つに分かれているが、おおむね60%台後半から70%台後半になっている。小売物価統計調査など、ほかの四つの調査については、回収率100%となっている。近年、個人のプライバシー意識や企業の情報管理意識の高まりにより、回答を拒まれるなど、調査環境は厳しくなっている。このような状況の中、回収率を上げるための特効薬はなく、地道な取組を続けていくことが重要である。基本的には、統計調査の重要性や意義について、調査対象者に対し、統計調査員が丁寧に説明し、理解していただくことで回収率の向上を図っている。また、近年増加するオートロック式マンション等に対しては、統計調査員の円滑な調査活動への支援についてマンションの管理組合などへ協力依頼を行っている。さらに、インターネット回答を積極的に推進している。いつでも回答でき、コロナ禍においては統計調査員と接触せずに回答できるというメリットもある。引き続き、調査票の回収率向上に努めていく。

総務事務センター所長

- 4 システムの安定的な運用のための取組は、障害の未然防止、早期の障害検知、障害発生時の迅速な対応である。障害の未然防止、早期障害検知のために、システム稼働状況を常時監視している。また、障害検知を電子メールで通知する機能を備えたソフトウェアを導入している。障害を最小限に食い止めるための取組として、予備のシステム機器

に自動で切り替わる仕組みを入れたり、各システムのデータを毎日バックアップしたりと、障害からの復旧が速やかに行えるようにしている。そのほか、関係課や委託業者と合同の障害対応訓練を実施しており、万が一の障害に迅速に対応できるよう備えている。セキュリティ対策については、国のガイドラインに基づき県で策定している「埼玉県情報セキュリティポリシー」に従い、物理的な対策、技術的な対策、人的な対策を実施している。物理的対策について、システム機器が設置してあるデータセンターや執務室の入退室管理を徹底している。技術的対策について、システムへの不正侵入を監視・防御する装置を設置したり、ウイルス対策ソフトを導入したりしている。人的な対策について、職員に対し、情報セキュリティ研修を実施しているほか、庁内や他の団体で情報セキュリティ事故が起こった際には、その都度内容を共有し、自らのこととして業務を顧みるように注意喚起を行うなど、情報セキュリティ意識の向上を図っている。

阿左美委員

庁舎の維持管理における繰越しについて、半導体不足などで執行できないのが分かっているが、ほかの工事、修繕箇所の検討をせずに、済ませてしまったのか。また、不用額について、入札差金が生じるのが分かっているならば、維持修繕に必要なほかの箇所の先取り工事を行うべきではないか。

管財課長

できるだけ早期に発注し、年度内に工事を完了するよう努めているところであるが、結果として間に合わず繰越しとなっている。また、来年度の工事を先取りして行うことも考えられるが、工事に当たっては前年度の設計に基づいた予算を基に執行していることが多い。差金により工事内容を少し増やすことはできるが、新しい工事を発注することは時期的に難しい。

蒲生委員

行政報告書112ページ「(2)私立学校に対する助成」について、新型コロナウイルス感染症対策として、私立幼稚園による保健衛生用品購入経費に係る補助を実施したとあるが、保健衛生用品には具体的にどのようなものがあるのか。また、保健衛生用品以外にも補助はあるのか。私立幼稚園は452園あり、70,000人以上の児童が在籍しているが、この支援はしっかりと現場に行き届いたのか。

学事課長

マスクや消毒液などの保健衛生用品や、換気を促すサーキュレーターなどに活用できる。そのほか、勤務時間外に消毒を行う場合の人件費の増分にも充てることが可能である。令和3年度は、幼稚園452園のうち、約4分の3の337園で当該補助が活用されている。この新型コロナウイルス感染症対策の補助は令和元年度から開始しており、累計では全体の約95%の433園で活用されている。支援については、かなりの程度で行き届いたと考えている。

蒲生委員

感染拡大時は、親子感染などもあり、閉園が多くなった。約95%の幼稚園に補助が行き届いているとのことだが、効果はあったのか。

学事課長

オミクロン株が流行した当初は、小さい子供の感染が多くなり、それに伴い、幼稚園では学級閉鎖、園全体を閉鎖するということがあった。オミクロン株は小さい子供でもり患すると言われており、やむを得ないと思っている。また、使用したマスクや消毒液などについては、幼稚園から実績報告をきちんと提出していただいている。幼稚園の現場では、熱中症対策で園児はマスクを外すこともあり、夏の時期などは、熱中症対策と感染症対策のバランスを取りながら対応していただいたという経緯がある。

権守委員

- 1 資料11「私学助成について」の私立高校の授業料等軽減事業補助について、令和3年度の私立高校生の対象者は52,900人、受給生徒数は35,340人、割合は66.8%となっており、令和2年度と比較すると受給生徒の割合が減少している。我が公明党議員団は教育費負担軽減に力を注いでおり、令和2年度から国の就学支援金が年収720万円未満世帯まで拡充された。生徒数は減っているのに、受給生徒数は減少するものの受給生徒の割合は制度の拡充によって上昇すると思われたが、受給生徒の割合が減少した理由は何か。
- 2 資料23「個人県民税及び市町村民税の滞納引継の状況」について、令和2年度の差押件数587件と比べて令和3年度の差押件数は722件と増加しているが、この理由は何か。
- 3 平成29年度と令和3年度の引継件数と滞納金額を比較すると、引継件数は増加しているが、滞納金額は減少している。1件当たりの滞納金額が減少したことによるものと思うが、どのように工夫して取り組んでいるのか。

学事課長

- 1 受給生徒の減少は、生徒数の減少が背景にある。補助を受けられる生徒が受けられずに受給者数が減少したものではない。また、授業料軽減制度は、年収約590万円未満世帯までが受けられる就学支援金、年収約720万円未満までの世帯が受けられる県単による父母負担軽減補助、年収約910万円未満までの世帯が受けられる就学支援金と大きく三つのブロックで構成されている。当該資料の受給人数は910万円未満世帯まで全て含むので、令和2年度の就学支援金の拡充を理由に人数が大きく増減するものではない。ただし、補助額は増額となり、実質無償化となった生徒の割合は、令和元年度には約3割であったが、令和2年度には約47%になっている。

個人県民税対策課長

- 2 令和元年度の差押件数は705件であり、令和2年度が特に減少したものである。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた直後であったため、基本的に対面で実施する預金の差押え等を控えたためである。
- 3 1件当たりの滞納金額が減少していることはそのとおりであるが、引継件数、引継金額は市町村の徴収体制や引継ぎの状況等により各年度で増減するものである。県が引き受けた事案は、財産調査に基づき、差押えや滞納処分の執行停止を行って完結させているため、高額滞納事案が減少傾向にある。個人県民税及び個人市町村民税の滞納額が100万円以上のものは、平成29年度は2,562件であったが、令和3年度は1,207件と52.9%減少している。今後とも、市町村では滞納整理が難しい高額な事案を中心に引き受け、滞納整理を進めていく。

権守委員

令和2年度は差押件数がコロナ禍の影響で少なく、令和3年度は例年どおりとなったという理解でよいか。

個人県民税対策課長

そのとおりである。

辻委員

- 1 行政報告書97ページ「(7)スマートステーション『flat』の運営」について、flatは障害のある方たちの就労の場となっているが、ここで働いている方は全員、会計年度任用職員になるのか。また、障害者の雇用率にカウントされているのか。
- 2 行政報告書132ページの「(4)行政監察」に関連して、公益通報者保護法に基づく公益通報者保護制度について、職員からの通報は年1、2件あるかどうかという話を以前担当から聞いたが、令和3年度の公益通報件数は何件か。また、件数が少ないのは制度の周知が足りていないのではないかと考えるが、職員、特に非正規職員への周知はどのように行っているのか。

人事課長

- 1 flatで勤務している障害者は会計年度任用職員として任用しており、雇用率にカウントしている。

行政監察幹

- 2 令和3年度、職員からの公益通報はない。全所属の倫理推進員を対象とする研修会で資料を配布し、通報制度と窓口を周知している。また、職員ポータルでも公益通報窓口の情報を掲載し、職員がいつでも通報先を確認できるようにしている。

辻委員

- 1 精神障害者や長時間の勤務が難しい方など、最近では「超短時間勤務」という、雇用率に算定されにくいのが、短い働き方を認めて、仕事を切り出し、そのような方たちのチャレンジの場にしていくという試みも行政機関などでなされている。このような雇用率に算定されにくい働き方についても広めていくという考え方は令和3年度にはあったのか。また、検討はしているのか。
- 2 本当に必要がなく通報がないのか、必要があっても、勇気が持てず利用するまでに至らないのか、見極めが必要だと思う。ホームページでは匿名も可能であることは記載されているが分かりにくい。民間企業では外部弁護士の窓口も設置していると聞く。職員に分かりやすくすることや外部の窓口の設置について、どう考えるか。

人事課長

- 1 現在、flatにおいて委員御指摘のような短時間勤務の職員はいない。長時間の勤務が難しい方もいるので、flatでは執務環境の整備や相談体制を充実し、配慮の必要な方が相談しながら働ける体制にしている。また、flatとは別に、精神障害等のある方を含め障害者の職場実習を県庁で実施している。このような場でスキルアップして、就労につなげていただくよう取り組んでいる。

行政監察幹

- 2 匿名の通報も受付可能であることを県ホームページで案内しているが、職員ポータル案内については分かりにくいところがある。表記を見直し分かりやすい案内に努めたい。公益通報者の秘密保持には十分配慮して対応することとしているが、それでも、内部の窓口には通報しにくいことも想定される。現在、弁護士に外部窓口業務を委嘱しており、職員ポータルでも案内している。今後、周知が一層徹底されるよう取り組んでいく。

小川委員

- 1 行政報告書 117 ページ「(2) 公有財産の管理・処分・調査」において、令和3年度に未利用地を2件処分したとあるが、具体的にどういった内容か。
- 2 行政報告書 125 ページ「(2) 入札参加資格審査」の「ア 建設工事等」について、新型コロナウイルス感染症の影響で中小企業の存続も大変な状況だと思われるが、登録業者数の推移はどのようになっているか。

管財課長

- 1 未利用地の利活用については、まず庁内で利用希望がないか確認した上で、希望がなければ市町村に意向照会をしている。それでもなければ、十分に配慮しながら、民間売却するか、保全するかといった方針を決定している。令和3年度の2件は、旧春日部待機宿舎及び行田サイクリングセンターである。

入札審査課長

- 2 入札参加の過去5年間の登録業者数については、建設工事等では、約7,400者から7,700者の範囲で推移しており、ほぼ横ばいの傾向である。一方、物品等の登録業者数は、平成30年3月末の4,804者から令和4年3月末の5,626者に増加した。

小川委員

- 1 土地の売却に当たっては十分に検討していると思うが、土地を取得するには大変な労力が掛かる。地域のために可能な限り市町村が使う方向で検討すべきと考えるがどうか。
- 2 登録業者数については同じ数で推移しているとのことであるが、中身は違ってきているのではないかと考える。規模の大きい工事では、完了までに時間を要し、資金繰りが大変な業者も多いと思う。建物などの工事でも建築や設備、造園などを分割して工事を発注すれば、県内の業者が受注しやすいと思うが、どのような工夫をしているのか。

管財課長

- 1 未利用財産の利活用を検討する際には、市町村としっかり連携すべきと考えている。市町村の方で少しでも意向があれば、安易に売却するのではなく、しっかりと連携しながら市町村に利活用してもらえよう取り組んでいる。今後も引き続き取り組んでいく。

入札課長

- 2 適正規模で分離分割して発注することとしている。例えば、建築工事などにおいては、

分けられる工種については分割発注するなど、個々の工事において工夫している。また、舗装工事を6か所発注するなど、複数の類似工事を同一発注する場合は、受注者が一つの業者に偏らないように、入札の一抜け方式というものを採用しており、極力、広く受注できる工夫を行っている。

金野委員

- 1 行政報告書93ページ「1 人事管理」について、令和3年度に心身の不調を訴えて病気休暇を取得している職員はどのくらいか。
- 2 行政報告書96ページ「(4) 服務制度の改正等」について、不妊治療のための休暇を新設したとのことだが、取得者数はどのくらいか。不妊治療を受けていることを周囲に知られたくない職員へどう配慮しているか。また、男性も取得しているのか。
- 3 行政報告書98ページ「ア 定期健康診断等の実施」について、受診率100%は大変素晴らしいことだが、受診した結果、要精密検査になった職員が精密検査を受検するためにどのようにフォローしているか。
- 4 行政報告書117ページ「(2) 公有財産の管理・処分・調査」について、県庁舎、地方庁舎等の休日開放の利用実績が0となっているのはどのような理由か。

人事課長

- 1 令和3年度の精神疾患による病気休職者は、教育局、警察を除く全任命権者で84人である。
- 2 令和4年10月11日現在で、22人の職員が延べ81.3日取得している。男性職員も取得している。周囲の職員に知られたくないという職員もいるため、所属長等が直接話を聞くなど、職員に応じた配慮をしている。

職員健康支援課長

- 3 要精密検査となった職員に対しては、職場の衛生管理者等から精密検査を受診するよう勧奨を行っている。

管財課長

- 4 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、休日開放を中止していたため、実績が0となっている。

金野委員

- 1 精神疾患による長期休職者の平均取得期間、最長取得期間はどれくらいか。
- 2 要精密検査の職員の精密検査の受検率も100%か。

人事課長

- 1 令和3年度の平均取得日数は381.9日、最長取得日数は1,107日である。

職員健康支援課長

- 2 勧奨は100%実施しているが、受検率は100%まで達していない。引き続き、職員の健康管理を適正に行っていくため、働き掛けていきたい。現在、具体的な受検率については持ち合わせていない。

金野委員

- 1 長期休職者の期間が長いと感じた。どのような支援を行っているのか。
- 2 そもそも把握していないのか。それとも把握しているが、データを今持っていないということか。

人事課長

- 1 休職期間が長い職員も、最初から長い期間というわけではなく、休職を繰り返しているようなケースもある。その都度、職員健康審査会で審査しており、休んでいる職員との面談などを通じて状況を確認し、今後どのような対応をしていけば良いか判断している。また、産業医、職員健康支援課、人事課及び主管課で構成するメンタルケアチームも立ち上げており、予防から早期発見、職場復帰までの全体的なフォロー体制を整え、精神疾患の職員の復職に向けたメンタルケアに取り組んでいる。

職員健康支援課長

- 2 要精密検査と診断された職員の受診状況は健康管理システムで把握しているが、現在データを持ち合わせていない。

金野委員

資料要求する。

委員長

金野委員から資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

それでは、委員会として資料要求する。執行部におかれては速やかに提出をお願いする。

杉田委員

- 1 行政報告書96ページ「(2) 職員の退職」について、令和5年度から職員の定年引き上げられるが、対象職員のモチベーションをどのように維持して、能力や経験を発揮できるようにするのか。
- 2 メンタル不調による休職者数は、令和元年度は病気休暇112人のうち82人、令和2年度は122人のうち96人、令和3年度は102人のうち84人と非常に多い。休職に至るまでの経緯について伺う。
- 3 メンタル不調による休職者は、休職中に専門家のカウンセリングを何回受けられるのか。
- 4 新規採用職員など若手職員に対してどのような対策を講じているのか。

人事課長

- 1 これまで培ってきた知識・経験・能力を最大限発揮できる人事配置を考えていきたい。例えば、研究分野や統計業務のように専門性を生かせる業務に配置する、あるいは県税の課税や納税、用地買収などの困難業務については、若手職員に知識や技術を伝承・継承していくような業務に配置するなど、やりがいを持って取り組んでもらうことを考え

ている。管理職経験者については、現職の管理職をフォローする役割などが考えられる。また、環境整備も必要であるとする。60歳を超えての勤務になるので、フルタイムだけではなく、定年前再任用短時間勤務制を設けている。介護などの事情のある職員に対しては、高齢者部分休業制度を設けている。これらを活用し、モチベーションを高く保っていききたい。

- 2 産業医、職員健康支援課、人事課、主管課で構成するメンタルケアチームにおいて、どのような対応が適切であるか検討している。当初は、病気休暇を取得し療養していたが、取得日数は90日となっており、その期間内に、相談、フォロー体制をもってしても復職できなかった場合に休職になる。

職員健康支援課長

- 3 病気休職中の職員の希望により、産業医、心理士、保健師等によるカウンセリングを行っているが、利用回数の制限は設けてない。その他、地方職員共済組合が行っているものであるが、心療内科や精神科医でのカウンセリングを年3回まで無料で受けられる。Webでのメンタルヘルスサービスも年5回まで無料で行っている。電話で24時間受けられる健康相談サービスも用意している。
- 4 「メンタルケア対策委員会」を通じて、メンタルヘルス対策について情報共有を図りながら、支援方を検討、推進している。また、同委員会の下部組織に「メンタルケアチーム」を設置し、産業医を中心に、健康管理部門・人事管理部門が連携して、予防から早期発見・早期対応、職場復帰支援、再発予防等の総合的な対策に取り組んでいる。具体的には、若手職員が不調を予防するスキルを身に付けることを目的に、令和2年度から新規採用職員全員を対象とし、相談窓口の案内やセルフケア研修の勧奨、健康情報の提供などを職員のメールアドレスに直接発信し、採用から3年間継続して個別支援を実施している。加えて、令和3年度から、職場の管理監督者やグループリーダーに対して、若手職員とのコミュニケーションの取り方など、支援のポイントをまとめ、情報発信をしている。新規採用職員等若手職員が一人で悩まないよう、所属や人事管理部門と連携し、きめ細かく対応していききたい。

杉田委員

- 1 定年の引上げが新規採用に影響するのか。
- 2 県は事業者として年1回のストレスチェックを行っており、その結果を踏まえてどのくらいの職員がカウンセリングを受けているのか。

人事課長

- 1 現在も再任用制度により多くの職員を再任用している。今後、定年引上げになった際には、県に残る人数が増えると思われるので、新規採用数に一定の影響はある。また、定年を段階的に引き上げている期間は、2年に1度定年退職者が出ない年があり、その点でも数字の影響が出てくると考えている。極端な影響が出ないように、関係部局とよく検討していききたい。

職員健康支援課長

- 2 ストレスチェックは労働安全衛生法に基づき実施しており、対象者の9割が受検している。高ストレス者は11.7%おり、そのうち希望する者には医師面談、希望しない者には臨床心理士の面談を案内している。職場に対しても、メンタル不調を予防できる

よう、産業医、保健師が助言している。カウンセリングを受けた者は110人である。

前原委員

- 1 資料11「私学助成について」だが、令和3年度予算特別委員会の際に、国の補助事業の対象外となるスクールバスの増便などについて質問を行った。執行部の答弁は、今後の新型コロナウイルス感染症の動向を見た上で判断する、運営費補助金の配分については埼玉県私立学校助成審議会に諮るという内容だった。私立学校助成審議会でこの点について議論されたのか。また、どのように対応したのか。
- 2 資料12の「県内の外国人学校の状況」について、県で認可している外国人学校は2校あり、朝鮮初中級学校とブラジル人各種学校が該当する。過去10年間の助成額の推移を見ると、令和3年度の助成額が134万5,000円に減額になっているが、要因は何か。また、朝鮮学校に助成がない点について伺う。
- 3 資料17「病気休暇、育児休業、出産休暇及び介護休暇の取得数と率」について、精神疾患で休んでいる職員がいる職場に対し、職員の補充をしてほかの職員に負担が掛からないようにしているのか。
- 4 資料17のうち男性の育児休業について、令和2年度に比べると令和3年度は増えているが、どう分析しているのか。また、100%取得に向けてどのように対応するのか。
- 5 資料17のうち介護休暇について、取得者数が減っているが、取得が難しい状況にあるのか、又は取得者が退職せざるを得なくなるような状況があったのか。
- 6 資料16「女性幹部の管理職への登用状況の推移」について、増加しているがどのような努力をしたのか。
- 7 資料23「個人県民税及び市町村民税の滞納引継の状況」の平成29年度から令和3年度までの引継ぎと差押えの件数について、先ほど令和2年度はコロナ禍の影響で差押件数が減少したとの発言があった。しかし、令和3年度もコロナ禍で厳しい状況があったが、令和3年度の差押件数は令和元年度と比較して20件以上増加している。どう分析しているのか。
- 8 行政報告書121ページの令和3年度社会生活基本調査は調査対象が3,186世帯だが、このような少ない数でよいのか。

学事課長

- 1 スクールバスの増便については、国の補助で該当する部分があり、また、県の運営費補助でも新型コロナウイルス感染症の掛かり増し経費について措置をするという仕組みがある。この県の補助については、私立学校助成審議会で審議した上で実施している。
- 2 ブラジル人学校の補助金の減少は、生徒数の減少によるものである。令和2年度の生徒数61人に対し、令和3年度の生徒数は52人となっている。また、私立学校助成審議会では運営費の配分基準を審議いただくが、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の掛かり増し経費を、運営費全体の枠の中でよりケアができるように、新型コロナウイルス感染症補助分を増額した。したがって、新型コロナウイルス感染症対策を多く実施したところには補助金が多く配分され、余り新型コロナウイルス感染症対応をしなかったところには補助金が少なく配分されることになる。これによって、助成額の減が出ているところでもある。朝鮮学校の補助金については、令和3年度の当初予算に計上していないので、決算に計上されていないものである。

人事課長

- 3 執行体制をしっかりと確保できるような人事配置を行ったり、会計年度任用職員の採用を行ったりしている。
- 4 男性職員の育児休業取得の重要性の理解が段々と進んできたこと、また、育児休業が取得しやすい環境整備が徐々に進んできたことである。具体的には、職員向けガイドブックや家族ミーティングシートを配布するほか、管理職が直接面談し子育てのためのプログラムを作成するなど取り組んでいる。更に取得者数を増やすためには、職員の意識改革が非常に重要であると考えている。そのため、階層別研修等の機会を通じて男性育休の重要性について周知しているほか、今年度からは管理職の実績評価の中で職務遂行課程の着眼点に「男性職員の育児休業取得に取り組んだか」という視点を新たに設け、管理職にも取得の必要性を強く意識してもらうよう取り組んでいる。
- 5 家族の介護を行うために取得できる休暇は、介護休暇のほかに短期介護休暇、家族看護休暇等がある。介護休暇は無給である一方、短期介護休暇や家族看護休暇は有給であるため、まずは有給の休暇から使う職員が多いと考えている。また、介護の事情を抱える職員については、例えば自宅から近い課所に配置するなど配慮しているため、長期にわたる介護休暇の取得につながっていないと考えている。退職せざるを得ない状況になったために介護休暇の取得者が減ったということではない。
- 6 大きく3点ある。1点目は女性が働きやすい職場環境の整備である。テレワークができるようにしたり、サテライトオフィスを設置したりして、職場でなくても勤務できる環境を整備するなどしている。2点目はキャリアプランニング支援である。女性が自分でステップアップを考えていけるように、キャリアプランシートを作ってもらったり、ロールモデルとなる先輩の紹介をしたりしている。ほかにも、メンター制度も設けているところである。3点目はキャリア形成につながる人事配置である。女性職員が管理職として必要な知識と経験を積めるよう、主要なポストへの配置を積極的に行っている。さらに、令和2年度から、幹部職員から意識を変える取組も行っており、女性が働きやすい「職場づくり宣言」をしている。このように女性が活躍しやすい環境づくりを行ったことが管理職の割合につながっていると考えている。

個人県民税対策課長

- 7 市町村からの引継件数の増加に応じて、差押件数も増加する。ただし、引き継いだ事案は財産調査を実施するが、財産の有無は事案によるため、差押件数に波があるものと考えている。

統計課長

- 8 社会生活基本調査は、総務省が行っている全国調査で、調査世帯数は全国で約91,000世帯である。埼玉県の調査数は国からの指定によるものである。

前原委員

- 1 短期介護休暇と家族看護休暇の取得人数はどれくらいか。
- 2 差押件数の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響はないと考えているのか。

人事課長

- 1 短期介護休暇や家族看護休暇の取得実績について、手元に数字を持ち合わせていないため、後日提供させていただきたい。

委員長

短期介護休暇や家族看護休暇の取得実績については、委員会として資料要求することでよいか。

< 異議なし >

委員長

それでは、委員会として資料要求する。

個人県民税対策課長

- 2 当然、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している滞納者もいるため、滞納者と面談等を実施し、細かく対応している。

鈴木委員

男性職員の育児休業取得率は53.5%に上がっているが、それでも女性の100%の半分程度である。100%にならない理由をどのように分析し、今後の取得率アップに取り組んでいくのか。

人事課長

まず、調査の方法に理由がある。育児休業は子が生まれてから3年以内に取得するため、例えば令和4年度に子供が生まれた場合、女性は出産直後に育児休業を取得するため100%となるが、令和5年度、令和6年度に取得する男性職員は、今の時点では育児休業取得率のカウントに入っていない。取得した年にカウントされるので、男性は即座に100%になりづらい。また、職員との面談をしている中で、経済的な理由を挙げる職員も多くいる。育児休業取得期間中に収入が減ることがあるため、どちらを選ぶか家族と話し合っただけの結果、取得しないという選択をする職員もいる。1か月程度の短期であれば収入面に影響が出ないため、まずはほかの休暇と合わせて1か月程度は休暇等を取得するよう積極的に働き掛けていきたい。

八子委員

- 1 行政報告書32ページの公営競技事業特別会計について、売上げが向上していることは良いが、一方でギャンブル依存症も懸念される。保健医療部が依存症対策をしているが、総務部として情報提供等の連携をしているのか。
- 2 資料24「未利用財産一覧」の中に更地が幾つかあるが、売却が決まるまでの間、暫定的にコインパーキングとして利用するなど、少しでも有効活用しようとしたのか。

県営競技事務所長

- 1 保健医療部が立ち上げている「埼玉県ギャンブル等依存症専門会議」の構成委員として参画している。さらに、令和4年4月1日からの「埼玉県依存症対策推進計画」の策定に携わり、連携を図っている。

管財課長

- 2 令和4年度の実績ではあるが、各未利用財産について、いつまでに何をするのかとい

うステップを決めるロードマップを策定しているところである。その検討の中で、保全するが、当面の間利用しない未利用地については、コインパーキングによる活用も十分考えられる。引き続き、検討していく。

横川委員

- 1 行政報告書96ページ「(1) 職員の採用」について、令和2年度の決算の「改善又は検討を要する事項とその措置状況」における「職員採用については、工夫を凝らし、受験者とのマッチングを図り、辞退者の防止及び質の高い人材の確保を図ること」との指摘を受けて、令和3年度にどのような改善が図られ、どのような成果が得られたのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて必要な人材や働き方が変わり、他部局や県内の事業者との情報共有を図る上で、情報の取り方も変わってきたと考える。AIやデジタル技術などの革新や進展を視野に入れた今後の職員採用の在り方について伺う。

人事課長

- 1 辞退防止及び質の高い人材を確保するため、最終合格者向けの業務説明会や内定者の集いなどを充実させている。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症のため、集めて情報提供を行うことが難しい状況だったので、新たにSNSによる情報発信を行った。若い人たちがよく利用するLINEを活用して、仕事の内容や先輩職員の体験談などを内定者に情報提供することにより、県の仕事を理解していただき、辞退防止に取り組んだ。
- 2 社会状況も変わってきており、AIなどの技術が進展していく中で、どのような職員を採用していくかは非常に重要である。令和3年度においては、県が求める人材像として「新たな課題にチャレンジし、成果を生み出す職員」を彩の国人材開発ビジョンに掲げ、このような職員を採用するという意識で面接を実施し職員採用に当たっている。

横川委員

内定者にSNSを使って情報発信したことで辞退率が減少したのか。

人事課長

この取組によりどの程度の効果があったのか検証できていないが、令和2年度の辞退率は34.7%であったが、令和3年度については29.5%であった。

神尾委員

- 1 資料13「部局別総労働時間の状況・時間外勤務の状況、部局別有給休暇取得状況」について、令和2年度の「改善又は検討を要する事項とその措置状況」では「年次休暇等使用計画表の作成・確認による計画的な休暇取得を促した」とある。職員自ら健康で働きやすい環境を整えていかなければならないと考えるが、年20日のうち平均12.4日しか取得できていない。総務部は14.1日と率先して取得しているが、全庁的には平均月1日程度しか休めていない。総務部から他部局に働き掛けるべきではないか。
- 2 福利厚生施設である別所沼会館について、行政報告書では「適正な維持管理」を行ったとあるが、利用者に対してどのような取組を行ったか。

総務部長

- 1 新型コロナウイルス感染症対応のため昨年度、年次休暇の取得が少なかったことにつ

いて、人事労務を担当する部長として大変申し訳なく思っている。夏休み、年末年始に合わせて取得する等いろいろと考えている。他部局にも総務部の話を伝え、例えば部局長が率先して取得するなど、取り組んでいきたい。

2 利用者の御意見を伺い、駅から遠いことからタクシーチケットを用意するなど工夫しているが、今後も、委託事業者とも協力して、どのようなことができるか考えて対応していきたい。

神尾委員

職員の健康が一番である。福利厚生も利用しながら、健康管理についてしっかり対応していただかなくてはならない。部長に決意を伺う。

総務部長

職員の健康管理は非常に重要な課題である。しっかり対応していく。

【説明者】

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、山科昭宏県土整備部副部長、
武澤安彦県土整備政策課長、飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長、
赤沼知真用地課長、根岸幸司道路街路課長、相原秀行道路環境課長、
水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

【発言】

八子委員

- 1 行政報告書522ページ「ア 舗装道の維持補修」に関して、道路損傷通報システムがあるが、令和3年度はどの程度活用されたのか。
- 2 行政報告書528ページ「(3) 河川の維持修繕」の雑草の刈り払いについて、以前は年3回だったが最近は年2回に減っていると思う。そのことに対してどのような声が寄せられているのか。
- 3 行政報告書531ページ「河川整備が必要な河川の延長」について、時間雨量50ミリメートルに対応した河川の整備を進めているとのことだが、それ以上の局所的な集中豪雨が起きていることから、計画の雨量設定を変更する検討はしたのか。
- 4 行政報告書533ページ「水辺空間とことん活用プロジェクト」について、令和3年度に新たに取り組んだ事業、具体的には民間事業者が取り組んだ事業の取組結果を伺う。
- 5 歳入歳出決算事項別明細書説明調書の380ページの不用額について、約30億円と非常に大きいですが、不用にならないように令和3年度中に有効活用するための検討はしたのか。

道路環境課長

- 1 令和3年度については、県に全体で79件の通報があり、そのうち県道に係る部分は35件であった。令和2年度は、全体で31件の通報があり、県道に係る部分は11件であったため、令和3年度の通報件数は増えている。

河川環境課長

- 2 河川の草刈りについては、およそ30年前から既に年2回であり、原則2回と考えている。どのような声が寄せられているかについては、実施時期を早くしてほしい、草が伸びる前に刈ってほしいという声がある。最近は害虫や外来種の対策をしてほしいとの声もある。

参事兼河川砂防課長

- 3 近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、本県においても時間雨量50ミリメートル以上の降雨の発生回数は増加しており、全国的にも水災害が激甚化・頻発化している。県では、国の長期計画で示された中小河川の整備目標に基づき、河川整備計画においても「時間雨量50ミリメートル程度の降雨」に対応することを整備

目標として位置付け、治水事業を進めている。現在、河川整備計画における整備率は、令和4年3月末時点で約62%となっている。令和元年東日本台風においても、過去の同規模洪水で発生した被害と比較すると減少しているため、一定の治水効果が発揮されていると認識している。一方で、雨の降り方が変わってきていることから、国では、昨年度から国のモデル河川で、気候変動を踏まえた新たな河川整備基本方針について、有識者を交えて議論を始めたところであり、県としては、国の動向を注視していく。引き続き、近年の洪水においても効果を発現した河川整備計画に基づく河川改修を進める。超過外力に対しては、あらゆる関係者が協働して治水対策を行う流域治水への転換を進め、ハード・ソフトの両面から被害の防止・軽減を図っていく。

河川環境課長

4 水辺空間とことん活用プロジェクトについて、現在、大きく動いているのは元荒川である。越谷市のレイクタウンで民間事業者が決定し、これから具体的な内容を詰めていく。杉戸町の大落古利根川では設計が完了し、これから工事に取り掛かっていく。それぞれ、地元と協議会の中でいろいろ検討し、着々と進めている状況である。

県土整備政策課長

5 不用額については、災害復旧費が約21億円を占めている。これについては、災害がなければ不用額として計上されることとなる。そのほか給与費や事務費の節減により約3億円の計上がある。不用にならないように事前に、事業の進捗状況を見ながら工夫して執行するようにしている。

八子委員

1 道路損傷通報システムの件数は増えているが、サービス自体を県民が知らないと活用されない。県民に対してどのように広報しているのか。
2 雑草刈り払いの件、地域住民の方から年2回では足りないとの声を聞いている。予算の制約はあるだろうが3回に増やす検討は行っていないのか。

道路環境課長

1 県ホームページに掲載している。また、彩の国だよりも掲載し、周知を図っている。

河川環境課長

2 3回刈ればより良くなると思うが、限られた予算の中でどう工夫するか、試行的な取り組みも含めて考えている。2回から3回へ増やすと単純には1.5倍の費用が掛かることになるので、その点も加味しながら堤防の維持管理を考えていきたい。

阿左美委員

1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書の380ページの繰越明許費が約641億円、事故繰越しが約81億円、合計約723億円の繰越しが発生しているが、令和2年度と比較してどうか。また、毎年多額の繰越しが発生していることについてどのように考えているのか。
2 行政報告書515ページに「Next川の再生」、533ページに河川清掃のボランティアを支援する「川の国応援団美化活動団体支援制度」の記載がある。環境部も同様

の取組をしているはずだが、環境部との連携はあったのか。

3 河川のしゅんせつ土砂は適正適法に処分されているのか。

4 行政報告書530ページ「(7)砂防事業」について、砂防工事を令和3年度に6事業、35か所実施している。また、土砂災害警戒区域を5,000か所超指定していると資料にある。5,000か所全体で工事をする必要があるかは別として、それだけ県内に危険箇所があるということである。今後の砂防事業について目安として何か所ずつ進めていくのか。

県土整備政策課長

1 令和2年度の翌年度繰越額は683億円で、約40億円増額している。主な要因は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度で13か月予算となったことや新型コロナウイルス感染症の影響であり、令和2年度は約24億円であった事故繰越しが令和3年度は約81億円と大きく増加している。これは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の補正予算を令和3年2月定例会で議決され、直ちに明許繰越しされ、翌年度は事故繰越しを行っているためである。また、事業効果の発現が遅れる、あるいは予算計上された資金が民間に流れないなどの課題があることから、繰越しは基本的に減らすように努めていくべきと考えている。一方で近年、公共工事の品確法に基づいて適正な工期の確保が求められている。これに基づいて早期繰越しを行っていることもある。基本的な考えを踏まえつつ、バランスを見ながら必要な事業については、今後も繰越制度を活用していく。

河川環境課長

2 川の再生の取組は基本的に清流を作ることと、それを生かして賑わいを創出する2本の柱で進めている。県土整備部としては水辺の良さを感じてもらうためのスロープや親水護岸などを整備し、その整備した場所で環境部が環境学習を実施するなど、連携を図ってきた。また、川の国応援団に関しても環境部と連携しながらより良い川づくりができるよう進めている。

3 しゅんせつ土砂の適切な処分について、掘削土砂は水の含み具合等により搬出先が異なる。そのまま利用できるものは公共事業などへ流用したり、水分が多いものは中間処理するなど、適正に処分をしている。

参事兼河川砂防課長

4 本県には、土砂災害の恐れのある区域が5,225区域あり、全ての区域を土砂災害警戒区域いわゆるイエローゾーンに指定済である。砂防事業整備箇所の事業を計画的に推進するため、令和3年3月に有識者からの意見を聞きながら、優先順位や期間を定めた埼玉県砂防関係施設整備計画を策定した。この計画では、ハード対策について地すべり、土石流、急傾斜地崩壊の三つの事象を対象に整備の方針や優先順位を定めている。短期では5年間、中長期では30年間における砂防関係施設の整備計画を定めている。具体的には、中長期の目標期間である30年間において、避難場所や要配慮者利用施設の立地する区域などを中心に、起こり得る事象、影響範囲、公共性などを配慮して優先順位を決め、高い順から着手することとしている。現在事業中の箇所も含め、約240か所を優先して計画的、重点的に整備を進めている。

阿左美委員

しゅんせつした土は、本来、営業ナンバー車両で運搬をすべきところ、白ナンバーが入っていることがある。白ナンバーには、過積載や整備不良などが散見される。根本的には適正な賃金が確保されていないという背景があると思うが、県は把握しているか。

建設管理課長

貨物自動車運送事業法に基づく事業許可を受けていない者が、運送業として、有償で白ナンバーのダンプカーにより土砂等を運送する行為は違反となる。一方で、国土交通省埼玉運輸支局の見解では、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づき、建設業で使用届出を提出して、表示番号の指定を受けている、いわゆる「〇建」の表示がされている白ナンバーで、建設工事として下請契約を結んでいれば適法とのことである。このため、必ずしも白ナンバーであるから違反ということではない。引き続き、現場における施工監理体制を徹底し、違反が発見された場合には、国土交通省埼玉運輸支局等とも連携を図り、対処していきたいと考えている。また、下請契約を締結した場合、施工体制台帳を提出していただくが、その際に契約書の写しを添付していただき、その内容を確認しているのので、適切な下請契約が締結されていると考えている。

阿左美委員

ダンプカーの中には、「あおり」と言われるダンプカーの荷台部分を囲んだ壁を作ったりしていることもある。日々の土砂の搬出搬入の際に、注意喚起や意識改革をするべきではないのか。

建設管理課長

県土整備部の発注工事においては、年4回、建設工事現場での一斉点検を行っている。その中で、過積載等の不法行為について点検を実施しており、抑止力につながっているものと考えている。

田並委員

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策によって、河川等の整備が進むことに関して期待する一方で、将来の維持管理費が増大し、他の事業や今後の新規事業の予算を圧迫するのではないかと懸念もある。令和3年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進めるに当たり、どのような議論がされたのか。また、どのように計画的に維持管理を進めていくのか。
- 2 事故繰越しのうち、資材入荷の影響や天候により繰越しになった事例はあったのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 国が進める防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算については、国が重点化していることから県としても優先的に予算確保に努め、道路や河川などのインフラ整備を加速している。道路や河川の構造物の整備に当たっては、将来的な維持管理費用も含めたライフサイクルコストも考慮している。また、道路橋や河川排水施設などの構造物では定期的な点検に基づく修繕計画を策定し、損傷が大きくなった時期に修繕を実施する事後保全から、構造物の劣化を予測し、大きな損傷が発生する前に早めに手当てをする予防保全への転換に取り組んでいる。これにより、必要な予算の平準化と長寿命化及び維持管理費の縮減を図っている。

県土整備政策課長

- 2 事故繰越しは、関係機関との協議に時間を要したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響などが主な要因である。13か月予算は、令和3年2月定例会での予算の補正で行っており、直ちに明許繰越しされ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による事故繰越しを行っているため、構造上事故繰越しが発生してしまう。

田並委員

- 1 管理するインフラが増加することにより、将来的な維持管理費用が増大し、新規のインフラ整備予算を圧迫してしまう懸念があるがどう考えているのか。
- 2 河川工事は6月から10月の出水期は行うことができない。令和3年度のように新型コロナウイルス感染症の影響で資材が入らない、資材の費用が高騰する、天候の影響などがある中、事故繰越しにならないように施工するには負担が大きいと業者から聞いたこともある。事故繰越しにならないような工夫が必要ではないか。県土整備部として入札等も含めて方法を検討したのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 平成27年の中央自動車道の笹子トンネルの事故を契機として、インフラの維持管理の重要性が法的に位置付けられた。橋りょうやトンネルなどでは5年に1回の点検が義務付けられ、点検結果に基づき修繕計画を策定している。また、それによって修繕に国費の補助も受けられる。維持管理に国費が適用できるものは積極的に活用すると共に、起債なども活用しながら改築系の予算にしわ寄せが行かないように工夫していく。

参事兼河川砂防課長

- 2 まず、当初契約の段階で適切な工期を確保する。その上で、新型コロナウイルス感染症も含め現場条件などの理由でどうしても工期延期を必要とする場合は、業者からの申出に基づき協議して繰越しの対応をする。繰り越した場合において、出水期中の工事の一時中止の申出があった場合も対応をしている。また、工期延期によって必要となった請負代金額の変更の対応もしている。既存制度の枠組の中で工夫できる範囲の対応をしている。

蒲生委員

- 1 行政報告書512ページの主要施策において、「直轄国道等を軸とした骨太の幹線道路網を形成していくため、関連する県管理道路や地域高規格道路（県施行）の整備を推進した」とあるが、本県の幹線道路網の主軸となる高速道路や直轄国道の整備進捗について伺う。
- 2 関連する県管理道路や県施行の地域高規格道路の進捗状況について伺う。
- 3 行政報告書533ページ「川の国応援団美化活動団体支援制度」について、実際の活動状況をどのように把握しているのか。活動している団体数の推移はどうなっているか。

県土整備政策課政策幹

- 1 高規格幹線道路は全国で14,000キロメートル形成されており、その整備率は現在87%である。埼玉県内では全ての高規格幹線道路が供用済みとなっている。唯一暫定整備区間となっている圏央道の久喜白岡ジャンクション東側区間の4車線化整備は、

令和4年度末に幸手インターチェンジまでの約8.5キロメートル区間が完成予定である。直轄国道の自動車専用道路である国道17号新大宮上尾道路では、首都高速道路の与野ジャンクションから上尾南までの約8キロメートル区間が平成28年に事業化され、令和3年度から工事に着手している。国道4号東埼玉道路では、外環道の八潮市から松伏町までの約9.5キロメートル区間の自動車専用部が令和2年度に新事業化され、令和4年度には、工事に着手している。次に、直轄国道については、上尾道路や東埼玉道路、本庄道路などの整備が推進されており、国道17号本庄道路では、本県と群馬県境に架かる神流川橋を含む約1.4キロメートル区間が令和4年内の開通予定となっている。また、深谷市から本庄市までの延長6.1キロメートル区間の本庄道路Ⅱ期区間が令和4年度に新規事業化となるなど、順調に整備が進んでいる。

- 2 本県では高速道路網を最大限生かすため、国道254号和光富士見バイパスなど、インターチェンジへのアクセス機能強化を図る道路整備を重点的に進めている。地域高規格道路である西関東連絡道路については、平成30年3月に皆野秩父バイパスが開通し、これまで約15キロメートルが供用済みとなっている。平成30年度からは大滝トンネル区間約2キロメートルについて整備を進めており、令和3年度にトンネル本体工事に着手した。なお、令和4年度からは、皆野秩父バイパスの延伸先となる長尾根バイパス約4キロメートルについて新規事業化している。

河川環境課長

- 3 活動状況については、毎年度末に提出してもらう活動実績報告書によって把握している。団体数の推移は、取組を始めた平成19年度に98団体であったものが令和元年度には462団体、令和2年度は480団体、令和3年度は484団体となっている。その中で、実際に活動実績報告書の提出を頂いたのは令和元年度は289団体、令和2年度は246団体、令和3年度は313団体となっている。県としては、団体に軍手やゴミ袋を支給したり、活動で回収したごみを市町村に処分してもらうなどの支援を行っている。

蒲生委員

現在、活動していない団体があるとするとその理由は何か。また、団体が活動できなくなった場合、県はどのような対応をするのか。

河川環境課長

活動が厳しくなっている状況があり、現在、登録している全団体を対象に活動上の課題や希望する支援の内容、今後の活動意思の確認などアンケートを実施している。今後アンケート結果が出るが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができないことや、高齢化により参加者が集まらないことがあるのではないかと推測している。県としてはできるだけの支援をしていきたいと考えているが、最終的に活動が続けられない場合は登録を辞退してもらい、実態を正確に把握していきたい。

蒲生委員

高齢化しているから難しいということではなく、若い人たちの意見も聴き、何かアピールするといった工夫も必要ではないか。

河川環境課長

環境部の水環境課が中心となり、これまで川の国応援団に加え、昨年から、個人や民間企業でも参加できるSAITAMAリバーサポーターズという少し広い枠組みの中で取り組みを始めている。河川管理者としては、そのような方から寄せられる意見も参考に、活動による充実感が体感できるような整備に取り組んでいきたい。

権守委員

- 1 行政報告書528ページ「(3) 河川の維持修繕」に川口市内の新芝川ほか62か所で樹木伐採、しゅんせつを実施したとある。土砂撤去、樹木伐採はそれぞれ何川で実施したのか、土砂撤去は何立方メートルで、樹木伐採は何本なのか、撤去した土量をプールに換算した場合どのくらいになるのか、それぞれの実績を伺う。また、令和3年度に実施した河川の選定理由や、選定基準について伺う。
- 2 行政報告書533ページ「水辺deベンチャーチャレンジ」について、11市町の進捗状況や課題となっていることについて伺う。
- 3 資料14「道路照明灯、道路標識の整備・進捗・達成状況」の道路照明灯の令和3年度の実績の新設10基は新たな道路に設置したもののか、それとも既設の道路に新たに設置したもののか。また、道路照明灯の設置に係る要望はどの程度あったのか。道路照明灯30,000基に対して1,215基更新したとのことだが、累計でどれくらい対策が完了し、どれくらい残っているのか。

河川環境課長

- 1 緊急しゅんせつの河川数は46河川である。撤去土量は62か所で約140,000立方メートル、25メートルプールで約430杯分である。職員が点検をした中で河道内に土砂が堆積し、樹木も繁茂している場所を対象とし、氾濫による人家への影響も加味して優先度の高い順から進めている。
- 2 水辺deベンチャーチャレンジの11か所については、令和3年度から進めているため大きく進捗している状況ではないが、杉戸町の大落古利根川では設計を実施し、工事に着手する。越谷レイクタウンでは民間事業者が決まった状況である。進捗に時間を要している理由としては、水辺deベンチャーチャレンジは計画段階から地域や民間事業者と一緒に取り組む事業として進めており、その合意形成に時間がかかっている実情がある。

道路環境課長

- 3 新設の10基は、既存の道路に設置したものである。要望数は把握していない。照明灯30,000基のうち92%が対策済であり、残りは8%である。

権守委員

- 1 令和3年度の緊急しゅんせつの実施により、具体的に防げたことはあったか伺う。
- 2 照明灯設置を要望しても設置できないことが多い。設置基準の見直し、緩和は行わないのか。

河川環境課長

- 1 具体的にどの河川でどの効果といったものはないが、140,000立方メートルの土砂を撤去したことで河道内に流れる水がそれだけ流れやすくなっている。土砂を撤去

したことにより水位の低下する量は、下流の状況も含め計算しなければならないため、具体的な数値を示すことができない。

道路環境課長

- 2 昨年度に設置した10基は交差点に7基、横断歩道に2基、急カーブ箇所には1基である。現基準は、夜間の交通量が多く、歩行者が横断するおそれのある箇所、曲線部などの道路線形が視認しにくい箇所など、主に車目線で交通上支障がある箇所に設置している。防犯が目的で要望のあった箇所は、交通上の安全とは主旨が異なるものであるため、設置していない。交通安全上で必要な箇所については、職員が夜間の現場を確認するなど、場所ごとに検討を行い、交通に支障があれば設置する。基準の緩和については、個別箇所ごとに検討を行うこととし、現行のまま対応していきたい。

金野委員

- 1 行政報告書522ページの交差点改良、歩道整備の要望箇所数はどの程度で、どのような判断で整備を実施しているのか。道路橋りょうの維持管理について、舗装道の維持補修に係る要望総数はどのくらいあるのか。要望に対して予算がないため対応できないと説明されることがあるが、それならば不用額が発生しているのはなぜか。
- 2 行政報告書524ページで11路線について自転車通行空間の整備を実施したとあるが、全体の計画に対して進捗状況はどうか。
- 3 行政報告書531ページに、河川整備が必要な河川の延長は令和3年度末で385.5キロメートルまで減少したとあるが、目的を達成するまでの見通しについて伺う。

道路街路課長

- 1 交差点整備の市町村からの要望は約200か所あり、交通渋滞解消や交通安全確保のため、渋滞長や通過時間、事故発生件数を踏まえて、地元の御理解と御協力を頂ける箇所から事業を進めており、令和3年度は38か所で実施している。歩道整備の市町村からの要望は約300か所あり、通学路等を重点的に取り組んでおり、令和3年度は82路線で実施している。道路新設に関する不用額についてであるが、同じ事業の中で流用するなど不用額が少なくなるよう工夫しているが、令和3年度の不用額は、例えば上武大橋の架換えに関する隣接県からの受託事業であり、執行額に減額が生じると受託収入もなくなるため活用はできないものである。

道路環境課長

- 1 要望の総数は、年間約13,000件ある。不用額については、事務費の節減等によるものである。
- 2 令和3年度において、10キロメートルの自転車通行空間の整備を実施した。

参事兼河川砂防課長

- 3 県としては、整備率100%に向けて整備を進めているところであるが、令和3年度末の整備率は約62%という状況である。「河川整備が完了した河川の延長」には、調節池、橋りょう架換え及び排水機場の整備などが反映されない。下流の県南地域では、住宅が密集し、河川を横断する橋りょうも多いことから、河川整備延長が伸びない状況であり、現時点で最終的な見通しは立っていない。一方で、短期的には5か年計画での整備目標を設定しており、整備延長を現在の627キロメートルから640キロメートル

ルへと13キロメートル延長する具体的な数字を示しているところである。

金野委員

自転車通行空間については、10キロメートル整備したとのことだが、全体の計画に対して、どの程度進捗しているのか。

道路環境課長

自転車通行空間をネットワークさせることが最終目標であるため、現状においては、総数は把握できていない。新たに策定した自転車活用推進計画では、令和4年度から令和8年度までに40キロメートル整備することとしている。

辻委員

- 1 行政報告書522ページ「(4) 道路・橋りょうの維持管理」について、歩道のバリアフリー化工事等において、街路樹や植栽を撤去していることがあるが、県として街路樹をどのように維持管理していくか基準や考え方はあるのか。
- 2 行政報告書526ページ「2 河川・砂防事業の推進」について、河川だけに着目するのではなく、森林整備で山の保水力を保全したり、田んぼによる遊水力を維持したりするなど、多岐にわたる流域治水という考え方を、県として全体をどのような体制で管理していくのか伺う。

道路環境課長

- 1 街路樹の管理について、令和3年4月に街路樹マネジメント方針を策定した。この方針は、街路樹を適正に管理していくために策定したものである。具体的には、街路樹同士の間隔が樹高に対して1.4倍以内の街路樹を間引きし適正な間隔にしていくこと、また交差点周辺など見通しの悪い箇所において間引きしていくこととしている。ほかにも、街路樹診断の結果により、腐朽割合が5割以上の樹木を撤去するなど、メリハリのある街路樹管理をしていくこととしている。

参事兼河川砂防課長

- 2 令和2年8月に国が荒川流域と利根川流域それぞれで流域治水協議会を設置しており、県もこの協議会に参加している。令和3年2月から3月にかけての協議会において、「氾濫をできるだけ防ぐ」、「被害対象をできるだけ減らす」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の三つの大きな柱によってプロジェクトが採択された。また県庁内では、令和2年8月に、県土整備部、都市整備部、農林部、下水道局などの関係部局が参加する「水防災まちづくり推進連携会議」を設置し、これまでに計5回の会議を開催して、流域治水の在り方について協議している。今後、この会議での議論を踏まえて、各自治体や流域の関係者の方と共に流域治水を展開していくことになるが、まずは行田市の忍川流域において、行田市と一緒に流域治水を展開していく取組を始めている。この流域で流域治水の知見を積んだ上で、全県展開を図っていく。

辻委員

- 1 住民の方から街路樹が通行の支障になるため撤去してほしいなどの要望があるが、街路樹マネジメント方針はどの程度優先されるのか。
- 2 河川の流量などは定量的な数値で分かりやすいが、田んぼを残す取組などは、治水へ

の貢献が分かりにくい。流域治水の効果の評価方法について検討状況を伺う。

道路環境課長

- 1 街路樹の住民要望は賛否両論あるが、落ち葉や枝の問題などは街路樹が十分に管理されていないため、多くの要望があると認識しており、管理が行き届くようにすれば双方にメリットがある。街路樹マネジメント方針により、街路樹を適正に管理することで対応していきたいと考えている。

参事兼河川砂防課長

- 2 令和3年度、流域治水関連法として特定都市河川浸水被害対策法が改正され、運用のガイドラインを令和3年度中に発出することになっていたが、まだ検討中である。対策量や、効果を具体的にどう把握するのか、その把握したものを計画として位置付けるべきなのかということも含め、議論がされ尽くしていない状況である。流域治水は流域の関係者があらゆる手段を講じるという理念であり、対策量に目標を設定すべきかという点は意見が分かれるところである。同様の議論として、これまではコンクリート製の施設は効果を定量評価できる一方で、緑のダムなどグリーンのものは、定量的な把握ができないために効果は0としていたが、近年はグリーンインフラとして0ではない何かとして評価しようという動きがある。これら効果が不明瞭で定量的な評価が難しいものの評価の仕方や、そもそも評価すべきかも含め、国の動向を見ながら研究、検討を進めていく。

前原委員

- 1 令和3年の事業量の中で、職員数は十分だったのか。新型コロナウイルス感染症対策で、保健医療関係に応援派遣もあったと思うが、災害対応や日常業務の中で、県民からの要望に応えられる職員体制だったのか。
- 2 川越県土整備事務所はエレベーターがない。バリアフリー化が遅れているのではないのか。ほかの県土整備事務所についてもエレベーターがないのか。また、今後どのように対策を考えているのか。
- 3 資料19「急傾斜地崩壊対策事業における市町村負の実態」について、市町村負担金が令和2年度は1市3町1村で1,475万1,000円に対し、令和3年度は1市2町1村で2,659万4,000円となっている。対象自治体が減っているのに金額が増えているのはなぜか。
- 4 資料29「調節池の整備状況とその効果について」に「台風や豪雨による洪水を調節池に流入させることで下流の河川の流量を減らすことが可能となり、浸水被害が軽減される」とある。整備予定箇所数に対する令和3年度の進捗状況はどうか。
- 5 資料36「令和元年東日本台風による被害の一覧と復旧状況」について、被災した県道中津川三峰口停車場線のロックシェッドは、令和5年3月に完成させることとなっていた。今年9月に岩盤崩落が発生し、道路が不通となっているが、令和3年度の復旧工事の状況と今後の対応について伺う。

県土整備政策課長

- 1 令和3年度は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の事実上の初年度にあたり業務量が増加しており、新型コロナウイルス感染症対策の応援も重なったことから非常に厳しい状況だったと認識している。そうした中、職員体制については、新たな

プロジェクトにより負担が重くなる地域機関に職員を確保した。そのほか、入札事務の補助として会計年度任用職員を増員することで、技術職員の事務的負担を軽減し、現場での工事監督業務や要望等の対応により集中できるような体制づくりを進めた。また、令和3年度から工事情報共有システムの活用による業務のIT化の推進など業務の効率化も進めているところである。引き続き、災害や県民からの要望等に対応できるよう努めていく。

- 2 県土整備部は16の地域機関があり、うち2階建て以上の独立庁舎は12庁舎ある。このうちエレベーターが設置済されているのは1庁舎のみである。対応としては、例えば川越県土整備事務所では、一般の来庁者が見込まれる管理担当は1階に設置し、影響がないように工夫している。また、障害者の方が来庁された際には、職員が1階に降りてきて相談に応じているなど配慮している。今後、現場の状況を把握していきたい。

参事兼河川砂防課長

- 3 急傾斜地崩壊対策事業については、事業を実施している地区の市町村から事業費の一部を負担いただいている。令和2年度は5市町村7地区で実施していた事業のうち2地区が完了した。令和3年度は新規箇所がなく、継続箇所のみ4市町村5地区で事業を実施した。市町村負担額が増加したのは、継続した箇所について、擁壁工や土砂防護柵等の工事が本格化したことにより、事業量が増えたためである。
- 4 現在の河川整備計画において整備予定の調節池は72か所である。このうち、令和3年度末時点で完成している調節池と、未完だが一部供用を開始している調節池を合わせて42か所が供用を開始している状況である。事業中の調節池は18か所となっている。

道路環境課長

- 5 令和3年度については、支障物件の移設が完了したため、8月に本復旧工事に着手し、崩落した護岸及びロックシェットの復旧工事を進めた。令和4年度は、引き続き護岸及びロックシェットの復旧工事を進め、令和5年3月の完了を予定していた。しかし、9月13日に発生した秩父市中津川地内の岩盤崩落により、県道が通行不能となったため、工事が中止となった。現在、岩盤崩落箇所の道路啓開を進めているが、令和5年8月に通行できる予定である。当該工事については、県道の道路啓開完了後に工事を再開し、早期復旧を目指していく。

前原委員

調節池の整備予定は72か所であり、あと12か所は具体的な計画を立てていないのか。

参事兼河川砂防課長

合計72か所の調節池のうち、現在、供用しているのが42か所あり、完成しているものと暫定供用中のものがある。内訳は、完成しているものが35か所、暫定のものが7か所である。先ほど、事業中のものが18か所と説明したが、この18か所の中には、暫定で供用を開始しているものも含まれており、未着手は19である。

【説明者】

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民スポーツ文化局長、田沢純一県民共生局長、浅見健二郎参事兼広報課長、小田恵美県民広聴課長、田辺勝広共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、川端秀治人権・男女共同参画課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

【発言】

小川委員

行政報告書169ページ「9 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」について、令和3年9月定例会の横川議員の質問に対する知事答弁を踏まえ、大会から得たレガシーを本県のスポーツ振興等にどのように反映させたのか。

スポーツ振興課長

競技力の向上では、次世代を担うアスリート発掘・育成事業として、小・中学生を対象にデータに基づき選考を行い、年齢や能力に応じスポーツ科学を活用した育成プログラムを実施した。また、国際大会等での活躍が期待できる選手に対しては、強化費の助成とスポーツ科学の専門家による支援を実施した。東京2020オリンピック・パラリンピック大会に出場した選手が所属するプロ・トップチーム等と連携して、スポーツ教室や体験会など県民がスポーツを楽しめる機会の拡大を図った。共生社会の実現については、大会でボランティアとして活動した人たちに対して、スポーツボランティアに登録し、引き続き活動してもらうよう促している。福祉部で行っていたパラスポーツの支援について、本年度から県民生活部スポーツ振興課にパラスポーツ担当を設け、スポーツ行政の一元化を図って進めている。

小川委員

レガシーという言葉は単年度ではなく、引き継いでいくものだと思う。特に最後に話があったパラスポーツの関係は、日本の選手の活躍は、若い人たちの励みになる。引き続き力を入れていくことと思うが、県の方策等はどうか。

スポーツ振興課長

スポーツ行政を一元化したことにより、双方の支援の特性や違いが分かるようになり、健常者のスポーツもパラのスポーツも両方で学び合うところがあるということが分かった。今後はそういうことを検討して、施策に生かしていく。

阿左美委員

行政報告書190ページの「(3)市町村に対する防犯のまちづくりへの支援」の中で、県は防犯のまちづくりに係る事業を行う市町村に対して助成を行っているとのことであるが、「防犯環境の整備」のうち、「特殊詐欺対策機器購入補助・貸与」の事業内容と、そ

の効果はどのようなものか。

防犯・交通安全課長

特殊詐欺の被害者のうち約9割が自宅の電話で被害に遭っていることから、電話で犯人と話をしないことが最も有効であると考え、この事業を行っている。県では、市町村が行っている特殊詐欺対策機器購入補助・貸与事業に助成しており、令和3年度は7市に対し、169万円を補助している。対策機器の設置者にアンケートを行ったところ、「設置後に不審電話がなくなった」など機器の有効性を実感しているほか、設置者が被害にあったということは聞いていないので一定の効果があったと考える。

阿左美委員

- 1 7市に169万円を助成したとのことであるが、その7市というのは、市からの申出なのか、広報周知して申し出たのか、7市が選定された経緯は何か。また、7市以外にも助成をするのか。
- 2 補助金で整備した物品が古くなる場合があるが、活動するために必要な物品の継続的な補助についてどのように考えているのか。

防犯・交通安全課長

- 1 7市からの申出については、年度当初に各市町村に対して照会し、市町村からの要望を受け、予算執行している状況である。
- 2 パトロール用品についても、県では自主防犯活動の活性化を図るために、市町村からの要望に応じて、活動に必要なパトロール用品等の購入費用を助成している。購入費用の助成については、新規に開始する自主防犯活動団体に限らず、これまで実施していた団体も支援の対象となっており、市町村からの要望があれば適切に対応している。

横川委員

行政報告書177ページ「(7)学校連携観戦」について、実際に会場で観戦できなかった子供たちへの対応として、今後、長期にわたって国際大会等の観戦希望を募るといった取組も考えられる。オリンピック・パラリンピックが終わって終了ではなく、子供たちにインスピレーションを与える機会として必要と考えるが今後の方針はどうか。

スポーツ振興課長

青少年、特に子供に対して、国際大会を通じて、スポーツのすばらしさ、国際交流、多文化共生、共生社会の実現といった良い学びの機会になる。県内に多数あるスポーツ施設で開催される各種大会や、今後整備が予定されている屋内水泳場等への大会の誘致を進めるとともに、折に触れ子供たちに国際試合やプロ選手の力を間近で見る機会をつくるよう心掛けていく。

横川委員

今後、そのような機会を設ける際には、県内の自治体に広く周知し、自治体でもあらかじめ準備を進めるなどして、機会を失わないようにするべきと考えるがどうか。

スポーツ振興課長

国際大会に限らず、スポーツの機会を子供たちに渡すために、市町村に情報提供を行っ

ていく。今年度、市町村の主管課に電子メールでスポーツイベントのリストを情報提供し、出欠を確認するといった取組も行っている。今後も、様々な機会を捉えて周知を図っていく。

田並委員

- 1 行政報告書153ページ「イ 同和問題の解決」に関して、三つの取組を行ったということだが、その成果についてどのように検証を行ったのか。また、同和問題というのは教育や企業など社会が一体となって取り組んでいく必要がある。役割分担を踏まえ、教育局なども取り組んでいると思うが、教育局とどのように連携を図っているのか。
- 2 隣保館事業に対する助成について、県内市町からはどのくらいの件数の要望があり、どのくらいの件数を実施されて、どのような内容なのか。
- 3 行政報告書163ページ「ア スポーツ振興施策の推進」について、現状と課題の分析や今後の施策の方向性について検討を行ったとあるが、どのように分析、検討し、それをどう生かしていくのか。
- 4 行政報告書165ページ「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」について、県としてどのようなコンセプトで進めているのか。また、令和3年度の総合型地域スポーツクラブ数の95についての内訳はどうか。
- 5 行政報告書166ページ「キ 競技力の向上」について、埼玉アスリート就職サポートセンターの令和3年度の企業数や就職件数の実績はどうだったのか。

人権・男女共同参画課長

- 1 取組に当たっては、市町村や関係機関と連携しながら進めている。また、県民総ぐるみで同和問題の解決をはじめ人権尊重に向けた取組を進めていくために、県や市町村などの行政機関、関係団体で構成する会議を開催して取組状況を説明し、意見を聞き、取組への反映を図っている。教育局との連携については、当課が実施する啓発イベントに、教員や生徒に参加してもらうようにイベントのPRをお願いしたり、当課で作成した啓発冊子を教育現場で活用してもらっている。
- 2 7市町に対して補助を行っている。内容については、隣保館がある市町に対する運営費の補助や、地域住民を対象にしたクラブ活動、レクリエーション等の地域交流を図る事業、隣保館を持たない市町については既存の各種公的機関を活用して地域住民に対しての相談業務等の事業について補助を行っており、交付額は3,316万円である。

スポーツ振興課長

- 3 新計画の策定に向けスポーツ活動の実施状況や意識調査を実施した。また、現行計画の各指標の達成状況調査を実施し、分析を行っている。これらの結果を基に、公募で選ばれた県民や有識者で構成される埼玉県スポーツ推進審議会の意見を踏まえて新しい計画を取りまとめ、現在県民コメントを実施している。新計画では、例えば女性や子育て世代のスポーツ実施率が低かったことから、新たに女性や子育て世代を対象とした施策を立て、具体的な事業に取り組むこととしている。
- 4 総合型地域スポーツクラブについては、組織の運営の評価や点検を各クラブで行い、運営改善を図っていけるスポーツクラブの割合を上げることをコンセプトに支援した。内訳は、95のクラブのうち、四つが新設、五つが廃止となっている。
- 5 令和3年度の実績としては、新規登録企業1社、7件のマッチングがあり1件で内定となっている。

田並委員

- 1 同和問題の解消に向け、市町村や関係団体と連携して進めているということだが、その中で、どのような課題があり、どのように対応していくのか。
- 2 隣保館事業に関しては7市町だったということだが、県内で隣保館が幾つあるのか。また令和3年度は、補助金の要望は7市町だったのか、要望はもっとあったが予算の関係で7市町だけになったのかどうか。
- 3 総合型地域スポーツクラブについて、5減となった理由は何か。また、活動が継続できないことの課題に県としてどのような対応ができるか。

人権・男女共同参画課長

- 1 同和問題の差別事象が残っている現状があり、いかに解消していくかが課題となっている。今後も、県、市町村、国が各々の役割を果たし、しっかり連携しながら差別的事象の解消に向けて尽力していく。
- 2 隣保館は県内で8館ある。補助金については7市町から申請あり、対応している。

スポーツ振興課長

- 3 4団体は新型コロナウイルス感染症の影響で思ったような活動ができず会員が減ったことであり、1団体は中心人物の引退に当たり後継者がいなかったためと聞いている。課題は、人材育成又は継続して活動できる場の確保が挙げられる。県としては、埼玉県スポーツ協会のクラブアドバイザー、市町村と連携して、課題に対応できるように支援していく。

蒲生委員

- 1 行政報告書140ページ「ウ 知事への提案」について、令和3年度は9,219件の提案が寄せられたとあるが内容はどのようなものであったか。若者の提案はどのくらいあったのか。また、寄せられた提案は、県政にどのように生かされているか。
- 2 「エ どこでも知事室」について、若い人がどのくらい参加しているのか。
- 3 行政報告書152ページの「(1)人権施策の総合的な推進」について、「ア 人権啓発事業」のうち、LGBTQの企業向けハンドブックを作成した目的と内容及び配布方法について伺う。

県民広聴課長

- 1 令和3年度の9,219件の提案の内訳は、コロナ禍ということもあり、新型コロナウイルス感染症関係の提案が非常に多かった。知事への提案には年齢の記入欄がないため、若者の数について統計的な数値は把握していないが、高校生や大学生などからも提案はある。提案はどう生かされているのかについては、知事が全て提案に目を通し、必要なものについて各部局にきちんと指示を出している。直近では、県の指定機関が主催する事業者講習会について、コロナ禍においてリアルでの講習を受講することが不安との参加予定者の声に対して、これに応える形で、通信型の講習会の追加実施を決めた等という例もある。また、生活困窮などの悩みを抱えた方については、相談窓口の紹介をするといった形で県政に反映している。
- 2 どこでも知事室については、令和元年度から令和3年度までの実績では、参加者の48%が大学生以下の若い方であった。令和3年度については、環境問題にボランティア

で取り組む方々から意見を聞いたが、そこには、中学生2名の参加があり、若者目線でのよい意見を伺った。

人権・男女共同参画課共生推進幹

3 目的であるが、LGBTQの方にとって働くことは、生活の経済的な基盤であるとともに生きがいや自己実現につながるものである。LGBTQの方の働きやすい環境づくりを進めるためには、企業の協力が不可欠である。一方、県内企業においては、LGBTQに関する取組を進める上で、「正しい知識や理解の不足」、「どのような取組をしてよいか分からない」という課題を抱えている。こうしたことから、企業向けのパンフレットを作成している。内容であるが、性の多様性に関する基礎知識、LGBTQの方たちの困難の実態や県内企業の取組状況などに関するものである。作成した部数は8,500部である。配布先は、公正採用選考人権啓発推進員という制度が厚生労働省の制度であるが、その設置企業約3,000社や市町村の企業担当課、希望のあった企業に配布している。

蒲生委員

ハンドブックを利用した企業から意見を伺っていると思うが、職場環境が変わったというような効果を聞いているか。

人権・男女共同参画課共生推進幹

例えば、あるタクシー会社ではドライバーは男性が多く、LGBTQの方が働きづらい環境にあったことから、ハンドブックを研修資料として活用して、社内におけるLGBTQの理解が進んできたとのことであった。また、こうした取組を対外的に公表することによって、LGBTQの方の採用の申込みが増えているというプラスの影響が出ていると聞いている。

権守委員

- 1 行政報告書160ページ「(2) 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業の実施」について、令和3年度は24教室を開催して、653人が参加したとあるが、全体で何人の参加申込があり、何人が参加できなかったのか。
- 2 24教室のうち、申込みが多く参加できなかった子供の数が多かった教室は何か。また定員に満たなかった教室はあったのか。
- 3 ホームページを見ると実際は34教室くらいを予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の第5波の影響で中止に至ったものもあると思うが、何とか開催を考えられなかったのか。振替の開催はできなかったのかなど検討状況はどうだったのか。
- 4 行政報告書182ページの「(4) 相談・苦情処理体制の充実」について、令和3年度の県の川口本所と熊谷支所での相談件数は9,395件と、令和元年度に比べ約1,900件減少した。これは支所が4か所から2か所に統合されたことによる影響なのか。相談を受けられないことによる弊害がなかったのかどうか。

青少年課長

- 1 令和3年度の応募総数は12,106人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった教室の参加者を含め、希望したが参加できなかったのは11,453人である。

- 2 一番人気が高かったのは「ロボット工学の研究者になりたい」であった。2番目が「和菓子づくり」、3番目が「漫画家になりたい」であった。続いて、定員に満たなかった教室は、「音楽家になりたい」という教室で、その中で楽器経験者を対象としている教室では、定員に満たなかったものが一部あった。
- 3 34教室の実施を予定しており、新型コロナウイルス感染症の影響で11教室を中止した。子供たちの希望もあり非常に悩んだが、協力企業・団体と協議した結果、やむなく中止を決定したものである。中止した教室の開催時期が年度末近くであったため、日程を振替えて開催することは難しかった。

消費生活課長

- 4 令和元年度の県全体の相談件数は53,997件だったが令和3年度には48,530件と約10%減少している。また、相談件数は全国的に見ても減少しており、令和元年度と比較して令和3年度は約9%相談件数が落ちている。県内市町村は相談窓口が充実してきており、令和3年度の平均開設日数は4.8日から4.9日となっており、弊害を上回るような市町村支援で相談窓口を充実し、県民サービスを維持している。

杉田委員

- 1 行政報告書153ページ、「ア 埼玉県文化振興基金の充実及び活用」のうち、埼玉県文化振興基金に民間寄附金運用益を合わせて666万3,412円を積み立てたとあるが、どのような方法で、基金への民間寄附を募ったのか。
- 2 行政報告書154ページ、「ア 県立文化会館の管理運営」について、新型コロナウイルス感染症の影響による公演中止はどれくらいあったか。財団の収入への影響はどうだったか。また、何か対策を行ったか。
- 3 行政報告書190ページ「14 犯罪被害者等支援の推進」の「(1) 性犯罪等被害者支援の推進」について、アイリスホットラインの具体的な実施内容と他部局との関連についてはどうか。

文化振興課長

- 1 一つ目として、文化振興課が主催するイベントで募金を行っている。二つ目に、前年度に寄附を頂いた方などに、実績報告書を送る際に協力を依頼している。三つ目は、基金を活用した助成を行った際、その団体に対して、事業実施の際に簡易募金箱の設置を依頼している。四つ目は、過去に寄附実績がある団体については依頼文を送付している。また、コロナ禍でできていないが企業に営業活動を行い、寄附のお願いをしている。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、4事業10公演が中止となった。公演中止により、チケット収入は予算比で3,800万円の減収となった。中止となったものは、全て海外招へいのものであり、対策は難しかった。ハード面では、ホール内に抗菌処理を行うなどの新型コロナウイルス感染症対策を行った。

防犯・交通安全課長

- 3 アイリスホットラインの具体的な内容であるが、一般の方々からの相談に対応し、24時間365日電話相談対応を行っている。また、相談の内容に応じて、犯罪被害者個々に応じた支援を行っている。そして、窓口への啓発のための広報・啓発活動を実施している。次に、他部局との関係についてであるが、アイリスホットラインでは、県と警察、民間支援団体である埼玉犯罪被害者援助センターの3機関などと連携し、ワンストップ

支援センターを構築している。相談者の中には、犯罪被害に遭い、警察に被害の届出をしたい場合は警察で対応し、警察に被害の届出をしたくない場合は県で対応している。アイリスホットラインの窓口業務を援助センターに委託しており、県としては産婦人科医、協力医などと連携し、主に、性犯罪被害者に対する支援を行っている。また、医療費や法律相談費の支援を行っている。

杉田委員

海外招へいの講演中止に対する契約書の見直し等は行ったのか。

文化振興課長

見直しは行っていない。埼玉県芸術文化振興財団と話をし、検討し、修正できるものは修正していく。

金野委員

- 1 行政報告書140ページ「ウ 知事への提案」について、県立施設において、知事への提案の箱のようなものを設置しているか。また、ホームページには、どのような提案を公開しているのか、公開方法についてどのように考えているのか。
- 2 行政報告書161ページ「(5) 埼玉県青少年健全育成条例の施行」について、立入調査を実施したとのことであるが、その結果はどうであったか。遵守されていたのか、是正、改善、指導した件数などはどうなっているのか。
- 3 行政報告書178ページ「(2) 女性チャレンジ総合支援事業の実施」について、経済的に困難な女性の自立を支援するため、自立支援講座等を開催したとのことだが、経済的自立につながったのか、どのようにフォローしているのか。
- 4 行政報告書182ページ「(4) 相談・苦情処理体制の充実」について、令和3年度に県消費生活支援センターに寄せられた相談のうちインターネット通販や定期購入の相談件数はどうなっているのか。
- 5 行政報告書186ページ「12 交通安全対策の推進」について、信号機のない横断歩道の歩行者優先の徹底につき、通年で実施しているとのことであるが、その内容と効果はどうか。

県民広聴課長

- 1 知事への提案ボックスについては、県有施設はもちろん、市町村等にも箱を置いている。一方で、インターネットからも提案を送ることができるので、そちらが多く活用されている。また、ホームページ上に公開されている提案は、まず、個人情報等が入っていないもので、かつ、読んだときに多くの方の参考になると思うものを選んでいく。

青少年課長

- 2 立入調査の結果について、区分陳列不備10件、深夜入場禁止表示不備7件、利用・購入禁止表示不備13件、携帯電話フィルタリング解除時に作成する申出書の保存不備5件の指導を行った。これらの不備については、立入りの際に指摘して改善するよう申入れをしている。

人権・男女共同参画課長

- 3 女性チャレンジ支援事業については、With you さいたまで経済的に困難な

状況に置かれている女性や離婚を考えている女性のためのセミナーを行っている。受講者からは、「ちょうど苦しい時期で人生を切り替える気づきがあり、学びがあった」「今後の将来を選択する上で参考になった」といった声があった。経済的に困難な状態の方々を、自立につなげるということは時間がかかると考えている。そこで、受講後はWith you さいたまでの相談窓口による相談やニーズに応じて、女性キャリアセンターで就業の案内をしたり、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、フォローアップをしている。

消費生活課長

- 4 定期購入については、令和3年度は3, 125件寄せられている。前年度比約30%減となっているが依然として多い。また、偽サイトに関する相談が前年度比471件と約60%増加した。

防犯・交通安全課長

- 5 横断歩道で歩行者が被害に遭う事故が多く発生したことを踏まえ、平成30年から信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底についての対策を実施している。令和3年度は、各季の交通安全運動の実施重点への指定、横断歩道の歩行者優先啓発動画を埼玉県YouTube公式チャンネルで公開をしている。また、テレビやラジオCMなどの広報媒体を活用した広報啓発活動を実施している。効果としては、JAFの調査結果であるが、平成30年の信号機のない横断歩道における車両の停止率は7.8%であったが、令和3年度は23.6%まで停止率が上昇している。参考であるが、本年度の調査結果が公表され、埼玉県の停止率は34.5%まで上昇しており、一定の効果が出ていると認識している。

金野委員

- 1 ホームページに提案ボックスを設置している旨の記載がない理由は何か。また、提案の件数が急増している状況の中で、公表方法を検討した経緯はあるか。
- 2 立入調査について強制力がどこまであるか分からないが、指導しているとの答弁があった。指導に対して改善に応じているのか。また、改善状況を確認しているのかどうか。
- 3 信号機のない横断歩道における車両の停止率で、埼玉県が23.6%まで上昇しているとのことだが、全国と比較した場合の埼玉県の順位はどうか。

県民広聴課長

- 1 現在、知事への提案は、9,219件のうち8,856件がメールで寄せられており、ほぼ、こちらが主流となっているため、特段、提案ボックスの設置場所について案内していない。今後は、ホームページ上に地域振興センターや市町村役場に提案ボックスを設置していることについて、明示していく。公表のやり方の再考については、提案の件数が急増している原因は、新型コロナウイルス感染症の関係である。新型コロナウイルス感染症の関係については、助成金や行動自粛など、内容が大別されるため、「知事への提案」のページに回答を掲載するよりも、関係するページに案内して掲載するという形を取っている。今後も提案の中身や趣旨に基づき、どのような形で県民に案内するのが適切かよく検討しながら進めていく。

青少年課長

- 2 区分陳列等は、条例で事業者の義務となっているので従うように指導している。指導した店舗に対しては、後日、再立入りをして改善状況の確認をしている。

防犯・交通安全課長

- 3 令和3年の埼玉県の停止率は23.6%で、全国平均は30.6%であり、埼玉県は全国ワースト13位となっている。効果の補足であるが、県内の交差点における交通事故の発生状況では、令和元年の人身事故件数は11,673件であったが、令和3年は9,289件と減少している。

金野委員

交差点の事故件数について、全国平均と比べるとどうか。

防犯・交通安全課長

他県の事故件数は持ち合わせていない。

八子委員

- 1 行政報告書142ページに彩の国だよりの発行部数が177万部とあるが、具体的な配布方法はどうか。
- 2 行政報告書161ページの「(4) 青少年非行防止対策の推進」について、法務省の保護観察所や保護司との連携はどうか。

参事兼広報課長

- 1 発行部数約177万部のうち、そのほとんどである約174万部を新聞折込で直接家庭に届けている。その他、県民が身近な場所で彩の国だよりに触れられるよう、市町村窓口、図書館、公民館などのほか、ショッピングセンターや銀行などの民間施設にも配架している。

青少年課長

- 2 保護観察所とは、「社会を明るくする運動」の一環として7月に非行防止のキャンペーンを合同で行っている。また、駅などのデジタルサイネージ等で啓発するための知事によるメッセージ動画を作成し、提供するといった連携を図っている。このほか、当課の事業に保護司が参加しているケースとして「立ち直り体験交流会」という事業において、令和3年度、受刑者の立ち直りをテーマとした会に参加していただいた。

八子委員

県内の全世帯数約320万世帯のうち、174万部だと約半分の世帯にしか届いていないことになる。新聞未購読者へどう届けるのか検討しているのか。例えば、市町村広報紙と一緒に配布してもらうよう、市町村と連携するという方法もあると思うが検討したのか。

参事兼広報課長

まず、市町村や図書館、公民館、民間施設などに配架し、県民が身近な場所で彩の国だよりを読めるようにしている。また、インターネットで情報を得られるよう「彩の国だよりのWEB版」をつくり、県ホームページに掲載している。スマホアプリ「まいたま」でも

重要な記事を毎月配信している。市町村との連携については、これまでに検討を行った。市町村の意向を確認したところ、できるというところとできないというところがあった。また、市町村によって配布日がまちまちで彩の国だよりが県民に届く日が異なることになるなど、困難な課題があるが、引き続き検討していく。

辻委員

- 1 行政報告書147ページ「2 平和行政の推進について」、平和資料館の機能の考え方について伺う。県内には戦争に関わる史跡があるが、実態がよく分かっておらず、民間によるボランティアな調査で明らかになることもあるが、きちんとまとめて保存していかなければ、風化し、埋もれてしまう可能性がある。県民の調査で明らかになった戦争の歴史を集約し、保存し、展示することが必要である。そのため、平和資料館は平和調査の中心的な施設となるべきと思うがどうか。
- 2 行政報告書148ページ「3 共助社会づくりの推進」について、共助社会づくりの担い手はNPOや市民団体を想定していると思うが、近年は一般社団法人、今年施行した労働者協同組合など多様な法人が担い手になっている。担い手を時代の変化に合わせて捉えていく必要があると思うが県の考え方はどうか。
- 3 行政報告書182ページ「(4) 相談・苦情処理体制の充実」について、靈感商法への対応について、一般的な消費者相談と比べ特殊性があると思うが、令和3年度の状況や対応についてはどうか。

県民広聴課長

- 1 平和資料館については、戦争の悲惨さ、平和の尊さを県民に広く考えていただく施設として運用しており、基本的には県にゆかりの資料等を中心に収集している。県民からの資料の寄贈は多く、こうしたものを通して来館者に戦争について考えてもらう機能を担っている。また、戦争体験を聞く会を催し、経験者の声を県民に聞いてもらう機会を設けている。平和資料館では、資料の収集・保全を本県に関わる、ゆかりのあるものとしており、これをよく整理し、展示や出前事業等の機能を生かして、より県民に平和について考える機会を提供していく。戦争に関わる史跡である吉見百穴や、丸木美術館とは、子供たちの平和学習の支援の一環として連携し、お互いの館の紹介等を行っているが、こうした取組を引き続き進めていく。

共助社会づくり課長

- 2 共助社会づくりの主体は様々な形態があると承知している。当課はNPOの支援中心であるが、NPOと企業との連携、マッチング等についても取り組んでいる。引き続き、一般社団法人や労働者協同組合も含めて多様な主体と連携して共助社会づくりの推進に取り組んでいく。

消費生活課長

- 3 令和3年度の被害状況については、県センターへの相談件数は12件である。12件の主な内容は、例えば古いサービスを利用し無料のはずだったのが途中から有料になり、お金を請求された場合は、消費生活相談員が相手の事業者と調整して親身に対応を行っている。「特殊性」という部分の、「献金」については、今年度国が合同電話相談窓口を立ち上げている。献金についての相談は、消費生活相談の範ちゅうではないが、法律の専門家に確実につなぐようにしている。

辻委員

庁内では県民生活部、産業労働部と分かれているが、営利目的なものは企業、社会貢献はNPOと、はっきり分けられない時代になっていると思う。コミュニティビジネス等企業が社会貢献的なビジネスを行う場合もあるし事業性の高いNPOもある。営利、非営利に関係なく庁内連携していく体制が必要と考えるがどうか。

共助社会づくり課長

企業でも様々な社会貢献を行っている。企業の社会貢献の取組を広く紹介し、それをきっかけにNPO、地域との連携が進み、営利企業も含めた多様な主体による社会貢献を進める取組を行っている。労働者協同組合については産業労働部が所掌しているが、全庁的な会議に我々も参加して多様な主体による社会貢献を推進していく。

前原委員

- 1 資料11「平和資料館の運営について」の6ページ「来館者アンケートの件数と内容」であるが、リニューアル前に比べリニューアル後は件数が増えており、特に令和3年度の大増大理由として、入館料の有料化について意見を収集したために増えたという説明があるが、アンケートの回答内容はどうか。
- 2 アンケートの主な内容がリニューアル前とリニューアル後で紹介されている。「自分で学習できるような仕組みがあると子供たちが更に興味を持つと思う」という意見に対して何かしら改善・工夫をしたのか、令和3年度はどのような工夫が図られたのか。
- 3 資料11の7ページ「アドバイザリーボードの開催状況と主な意見」の中にも、「疎開中の子供たちの生活や学習に関する展示を検討してほしい」、「学校向けの案内が見過ごされてしまわないように工夫してほしい」とあるが、これに対してどのように対応したのか。
- 4 行政報告書149ページのNPO活動サポート事業について、助成金の応募件数が62件に対し、助成金の交付が21件と数に差があるのはどういうことか。
- 5 行政報告書154ページ「(2) 個性的で質の高い文化芸術の創造・発信・提供」のうち、「参加・育成事業」について17事業59公演とある。小・中学校出張教室について全県の学校数に比べると実施校が限られている。実施内容と反応はどうであったか。
- 6 資料13「DV被害者支援について」において、「民間団体活動事業費補助金」は令和3年度から上限額を400,000円から600,000円に増額したと記載があるが、どのような充実が図られたのか。また、自立支援サポーター養成講座が新たに開始したが、その実施状況と今後の課題は何か。
- 7 資料15「県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の事業内容と利用者数」について、電話相談がかなり多いが、職員体制は十分なのか。
- 8 資料23「LGBTQに関する啓発について」に関して、平成29年度からの開催数、参加人数を比べると、令和2年度、令和3年度は減少しているが、この要因は何か。
- 9 資料16「県の審議会委員等への女性の参画状況」だが、令和元年度が39%、令和2年度が39.2%、令和3年度が39.6%ということで、審議会への女性の参画の状況を抜本的に大きくするための取組の考えはないのか、この状況をどのように判断しているのか。
- 10 県内の消費者相談窓口が4か所から2か所体制になったが、相談体制は充実してきていると説明があった。消費者団体の広域的な学習会が年2回から年1回になったと聞い

ている。このことについてどう考えるのか。

- 11 行政報告書177のページ「(7) 学校連携観戦」について、実施に当たり新型コロナウイルス感染症への不安から観戦させたくないという保護者の意向を把握していたのか。

県民広聴課長

- 1 有料化アンケートについては、入館者及びインターネットによるアンケートを実施し、有料でも来館すると回答した人が約7割になり、平和資料館を評価していただいている結果であった。しかしながら、これをもって即有料化するという予定ではない。とりわけ、現在コロナ禍でイベントも含めて十分なサービスが行えていないと指定管理者も県も認識しており、今後慎重に検討していく。
- 2 アンケートの意見の中の「自分で学習できるような仕組みがあると子供たちが更に興味を持つと思う」については、館の学芸員等も工夫をし、クイズを通して学んでいただくクイズラリー形式や、学んだことを持ち帰って復習できる仕掛けを行っている。
- 3 アドバイザリーボードで出た意見の「疎開中の子供たちの生活や学習に関する展示を検討してほしい」については、これに沿った内容で疎開中の子供たち等にフォーカスした企画展を検討中であり、近いうちに実現させる見込みである。「学校向けの案内が見過ごされてしまわないように工夫を」については、学校の校長宛に案内を出しても、埋もれてしまうことがあるという現場の教員の意見を踏まえ、例えば社会科等の教員宛てに案内するなど工夫している。

共助社会づくり課長

- 4 NPO活動サポート事業は、NPO基金を活用して実施している。基本的には前年度、県民や企業から頂いた基金への寄附を原資に事業を実施している。今回は62件の応募に対し、基金の範囲内で21件の助成を行った。

文化振興課長

- 5 実施内容は、ダンスについては、県内の中学校にプロのダンサー・振付家を派遣し、子供たちにダンスの機会を届けた。音楽については、小・中学校にプロの演奏家を派遣し、コンサートや音楽教室を行った。反応は、楽しかった、もっとやってみたい、関心を持った、もっと難しい踊りをやってみたい、といった声が寄せられた。

人権・男女共同参画課長

- 6 民間団体活動事業費補助金であるが、運営体制の脆弱な民間団体への支援として、賃借料や修繕費といった運営費の補助を行うものである。令和3年度に上限額を400,000円から60,000円に増額し、運営費の充実を図ったものである。また、民間シェルターが抱える課題の一つとして、人材不足がある。そこで、昨年度からDV被害者自立支援サポーター養成講座を実施したものである。実施状況は、支援に係る知識が学べる基礎講座と民間シェルターでのインターンシップを行い、受講者を実際の団体への活動につなげることを目指している。今後の課題は、受講者を民間団体への実際の活動につなげて行くことである。引き続き、この講座を通じ民間団体への活動支援につなげていく。
- 7 男女共同参画推進センター職員体制については、事業内容に応じた職員体制ということで適切な体制を敷いている。

9 県の審議会の女性委員登用率の状況については、登用率の上昇については微増という状況である。女性委員の増えない要因としては、技術や医療系の専門分野などとも女性が少ない分野や、法令等により職指定がされている分野がある点、団体からの推薦の際役職対象となる女性が少ない。今後は、役職に囚われず推薦いただくことを促していくとともに、団体推薦に当たっては実際に始めているところでもあるが、推薦母体に対して、女性委員の推薦について依頼をしていく。

人権・男女共同参画課共生推進幹

8 L G B T Qの啓発については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、研修の開催回数、参加者数が減少している。

消費生活課長

10 消費者団体への支援であるが、地域社会における消費者問題解決力の強化を図ることを目的とした消費者団体研修会を埼玉県消費者団体連絡会に委託して実施した。令和3年度は全体研修会を1回、地区別研修会を3回実施した。遠方の方でも参加しやすいよう、オンラインを活用し、ハイブリッドで開催した。

スポーツ振興課長

11 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客開催となる中、様々な声を把握しながら進めた。当初39自治体の希望があったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新座市内の小学校1校がパラリンピックの観戦を行った。

神尾委員

- 1 行政報告書136ページ「8 スポーツの振興」について、スポーツ実施率が目標値65.0%に届かなかった理由は新型コロナウイルス感染症以外に何かあるのか。
- 2 行政報告書183ページ、相談苦情処理件数は減っているようだが、「1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合」の指標を見ると、令和3年度の目標値14.0%に対し実績値が17.1%となっている。これはどういうことなのか。

スポーツ振興課長

1 新型コロナウイルス感染症の影響は大きかった。実施率の高い高齢者が、感染を懸念し外出を自粛したことが目標値の達成について全体を押し下げた要因と考えている。ほかには、子育て世代・働き世代のスポーツ実施率が低いことが原因と考えている。

消費生活課長

2 理由としては、コロナ禍において、対面から非対面の取引である通信販売のトラブルが増加したことが挙げられる。特に若者を中心にインターネット通販や電子広告による被害が増加した。このような方々を相談につなげる意味からも相談窓口「消費者ホットライン188」の周知に努めたい。また、高齢者の被害が多いことから、地域で高齢者を見守る消費者安全確保地域協議会の設置促進を図っていく。成年年齢引下げに伴い若者の被害が増加することが懸念されることから、学校とも連携し、相談窓口の周知を図っていく。

神尾委員

先ほど答弁で市町村の相談体制が充実したとあったが、嫌な思いをした人を減らすよう、相談1件1件にきちんと対応していくという姿勢がなければならない。行政報告書に事業者指導の推進とあるが、指導したら改善されたというところをきちんと課で把握していないといけない。県民の安心安全を提供していくような消費者支援センターにアドバイザーをきちんと置いて対応していくことが必要だと思うがどうか。

消費生活課長

県民一人一人丁寧に対応していく。そのためにも相談窓口の周知を引き続き行っていく。

齊藤委員

埼玉県外国人生活ガイドは、県ホームページに日本語を除き中国語、朝鮮・韓国語、ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語、タイ語の8言語版の掲載がある。この8言語を選んだ理由は何か。また、県ホームページへの掲載に当たり、PDFをZIPファイル化している理由は何か。

国際課長

県の在留外国人で国籍が多い順に、利用が多いと思われる8言語で翻訳している。ZIPについては、市町村等でそのまま打ち出して使えるようしている。

齊藤委員

出入国在留管理庁の調査によると、埼玉県では令和3年度6月末現在、ネパールが5位、インドネシアが9位であり、他の言語よりも、ネパール語やインドネシア語の利用者が多い状況である。また、ZIPで圧縮してもファイル容量はほぼ変わらない上、利用者視点ではZIP化しないPDFでの掲載の方が利用が楽である。更にいえば、テキストのまま掲載した方が、在留者は8言語に縛られず、Google翻訳等により100言語以上の翻訳ができる。無料でこのようなサービスが利用できる現状を踏まえ、生活ガイドの掲載方法について課内で検討したことはあるか。

国際課長

翻訳言語については訂正させていただく。県内在留外国人の国籍が多い順ではなく、正しくは、スペイン語版とポルトガル語版については、経費をかけず、外国人総合相談センター埼玉の相談員が翻訳している。今後はネパール語、インドネシア語での翻訳も対応していく。また、これまでPDFをZIP化して掲載してきたが、Google翻訳しやすいようにテキストで掲載するよう対応していく。

【説明者】

高田直芳教育長、石井貴司副教育長、古垣玲教育総務部長、石川薫県立学校部長、石井宏明市町村支援部長、小谷野幸也教育総務部副部長、臼倉克典県立学校部副部長、岡部年男県立学校部副部長、栗原孝子市町村支援部副部長、大山澄男市町村支援部副部長、案浦久仁子総務課長、関根章雄財務課長、阿部正浩教職員課長、南雲世匡福利課長、田中洋安県立学校人事課長、田中邦典高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、山崎高延ICT教育推進課長、小西康雄生徒指導課長、松中直司保健体育課長、橋本晋一特別支援教育課長、阿部仁市町村支援部参事兼小中学校人事課長、渡辺洋平義務教育指導課長、平野雄三教職員採用課長、高津導生涯学習推進課長、松本光司文化資源課長、塩崎豊人権教育課長

【発言】

阿左美委員

- 1 行政報告書585ページ「2 県立学校グローバル教育総合推進事業」の「(ア)埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流事業」について、オンラインによるパネルディスカッション等を行ったとあるが、具体的にどのようなことを行ったのか。また、国際的な視野や外国語コミュニケーション能力の育成ということで15校指定したとあるが、指定校以外の学校にも通う生徒にも必要ではないか。
- 2 行政報告書594ページの「オ SNSを活用した教育相談体制整備事業」について、SNSを活用した相談窓口の相談件数はどれくらいで、主な相談内容はどのようなものが多かったのか。また、どのような人たちから相談が来たのか。加えて、それらの相談件数等を踏まえて、教育委員会としてこの取組についてどのように評価しているのか。

高校教育指導課長

- 1 例えば浦和第一女子高校では、姉妹校と提携しており、台湾の高校とオンラインの交流を行った。具体的には、新型コロナウイルス感染症が我々の生活にどのように影響しているのかというテーマを設け、グループごとにディスカッションやプレゼンテーションを行った。また、国内の大学等にいる海外留学生とオンラインでつながりながら、各国の様子等を交互にディスカッションするなど充実した研修を行った。指定校以外の生徒に関しては、県ではグローバルリーダー育成プロジェクトを行っている。全ての県立高校生がエントリーでき、選考の結果、30名の生徒がシンガポールの大学等に研修に行き交流している。この研修に加え、帰校後、各学校において、例えば全校集会等で成果の発表等を行っているので、指定校以外の生徒にも広くグローバルで活動している様子などが周知されて、他の生徒の意欲を高めることにつながっていると考えている。

生徒指導課長

- 2 SNSを活用した相談窓口では、令和3年度は延べ755件の相談に対応した。寄せられた相談の中には「やる気が出ない」「気持ちが落ち込んでいる」といった心身の不調に関するものが最も多く、ほかには、友人関係、家庭環境、部活動に関する相談が多いという結果となっている。県内の国公私立の中学生や高校生が相談をするという仕組み

みだが、相談対応は専門の民間業者に委託している。委託先選定に当たっては、相談員の資格として、公認心理師あるいは臨床心理士の有資格者や、教員、児童福祉などの職を経験し、かつ、1年以上の相談業務の経験をしていた方などの条件を付している。県では、緊急事案に関する対応などを定めたマニュアルを作成し、委託事業者と共有して、相談内容のリスク区分に応じた情報共有・連携が図れるように相談体制を整えている。令和3年度に寄せられた相談において、リスクありとは分類されない相談内容が8割以上であることから、悩みの芽が小さい段階から早期に対応することができていると評価している。相談件数については、4月から6月にかけて、LINE株式会社の個人情報管理の事故があったため、約3か月間相談業務を停止した影響もあり、令和2年度の実績に比べて件数は減少している。生徒には、学校や保護者に直接相談しにくい悩みも当然あることから、SNS相談窓口の充実に努める。

阿左美委員

生徒たちが姉妹校とオンライン交流をした、国内大学等の海外留学生と交流したという話があったが、その後の生徒の反応や教育成果の定着において、どのように役立ったのか。

高校教育指導課長

海外とのつながりを持ち大学等でも留学をする生徒がいると聞いている。さらに、グローバルリーダー育成プロジェクトの生徒は校友会というOB会を組織しており、このOB会が次に行く高校生のために様々なレクチャー等に参加し、ロールモデルとなり、先輩たちの活躍を見て後輩たちが更に意欲を高めるという効果につながっていると考える。

鈴木委員

- 1 行政報告書584ページ「(3) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」の「ア 伝統と文化を尊重する教育の推進」において、「伝統文化に関する優れた授業動画や地域の歴史や自然に関する内容を教材として取り上げた事例について、研修会等で周知を図った。また、高校では『和太鼓』、『茶道』等の部活動の取組を行った」とあるが、教えている内容は地域の歴史、伝統文化に限定されたものなのか、それとも日本国としての歴史、伝統文化も教えているのか。例えば、日本の国柄であれば、憲法第1条に明記されている、皇室を持つ特徴ある国である、ということを経験しているのか。グローバル化という時代であるからこそ、埼玉県民ということだけでなく、日本人としての歴史もしっかり教えるべきだと考えるが、具体的にどのように教えているのか。
- 2 行政報告書585ページの「イ 県立高校グローバル教育総合推進事業」について、オンラインでディスカッションをしたという答弁があったが、お互いにディスカッションをしたときに、学校や地域の紹介のみならず、国や国柄の紹介という議論は行われたのか。
- 3 行政報告書591ページの道徳教育教材資料集「彩の国の道徳」の活用について、道徳教育研究推進モデル校の研究発表を行ったということだが、どのような内容の研究発表だったのか。また、情報モラル等の現代的な課題に対応した新たな教材となった「未来に生きる」は、どのような内容でどのような効果を狙ったものなのか。
- 4 行政報告書601ページの「体力テスト(5段階絶対評価)で上位3段階の児童生徒の割合が目標値以上の学校の割合」のグラフについて、数値が年々下がっている。新型コロナウイルス感染症の関係があると思うが、なぜこのような結果になったのか。今後

数値を上げていくために、どのような課題があって、どのように対応していくのか伺う。

- 5 行政報告書617ページに「ガイドライン『質の高い教科書、その実現と教科書採択の公平性、透明性を高めるために』の周知を図った」とあるが、平成28年に多数の教科書会社が教員を接待した教科書謝礼問題が発覚した。つい先日も、現職教員が年間150,000円の報酬を東京書籍株式会社から受け取っていたことが発覚した。また、大日本図書株式会社が教科書採択関係者を料亭で接待したことがニュースになっている。全国的にはまだこのようなことが行われ問題となっているが、この周知というのはどのような形で行われたのか。

高校教育指導課長

- 1 日本を担う子供たちに我が国の伝統、文化を教えることは非常に重要であると理解している。県では学習指導要領に基づいて、我が国の歴史や文化、伝統等の特色について生徒が更に認識を深めるように、教科書を使用し指導している。高等学校では、学校設定科目を設置することも可能であるため、歴史や伝統、文化に関する学校設定科目を設置し、深く学ぶ機会を設けている。
- 2 例えば、不動岡高校では国の歴史や伝統、生活様式、自然環境について、生徒が互いに説明をし、質疑応答をするという学習をしており、お互いの文化を知ることにより、自国の文化を理解させている。他者理解を通して、自国を理解し、多様な価値観を共有することにつなげている。

義務教育指導課長

- 3 市町村、学校がそれぞれテーマを設定して研究している。例えば、ふるさととリンクさせた道徳教育の実践などを研究のテーマとしている。実際の研究発表会では、授業を公開したり、大学教授や文部科学省の専門家を呼んで講演や協議等を行ったりして、内容について理解を深めている。また、情報モラル等の現代的な課題に対応するために「未来に生きる」を作成した。情報モラルや環境問題、国際理解という現代的な要素を追加したものである。狙いとしては、現代的な課題に子供たちが直面したときに、多面的・多角的に考えられるようにしたものである。
- 5 平成28年度に起きた教科書謝礼問題を踏まえてガイドラインを策定した。繰り返し周知していくことが非常に重要であるため、令和3年度は、4月に市町村教育委員会及び学校へガイドラインを周知するとともに、6月に市町村教育委員会及び学校に通知する教科書の採択基準等の中でも再度、ガイドラインの活用の周知を行っている。

保健体育課長

- 4 児童生徒の体力は年々低下傾向である。国の結果も同様であり、全国的に児童生徒の体力が低下している状況になっている。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響があると認識している。感染対策によって体育時における活動の内容が変更されたり、運動部活動の制限などにより全体的な運動機会や運動量が減少したり、日常生活における外出の自粛等が影響しているのではないかと考える。そのため、今後に向けては生涯にわたって子供たちが主体的に運動に取り組んでいくことが大事ではないかと考えている。本県の児童生徒については、全国の調査によると、「運動やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合が、全国平均を若干下回ることが分かった。そこで、これまでの体力向上を目的とした活動に加えて、体育の授業を通して、運動が好きな児童生徒を育成するということを目指して取組を進めている。

鈴木委員

- 1 日本国としての歴史、伝統、文化をより深く教えているということだが、「より深く」の具体的な内容について、当たり障りのない和太鼓や茶道だけの話だけではなく、長い歴史を持つ日本国の歴史をどのように教えているのか。
- 2 不動岡高校では、他者理解ということできっかりと互いの国や国柄の紹介の説明をしているということだが、今の子供たちは具体的にどのように日本の国を説明しているのか。
- 3 道徳教育について、新しい「未来に生きる」に関しては情報モラルや環境問題等を多面的に教えているとのことだが、特に環境問題に関しては一つの見方だけでなく、いろいろな説が出ており、私も両方見て、それぞれの見方に納得することもある。情報モラルや環境問題について、一つの決められた話だけではなく、本当に多面的に教えているのか。
- 4 児童生徒の体力低下は深刻な状況だと認識している。体育の授業を通じて、運動好きな生徒を増やしていくことができればよいと考えるが、ゲームなどが席卷している現状において、具体的にどのような形で運動好きな子供たちを増やそうとしているのか。
- 5 教科書謝礼問題は6年前に起こったにもかかわらず、全国的にはいまだに謝礼が報酬という形で支払われたり、料亭接待が起きたりするなど問題が発覚している。繰り返し周知したことにより、本県ではこうしたことは発覚していないのか。

高校教育指導課長

- 1 生徒たちの学ぶ伝統文化としては、通常よく考えられるのは歴史の時間となる。古代から近現代の歴史を学ぶこと以外に、日本の文化伝統を学ぶということでは国語の「言語文化」という科目で短歌、俳句を学ぶ、あるいは体育の時間で武道を学ぶということがある。様々な学習の中で日本の伝統文化を学んでいる。
- 2 海外との交流の中で、海外の文化を知ると共に日本の文化を知ることが大事になってくる。相互の文化を理解するという上では、例えば事前の資料として、日本のことを紹介するためのパンフレットを作成しており、その中には日本の位置や人口、さらには国家のことなどが紹介されている。それを事前に学習した上で相手の国と交流するということを行っている。

義務教育指導課長

- 3 環境問題一つとっても様々な見方があるというのは、委員御指摘のとおりである。ICTも良い面、悪い面それぞれあるので、この「未来に生きる」の中では、多角的・多面的にいろいろな見方ができるように学べる教材となっている。
- 5 本県内では発覚していない。今後も引き続き指導していく。

保健体育課長

- 4 授業の中で、子供たちができた喜びや充実感、満足感、楽しいという思い、喜びを感じてもらうことが大事であると考え。そのような授業をいかに実現するかということで、現在、授業の改善充実を目的に、授業づくりのリーフレットを作成したり、研修動画を作成したりしている。こうした実践を通して、各学校の授業の質を上げて、子供たちが運動やスポーツを楽しむ習慣を育んでいきたいと考えている。

鈴木委員

- 1 「伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」の説明を聞いたが、例えばイギリスの場合は「私たちの国は女王陛下がいました」など自慢気に紹介すると思うが、日本の場合には皇室があることについて伝統文化として教えていないのか。互いの国に対してディスカッションするときどのよう説明をしているのか。不動岡高校でも違う学校でもいいが、子供たちが日本の国柄に対してどのよう説明をしているのか。
- 2 体力低下について、児童生徒ができた喜び、楽しいと感じてもらうためのリーフレット作成や研修をしているとのことだが、具体的にどのよう授業が楽しいと感じるものなのか。

高校教育指導課長

- 1 例えば、皇室のことも日本の特徴ではあるので、他国との比較の中ではお互いを理解する上で相手に日本を紹介するという場面はあると考える。実際に生徒たちがどんな説明をするかについて、どうしても最初は身近なところから説明をすることになるが、やり取りの中で相手の生徒に自分の国のことを深く紹介する場面が出てくる。その中で、先ほど挙げた皇室のことや、日本の文化のことについても互いにやり取りをすることもあると考える。

保健体育課長

- 2 一番大切なことは体育の授業を通して、できた喜びをたくさん経験することだと考える。そして、それを教師が褒めて認め、認められる経験の積み重ねによって、運動への喜び、好きになる動機になっていくと考える。また、体育という特性から、仲間との交流、協調の重要性や喜びを味わうことができる授業を求めていきたいと考える。実際には、技能の習得において、一つ一つの評価をしっかりとしていくということだと考える。教員が授業の狙いと目的、評価を一体化させることが重要であり、実技において適時性をもって評価をしていくことが大事なことだと考える。例えば、集団競技では仲間とのミーティングや振り返りなどの機会を設けて、お互いに認め合う場面を設定することや、個人競技ではタブレットなどのICTを活用して実技の状況を即座に振り返ることなどが重要である。例えば、マット運動において、お互いが支え合い、認め合う、教え合いの場面を設定し、教員が適切に指導することやICTを活用して自分の変化の様子を実感していく工夫などが大切である。

石川委員

- 1 行政報告書643ページの「10 新型コロナウイルス感染症対策」について、644ページで、専門家による学校訪問が3校、感染拡大防止を目的とした専門家によるオンラインを活用した個別支援が5校ある。県立学校は170校を超えるが、個別に学校訪問した内容などを他の県立学校へオンライン等でフィードバックし、伝えたのか。
- 2 「(ウ)学校の保健衛生環境の整備」について、626ページの「快適な学校環境づくり」においてもトイレの洋式化を図ったとあるが、工事を行った高等学校が6校、トイレの単独設計が9校、トイレの単独工事が24校である。予算などの制約もあったと思うが、多くの学校がある中、24校で十分だったのか。
- 3 「(エ)修学旅行の中止等に伴う補償」について、キャンセル料が発生した県立学校の保護者に対する補助を行った高校85校、特別支援学校小学部4校、中学部7校、高等部6校と記載があるが、その1人当たりの補償額は幾らだったのか。また、修学旅行

を中止・延期した学校の数について伺う。

保健体育課長

- 1 各県立学校への専門家による訪問等のフィードバックについては、全ての事例を県のホームページに載せたほか、学校向けの「教育局保健だより」という広報媒体を作成し、事例や専門家のアドバイスを伝える取組をしている。

財務課長

- 2 令和3年度に24校の工事を行い、おおむね普通教室棟の8割程度が洋式化されている。令和4年度、5年度と工事を行い、普通教室棟について100%を目指している。

高校教育指導課長

- 3 令和3年度のキャンセル料について、保護者の負担にならないように、中止又は延期の場合には全額を補償している。また、修学旅行を実施した場合でも、新型コロナウイルス感染症の不安等で休んだ生徒に対しても個別に補償しており、1人当たりの金額は5,522円の補助となっている。中止の学校数について、令和2年度からの延期、あるいは全日制・定時制をそれぞれ別の学校数と捉えた場合、合計で176校が令和3年度に予定されていた学校となり、そのうち中止となったのは65校である。

特別支援教育課長

- 3 特別支援学校には、小、中、高の学部があり、それぞれの学部ごとに修学旅行を実施している状況である。令和3年度の1人当たりの補助額については、小学部で1,568円、中学部で1,843円、高等部で3,195円だった。また、中止した学校の数は小中高等部合わせて19校、翌年度へ延期は6校だった。

蒲生委員

行政報告書610ページ「エ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、医療的ケア児の保護者は子供に付き添うことが多く、特に人工呼吸器を装備している医療的ケア児の保護者にとっては、1日中校内で待機するなど大きな負担となっていると聞いている。実際に現場を見させていただき、一般質問でも取り上げた。令和3年度に実施された「人工呼吸器管理に関する研究委員会」では、どのような取組を行っているのか。

特別支援教育課長

特別支援学校では、医療的ケア児の保護者の校内待機が大きな課題となっており、特に人工呼吸器の子供たちについては、そのような課題がある。人工呼吸器は命に直結する問題なので、保護者が校内で待機している現状がある。そのため、令和3年度に、現場を知る管理職や看護教員、養護教諭などで構成する「人工呼吸器管理に関する研究委員会」を立ち上げ、保護者の付き添い解除に向けて、令和4年度にモデルケースを実施するための指針を定めた。令和4年度はこの指針に基づき、特別支援学校4校で、モデルケースを実施している。

蒲生委員

モデルケースを実施するための指針とは、どのようなものか。

特別支援教育課長

指針では、令和4年度からのモデルケース実施に向け、緊急時対応を含めた校内体制を整備することや保護者の待機場所を教室から校内の別室へ、また、校内から校外へとといった段階を踏まえて保護者待機の解除を実施する道筋を示したものである。各段階では、実態把握シート等を活用して、校内で医療的ケア児一人一人の状況に応じた十分な検討を行い、短時間の付き添い解除から徐々に子供から離れる時間を長くしていくなど、安全管理と保護者負担軽減との両立を図っていくものである。

蒲生委員

指針に基づき研究を進めていくことで、実際に校内での保護者待機などの負担が軽減されるのか。

特別支援教育課長

保護者の待機場所が教室から別室、また、校内から校外へ移ることで、24時間片時も離れられないといった保護者の精神的な負担が軽減されるとともに、母子分離にもつながるものとする。また、校内待機が不要となることで、時間帯に関係なく夜間でも介助している保護者にとって、肉体的にも大きな負担軽減となると考える。このモデルケースの実施から課題等の把握を行い、令和4年度に人工呼吸器管理に関する協議会で、医療的ケアガイドラインを改正し、保護者待機の負担を更に軽減していくことを目指している。

蒲生委員

行政報告書624ページ「エ 学校防災体制の整備と防災教育の推進」について、希望する県立学校の生徒を対象に「高校生災害ボランティア育成事業」を実施して、15校で47人が参加したとあるが、具体的にどのようなことを行ったのか。

保健体育課長

本事業の講習会は、自助や共助を学び、災害時に社会の支援者として活躍できる人材を育成することを目指して実施している。参加した高校生は、この講習会で、例えば避難所の運営、あるいは災害時に備えた「マイ・タイムライン」の作成方法などについて学んでいる。また、防災学習センターを会場としており、施設を利用した体験学習、あるいは消防団の活動に関する講義などを受けて、日常の防災や災害時の対応についての意識を高めている。なお、この講習会を受講した参加者が自分の学校に戻り、自校の生徒たちに対して、講習の内容を報告したり、発表したりするといった取組もなされ、その成果も見られている。

蒲生委員

取組は素晴らしいと思うが、防災教育そのものを県内全体に普及するために、具体的に県が取り組んでいることについて伺う。

保健体育課長

県では、毎年、学校の管理職や各学校の安全を担当している教職員を対象に研修会を実施している。その研修会では、「マイ・タイムライン」を取り上げるなど、より実践的な防災教育が進むよう取り組んでいる。また、全校に配布している「学校健康教育必携」という冊子の中でも、風水害や土砂災害における「マイ・タイムライン」を取り上げている

ほか、学校防災体制の整備に関するモデル地域に指定した市町村の取組を紹介するなど、各学校の防災意識の向上に努めている。また、この「モデル地域」の実践については、毎年発表会を行っており、そこでは防災の専門家による講演等も行い、実効性のある先進的な取組を県内に広めるよう努めている。

権守委員

- 1 行政報告書588ページの「エ 『教育の情報化』基盤整備事業」について、ICT支援員を配置し、県立学校の学習活動におけるICTの効果的、具体的な活用方法に関する支援を行ったとあるが、支援を行った回数と支援の具体的な内容を伺う。また、ICT活用を推進していく上での課題があれば伺う。
- 2 行政報告書593ページの「ウ いじめ・不登校対策相談事業」、「(ア)スクールカウンセラーの配置」について、小・中学校、高校にスクールカウンセラーをそれぞれ配置し、教職員や保護者への助言・援助を行うとともに児童生徒の心の相談に対応したということだが、件数や具体的にどのような対応をしたのか伺う。また、教育事務所及び総合教育センターにスクールカウンセラーを配置し、事件・事故による緊急時の対応を行ったとあるが、件数や具体的な相談内容について伺う。
- 3 行政報告書594ページの「オ SNSを活用した教育相談体制整備事業」について、先ほどの答弁では「早期発見につながり、評価している」とのことだったが、令和2年度から現在の事業体制となって2年目となり、私自身も悩みの早期発見につながり、問題の深刻化の防止に貢献できていると確信している。対象者がおよそ340,000人の中高生となるが、現在の登録者数及び登録を促す上での周知の頻度や方法について伺う。また、今までの取組を踏まえて課題があれば伺う。

ICT教育推進課長

- 1 具体的には学校からの相談を受け、それに対応したICT活用の提案などを行っている。例えば、小テストの集計、分析を自動化したいとの相談があれば、それに合ったアプリを紹介して、使い方、フォーマットの作成なども行っている。令和3年度の学校からの相談対応が182件、学校内でICT活用に関するマニュアル作成が73件などとなっている。こうした制度を活用していない学校もあり、学校によって取組や活用状況に差があることが課題と考えている。

生徒指導課長

- 2 令和3年度にスクールカウンセラーが相談を受けた延べ件数は、96,263件である。相談内容については、例えば発達障害のことや不登校の関係、心身の健康・保健に関するものが主な内容である。緊急時におけるカウンセラー任用、派遣については、令和3年度は4件である。対応内容については、事件・事故が起きた場合に、スクールカウンセラーを心理に関する専門家として、心理的に不安定な状態となっている児童生徒の心のケアを行うことを主な目的としている。例えば、児童生徒が何らかの犯罪に巻き込まれた場合や不幸にも児童生徒がお亡くなりになる死亡事故があった場合に、心が不安定になる児童生徒がいることから、スクールカウンセラーを派遣し、学校全体の相談体制を強くするために対応している。
- 3 SNS相談について、アカウント登録者数は令和3年度3月末時点で2,927人となっている。周知に関しては、年度当初にリーフレットを配布したり、年度途中でカード型のものを配布するなど、児童生徒への周知を図っている。課題については、SNS

相談の良い点は、気楽に相談できることや匿名性が高いことである。その反面、文字情報だけの相談のため、児童・生徒の感情が読み取りづらいという課題がある。そのため、対策として、他の相談へつなげることも意識し、スマートフォンの画面からワンプッシュで電話相談につながるという対策も講じている。

権守委員

I C Tの活用について、学校間で活用に差があるとのことだが、それを解消する取組について伺う。

I C T教育推進課長

I C T支援員などの制度があることを積極的に周知することや、実際のI C T活用の事例を提供し、広く活用してもらうこと、また、個別の困りごとに対応したオーダーメイド型支援などにより、学校間の差を解消するよう努めていきたい。

田並委員

- 1 行政報告書576ページの「『埼玉県5か年計画』における指標」の「授業中にI C Tを活用して指導する能力がある高校教員の割合」について、令和3年度の実績値を伺う。また、準備期間が少ない中で急激に進んだが、現場で混乱はなかったのか。
- 2 行政報告書588ページの「エ 『教育の情報化』」基盤整備事業」について、文部科学省の調査によると、公立高校における端末の整備状況は、令和3年度8月時点で本県は30%弱となっている。令和3年度当初予算では教育の情報化の推進として1人1台端末環境の整備とあるが、令和3年度、最終的に何%整備されたのか。
- 3 行政報告書598ページの「カ 同和問題を解消するための教育の推進」について、研修を行ったとあるが、どのような成果があったのか。また、教育局としてその成果を今後の教育にどのように生かしていくのか。
- 4 行政報告書616ページの「ウ 県立学校職員の確保」及び619ページの「ス 教職員の健康管理の充実」について、最近、若い教員の退職が多くなっていると聞か、令和3年度において定年退職以外で退職した教員、病気で休んでいる教員はそれぞれ何人いたのか。またその理由についても伺う。
- 5 退職、休職が増えることで、現場では、代員を探す労力も大きな負担であるとの声を聞く。臨時的任用教員の登録制度があると思うが、登録が少ないため、学校現場で代員を探すような事態が起きていると推測される。臨時的任用教員の登録者数を伺う。

I C T教育推進課長

- 1 令和3年度は、速報値で80.4%である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、G I G Aスクール構想が前倒しになり、急激にI C T環境が整備された。そのため、当初はネットワークへの接続や設定など、ハードに関する質問や、学習活動でどのように端末を活用したらよいかとの問合せが多くあった。県では、I C T支援員の活用やW E B相談窓口で個別課題への対応を行うなどの支援をしてきた。現在では、設定等の初期対応的な問い合わせは少なくなり、どのように活用していくかという質問に移ってきており、現在では混乱がなくなってきたと考えている。
- 2 文部科学省で令和4年度当初の調査を行い、51.8%である。

人権教育課長

3 研修は令和3年5月に実施した。この研修では、同和問題を学習するための資料の提示などを行い、その後各市町村で同和問題を取り上げた住民向けの講座等を行って、令和3年度82回の講座が行われている、ということが成果である。様々な工夫を凝らした82講座が行われているということを県で集約し、県としても参考にしており、また、改めて市町村に工夫をした事例を提示して、県全体で同和問題の学習が進むように取り組んでいる。

県立学校人事課長

4 令和3年度末に定年・勸奨以外で退職した教員は、小学校166名、中学校68名、高等学校43名、特別支援学校29名であった。退職の主な理由は、他の自治体の教員採用試験に合格や、結婚・介護などの家庭の事情、民間企業への転職などがある。令和3年度に病気により休職した教員は、小学校191名、中学校60名、高等学校55名、特別支援学校53名であった。休職の主な理由は、一般疾病が約3割、精神疾患が約7割となっている。

教職員採用課長

5 令和3年度臨時的任用教員の登録件数は、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全校種合計で3,476件である。ただし、この件数は、複数の校種で登録されている者が含まれており、実人数はこの件数よりも少ない。

田並委員

- 1 端末の整備状況が51.8%ということだが、県の目標値があるのか。また、目標値があるのなら、達しているのか、達していないのであればその理由を伺う。
- 2 教職員の休職について、7割が精神疾患によるものとのことだが、その原因をどのように捉えているのか。また、その課題を解決するために令和3年度には何か検討を行ったのか。

ICT教育推進課長

1 目標は100%である。公費で端末を整備した都道府県もあるが、本県では公費での整備が難しかったため、目標に達していない。端末について、国では令和4年度末までに100%を目指しており、県でも100%を目指して取り組んでいるところである。

福利課長

2 精神疾患による休職の原因については、断定的に回答することは難しいが、仕事上のストレスや人間関係、あるいは家庭の問題なども含めて、複合的な要因が関係する状況の中で、休職者全体の7割を精神疾患が占める状況となっている。休職者全体に占める精神疾患による休職者の割合は、およそ10年前は6割程度であったが、最近では7割程度となるなど、割合が増えている状況である。こうした状況については県教育委員会としても課題があると認識しており、休職者に限らず、教職員のメンタル不調を防止するために、精神科医や保健師による健康相談を実施している。保健師による健康相談は、電話や訪問等を含めて年間2,000件を超える相談を実施している。こうした取組を通じて、悩みを抱える教職員や学校を支援しているところであり、今後もしっかりと取り組んでいく。

田並委員

タブレット端末の整備について、国では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も認めているが、それでも難しかったということか。

ICT教育推進課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しても難しい状況であった。

小川委員

- 1 行政報告書586ページの「カ 次代に語り継がれるレガシー創出事業」について、実践事例集の内容を県ホームページに掲載して広く教育プログラムを周知し、各学校における取組を促すことになっている。コロナ禍において具体的にはどのような内容が掲載されたのか伺う。
- 2 行政報告書610ページの「5 多様なニーズに対応した教育の推進」、「ウ 特別支援学校整備事業」については、児童生徒数の増加に対応するための事業であると理解しているが、今後の見込みはどうなっているのか。また、これにより受入可能人数がどのくらい増えるのか。

義務教育指導課長

- 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開会が決定したことから、競技種目や参加国、我が国の伝統文化について理解を深める絶好の機会と捉えて、研究校を指定した上で、教育プログラムを開発し、その結果について、実践事例集として県ホームページに掲載している。例えば、小学校が作成した教育プログラムで、障害のある方が学校に来て、実際にパラリンピックの競技を行うなど、12校の具体的な実践事例を載せている。実践事例集の活用について、広く活用するよう周知している。

特別支援教育課長

- 2 令和3年5月1日現在の児童生徒数から算出した推計では、令和10年度まで増加する見込みである。このため、引き続き児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学校の過密解消に向けた更なる取組を行っていく。今後の整備計画としては、令和5年度に岩槻はるかぜ特別支援学校及び狭山特別支援学校狭山清陵分校など高校内分校3校を開校するほか、令和5年度の供用開始を目指して川越特別支援学校や三郷特別支援学校の校舎増築を行っている。令和6年度には大宮商業高校内分校など高校内分校3校の開校、また、令和8年度と令和10年度の供用開始を目標に川口特別支援学校の校舎2棟の増築を計画している。受け入れ可能人数がどのくらい増えるかについては、環境整備計画策定以降の令和3年度戸田かけはし高等特別支援学校及び松伏高校内分校から、令和10年度の川口特別支援学校の増築と供用開始までの整備により合計1,310名程度の過密緩和効果を見込んでいる。

小川委員

- 1 レガシー創出事業については、継続していくことが重要だと考えている。令和3年度を踏まえて、どのように継続していくのか。
- 2 特別支援学校の質疑に関連して、行政報告書611ページの「キ 障害者雇用の推進」について、障害のある教職員の採用人数が記載されているが、退職する方もいると思う。

今後の採用に当たっての大きな参考となるので、退職者数及び主な退職理由について伺う。また、障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう研修を行っているということだが、このうち「小・中学校の保護者及び地域住民を対象とした研修」について、研修の狙いや成果、今後の課題について伺う。

義務教育指導課長

- 1 オリンピック・パラリンピック終了後も、アスリートとの交流や障害者スポーツの体験は非常に重要なものと捉えている。今年度についても、実践事例集の活用について、市町村教育委員会の担当課長等が集まる会議で周知したところであるが、こうした取組を引き続き地道に続けていきたいと考えている。

総務課長

- 2 障害者として雇用された後に退職した教職員の人数について、本採用教職員については現状データを持ち合わせていない。会計年度任用職員については、令和3年度352人採用しているもののうち、途中退職者は27人である。主な退職理由については、家庭的な事情であったり、新しい仕事が見つかってそちらに就職する等の発展的理由と聞いている。「小・中学校の保護者及び地域住民を対象とした研修」は、令和3年度が1回目である。障害のある教職員が働きやすい職場とするためには、同僚である職員のみならず、保護者や地域の方々の理解を得ることも大切と考え、研修を実施した。学校を応援、サポートしていただいている地域の方々に向けた研修の一つとして実施した。共生社会や合理的配慮について説明し、障害についての理解を深めていただくとともに、実際に学校現場で障害のある教職員がどのように活躍しているかについて写真なども使って紹介した。

小川委員

「小・中学校の保護者及び地域住民を対象とした研修」については、新しい取組ということで、課題をどう捉えているのか。

総務課長

この研修は今年度で2回目であり、模索しながら実施しているところで、参加者数も多くはない。障害のある教職員を学校現場で採用していくに当たっては多くの方々に理解していただくことが必要だと思うので、一層発信に努めていく。

八子委員

行政報告書617ページの「教職員コンプライアンス相談ホットライン」についてであるが、私立学校のわいせつ教員の排除に関して、令和3年6月定例会の一般質疑で取り上げた。その際、教育長から「教職員コンプライアンス相談ホットラインが効果的な運用となるように見直しを図っていく」という答弁を頂いた。具体的にどのような見直しが行われたのか。

総務課長

3点改善を行った。1点目は、以前は対象を「県内の県立学校と市町村立学校に通っている方」としていたが、「県内の学校に通学している児童生徒、保護者、学校関係者」に対象を拡大した。2点目として、より一層コンプライアンス相談ホットラインが活用でき

るよう、相談を当方の担当者が受けた場合には、主に人事の担当課と連携して、状況に応じては弁護士と相談したり、市町村教育委員会を通じて学校や教員に指導を行うなど、総務課のコンプライアンス相談ホットラインの担当でしっかりと一元的に管理をしていくようにした。3点目としては、相談された方が希望をされた場合は、対応の内容をフィードバックし、そこにまだ不満や問題がある場合は引き続き対応していくなど丁寧な対応をするといった取組を行った。

八子委員

当時はわいせつ事案について尋ねたが、令和3年度のわいせつ事案の相談はどれくらいあり、どのように対応されたのか。

総務課長

相談される方については、どこが問題で、何が起こっていて、どこに相談していいのか、まずは、状況を聞いてもらいたいということで相談される方が多い。また、匿名のケースもあるほか、案件によってはわいせつかどうか分からない事案も多くあるが、広くわいせつであろうと捉えると全部で9件ある。

金野委員

- 1 行政報告書576ページの「学力・学習状況調査における学力状況」において、令和3年度の目標値に対して実績値が12ポイントから15ポイントほど下回っているが、要因をどのように分析しているか。また、577ページの「身に付けている『規律ある態度』の状況」についても、実績値は目標値を15ポイント近く下回り、策定時と比較しても10ポイント近く下回っているが、どのように要因を分析しているのか。
- 2 行政報告598ページの「(イ)性に関する指導の推進」について、小・中学校及び高校の各1校で授業研究会を実施したとのことだが、特別支援学校は含まない理由を伺う。障害のある子供たちが、学校の内外で性犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、性教育は大切だと思うが、特別支援学校における性に関する指導の推進について取組を伺う。
- 3 行政報告書600ページの「(2)体力の向上と学校体育活動の推進」について、鈴木委員からも質疑があったが、体力の目標達成状況が目標値と比較して30ポイント以上下回っている状況である。先ほど、運動が好きになるよう工夫しているという趣旨の答弁があったが、特に小・中学校のポイントの低下率が著しいと危機感を覚えている。物理的に運動する時間を増やすなどの取組はされていないのか。
- 4 619ページの「教職員の健康管理の充実」について、先ほどの答弁で、心身の不調による長期休職者数は、精神疾患による休職が全体の7割ということであったが、休職期間について平均と最長はどのような状況か。

義務教育指導課長

- 1 県学力・学習状況調査は平成27年度に開始した。平成28年度の本計画策定時においては、2年間の伸びというものが明らかになっていない状況の中で、1年間の学力の伸び、すなわち平成27年度と28年度の推定値を基に2年間の伸びを設定したという経緯がある。結果的に目標値が極めて高く設定されてしまった。このため、策定時の値に比べ令和3年度の実績値は下がっているが、近年の値はおおむね上昇傾向にあり、学力を伸ばしている児童生徒は増えていると捉えている。「身に付けている『規律ある態

度』の状況』の実績値については、特に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えている。規律ある態度のうち、小・中学校共に「整理整頓」、「話を聞き発表する」、小学校では「挨拶」などの数字が大きく下回っている状況である。コロナ禍において、挨拶をどのようにするか、また、話を聞き発表するということが、マスクやパーテーション等の感染防止対策等により少し難しく、児童生徒が達成感を感じにくい状況にあったと考えている。

保健体育課長

- 2 授業研究会は、基本的に小・中学校や高等学校を会場として、それぞれの授業を題材とした研究を行っている。一方で、特別支援学校においても、各学校では、児童生徒の障害の状況、あるいは発達段階に応じた「性に関する指導」がしっかりと行われており、この研修会には多くの特別支援学校の教員も参加している。授業研究会では、特別支援学校での取組なども紹介し、意見交換をするなどしており、校種を超えた相互理解や好事例の共有などが行われている。今後も特別支援教育の視点は重要になっていく。特別支援学校においては、個に応じた個別の指導が特に大切であるということも踏まえながら、小・中学校、高等学校での授業研究会をベースに、引き続き充実させていく。
- 3 コロナ禍で中々時間が取れなかったが、各学校では、業間の運動や朝の運動朝会などで運動の機会を確保できるよう工夫している。今後運動の時間がより多く取れるよう、県としても情報発信しながら、各市町村の小・中学校での体力向上の取組を推進していきたい。

福利課長

- 4 休職期間の平均は399日で約1年1か月、最長は3年程度である。

金野委員

- 1 学力・学習状況調査について、目標値が極めて高くなってしまったということだが、目標値の設定の仕方がそもそも正しくなく、実態とかけ離れている数値が出てしまっているということではいか。また、規律ある態度と体力については、コロナの影響をある程度受けているということだが、学力についてはあまりコロナの影響を受けていないと把握しているという理解でよいのか。
- 2 性に関する指導の推進について、特別支援学校の教員も授業研究会には多く参加されているとのことだが、実際に特別支援学校における性に関するトラブルなどについて、どのように把握しているのか。

義務教育指導課長

- 1 策定時の値については、平成27年度に開始し、令和2年度を基に2倍するという考えで設定したものである。結果的に目標値が極めて高い目標であったというのは委員御指摘のとおりである。学力とコロナの関係については、昨年度研究機関に分析を依頼したところである。過去複数年度と比較して、学力は他の年と変わらない水準であったという結果報告を受けていることから、県全体としては児童生徒の学力にコロナの影響は見られなかったと考えている。他方で、一人一人に目を向けると当然ながら学級閉鎖などいろいろな影響があるので、学力・学習状況調査を活用し、一人一人の実態を把握しながら丁寧に対応していきたいと考えている。

保健体育課長

2 特段大きなトラブルといった情報、報告を受けているものはない。

金野委員

学力・学習状況調査については、全体とすると低下傾向はなく、個々の状況に合わせてということだが、伸びた子は伸びて、伸びなかった子は伸びなかったということで差が開いたということは把握していないか。

義務教育指導課長

研究機関に分析を依頼したところでは、学力の格差が大きくなったという結果は出ていない。

辻委員

- 1 行政報告書593ページの「ウ いじめ・不登校対策相談事業」について、学校に配置されているのは学校相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどがいるが、専門性の高い相談員も配置していく必要があると考える。学校相談員は常勤に近い形で配置されているが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは常勤ではなかったり、1人が複数校を受け持ったりしている。財源もあるので、この比率を逆転して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門性の高いスタッフを手厚く配置していくことについて検討はしているのか。また、特に、パレットスクールの高校に関しては、課題を抱えた生徒が多い現状がある。こういったところにより厚く配置していくことは検討したか。
- 2 行政報告書613ページの特別な支援が必要な生徒の学習上の配慮について伺う。特別支援学校でなく普通高校の中にも、通常の学級に障害のある生徒やグレーゾーンの生徒が在籍している。このような生徒たちは、教科によっては非常に高い能力を発揮するが、文字や文章を読むのが苦手であるなど、いろいろな特性がある。例えば、選択問題であれば十分に答えられるという生徒に実際にお会いしたこともある。特別支援学校に行くほどではないが、一定の合理的な配慮が必要な生徒が留年してしまう現状もあると思う。このような生徒に対して、学力テスト等でどのような配慮を行っているのか。
- 3 行政報告書615ページ、「イ 小・中学校教職員の確保」について、近年教員の志望者が減少傾向にあり、小学校に関しては2倍程度の応募率となっている。私の地元でも産休代替教員が確保できない、管理職が対応しているなどの現状もある。ここまで教員確保が困難になっている理由をどのように考えるか。また、埼玉県は臨時的任用教員の割合が高いという特徴がある。臨時的任用教員はあくまで臨時的な穴埋めの性格であると思うが、実際には教員定数の不足を補う、いわゆる定員内臨時教員という形態になっているようにも見える。この実態についてどう考え、またこれらを解消する考えがあるか。

生徒指導課長

- 1 検討したことはない。まず、児童生徒の悩みに対する学校教職員の対応力を上げていくことが第一と考えている。スクールカウンセラーなどはその専門性を生かして、学校の教職員が対応に悩んだときにアドバイスしたり、生徒に対してカウンセリングをしたりするときに必要な外部の人材であると捉えている。中学校相談員については、身近な相談員として、なかなか教員に相談しづらい問題等の相談を受けている。中身によって

は教員につないだり、専門のスクールカウンセラーに見立ててもらったりするなど、それぞれに役割があると考えている。また、パレットスクールについて、令和3年度は特に拡充はしていないが、今年度は、スクールカウンセラーについては週5日、スクールソーシャルワーカーについては週2日、オンラインでの相談対応を導入した。そして、スクールソーシャルワーカーについては、新たに全日制高校への配置や、従来の配置の拡充を行い、支援体制の強化を図っている。パレットスクールについても、様々な課題を抱えた生徒が多いと考えられるため、スクールソーシャルワーカーの配置日数の拡充を行ったところである。引き続き学校の教育相談体制の充実に取り組んでいく。

高校教育指導課長

2 学校現場では、個々の生徒の状況が違いう中、生徒の状況を常に把握しながら対応している。しかし、定期考査等の試験などは、教科や問題の内容によっては、必ずしも選択式が取れないこともある。令和4年1月の校長会議では、特別な支援を必要とする生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」などの情報を中学校から適切に引き継いで、生徒の実態を把握した上で、一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援に取り組むよう、学校を指導している。

教職員採用課長

3 教職員志願者の減少について、令和3年度の小学校の受験倍率は2.1倍と大変厳しい状況であると認識している。倍率の減少原因は、志願者数が減少していることと、採用者数を増加させていることにある。志願者数が減少している原因を一概に特定することは困難であるが、民間の採用状況が徐々に改善されてきていることや、教育現場が多忙であり、教職が敬遠されているとのマスコミ報道等が、志願者減少の一因となっていると捉えている。

参事兼小中学校人事課長

3 令和3年度における小学校の臨時的任用教員の数は1,545人で、定数に占める割合は9.3%である。また、中学校では、1,097人で、定数に占める割合は11.3%である。いずれも平成29年度と比べると、年度によって上下はしているが、減少傾向にある。臨時的任用教員の数であるが、今後、様々な媒体を通じて広報し、教育事務所でも登録者数を把握し、工夫をしていきながら、一定程度減らしていくように考えている。また、定年延長に伴い、今の試算では下がっていくものと考えている。引き続き登録者数を増やす等努力していく。

県立学校人事課長

3 県立学校では、令和3年度の高等学校の教員定数は7,859人、臨時的任用教員の数は401人で、割合は5.1%である。5年前の臨時的任用教員の人数は398人、割合は4.9%である。ここ数年、臨時的任用教員の人数は400人前後で、臨任率は5%前後を推移している。特別支援学校の臨時的任用教員は550人で、割合は12.9%である。5年前は704人、割合は17.7%で、臨時的任用教員の人数や割合は減少傾向にある。臨時的任用教員の解消については、短期、中期、長期的な視点に立ち、児童生徒や退職者数、再任用者数の動向を注視しながら、正規教員を採用することで臨時的任用教員率を下げるよう努力していく。

辻委員

- 1 学校相談員もスクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも全て充実させるのが一番よいが、限られた財源ということで、比率を変えることで現実に対応できればと考え質疑した。学校相談員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは財源が異なることもあると思うが、その比率を変えることは都道府県レベルで可能なのか。
- 2 教員採用が厳しいのは全国的な傾向であるが、埼玉県は特に厳しい状況なのか。また、臨時的任用教員について、減少傾向であるのはよいと思うが、なぜ臨時的任用教員が多いのか。どのような考え方で運用をしているのか。

生徒指導課長

- 1 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、国の補助事業となっており、国の基準による配置に対して3分の1の補助が受けられる仕組みになっている。国の基準を超えて配置しようとする場合に制限のある状況がある。中学校相談員については、市町村に対する県の補助事業なので、そこの兼ね合いも出てくると考えている。

教職員採用課長

- 2 教員採用選考試験全体では、令和3年度実施試験において、全国では3.7倍、埼玉県は3.0倍となっている。その中でも小学校は全国で2.5倍、埼玉県で2.1倍であり、全国と比べ若干下回っている状況である。ただし、地方によっては小学校で1倍台前半のところもあり、全国的にかなり厳しい状況が見られる。

参事兼小中学校人事課長

- 2 教員の定数は、児童数及び学級数に応じて決まる。例えば、年度当初に急な児童生徒の転出等で教員が過員となった場合、本採用教員は解雇できないため、臨時的任用教員を配置する必要がある。また、大量採用された教員が、結婚や出産、育児等で休みに入ることが多いため、臨時的任用教員を補充しなければならないことから、今のような現状となっている。

前原委員

- 1 行政報告書583ページ「(1)一人一人の学力を伸ばす教育の推進」の「ア 学力・学習状況調査実施事業」について、紙媒体の調査からタブレット端末等を活用したCBTへ段階的な移行を目指し、小・中学校各4校と県立中学校1校の計9校で試行調査を実施したとのことだが、学校名、調査内容、調査結果、今後の考え方、実施校の選定方法について伺う。
- 2 行政報告書583ページ「イ AIを活用した学びの実践研究事業」について、小学校3校、中学校1校、高校2校をモデル校に指定して実践研究を行い、よりきめ細かい個に応じた指導の実現を目指すとするが、結果と今後の課題について伺う。
- 3 行政報告書593ページ「ウ いじめ・不登校対策相談事業」の「(ア)スクールカウンセラーの配置」について、教職員や保護者への助言・援助、児童生徒の心の相談に対応するとあるが、具体的にどのような対応をしたのか。
- 4 行政報告書594ページ「(エ) 高校相談員の配置」について、生徒の身近な相談相手となる高校相談員を10校に12人配置することにより、学業や進路、友人関係など

の相談に応じたとある。学校数に比べて余りにも少ない数字だが、具体的にどのような形態か。

- 5 行政報告書594ページ「(オ) スクールソーシャルワーカーの配置」について、59市町村に76人、定時制高校8校に8人、教育事務所4所に4人配置し、児童生徒が抱える課題の解決を図ったとあるが、相談対応等抱える課題をどのように解決したのか。
- 6 行政報告書610ページ「ウ 特別支援学校の整備事業」については、先ほど小川委員から質疑があったが、令和3年度の特別支援学校の整備状況によって、受入可能人数はどうか、過密状況はどうなっているか改めて確認したい。
- 7 資料17「教員の健康状況」について、病気休暇取得の人数が増えている。病名と病気の要因をどう分析しているか。また、死亡者数について、令和3年度に高等学校で12人が亡くなっている。小学校、中学校、高校それぞれで亡くなった方の状況を伺う。

義務教育指導課長

- 1 学力・学習状況調査実施事業については、紙媒体の調査からタブレット端末等でのC B Tへ段階的に移行するための試行調査を実施した。9校の学校は、地域のバランス、使用している端末のOS等を考慮した上で、市町村と相談の上決定した。戸田市立芦原小学校、戸田市立美笹中学校、飯能市立加治小学校、飯能市立飯能第一中学校、深谷市立花園小学校、深谷市立花園中学校、三郷市立幸房小学校、三郷市立栄中学校、県立伊奈学園中学校で実施した。調査内容は、本調査と同様に、教科に関する調査と質問調査等を実施した。調査結果は、県内で整備されている三つのOS、Windows、chrome、iPadで実施可能なことが確認できたこと、また、学校から直接外部に接続している場合や、学校から市町村を経由して外部接続している場合であっても実施可能なことが確認できた。現在、市町村における接続確認調査や本番同様の実施シミュレーションを実施しているところであるが、令和5年度は一部市町村で本調査のC B T化、令和6年度は全県におけるC B Tでの実施を目指している。
- 2 埼玉県学力・学習状況調査の結果と各学校で保有している定期テスト等のデータをデータベース化した上で、AIによる分析を行っている。令和3年度は、子供一人一人の学力向上に関する指導事項などを提示する個別アドバイスシートや、子供たち一人一人の学習状況に最適化された問題を提示する個別学習教材などを開発し、学校に提供した。今後は、令和3年度に初めてこれらのシートや教材を提供したところなので、しっかりと学校で活用され、学力向上につながるように市町村教育委員会と連携して取り組んでいきたいと考えている。

生徒指導課長

- 3 スクールカウンセラーは、いじめや不登校など児童生徒が抱える課題の解決、あるいは悩みや不安等の軽減のために、心理の専門家として学校に配置している。具体的な対応としては、例えば、不登校傾向がみられるなど課題を抱える児童生徒の心に寄り添った相談対応を行うとともに、該当児童生徒の担任などの教職員や保護者に対し、今後の支援策について、児童生徒の特徴なども踏まえた助言や援助を行っている。また、児童生徒への支援策を検討するため、関係教職員やスクールソーシャルワーカーなどと共にケース会議に参加して、心理的な側面から助言を行うこともある。
- 4 高校相談員は、学校内における教育相談体制の一員として、保護者や生徒から広く、学校生活に係る不安や悩みを受ける相談業務や、保護者や教職員等に対して情報提供し、

支援、助言をすることを主な業務としている。具体的な対応例としては、例えば、不登校歴のある生徒に対し、家庭訪問を通じて家庭や担任と連携した登校支援を行ったり、学校生活に悩む生徒からの相談に応じたりすることによって、その悩みの解消を図り、スムーズな学校生活につなげている。また、相談員が広く相談を受け整理した上で、学校が指導や助言をするためのサポートや、情報共有の結果、心理的な支援が必要であればスクールカウンセラーに、福祉的な支援が必要であればスクールソーシャルワーカーに、といったつなぎの役割も果たしている。

- 5 スクールソーシャルワーカーは、困難を抱えている子供とその家族を、子供を中心に支援する福祉の専門家という立場である。具体的には、スクールソーシャルワーカーは学校からの要請に応じて、保護者や児童生徒と面談を行うとともに、面談で得た情報などを基に学校でケース会議を開き、児童生徒が抱える課題に応じた支援方法を考えていく。例えば、貧困や虐待など、福祉との連携が必要な場合は、市町村の福祉部局へつないだり、その後、定期的に保護者や児童生徒と面談を行ったりして、抱える課題が少しでも良くなるように、解決するようという働きをしている。

特別支援教育課長

- 6 環境整備計画の策定以降、令和3年度の戸田かけはし高等特別支援学校及び松伏高校内分校から令和10年度の川口特別支援学校増築棟の供用開始までの整備により、合計1,310名程度の過密緩和効果を見込んでいる。令和4年度5月1日現在の過密状況は1,460名となっている。

県立学校人事課長

- 7 病気休暇取得者数については、病名は把握しているが、その要因は多様であり、具体的な傾向は見出せていない。令和3年度の死亡者数は、小学校9名、中学校6名、高等学校12名、特別支援学校は0名であった。御指摘のとおり高等学校が多いが、主な要因は腫瘍、がんで6名である。

前原委員

- 1 高校相談員の配置について、10校に限られているが、全校に高校相談員が配置されていて、相談に対応しているということによいか。
- 2 特別支援学校について、令和4年度5月1日現在1,460名超過しており、令和10年度には1,310名程度の過密緩和が見込まれるとのことである。まだ足りないが、現時点の結果の中で、今後どのような見通しなのか。
- 3 病気休暇取得者の病気の要因について、今後、現場の状況を把握するに当たっても、しっかり調べて教育環境をよくすることに結び付けていけないか。

生徒指導課長

- 1 高校相談員は、10校に対して合わせて12名を配置している。1校当たり1名から2名の配置である。10校については、多部制定時制高校のような課題を抱える生徒の多い学校である。

特別支援教育課長

- 2 令和3年5月1日現在の児童生徒数を基に算出した推計で、児童生徒数は令和10年度まで増加が見込まれるため、今後も引き続き新設校、高校内分校、校舎の増築など施

設整備の手法として可能性のあるものについて検討を行い、検討を終えたものから順次対応していく。

県立学校人事課長

- 3 病気休暇取得者について、県立学校では勤務管理システムにより、教職員の勤務状況を管理職が適切に把握し、健康状況の確認や声掛けなどを行うことで、日常的な健康状況の把握に努めていく。

【説明者】

山崎達也保健医療部長、小松原誠健康政策局長、縄田敬子医療政策局長、
本多麻夫参事兼衛生研究所長、藤岡麻里地域包括ケア局長、野澤裕子食品衛生安全局長、
高窪剛輔保健医療政策課長、山口隆司感染症対策課長、
中村寛医療政策幹、関根良和ワクチン対策幹、
川南勝彦感染症対策課感染症対策幹、高橋良治感染症対策課政策幹、
今井隆元感染症対策課政策幹、黒澤努国保医療課長、坂行正医療整備課長、
加藤孝之医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、
橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

【発言】

杉田委員

- 1 行政報告書348ページ「4 地域医療体制の充実及び在宅医療体制の整備」の「(1) 救急・周産期医療などの医療提供体制の強化」の「ア 救急医療の体制整備」のうち、令和3年5月に国立病院機構埼玉病院を県内10か所目の救命救急センターに指定したとのことだが、10か所目を指定した後の効果について伺う。
- 2 ドクターヘリの群馬県との広域連携はどのような効果が出ているのか。
- 3 県北地域の救急医療体制の充実を図るための小児第二次救急医療機関への当直医派遣に要する人件費の助成の現状について伺う。

医療整備課長

- 1 埼玉病院がある朝霞地区は、救命救急センター指定前は県全体の平均より15分ほど多く搬送に時間を要していたが、指定後はほぼ県の平均と同じ時間で搬送できている。
- 2 重複要請があった場合には群馬県に派遣要請を依頼している。令和3年度は群馬県のドクターヘリ出動件数は14件となっている。
- 3 県北地域は医師の数が少なく、比較的規模の小さい医療機関が多い。地元の消防によると、二次救急でも、症状の重い患者の一定数が圏域外に運ばれている。こうした状況のため、県では救急患者の受入れのために県北地区へ助成を行っている。

杉田委員

- 1 指定により朝霞地区の搬送時間がおおむね県平均と同じくらいになったとのことだが、具体的な所要時間はどのくらいか。
- 2 救命救急センターの所在地は地域的な偏在があるが、今後の対策について伺う。

医療整備課長

- 1 救命救急センターへの平均搬送時間は、令和2年は県全体が約48分、朝霞地区は1時間3分であった。令和3年は、県全体が約49分、朝霞地区は約52分となっている。令和3年の5月の指定であるため、丸1年稼働すればより差が縮まると考えられる。
- 2 保健医療圏10のうち、秩父地域と県央地域が空白になっている。特に、秩父地域は救命救急センターに対してどう対応していくかの課題が残っているので、ドクターヘリ

やドクターカーでアクセス時間の短縮を図っている。

横川委員

行政報告書「(5)入院調整の実施」の患者移送について、令和2年度はプロポーザルを行って契約している。令和2年度は緊急のためやむを得ないと思われるが、令和3年度も同じ委託先で1者随意契約を行っている理由を伺う。

感染症対策課長

車両運行管理業務については、医療機関や宿泊療養施設への搬送などを行っており、患者の搬送を安全かつ適切に行う必要がある。正確な運行や、感染対策のノウハウなどを基に、迅速、効率的かつ安定的に業務を行う必要があることから、全県を一括管理とした契約を結んでいる。令和3年度は、4月20日にはまん延防止等重点措置が、8月2日には緊急事態宣言が発令されるような状態で緊急性が高かったため、1者での継続的な契約が必要と判断したものである。

横川委員

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会でも、車両運行管理業務について質疑をした中で、全県的に広く事業者選定すべきであると指摘した。その際は1者の方が管理しやすいとの答弁であり、今回の回答はその答弁と異なるものである。今回は委託先が反社会的勢力との関係があったとのことで緊急的に契約を解除することになり、むしろ不安定な状況となっている。複数の業者を選定し、単価を定め、広く県内の事業者と協力を求めた方が、安定的かつ公平性も保たれると思うがどうか。

感染症対策課長

今回のような不測の事態に円滑に対応するためや、小規模会社の参入の機会にもなるという点は委員御指摘のとおりである。令和4年7月には、今の搬送業者とは別に、埼玉県乗用自動車協会と新たに契約をしており、令和4年10月時点では4社のタクシー会社に協力を頂いている。全体については、全県を一括した管理を続けていきながら、それとは別に埼玉県乗用自動車協会との契約において、保健所ごとのきめ細かい対応を行っており、協力いただける事業者があれば、新たにお問い合わせしたいと考えている。

横川委員

全県で一括の契約であれば管理はしやすいのだろうが、不測の事態が起こると対応する業者がいなくなるというリスクが高まる。現在の契約内容では50台の運行ができる業者しか契約ができないため、例えば10台ずつ等にしてハードルを下げれば、参入できる業者が増え、リスクが分散される。危機管理的観点からも、複数の業者との契約に改めていくべきと考えるがどうか。

感染症対策課長

複数の業者との契約でリスク分散ができるというメリットはあるが、今年度から、宿泊施設への申し込みから入所まで、全県一括での管理を行い、スケールメリットを生かしている。患者搬送についても、全県一括の形を続けていきたい。また、地域ごとにはきめ細やかに対応できるよう、各地域のタクシー会社と個別の契約もしているので、今後もそのような形で進めていきたい。

委員長

1者との随意契約を続けていくということか。

感染症対策課長

全県一括の管理は続けていきたい。業者選定の方法については、他の方法があるのかも含め、財務規則等にのっとって適切に対応していく。

横川委員

令和2年度は緊急時なので仕方がないと思うが、令和3年度、令和4年度については緊急時とはいえないのではないか。1者随意契約を行った結果、業者のトラブルから契約解除に至った。それは今後もあり得る話であり、患者搬送のような業務においては致命的である。令和3年度以降は、リスク分散や公平性の視点から、契約を見直せるだけのノウハウと期間があったと考える。今後の契約を見直す際に、1者ずつでも増やしていくことが、安定性と継続性、民間事業者への公平性の確保にもつながるのではないか。部長の見解を伺う。

保健医療部長

全県的な一括管理というのは、患者の申請から宿泊施設への入所まで、一つの業者で一括して行うことを指している。新型コロナウイルス感染症の患者を搬送するという観点から、感染対策や安全性、確実性の確保を考えると、その根幹部分の契約については、1者で行った方が確保できるものと考えている。ただ、それに追加する形で、保健所単位でスポット的に搬送が発生した場合には、役割分担をして、地域の会社にお願ひし、バランスを取っていきたいと考えている。

横川委員

1者のほうが管理しやすいということは理解できるが、50台の車両運行というハードルが参入を困難にしている。例えば台数を半分にした場合に、対象となる事業者数等は検証しているのか。仮に2者での契約にすれば、参入企業も増えリスクの分散にもつながるが、複数の会社との契約に見直すことはできないのか。

保健医療部長

感染者数には波があり、その都度、契約業者と交渉して車両の台数も増減させている。複数の業者になると、その調整が困難になる。そうした観点からも安定した運営ができるように業者を選定しているところである。

横川委員

感染者の波があり、契約内容を都度変更していることも理解しているが、そもそもの契約の考え方自体を改めれば解消できる部分もあるのではないか。複数者というのも、1者ではなくせめて2者にできないのかということである。

保健医療部長

どのような方法があるか十分に検討していきたい。

小川委員

- 1 行政報告書343ページの「(1) 医師・看護師確保対策の推進」の中で、医学生、研修医、看護職員に対しての確保対策が記載されているが、それぞれについて実際の採用状況はどうだったか。
- 2 行政報告書339ページの「(2) 後期高齢者医療制度の堅実な運営」の中で、平成28年度からは基金残高が基金の目的を果たすために十分な額と判断し、新規の積立ては行っていないとの記載がある。平成28年度以降後期高齢者の状況は変わってきているが、令和3年度の決算を見ても同様に新たな積立ては不要と判断しているのか。
- 3 行政報告書357ページの「予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」について、電話やメールで延べ2,594件の相談を受けたとのことだが、相談者の年代や相談の内容はどのようになっているか。
- 4 行政報告書360ページの「受動喫煙防止対策の推進」について、県で受動喫煙防止条例を制定しているが、どのような対策を実施しているのか、また、条例についてどのような周知を図っているのか。
- 5 資料8「改善又は検討を要する事項とその措置状況」の項目で、自殺対策について、令和2年度にまず試行し、これに続いて令和3年度に通年実施をしたとのことだが、相談件数や相談者の内訳、相談内容など具体的な内容を伺いたい。

医療人材課長

- 1 本県の医師数は、令和2年12月末現在の最新の国の統計によると、13,057人で全国8位となっている。この10年間の増加数は2,798人で全国4位、増加率は27.3%で全国1位となっており、順調に増加している。個別の確保対策としては、医師不足の地域や診療科へ勤務することを条件とした医学生奨学金制度を設けており、令和3年度は73人が県内で勤務いただいた。また、研修医を対象とした研修資金貸与制度では、79人が県内で勤務いただいた。後期研修医については、幅広く県内への誘致活動を行ったところ、採用者数は令和3年度の317人から令和4年度には381人に増加した。臨床研修医については、令和3年度は395人であったが、令和4年度は408人となっている。看護職員については、看護学生の教育内容の充実を図るために看護師等養成所に対して運営費を助成した結果、助成した養成所を卒業した県内就業者は1,153人となった。また、離職防止・職場復帰の支援として、病院内保育所を設置する病院に対して運営費を助成した。病院内保育所を利用した職員は2,339人で、これだけの人が職場復帰できたと考えている。また、潜在看護師に対して、就業希望のある人向けに技術講習会を開催し、再就業技術講習会で19人、オーダーメイド技術講習会で119人、ワクチン接種講習会で585人がそれぞれ受講した。

国保医療課長

- 2 平成28年度以降は新規の積立てを行っておらず、その時点では99億円の基金残高があった。毎年運用益が3,000万円から4,000万円程度あり、現在は、約101億円の基金残高があることから、現在のところは新たな積立てを行う必要はないと考えている。

健康長寿課長

- 3 相談者の年代は、20代が最も多く約34.8%、次いで10代が約32.7%、30代が14.0%である。なお、匿名での相談も受けているため、年齢不明が12.7%

となっている。相談内容は、約63.4%が妊娠、避妊に係る一般的な相談であったが、次いで多いのが思いがけない妊娠に関するもので約18.6%である。

- 4 健康増進法に定められた措置を上回る受動喫煙対策に取り組む施設を埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度により認証しており、令和3年度末時点で4,535施設を認証している。県民や企業に対しても、健康長寿サポーター養成講習において、たばこの害について啓発するとともに、健康経営認定制度において企業の受動喫煙及び禁煙対策の取組を推進した。健康増進法や埼玉県受動喫煙防止条例の順守に向けて、飲食店等向けのリーフレットを作成し、生活衛生同業組合等の業界団体等に働き掛けるなどにより広く周知した。令和3年10月から12月にかけて、県内飲食店5,300施設を抽出して個別訪問し、法や条例に関する周知啓発を行った。

疾病対策課長

- 5 相談を開始した令和3年7月から令和4年3月の間に860件の相談に対応した。39歳以下の利用が68.9%、女性の利用が86.1%と、試行時と同様に比較的若い世代や女性の利用が多かった。相談内容としては、メンタルの不調、家族問題、勤務問題、生活問題の順に多かった。

小川委員

受動喫煙防止条例を広く知ってもらうことにより本県の前向きな取組を理解してもらえると考えるが、令和3年度の状況を見てどのように周知を図っていくのか。

健康長寿課長

昨年度、食品衛生協会や生活衛生同業組合に周知を行ったが、今年度は、先ほど申し上げた個別訪問で得られた情報を基に、届出の必要がある飲食店にターゲットを絞って更に働き掛けを行っていくほか、広く県民に周知を図るためテレビ埼玉などにおいてCMを行いたい。

田並委員

- 1 行政報告書343ページから346ページの「(1) 医師・看護師確保対策の推進」について、令和3年度における医師の地域偏在と診療科偏在をどのように把握し対策を講じたのか伺う。
- 2 行政報告書390ページから391ページの「(2) 殺処分数の削減」について、令和2年度と比較して令和3年度は犬猫の殺処分数が約51%減少したとあるが、大幅に減少した要因は何か。

医療人材課長

- 1 国が2年に一度実施している医師・歯科医師・薬剤師統計により把握を行っている。診療科偏在については、産科、小児科、救急科は全国的にも不足している状況であるが、本県でも不足している状況である。人口10万人当たり医師数では、小児科が97.4人で全国44位、産婦人科が31.8人で全国47位、救急科が2.4人で全国34位となっている。これらの診療科を特定診療科として、確保に力を入れている。地域偏在については、人口10万人当たり医師数や100平方キロメートル当たり医師数が県平均を下回っている川越比企の北側の地域、利根地域、北部地域、秩父地域といった医療圏を特定地域として対策を講じている。具体的な対策としては、医学生への奨学金や研

修医に対する研修資金の貸与制度により、特定診療科や特定地域での従事を依頼している。

生活衛生課長

- 2 令和2年度に比べて飼い主不明猫の収容数が364頭減少したことに加え、収容された犬猫のうち、新しい飼い主に譲渡された割合が令和2年度比で16ポイント向上したことが挙げられる。譲渡率の向上については譲渡登録団体の協力によるところが非常に大きく、令和3年度に県が譲渡した犬猫の総数728頭のうち604頭が登録団体の協力による譲渡であった。

田並委員

- 1 地域偏在を解消するため、令和3年度はどのような課題があり、今後の施策にどのように生かしていくのか。
- 2 譲渡率の向上に大きく貢献している譲渡登録団体に対し、県としてどのような支援を行っているのか。

医療人材課長

- 1 医師不足地域へは、一人でも多くの医師を確保できるよう対策を進めている。自治医科大学卒業医師の派遣を行っているが、人数を大幅に増やせるものではないことが課題である。特定地域で従事してもらう医学生奨学金制度をしっかりと運用し、地域で勤務する意識を持っていただくことが重要である。この奨学金制度の義務従事期間により、特定地域の医療機関で勤務している方は、令和3年度は6人であったが、令和4年度は9人に増加している。奨学金の枠を増やしてきているので、今後は、徐々に増えていくものと認識している。地域で従事しようという意識を医学生の方に持ってもらう必要があるため、令和4年度からは県内の大学の医学部の協力を得て早い段階から地域医療を学ぶカリキュラムを実施する取組を開始している。

生活衛生課長

- 2 県から登録団体に譲渡した犬猫は団体が主催する譲渡会などを通じて引き取られるが、譲渡会の会場の確保に苦慮する団体が多いため、県の敷地を会場として提供する「県庁譲渡会」を平成29年度から実施している。令和3年度は感染対策として動物指導センターで2回開催し、会場確保に苦慮する団体を支援した。また、登録団体が独自に開催する譲渡会の日程等を県ホームページや公式SNS「まいたま」などで広報している。今後とも譲渡会の会場提供や広報などにより登録団体を支援していく。

阿左美委員

- 1 行政報告書331ページ及び364ページのがん検診とがん対策について、5か年計画目標値は未達成であり、国のがん検診受診率と県の受診率にも差がある。受診率が伸び悩んでいる根本原因は何か。また、質の向上とは具体的に何を示しているのかを伺う。
- 2 行政報告書337ページの「(1)国民健康保険制度運営安定化の推進」の「ア 国民健康保険の概況」について、「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」には赤字削減・解消のための取組や目標年次の記載があるが、市町村の赤字削減は進んでいるのか。
- 3 行政報告書337ページの「ウ 保険給付費等交付金の交付」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市町村に交付する普通交付金に不足が見込まれるこ

とから令和3年度予算の増額補正を行っているが、普通交付金の交付額は令和2年度と比べてどのくらい増えたのか。

- 4 行政報告書の359ページ、コバトン健康マイレージ事業について、実際に登録者の行動変容はあったのか。また、令和3年2月の予算特別委員会付帯決議において、事業開始当初の目標登録者数400,000人を下回り、なおかつ下方修正した目標参加者数にも達していない状況であること、登録参加者数や県民参加の機運の向上につながっておらず事業効果に懸念があることを指摘し、ランニングコストと事業効果を含め、事業の在り方について再検討を求めたところであるが、令和3年度、登録参加者数や県民参加の機運の向上に向けてどのような取組を行ったのか。また、成果はあったのか。そしてランニングコストと事業効果を含めた事業の在り方について、検討結果はどうであったのか。

疾病対策課長

- 1 更なる取組として、県内の3,516医療機関にがん検診の受診促進リーフレットを各50部配布し、医師から患者等に対してがん検診の重要性等について声掛けを実施していただいている。伸び悩んでいる理由としては、受診できる時間がない方、検診は必要ないと思っている方、症状があったときにすぐに医療機関に行けば良いという認識の方が多という調査結果がある。早期発見できればがんを治療して社会生活ができるということを周知していくことが重要であるため、普及啓発活動に取り組んでいく。検診に行く時間がないという方がいることから、市町村におけるがん検診と特定健診の同時実施を市町村に働き掛け、令和3年度は9市町村で実施した。新型コロナウイルス感染症禍での受診控えで令和2年度は令和元年度と比べて2割程度検診数が減少したが、令和3年度は令和元年度の水準まで戻ってきていると聞いている。がん検診の質の向上については、市町村からの検診報告や市町村との会議により、がん陽性者の方を漏らさず発見できるような精度管理に努めていく。

国保医療課長

- 2 県では令和9年度までの赤字解消をお願いしており、各市町村が計画を立てて取り組んでいる。それぞれが計画的に税率を上げるなどの対応により、計画当初は184億円の赤字があったが、このうち148億円は削減されている。
- 3 令和3年度の普通交付金の交付額は約4,660億円であり、令和2年度と比べて4.4%、約197億円の増となった。

健康長寿課長

- 4 令和3年度にコバトン健康マイレージ利用者を対象にアンケートを行ったところ、「健康に関心があるか」という問いに対し「ある」と答えたのは参加前が約3割であったのに対し、参加後は6割まで増えた。また、「健康のために意識していることは何か」という問いに対し、「食事」「運動」「体重」共に参加前より参加後の方が意識している割合が増加していた。特に「運動」については参加前が5割であったのに対し、参加後は8割に増加していた。これらの結果から、コバトン健康マイレージへの参加は、健康への意識変化や運動意欲の促進に効果があったと考えている。参加登録者数や県民参加の機運向上に向けた取組について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止との両立を図るために、オンライン対応型のイベント・広報を実施した。全国自治体対抗イベントに県内27市町村と共に埼玉県も参加したほか、県内企業対抗イベン

トを実施し、1,500名を超える方に参加いただいた。また、市町村が企画した若い世代向けのウォーキングイベントやアプリ登録手順チラシの全戸配布などを人的、財政面で支援をした。その結果、年度目標である登録者数150,000人を達成した。ランニングコストと事業効果を含めた事業の在り方の検討結果については、令和3年度に、医療費抑制効果について簡易な推計を実施した。国土交通省のガイドラインで示された増加歩数1日1歩当たりの医療費抑制効果の考え方にに基づき推計し、令和2年度の医療費抑制効果推計額は1億5,521万円となり、これは令和2年度のシステム運営費の96%に相当する額であった。なお、これは簡易な推計であり、今年度は詳細な検証を実施している。

阿左美委員

- 1 時間がなかったからという理由は15.9%であり、その他の理由も踏まえて対策を進める必要があると考えるが、今後、アンケート結果を含めてどのように生かしていくのか。
- 2 被保険者数が年々減少している中で、普通交付金が増えたことは何か原因があるのか。新型コロナウイルス感染症の影響はあったのか。

疾病対策課長

- 1 がん検診に行けない理由をより詳細にアンケートできないかを検討しつつ、実際に医師から受診勧奨したときの患者の反応など、医師の意見を踏まえて取り組んでいく。

国保医療課長

- 2 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言が出されたことにより受診控えがあった。その影響により、令和元年度と比べて約218億円の減となり、例年に比べて交付額が少なかった。一方、令和3年度は、受診控えの反動で年度前半に交付額が増加したことや、新型コロナウイルス感染症の陽性者が令和2年度と比べ大幅に増えたことにより、令和2年度と比べ増加したものと考えている。

金野委員

- 1 行政報告書357ページ「埼玉版ネウボラの推進」について、令和3年度は16市町が産後うつケア推進事業に取り組んだとのことであるが、令和2年度と比較して予算額と不用額はどのような状況か。
- 2 行政報告書331ページ、364ページの子宮頸がん検診の受診率について、令和3年度における子宮頸がんのワクチン接種状況及び検診受診率、罹患率、特にワクチン未接種の世代となる若年女性の罹患者数が増加していることを把握しているか。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対策で多忙を極める中で、過労死レベルの残業をした職員も多かったと聞いている。保健医療部所管の職員で心身不調による休職者の状況はどうなっているか。また総務部の資料の中で、保健医療部の残業時間が多かったものと記憶している。可能であれば、他部局と比較してどう捉えているかについても伺う。
- 4 行政報告書391ページの犬猫殺処分数について、猫328頭のうち野良猫の生んだ子猫の数が多くを占めるとのことだが、具体的には何頭だったのか。また、ミルクボランティアについて、その活動状況と殺処分削減にどのような効果があったのか伺う。

健康長寿課長

- 1 産後うつケア推進事業の実施市町村については、令和2年度は14市町村、予算額が1,305万円に対し、不用額は932万8千円であった。令和3年度は16市町が実施しており、予算額が1,260万円に対し、不用額は867万5千円であった。

感染症対策課長

- 2 子宮頸がんワクチンの接種回数は27,637回であった。

疾病対策課長

- 2 子宮頸がん検診の受診率は、令和元年では埼玉県は40.6%ということで、全国38位という順位になっている。また罹患傾向については、AYA世代と言われる20代から急激に上昇し、40代をピークに、それ以降緩やかに減少するというような傾向になっている。

保健医療政策課長

- 3 保健医療部職員で新規にメンタル不調で90日以上 of 病休を取得した職員は、令和3年度5人であった。時間外について、他部局との比較については詳細なデータの持ち合わせがないが、全庁の平均との比較では、保健医療部内の平均が26.7時間に対し、全庁が14時間と聞いており、約1.9倍という状況にあった。この状況についての分析としては、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症への対応を部全体として対応してきたことなどが要因として大きかったものと考えている。

生活衛生課長

- 4 猫の殺処分328頭のうち子猫は140頭であり、その中でも野良の子猫の割合が大きく95頭であった。生後間もない子猫については、ミルクボランティアの協力を得て譲渡できる状態まで育ててもらう取組をしている。ミルクボランティアの協力により令和3年度は15頭の子猫が譲渡されており、子猫の殺処分数の1割相当を譲渡につなげることができた。今後もミルクボランティア制度を続けていきたいと考えている。

金野委員

- 1 産後うつケア推進事業について、令和2年度から令和3年度に予算減になった理由は何か。また、令和3年度は7割近くが不用額となった計算という理解でよいか。
- 2 子宮頸がんワクチンの接種状況については、複数回接種するものであるため、接種回数ではなく、接種率はどうか。あわせて、ワクチン未接種となった世代の若年女性の子宮頸がんの罹患率が増加しているのかについて伺う。
- 3 心身不調による休職者の方5人について、病気休職の平均の長さ and 最長の長さはどうか。
- 4 ミルクボランティアは何人いるのか。また目標値はあるのか。

健康長寿課長

- 1 産後うつケア推進事業が予算減となった理由については、市町村に翌年度の事業実施の意向を確認しており、それに合わせて予算の方を確保しているためである。令和3年度基本事業11市町、任意事業18市町から実施予定ありと回答があったが、実際には16市町以外は補助金を活用せずに実施したために執行率が低くなったものである。

感染症対策課長

2 子宮頸がんワクチンの接種率については、県内で3回接種済みは4.2%であった。

疾病対策課長

2 県内のAYA世代の子宮頸がんの罹患者数は89人だが、ワクチン未接種世代との関係性などの分析は現時点ではしていない。

保健医療政策課長

3 令和3年度、メンタル不調により新たに90日以上 of 病休となった職員5人の平均と最長の日数について、5人のうち1人はまだ休職の状況が継続しており、4人が復職している。4人のうち最長が230日で、平均は169日である。

生活衛生課長

4 令和3年度末時点で22名、直近では5名増の27名となった。目標値は定めていない。

金野委員

産後うつケア推進事業については毎年度5割から7割の不用額が出ていると理解している。基本的には市町村が実施する事業で市町村の意向を聞いて予算を立て、実際に実施する市町村がなかったから不用額となった、かつ予算も減っているという状況で、このコロナ禍で妊産婦が孤立している状況で非常に重要な事業だと思うが、令和3年度でも7割の不用が出ているのは、事業の構造を見直す必要があるのではないかと。事業をどう見直し、改善をしてきたのか。また令和3年度の不用額は本当に7割なのか。

健康長寿課長

令和3年度の不用額は、執行率31.2%であるので7割で正しい。見直しについては、産後うつケア事業は、産後の母親のうつのケアを行うので非常に重要な事業である。EPDSを使うものであるが、どの市町村でもEPDSを使って産後うつケアを行っていただきたい。新生児訪問等の際にEPDSを行っている市町村も多いので、今後は市町村にどの事業を使ってEPDS、産後うつケアを行うかきちんと確認していきたい。

石川委員

- 1 行政報告書381ページの「自宅療養体制の強化」について、令和3年度はオミクロン株による感染が急拡大して自宅療養者も急増したが、自宅療養者への対応に問題はなかったか。
- 2 行政報告書382ページの「(6) クラスタ対策の実施」「ア COVMA Tの派遣」について、初期の段階で福祉施設等での現場支援を行っているとのことだが、現場の反応はどうか。

感染症対策課長

1 自宅療養者支援センターを3か所に増やし、リスク分散をするとともに、急激な陽性者の増加にも対応できるようにした。また、保健所、自宅療養者支援センター、かかり

つけ医の協力医療機関の3者で健康観察を行うなど体制の充実を図ったほか、支援センターでは24時間体制での健康観察を続けることとした。

- 2 COVMA Tの派遣については、派遣後にアンケートを実施したところ、派遣前には感染対策が不十分であると叱責されると心配する施設もあったようだが、実際にはほとんどの施設から、隊員が優しく、役にも立ち安心したという回答を頂いた。

石川委員

自宅療養者の健康観察を24時間体制で行ったとのことだが、体調が悪化した場合はどのように対応したのか。

感染症対策課長

体調が悪化して速やかな対応が必要な場合には、本人から自宅療養者支援センターに連絡していただく体制を敷いている。また、マイハースというシステムに日々の健康状態を入力していただいているので、自宅療養者支援センターなどが健康状況により積極的に連絡をして体調を確認するという対応も行った。

八子委員

- 1 行政報告書の331ページにがん検診受診率の表があるが、令和元年度が最新の値なのか。また、令和3年度の数値でも、男性と比べて女性の受診率が低い傾向が続いているのか。続いているのであれば、令和3年度は受診率の向上のためにどのように取り組んだか。
- 2 行政報告書の399ページに記載があるAED設置台数について、令和2年度と比較すると令和3年度は減っているようだが、この理由は何か。また、AEDの使用実績は把握しているのか。

疾病対策課長

- 1 がん検診の受診率は、3年に1度の調査のため、令和元年が最新のものである。女性の受診率について、職域で受診ができない専業主婦のうち、保険者の被扶養者検診でがん検診を受診していない場合には、市町村検診を受診することになるが、自ら予約を取る必要があるため、受診率が低い要因と考えられる。令和3年度の数値はまだ出ていないが、女性の受診率が低い傾向は続いているものと考えている。特定健診とがん検診の同時実施は、男女問わず検診の受診率を上げたいという目的がある。特に、被扶養者検診の対象にならない女性に対して効果的な事業だと考えているため、各市町村に実施を働き掛けている。

薬務課長

- 2 AED届出台数の令和2年から令和3年の推移を施設区分の内訳で確認すると、コンビニエンスストアでの届出台数が減少していた。原因としては、店舗廃業に伴う影響のほかに、市町村とコンビニエンスストアで連携して設置していることもあり、その事業の進捗状況の影響もあったものと考えている。令和3年度の使用実績についてはまだ把握できていないが、令和2年度については130件の使用の報告があった。

八子委員

使用実績130件のうち救命された事例はどの程度あるか。

薬務課長

報告された130件のうち、23件が救命につながった。

八子委員

そういった事例について、プライバシーに配慮しながら積極的に発信するべきと思うが、令和3年度はそうした事例を活用した広報を行っているか。

薬務課長

啓発活動についてはパンフレット等を作成して活用しているところだが、使用件数を入れた形ではなかったなので、今後検討する。

齊藤委員

行政報告書382ページ、感染症患者移送に係る車両運行管理業務委託契約について、令和2年度9月以降、3年間にわたって、単年度ごとの委託契約が行われており、令和3年度の執行額は8億4,000万円、3年間の委託料総額が17億4,000万円と大きい。随意契約の場合より精査する必要があると、地域での割り振りなど、より良いアイデアを募って採用するよう努力すべきであると考えている。改めて部長に伺うが、公金の使われ方は県民に示せる適切なものであったか。

保健医療部長

新型コロナウイルス感染症の感染状況には大きな波があり、先が全く見通せない状況であった。こうした中で、患者移送については、感染防止をしっかりと行い、迅速・安全・効果的に行う必要がある。今回の公金の使われ方については適切だったと考えている。

委員長

妥当な使われ方だったという答弁か。

保健医療部長

適切であったと考えている。適切で効果的な実施方法については今後も精査していく。

権守委員

- 1 行政報告書351ページのA I救急相談について、令和3年度26,005件の相談内容の内訳について伺う。また、令和元年の7月から実施した、この2年半の相談件数が多いのか少ないのかの評価と、A I救急相談の周知の方法と課題について併せて伺う。
- 2 行政報告書365ページのがん検診受診推進サポーター及びがん検診県民サポーターの養成について、実績数が少ない印象があるが、どのように捉えているか。また、養成者を増やすために企業や市町村に対し行っている取組は何かがあるか。
- 3 行政報告書399ページのA E Dの普及促進について、設置しているコンビニエンスストアや公共施設の占める割合は幾らか。またA E Dの設置台数を増やすための課題は何か、どのような取組が必要と考えているか。

医療整備課長

- 1 相談内容の内訳は多い順に、「発熱」で11%。次に「腹痛」で9%、その次が「吐

き気」や「吐いた」が9%となっている。相談件数の評価について、令和元年度は、7月から約19,000件、令和2年度で約20,000件、令和3年度で約26,000件と毎年増加している。特徴的なのが、大人の救急電話相談は70歳以上の高齢者の方が多い一方で、AI救急相談は20代が最も多く、次に30代、その次に40代に利用されているため、今までと違った層に利用されているという点において評価できると考えている。周知については、マグネットステッカーやPRカードを活用するほか、市町村、消防、保健所に広報を依頼している。その他は横断幕を掲示したり、LINEでの広告も行った。課題としては、年々相談件数は増えているが、先ほど申し上げた大人の電話相談や子供の電話相談と比較すると、両者共に約100,000件の相談件数があることから、今後も周知が重要であると考えている。

疾病対策課長

2 埼玉県がん対策推進計画では、令和5年度までに27,000人のサポーターを養成することを目標としている。令和4年8月末時点の養成者数は21,765人となっている。毎年1,000から2,000人を養成していたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、養成研修の開催が難しかったため、令和3年度の養成実績は少ない数にとどまり、十分ではなかったと認識している。コロナ禍でも養成を進めるため、対面を原則としていた養成研修について、令和3年10月には新たにオンラインでの実施を認めるなどの工夫をしているが、しっかり周知が行き届いたかどうかは反省が残る。引き続き、市町村や企業の団体などに協力を求め、更なる養成に努める。

薬務課長

3 AEDについては、令和3年3月末の14,089台のうち、公共施設が5,797台、民間施設が8,292台でそれぞれ41%と59%の設置状況であり、このうちコンビニエンスストアは586台で約4%となっている。設置台数を増やすための課題としては、県が平成18年度に定めた計画での設置目標は8,500台であり、以降、この目標を達成し更に伸ばしてきた。今後もAEDを設置すべき施設として、県民が多く立ち寄る施設、心停止の発生率が高いスポーツ施設、県民の認知度が高い施設などに設置を働き掛けていく。

蒲生委員

- 1 行政報告書348ページ、「(1)救急・周産期医療などの医療提供体制の強化」の「ア 救急医療の体制整備」について、タブレット端末、スマートフォンを使った救急医療情報システムを始めてからの効果や活用の状況について伺う。
- 2 ドクターヘリについて、420件出動したとあるが、この効果を伺う。
- 3 行政報告書366ページ「自殺対策の推進」に記載のある「暮らしとところの総合相談会」とはどのような相談会か。また、令和3年度に48回、603人を相手に行ったということだが、相談者や主な相談内容の内訳はどうだったのか。
- 4 行政報告書373ページの「(3)検査・医療提供体制の強化」の「ア 検査体制の強化」に、無症状の方を対象としたPCR検査・抗原定性検査の無料検査を県内薬局・ドラッグストア等約600拠点において実施し、合計228,134人が受検したとあるが、約600拠点を設置した根拠は何か。また、急激な感染拡大が起きたが拠点数は十分だったのか。

医療整備課長

- 1 救急医療情報システムは平成26年度から開始した。27全ての消防本部や指令本部などに283台のタブレット端末を配備した。システム導入前の平成25年では重症患者で受入照会が4回以上かかった案件が2,161人であったが、システム導入後の令和2年は1,189人と5割近く減っている。消防本部からは、圏域を越えた検索ができることや搬送状況、ドクターヘリの飛行可否がリアルタイムで分かることから大変有効であるとの声を受けている。
- 2 救命救急においては、いかに早く患者と接触し医療を提供できるかが重要である。本県では救急車のみの搬送だと約47分程度かかっているところドクターヘリは要請があってから患者に接触するまで約30分であり、時間の短縮に効果がある。

疾病対策課長

- 3 経済・生活とこころの健康問題をワンストップで相談できる事業で、多重債務被害者を支援する民間団体に委託して実施している。弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士といった専門家が相談に応じる。経済的な悩みから心の健康を損なう方も多く、一回の来所で弁護士と精神保健福祉士の相談が受けられるなど、両側面からの支援が受けられる相談会となっている。令和3年度に相談を受け付けた延べ603人のうち、実人数は518人であった。このうち男性は237人、女性は281人であった。年代別では、50代が25.1%、40代が23.2%と、40歳と50代で約半数を占めた。内容の内訳は、暮らしの相談が56.6%、こころの相談が27%、暮らしの相談とこころの相談を合わせて行った事例は16.4%だった。暮らしの相談については、多重債務、労働関係、失業などのほか、家庭問題や人間関係などの相談が多かった。

感染症対策課長

- 4 無料検査の拠点の数については、国の算出資料により計算した。検査拠点は、県薬剤師会や、チェーンドラッグストア協会など関係団体へ協力を依頼した結果、目標数を確保した。600拠点について、その後増減はあったが、結果として令和4年の1月から3月にまでの間では、多いときで1週間当たり20,000件を超え、17,000件程度で推移していたので、十分な数の検査をできたものと考えている。

蒲生委員

第6波の感染拡大は急激であり、令和4年1月から2月頃に検査キット不足があったが、検査件数の減少はなかったのか。

感染症対策課長

令和4年1月から2月についても約18,000件から20,000件で推移しているので、極端に減少したことはなく、十分に対応できたと考える。

辻委員

- 1 行政報告書330ページ「4 地域医療体制の充実及び在宅医療体制の整備」の表においては、新型コロナウイルス感染症の影響で救急搬送を圧迫していると思うのだが、それが分かりにくい。重症救急患者の受入照会が4回以上になってしまう割合にどう影響しているか。
- 2 行政報告書369ページの抗インフルエンザ薬について、備蓄していて期限切れとな

ったものは全量廃棄しており、医療機関でも使用できないと聞いている。財源は地方交付税措置されているとのことだが、無駄になっているため、一定程度は一般利用ができるような改善がされるよう要望はしているのか。

- 3 行政報告書379ページ、「キ 宿泊療養施設における酸素療法、中和抗体療法等の実施」について、宿泊療養施設の稼働率を引き上げるためにどのように取り組んできたのか。過去の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会では、ワンフロア単位での清掃がネックとなっているとのことだった。今は知識も蓄積され、清掃方法は簡素化できるのではないかと聞いている。清掃の状況と稼働率向上の取組について伺う。
- 4 行政報告書の383ページ、ワクチン副反応に対する治療の状況について、本県は4か所専門医療機関を設置している。副反応の治療法がない中で、この4医療機関ではどのように対応しているか。

医療整備課長

- 1 新型コロナウイルス感染症の陽性患者は調整本部で調整するため救急車を使うことはない。しかし、新型コロナウイルス感染症がまん延することによって発熱患者が増え、そのような人達が救急車を要請することで、多くの救急車が出回り、結果、搬送困難が増えることになる。重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまいう割合5%のうち、どれほどが新型コロナウイルス感染症の影響であったかを数値で出すことはできない。ただ、通常の救急が最も多い冬場に新型コロナウイルス感染症のまん延と重なった令和3年1月は4回以上の割合が高まったことが分かっている。

感染症対策課長

- 2 期限切れの抗インフルエンザ薬の廃棄については課題と認識しており、令和4年度も知事会などで国に対しての要望を行っている。
- 3 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への知見も少なく、フロア単位で清掃していたが、現在は部屋単位での清掃を宿泊療養施設へ依頼している。

ワクチン対策幹

- 4 ワクチンの副反応が疑われる症状が発生した場合は、ふだんの体調をよく知るかかりつけ医や近くの医療機関、ワクチン接種をした医療機関で診察を受けることになる。他方で、副反応が疑われる症状が慢性化した場合等、専門的な医療機関で治療が必要な方に対して、県内4か所の大学病院を指定し、かかりつけ医等から紹介していただくという仕組みとなっている。専門医療機関では、まずかかりつけ医等からの電話相談を受け付けている。また、実際に患者を受け入れていただき、例えばまひやしびれが強くなっていったり慢性化している方がいれば、大学病院の中で脳神経内科等を紹介して検査や治療をしている。

辻委員

- 1 救急搬送の関係であるが、感染拡大時期に保健所や医療機関に電話をしてもつながらない中で、どこかにつながりたいということで救急に電話をし、それが更に救急を圧迫する現状があった。様々な機関にスピーディにつながることが結果的に救急の圧迫を抑えることになるかと考えるがいかがか。
- 2 ワクチンとの因果関係が不明だが症状があるという中、たらい回しのような状況となっていると聞いている。ワクチンとの因果関係が不明だが、実際に症状があるので、様々

な対処療法を専門医療機関がされているのか。それともワクチンと因果関係が不明だから専門医療機関では診ないとなるのか。

感染症対策課長

- 1 感染者の数が増えてくると、どこかにつながりたいという要望は出てくると考える。昨年度は自宅療養者支援センターを設け、そちらに連絡をしていただくこととしていたが、今年度は連絡できる機関を増やして対応している。

ワクチン対策幹

- 2 あくまでワクチンの副反応の疑いであり、因果関係がないから専門医療機関では診ないということにはなっていない。ただ、専門医療機関の仕組みとして、まず、かかりつけ医等で診ていただき、かかりつけ医等から紹介していただくことが必要であるため、そのような中で、本人の思いと医師の見立てが少しずれることが起こり得る。県としては、県内の医療機関に対して、ワクチンの副反応が疑われる症状が発生した場合の専門医療機関までの一連の制度を周知している。今後も適切な治療が受けられ安心してワクチンが接種できる環境を整えていく。

前原委員

- 1 資料15にて周産期医療体制を実施している医療機関の数と運営費補助について示されているが、総合周産期母子医療センターでは令和2年度の2億5,861万円から令和3年度は2億5,718万円に減額、地域周産期母子医療センターでは令和2年度の3億6,717万円から令和3年度は3億4,255万円に減額になっている。この理由は何か。
- 2 資料16にて保健所にて保健師の増員が図られたところだが、結果と今後の課題について、どのように考えるか。また、春日部保健所、鴻巣保健所、幸手保健所について、獣医師や薬剤師、食品衛生監視員、動物愛護職の職域で職員が減っているが、その理由と事業への影響についてはどうか。
- 3 医療従事者が働き続けられる環境を守るため、看護師の生理休暇の取得状況について伺う。また、医師の負担軽減のための医師事務作業補助者の令和3年度の確保状況について併せて伺う。
- 4 資料25にて、令和3年度の自殺者数が1,104人のうち、理由の「不詳」が、令和2年は27人であったのが令和3年は66名と増えている。この理由は何か。また、本県の女性の自殺率の現状と、自殺を未然に防ぐ取組についても併せて伺う。
- 5 資料26にて、自宅での看取り率について、令和3年度の実績の記載がないのはなぜか。令和2年度は令和元年度と比較して自宅での看取り率が上がっているが、その要因はどのように分析しているのか。
- 6 資料35の表を見ると、令和3年夏の第5波で医療崩壊が始まり、全国で200人を超える自宅待機中の陽性患者が相次いで亡くなったが、埼玉県の自宅待機中の死亡者は何人だったのか。令和3年度の新型コロナウイルス感染症感染症対策についての総括と、今後の課題について伺う。

医療整備課長

- 1 主な要因は、各周産期母子医療センターにおいて新型コロナウイルス感染症用の病床に転換したことによるものである。新型コロナウイルス感染症用に病床を転換すると新

型コロナウイルス感染症病床としての空床確保料が助成されるので、二重補助を回避するための対応となっている。

保健医療政策課長

- 2 保健所の業務量が増えるに当たって、応援職員の配置や、業務委託を積極的に進めるなど対応してきた。一方、保健師でなければ対応できない業務は依然としてあり、増員により対応の充実が図られたと考えている。今後も業務量の推移を見極めた上で、職員の配置等については十分検討していく。獣医師や薬剤師、食品衛生監視員、動物愛護職等の各保健所での配置数が減っていることについては、各保健所での育児休業等の取得見込みを事前に把握し、その状況に応じて職員の配置状況を変えていることから、職員が育児休業から復帰してくれば、その分は元の体制に戻すという中での減員である。
- 3 県立病院の生理休暇制度は、県職員と同様となっているため適切に運用されていると思われる。また、医師事務作業補助者についても、医師の負担軽減において大きな効果が期待できるため、県立病院においても適宜採用されていると聞いている。

疾病対策課長

- 4 自殺理由の統計は埼玉県警察の調べによる。遺書がない場合などには、詳細の把握は難しく「不詳」となる。健康問題、経済問題など明らかな理由がなくとも、周囲からの孤立、孤独感の増幅などにより、追い込まれた末に起きるためリスクは様々あると考えている。必ずしも一つに限定できないため、セーフティネットの網目を細かく整備して取り組む必要があると受け止めている。また、身近な人が悩みに気付き、話を聞いて受け止めてあげるというゲートキーパーの役割が非常に重要であるため、そういう役割を果たせる県民の方が1人でも多く存在するための施策が重要と考えている。本県の女性の自殺者数は、令和元年が348人、令和2年が392人、令和3年が378人であった。令和2年は前年比12.6%の増、令和3年は前年比3.57%の減となっているが、令和2年と3年を比較すると、女性の20代、19歳以下の増加率が高い。本県の取組としては先ほど答弁した「暮らしとこころの相談会」を従来の月2回から月4回に増やして行っている。また、平日日中のみの電話相談を令和2年の11月から24時間365日に拡大し、年間約40,000件の相談を受けている。さらに、女性や若者に親和性の高いLINEによる相談を週2回実施している。このほか、市町村へのゲートキーパー研修実施の要請や予防キャンペーン、駅構内や電車内の電子掲示板を利用した自殺予防の啓発などを行っている。また、コロナ禍で女性の自殺が増えた要因として、家庭内に課題が凝縮されたという傾向がある。例えばDVや孤立を深める妊娠・子育て問題、予定していた介護サービスが受けられないという介護問題、非正規の方が多いというところでの雇用問題等、様々な問題があったと考えられたので、県内の自殺の状況を関係課に情報提供し、自殺防止の必要性を共有して県として取り組んでいるところである。
- 5 令和3年度は統計資料がないため記載していない。がん対策としては、患者が望む場所で終末期を迎えられる取組が重要だと考えている。患者が望む場合に円滑に切れ目なく在宅医療や介護サービスに移行できるよう、診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護事業提供者等と、在宅療養支援に係る連携体制の構築を推進している。例えば、がん診療連携拠点病院で実施している緩和ケア研修会では、集中的な治療を受けていた方が円滑に在宅に移行ができるように、地域の医療機関との連携を図るよう取り組んでいる。

感染症対策課長

6 第5波で新型コロナウイルス感染症陽性者で自宅で亡くなった方は14人である。令和3年度はまん延防止等重点措置が発令され、第4波、第5波と感染の波があり、夏にはデルタ株、冬にはオミクロン株とそれぞれ感染力などが異なる株が発生したため、自宅療養者支援センターや酸素ステーションを立ち上げるなどの対応を行った。ワクチン接種が始まった年でもある。今後は季節性インフルエンザとの同時流行に備え、これまでの経験で培ったものを生かして準備をするとともに、新たな変異株に対応していく。

前原委員

職員の育児休業等を見越して配置していたということだが、職員が育児休業を取得する場合には、正規でも非正規でも人員としては配置される、欠員のままとはならないということでしょうか。

保健医療政策課長

職員が育児休業に入った場合には育児休業代替職員などを配置して対応している。

【説明者】

目良聡環境部長、犬飼典久環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、深野成昭温暖化対策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
福田真道大気環境課長、山井毅水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、星友治みどり自然課長

【発言】

鈴木委員

- 1 行政報告書225ページの「5 川の再生」について、「生活排水処理施設の整備により河川水質の更なる改善を図り、川の環境改善を推進した」と記載があるが、下表の河川水質の状況によると、平成27年度の値の「アユが棲める水質の河川の割合」は89%で、「全国水質ワースト5河川」に綾瀬川と中川の2河川が入った状態である。令和3年度の実績でも数値が変わっておらず、「アユが棲める水質の河川の割合」93%と「全国水質ワースト5河川」を0にするという目標が達成できていない状況である。その要因は何か。
- 2 行政報告書232ページの「(6) 再生可能エネルギー等の普及拡大」について、住宅における再生可能エネルギー利用拡大を図るため、蓄電池等の設置に対して補助金を交付したとあるが、補助金を交付した蓄電池の性能はどのレベルまで達しているのか。蓄電により、夜間や曇り、雨の日など、どの程度、電気を有効に使用し続けることが可能となっているのか。
- 3 行政報告書234ページの「イ こどもエコクラブの活動への支援」について、令和3年度に49団体に約543万円を交付しているが、こどもエコクラブの主な環境保全活動の内容はどのようなものか。また、どのような活動に対して助成金による支援を行っているのか。
- 4 行政報告書247ページの「3 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進」の食品ロスに関する取組で、市町村や社会福祉協議会、包括的連携協定締結事業者など91団体と連携し、「フードドライブ」を県下一斉で初めて行ったとのことであるが、この成果と課題、その後の連携状況等はどうか。

水環境課長

- 1 アユが棲める水質の河川の割合については、BODの年間平均値が1リットル当たり3ミリグラム以下で評価している。平成14年の44%と比べて令和元年は93%と改善され、その後は9割程度で推移している。アユが棲める水質というように、都市河川においては厳しい基準となっており、1リットル当たり3ミリグラムを超える地点の多くは県南部の都市河川となっている。年間の降雨の影響、農業用水の通水量などにより、河川水質は変動するため、目標達成に至らなかったと考えている。BODの汚染の原因の70%以上は生活排水であるため、下水道の普及、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換による生活排水対策を推進していく。また、全国水質ワースト5河川についてであるが、綾瀬川、中川共に、河川の平均水質はBODの年間平均値1リットル当たり3ミリグラムを下回る状況まで改善されている。この指標はほかの河川との相対的な評

価となっており、ほかの河川も改善が進んだため、ワーストは脱却できなかったが、令和3年度の中川、綾瀬川の水質は、3位や4位の河川と1リットル当たり0.1ミリグラムの差と、僅かなものとなっている。アユと同様、生活排水対策を推進していくことにより、改善を図りたい。

エネルギー環境課長

2 令和3年度の補助実績では、蓄電池の性能の平均は約7.9キロワットアワーで、試算によると、各家庭で電気使用の態様は異なるが、同程度の7.4キロワットアワーの蓄電池であれば、一般家庭で15時間程度の電力使用が可能となる。電力使用量が大きいエアコンなどを抑制すれば、より長時間継続して使用することが可能となる。

環境政策課長

3 こどもエコクラブは、地域の自然と触れ合うような自然観察や生物調査、清掃活動などの環境学習の取組を行っている。助成金の対象は、子供たちの環境意識の醸成を図る活動や子供たちが参加する環境保全活動の充実を図る活動である。具体的な例としては、森での昆虫・植物などの自然観察、河川での生き物調査、地域でのごみ拾い、講師を招いた環境講座などである。

資源循環推進課長

4 県では、令和3年10月から11月にかけて、埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーンを初めて開催した。市町村や社会福祉協議会、包括的連携協定を締結している企業など91団体に参加いただき、47,000点、24トンの食品を提供いただいた。キャンペーン開催前においては、フードドライブを実施していた市町村は21市であったが、今回のキャンペーンをきっかけに、25の市町が初めて実施した。集められた食品はそれぞれの地域で食品を必要とする方へお渡しすることで有効活用を図り、食品ロスの発生を抑えることにつなげることができたと考えている。課題であるが、今回のキャンペーン期間中に開催いただいた市町村は46の自治体であり、全市町村の4分の3にとどまっている。中には、たまたま期間中には行うことができなかったため不参加という自治体もあったが、まだ一度もフードドライブを実施していない自治体もある。そこで、県では、市町村等にフードドライブの実施を促すため、キャンペーン期間中に初めてフードドライブを実施した市町村にヒアリングを行い、その事例集を作成して、全市町村に配布したところである。その後の連携状況についてであるが、包括的連携協定企業のイオンリテールでフードドライブを開始したり、キャンペーン後も引き続きフードドライブを実施している企業や自治体の窓口を県ホームページ等で紹介したりして、食品ロスの削減に向け、引き続き市町村や企業と連携して取り組んでいる。

鈴木委員

蓄電池の性能は飛躍的に伸びているのか。

エネルギー環境課長

技術開発の途上であり、飛躍的に伸びているということはないと思う。

阿左美委員

1 フードドライブについては、食品が多く集まったとのことであるが、集まったものを

どこへどのように配分したのか。また、配分に当たって基準を定めているのか。

- 2 フードドライブについて、食品を必要な方へ渡すための移動のコストは、総事業費のうちどのくらいの割合を占めているのか。
- 3 行政報告書259ページの「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」について、新たに個人と企業の参画を得て連携を強化しているとのことであるが、どのような成果があったのか。また、参画する企業について、どのようなメリットがあったのか。
- 4 行政報告書262ページから263ページの「(4) 野生鳥獣の適正な保護管理」のうち、「カ 狩猟免許試験、適性試験・講習等の実施」について、有害鳥獣捕獲の担い手である鳥獣狩猟者の確保は、具体的にどのような取組により、確保に努めているのか。秩父地区が特に顕著であるが、10年前や20年前に比べると猟友会の人数が大きく減っている状況がある。高齢化も進んでおり、次の人材を確保しなくてはならない。狩猟免許保持者は20年前、10年前はどれくらいいたのか。現在の状況と、過去から現在までの変化について伺う。

資源循環課長

- 1 配分先については、フードバンク、子ども食堂、フードパントリーに配分している。市町村等の要望に応じて、県でマッチングしているが、輸送のコストがなるべくかからないように、できるだけ窓口の近くの団体に提供するようにマッチングしている。配分先に明確な基準はないが、食品の量が多い場合はフードバンクへ、比較的量が少ない場合は子ども食堂やフードパントリーに配分するなどのマッチングを心掛けている。
- 2 輸送コストについては、県が負担しているということはないが、実際に取り組んでいる方々の負担とならないよう、地域性を考えてマッチングをしている。

水環境課長

- 3 SAITAMAリバーサポーターズプロジェクトは、昨年から開始した事業である。個人については、SNSによるお友達登録など簡易な方法でサポーターになっていただき、情報を送り、川に関心を持っていただいで参加してもらうという取組である。個人サポーターは5,438人である。企業については、サポーターの登録希望者に対して、川で何を実施したいのか確認し、コーディネーターが他の企業や団体とマッチングを行うという取組を行っている。令和3年度実績は51件である。マッチングにより、企業と地域の団体が共同で生き物観察会や釣り体験会を実施したり、ヨット乗降用リフトの寄附によりヨット体験会が継続的に開催されたりといった好事例が生まれている。企業のメリットとしては、本年5月に交流会を開催し、企業同士の交流が広がるようにした。マッチングにより、川で行うイベントに他の企業のキッチンカーが参加したり、イベントで飲料のサンプルを配布してPRしたり、川でのイベント開催に県が支援し円滑な手続ができたといった例がある。参加企業からは、1社単独で行うより県などの信用力により効果的なPRができた、県の支援により複雑な手続が円滑に行えた、イメージアップにより将来的に優秀な人材確保につながるなどの意見を頂いている。

みどり自然課長

- 4 狩猟免許取得者の20年前、10年前からの変化について、網、わな、第一種銃猟、第二種銃猟を合わせた狩猟免許の延べ件数は、20年前の平成13年度は7,700件、10年前の平成23年度は5,599件である。令和3年度の免許取得件数は4,917件となり、20年前と比較すると約36%減少、10年前と比較すると約12%減少

となっている。年齢構成は、20年前の平成13年度における60歳以上の割合は37.5%となるが、10年前の平成23年度は67.3%に上昇した。その後、20代、30代の狩猟者が増加したため、直近の令和3年度における60代以上の割合は50.2%に低下している。免許取得者を増加させる取組については、まず、狩猟免許試験の合格者を増やす必要がある。10年後、20年後のことを考えると、シカやイノシシなどの有害鳥獣を捕獲する若い狩猟免許取得者を増やす必要がある。そこで、狩猟免許試験回数は、20年前は年2回、10年前は年4回であったが、現在は年5回に増やしている。また、現役世代の方が受験しやすいように、休日の開催日を設けたり、試験対策の事前講習会を15回開催したりするなどの取組をしている。この結果、令和3年度の狩猟試験では、合格者464人のうち、20代、30代の合格者が195人と全体の約4割を占めており、若返りが図られている。免許を取得した後は、経験の浅い初心者の方が、ベテランの狩猟者と一緒に集団での猟を行う共同捕獲研修を実施するなど担い手の育成を行っている。今後は学生などの若い人にも、狩猟の魅力を積極的に伝える取組も行い、若手の狩猟者を増やす努力をしていく。

阿左美委員

- 1 フードドライブは良い取組だと考えているが、今後のことも考え、運賃相当額の補助をする考えがあるのか。
- 2 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」の中で、ごみの清掃等に取り組んでもらうことにより、プラスチックごみの流出削減等の効果があったのか。
- 3 行政報告書の264ページで「ク 長瀬射撃場の管理運営」について記載されているが、狩猟免許の取得や狩猟免許保持者の腕前の維持などの取組と長瀬射撃場の活用をどのように絡めていくのか。

資源循環推進課長

- 1 フードドライブは、食品ロス削減のためだけでなく、子どもの貧困などの観点からも非常に意義のある活動と考えている。現在は、フードドライブ実施団体が食品をしっかりと運用していけるよう、活用団体に渡せるような仕組みの構築を行っている。フードバンクや社会福祉協議会とのマッチングをしっかりと行い、継続的に運営できるよう支援していく。

水環境課長

- 2 具体的な数値は把握していないが、各団体は1回ごとにキロ単位での回収、自転車を引き上げるなど熱心に活動いただいております。今までの清掃によるごみの回収量はトン単位であると考えている。また、プラスチックごみが県から海に流れないように、責任感をもって活動している団体が多いので、間接的に削減につながっていると考えている。

みどり自然課長

- 4 長瀬射撃場は、射撃技術と安全意識の向上のために設置された施設である。令和3年度の施設利用者の約3割が狩猟者となっている。このような利用のほか、先ほど申し上げた若手の狩猟者とベテラン狩猟者が一緒に猟をする共同捕獲研修において、2日間のうち1日目を長瀬射撃場で安全講習と射撃研修を実施した。このほか、銃刀法上の所持許可が不要なビームライフルを使用した講習を平成27年度から実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中断していた。今年度は講習を再開し、

子供から大人まで楽しさを広め、狩猟に関心を持ってもらうきっかけ作りに努めている。今後は、若手の狩猟者とベテランの交流の機会を長瀬射撃場で行うなど、指定管理者と協議しながら狩猟者の拠点施設として活用していきたい。

蒲生委員

- 1 行政報告書248ページの「(2)プラスチックを資源とした循環的利用の推進」で、「プラットフォームの会員と連携し、衣類の回収キャンペーンを開催してリサイクル促進に向けた県民への意識啓発を行った」とあるが、この意識啓発によって、具体的にどのような成果があったのか。
- 2 「再生可能なプラスチックの効率的な回収方法を検証し、導入しやすい回収方法を共有した」とあるが、具体的にどのような検証であったのか、また、どのように共有したのか。
- 3 行政報告書250ページの「(6)不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底」について、令和3年度の不法投棄110番の通報件数は176件とあるが、増えているのか、減っているのか。現時点で増加しているのか。また、どのような対策を講じていくのか。

資源循環推進課長

- 1 本県では、プラスチックの資源循環を進めるために、プラットフォームの会員企業である浦和パルコにおいて衣類の回収キャンペーンを実施し、5日間で1,301人から1.7トンの衣類を回収した。回収した衣類は、プラットフォーム会員企業により、全量をリユース、若しくはリサイクルし、ごみの排出抑制と資源の循環利用につなげることができた。また、この取組を知った企業から、資源の循環のために新たにリユースの取組をしたいという相談が県にあり、県がマッチングを行って新たなビジネスにつながったという展開もあった。
- 2 プラットフォーム会員の市町村と連携し、家庭から排出されるプラスチックの効果的な回収方法について検証を行った。公共施設に回収箱を設置し、市民に持参いただくという方法で実施した。回収されたものを確認すると、市民の方々にしっかりと分別していただき、異物の混入はほぼなく、資源化できるものがほとんどであった。この検証の結果、公共施設での回収は市町村の負担も少なく、効率的に回収できると考えられることからプラットフォームで発表し、県ホームページでも情報を公開している。また、市町村職員対象の一般廃棄物説明会でも説明し、情報の共有を図った。

産業廃棄物指導課長

- 3 不法投棄110番の通報件数は、令和3年度は176件で、令和2年度から31件増加している。最近は大規模なものは減少し、引越しごみや家庭ごみといった小口の不法投棄が増えている。これは、全国的な傾向と一致している。資料21「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」に令和3年度の不法投棄件数が76件とあるが、これは県の職員が現場で確認したものである。「産業廃棄物不法投棄110番」を、令和2年度に市町村が所管する一般廃棄物にも拡大して「廃棄物不法投棄110番」とし、幅広く情報を求めるようにしたが、こうしたことも影響していると考えている。今後は、全国のデータと照らして検証し、対応を検討していく。

小川委員

- 1 行政報告書243ページの「(6) 建築物の解体現場などにおける石綿飛散防止対策及び適正処理に関する指導」について、県内20地点で大気中の石綿濃度を測定しているが、「その他の地域」とはどのような基準で選んでいるのか。また、石綿濃度ではなく総繊維の濃度を測定しているようであるが、実際にはどのように分析を行っているのか。
- 2 行政報告書249ページの「(4) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、産業廃棄物処理業者という考え方をするより、環境産業としてこれからも誇りをもって仕事をしていくために支援を行うのは当たり前だと思う。3S運動優秀賞として12社を表彰したとあるが、表彰した事例は具体的にどのような取組だったのか。
- 3 行政報告書259ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について、資料25「合併処理浄化槽に対する補助の実績、水質検査の実施状況」にも詳細が記載されていると理解している。合併処理浄化槽への転換に対する補助について、補助件数が減少しているが、その理由は何か。今後、合併処理浄化槽への転換促進をどのように進めていくのか。
- 4 資料25「合併処理浄化槽に対する補助の実績、水質検査の実施状況」のうち、「合併処理浄化槽の水質検査実施状況(令和3年度)」の設置後検査について、検査対象基数5,409基に対し、実施基数6,071基となっている。この違いはどのように起きているのか。

大気環境課長

- 1 「その他の地域」とは、過去に石綿を使用していた工場等があった近傍の地域である。実際の分析方法については、フィルターに4時間大気を採取し、顕微鏡を使って繊維数を数えている。繊維のうちとがっている繊維を見つけたときアスベストかどうか判定する。非常に手間と時間がかかるので、まずは総繊維数がどれくらいであるか評価し、それが1リットル当たり1本を超えた場合、石綿かどうかの判定を行う。ここに示した調査については、繊維の数が少なかったことから石綿まで判定する必要はないと判断したものである。

産業廃棄物指導課長

- 2 3S運動優秀賞の事例については、スマイル、セイケツ、スタイルという三つの部門ごとに最優秀賞、奨励賞、特別賞を毎年表彰している。令和3年度のスマイル最優秀賞は、深谷市のクリーンテックサーマルを表彰した。年4回の社外報「サーマル通信」を発行し、地元深谷市の地域情報を発信したり、従業員の家族の方を見学会に参加させたりなど、社員・家族・顧客・地域住民の笑顔につながる取組を続けていることを評価した。セイケツ最優秀賞は都築鋼産を表彰した。在庫の適正化による工場内の有効な作業スペースの確保、徹底した異物除去によるリサイクル品質の向上に努め、設備トラブルの低減といったセイケツ活動を事業全体の正のスパイラルにつなげていることを評価した。スタイル最優秀賞はクワバラ・パンぷキンを表彰した。オリジナルユニフォームを作成し、社名入りカボチャのロゴマークが入った収集運搬車両の導入といった視覚に訴えるイメージ戦略や、さいたま市SDGs認定の取得など、廃棄物業界のイメージアップに貢献したことを評価した。

水環境課長

- 3 補助件数が減少している理由については、令和3年度も長引く新型コロナウイルス感染症の影響から工事業者の対面営業や市町村職員による戸別訪問の自粛などがあり、思うように転換促進ができなかったこともある。また、転換が進むにつれ、高齢世帯など転換の必要性を感じていない世帯や敷地の狭さ等による転換が困難な案件の比率が高まってきているところがあり、なかなか転換が進まない。一方、生活排水対策は非常に大切であり、市町村によっては戸別訪問を再開したり、工事業者も地域によっては積極的に働き掛けをしたりというふうに聞いているので、連携が進むように市町村に働き掛けていく。また、今年度から台帳を整備しており、台帳により効率的な働き掛けをしていきたいと考えている。
- 4 設置後検査の実施基数は、実際に検査した基数である。対象基数を超えている部分は、年度単位で統計を取っているため、令和2年度に届出をしたが検査しなかった分が令和3年度に繰り越されており、令和3年度は繰越分が多かったため、実施基数が対象基数より多くなっている。

小川委員

- 1 アスベストではなく、要はほこりの数を測っているということか。アスベストを測定してアスベストの危険性を調べるべきではないか。
- 2 産業廃棄物処理業者の環境産業へのステージアップは大事だと思う。答弁で紹介された取組はどこかに一覧表やデータとして表示されているのか。少なくとも地元議員には、近所の会社がこのような表彰を受けたと情報提供するなど、啓もうをしないと効果がないと思う。議員でも近所の会社が表彰を受けたことを知らない。ましてや、市民や同業者がどこまで知っているのかは疑問である。浸透させるための方策を検討してほしいが、どうか。
- 3 合併処理浄化槽について、古い浄化槽からの転換が困難な事例があるのは分かるが、旧ばっ気式浄化槽の中には、合併処理浄化槽と同じように二次側放流を行ってしまっているところもかなり見受けられるように思う。この場合、二次側放流されている水は適切な条件を満たしているのか、丁寧に検査を行うなどの対応が必要ではないか。何らかの対策を講じなければ、このまま放っておけばよいということにもつながるように思うが、県としての考え方はどうか。

大気環境課長

- 1 国のマニュアルで大気の繊維を測定することになっており、それを総繊維という。それが1リットル当たり1本を超えた場合、石綿を測定することとなっている。現場で指導を行うためには、石綿の有無を見極める力が必要である。昨年度は現場に専門家に同行してもらい、現地で17名の県職員に指導を行った。これからも職員のレベルアップを図っていきたい。

産業廃棄物指導課長

- 2 県ホームページで3S運動の優秀な取組を公表している。その中で、どうしてその会社が選ばれたのか分かるように、「いいね」の評価ポイントを合わせて公表している。それにより多くの事業者チャレンジしていただけたらと考えている。また、最優秀賞受賞の各社の取組は、県と一般社団法人埼玉県環境産業振興協会とで準備を進めている産業廃棄物適正処理講習会で、事例発表する場を設けていきたいと考えている。小川委

員からお話があった、議員の皆様を通じて地元を広めるということについては、我々としてもそのようになればよいと思っている。一所懸命取り組んでいる会社が地域に認めてもらえる形になるよう努力していきたい。

水環境課長

- 3 旧型ばっ気式浄化槽については御指摘のとおり検査を丁寧に行うなど、検査機関や環境管理事務所と連携して対応したいと考えている。

権守委員

- 1 行政報告書224ページの「2 公害のない安全な地域環境の確保」について、環境基準を達成していない項目があるとのことだが、その項目は何か。その理由についても伺う。
- 2 行政報告書の231ページの「(4) 事業活動における省エネルギー対策の促進」の一つ目に専門業者を中小企業等へ66件派遣し、CO₂排出量削減につながる設備の更新や運用改善の提案を行ったとある。その後、具体的に設備の更新や運用改善につながった件数は、66件中どれくらいあるのか。また、提案に至らなかった理由は何か。
- 3 行政報告書の231ページの「(4) 事業活動における省エネルギー対策の促進」の二つ目の中小企業等が行うCO₂排出削減に資する設備導入に対する補助金について、補助件数が91件とのことであるが、申込み件数及び採択後の辞退件数はどれくらいあったのか。また、主な辞退の理由は何か。
- 4 行政報告書233ページの「(8) フロン類の適正監視の指導・啓発」について、フロン排出抑制法が平成27年に施行され、平成29年の一般質問でフロン排出抑制の内容について、更なる周知を求めた。令和3年度に記載事項以外で行った具体的な周知の取組についてどのように実施したのか。また、市町村の環境部門の担当者など、市町村に対して、どのような情報提供を行ったのか。
- 5 資料30「有害鳥獣対策について」、アライグマ捕獲頭数は令和3年度には9,143頭であるが、委託料は7,000頭分だけしか支払っていない。予算を超過した2,143頭分については、無償となっているものと思うが、市町村として納得しているのか。予算が不足したことに対する県の認識はどうか。また、農作物の被害面積や被害金額が年々増えている。今後、更にアライグマの年間捕獲件数を増やすための課題は何か。課題を解消するための取組は何か。

大気環境課長

- 1 環境基準が設定されている項目について、環境基準が達成されていないのは光化学オキシダントのみである。光化学オキシダントの環境基準は、5時から20時までの1時間値が0.06パーツパーミリオン以下であることが必要で、1時間でもその値を超過すると非達成となる。この基準は非常に厳しく、夏場など気温が高く日差しが厳しいときなどに光化学スモッグ注意報を発令する基準である0.12パーツパーミリオンを超える濃度に達することも多い。これは全国的に同様の状況である。このことに対して、県では光化学スモッグの原因となる自動車排ガスや、揮発性有機化合物、いわゆるVOCの削減などの対策に取り組んでいる。

温暖化対策課長

- 2 省エネ診断を受診した事業者が設備更新などをすぐに行うのはなかなか難しい。省エ

ネ診断の実施後、2年かけて追跡調査をしている。そのため、令和3年度の66件の実績はまだ出ていない。参考に、直近のデータでは、令和元年度に実施した82件について、令和2年、令和3年とアンケートを実施し、65社から回答を頂いた。提案項目を一つ以上実施した事業所は、65件中46件と約70%となっている。具体的にはLED化や空調の更新、空調温度の適正化などである。実施できなかった理由として、費用の確保があるが、今後も後追い調査を行っていきたい。

- 3 申請件数は140件であり、そのうちの100件に交付決定を行ったが、交付決定後に申請者の都合により9件が辞退したため、補助件数としては91件となっている。辞退の理由としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により資金確保が困難となったものや、部品供給不足のため計画どおり進まず設備投資計画を見直すものがあつた。

大気環境課長

- 4 業務用の大きなエアコンや冷凍冷蔵設備を使用している事業者や解体工事業者に対してそれぞれ法令説明会を開催し、周知を図った。また、県の広報誌である「彩の国だより」への掲載やFM NACK5「モーニングスクエア」での放送などで県民に対して周知した。市町村に対しては大気環境課が作成したリーフレットを市町村に配布し、役所の窓口において配布していただくようにした。

みどり自然課長

- 5 個体分析調査の満額支給について要望はあるが、アライグマ対策は喫緊の課題であり、住民の生活環境を守る必要性から、市町村には納得していただいているところである。県としては、できるだけ予算を確保していきたいと考えている。個体分析調査の結果はアライグマの生息数などを推計する基礎データとなるので、しっかりと集めていきたい。なお、令和4年度は7,200頭分の予算を確保したところである。課題と対策については、本県ではアライグマ防除実施計画により、市町村が捕獲等を実施している。今年度、市町村へ課題についてのアンケートを実施したところ、担い手の確保が最も多く課題として挙げられていた。アライグマの捕獲を行うには、原則として狩猟免許を取得する必要があるが、研修により適切で安全な捕獲方法を学べば、狩猟免許がなくても捕獲ができる。このため、県では、市町村と連携して捕獲従事者研修を行っており、令和3年度も23回開催し、新たに574名が捕獲従事者として登録した。捕獲従事者を増やすことがアライグマの捕獲の推進につながるため、今後も引き続き研修を開催し、人材の確保に努めていきたい。

田並委員

- 1 行政報告書228ページの「1 環境に優しい社会づくり」のうち、「(1) 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、市町村を個別訪問し意見交換を行ったとあるが、どのような形で意見交換を行ったのか。市町村に対して、「取り組んではどうか」という感じなのか、それとも「こういうまちづくりができるのではないか」など、県が主体的に提案を行うような意見交換だったのか。
- 2 行政報告書の229ページから230ページの「(3) 目標設定型排出量取引制度の実施」について、第1削減計画期間、第2削減計画期間共に目標を大きく上回り、第3削減計画期間も好調なようであるが、その要因は何か。
- 3 行政報告書249ページの「(4) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、太陽光パネルはそろそろ耐用年数を迎えるものがあると思

うが、県としてはどのくらいの量が排出されると見込んでいるか。また、協議会においてどのような協議がなされたのか。

エネルギー環境課長

- 1 市町村を個別訪問した際の意見交換については、県の担当者から、なぜ取り組んでいく必要があるのかなど、プロジェクトの背景や基本的な考え方を説明の上、超少子高齢社会を踏まえた地域の課題や目指すまちづくりの方向性などについて意見交換を行っている。どのようなまちづくりを目指すかは地域の実情に応じて異なるが、悩んでいる市町村に対しては、先行自治体における取組事例や、応援企業等の情報、県や国の支援制度等を紹介しているほか、まちづくりの方向性や必要な取組などについて県から市町村に助言して共に検討している。

温暖化対策課長

- 2 目標をかなり上回る削減がされているが、この要因は事業者の設備更新や運用改善など地道な削減努力によるものが大きい。ある対象事業者からは、本制度をきっかけに既存施設で新たな省エネ余地が発見され、金額的メリットが得られたという声もあった。なお、令和2年度は前年度比で4%削減されているが、これは削減努力に加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響があると考えている。学校教育施設や娯楽施設の排出が大きく減少し、一方病院は若干排出が増えている。

産業廃棄物指導課長

- 3 太陽光パネルについては、2030年代の後半に、FITで最初の頃に広まった太陽光パネルが寿命を迎え、一気に排出に向かうと見ている。全国では年間約800,000トンを見込んでおり、本県で独自に排出量の推計は行っていないが、おおむね50,000トンが県内で排出されるのではないかと考えている。本県は住宅用太陽光パネルが愛知県に次いで全国2位と普及が進んでいる。これが2030年代後半に一気に廃棄されることを対応していかなければならない課題と認識し、しっかり取り組んでいきたい。

田並委員

- 1 きめ細かな対応をしていることは分かったが、参加市町村が、スマート、コンパクト、レジリエントという3要素を満たしていればそれでよいのか。それとも、県として、こういうまちづくりをしたいという県の考えを示して、市町村との協議が行われているのか。
- 2 目標設定型排出量取引制度について、事業所の努力も限界に近いと思うが、施策を進めていく上で、令和3年度の課題や検討した事項は何か。

エネルギー環境課長

- 1 市町村のまちづくりではあるが、県の考えも示しながら市町村との意見交換を行っている。例えば、県の事業との連携に関する提案や、他自治体における先行事例を参考とした助言等を行い、市町村が検討している取組についてもう1歩高みを目指せるよう取り組んでいる。

温暖化対策課長

- 2 目標をかなり上回る削減がされているが、個々の事業者の状況を見ると達成できていない事業者も多くなってきた。第2削減計画期間、また、現在取り組んでいる第3削減計画期間において、削減が進むところとなかなか進まないところとの二極化が顕著になってきているように思う。本取引制度については、全県で600事業者が対象となっているが、約8割がいわゆる大企業である。中小企業でも、CO₂の排出量が多い事業者は本制度の対象となり、おおよそ180事業所ある。県としては、令和2年から4年までの3年をかけて、「見える化事業」として、業種ごとにお互いがどのような削減対策を実施しているのか等を比較できるように取り組んでいる。業種の標準的な対策と比べて、自社はどこが優れているのか、あるいは劣っているのかということを対象となる中小企業の全事業所を調査しているところである。調査結果などを中小企業へフィードバックしながら、適切に制度運用をしていきたいと考えている。

金野委員

- 1 行政報告書223ページの「1 環境に優しい社会づくり」の「県全体の温室効果ガスの排出量」について、令和元年度の実績が目標値に達していないが、その要因をどのように考えているのか。
- 2 行政報告223ページの「次世代自動車の普及割合」についても、令和2年度の実績が目標値に到達していないが、その要因をどのように考えているのか。
- 3 行政報告書241ページの「(5) 工場・事業場に対する排水規制・指導及び土壌・地下水の汚染の防止」について、改善命令、改善勧告、注意などの行政措置を行ったものが43件あったとのことであるが、具体的な被害はあったのか。

温暖化対策課長

- 1 令和元年度の温室効果ガス排出量の実績値は3,552万トンであり、5か年計画の年度目標値3,458万トンとの比較では97.4%の達成率と、ほぼ目標どおりの実績であると考えている。なお、目標値とする令和3年度の排出量3,363万トン比での達成率は、94.7%となっている。部門別に見ると、産業・業務、家庭部門の削減は順調に進んでいるが、運輸部門の削減率が他の部門に比べて少なくなっているため、運輸部門における対策を今後充実していく必要があると認識している。

大気環境課長

- 2 令和元年度においては22.2%という状況で、前年度に比べると1.8ポイント上昇している。この割合については、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などが対象となる。今後は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等にシフトしていくということで、今後も伸びが期待できると考えている。

水環境課長

- 3 工場・事業場の排水規制については、工場等の排水を分析するもので、これをもって健康被害が生じたという事例はないが、川に排水が流れていくため、その川が汚濁したというような状況はあるかと考えている。また、地下水汚染については、判明した時点で飲用中止の指導をするため、健康被害は発生していない。

辻委員

- 1 行政報告書 224 ページの「3 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進」について、一般廃棄物の処理は市町村が行っており、基礎自治体で収集した後、処理処分については広域組合で行ったり、また、最終処分については県に委託をしたり、県外に搬出していたり非常に重層的な仕組みとなっている。ごみは自区内処理が原則であるが、最終処分においては県外に搬出もしており、どこまで広域処理を認めるのか。県外搬出等も行われているが、どのように考え方を整理しているのか。
- 2 市町村がごみ処理施設を建設する際には、国の循環型社会形成推進交付金を活用するが、高効率発電を行うにはプラスチックごみなどの焼却を行う必要がある。プラスチックごみの削減は世界的な課題であるが、プラスチックごみがないと高効率発電の実現が難しいという矛盾した状況があり、これがプラスチックごみの削減が進まない理由になっていると考える。循環型社会形成推進交付金は、県が取りまとめて、国に申請を行うものであるが、プラスチックごみの削減と高効率発電のためのプラスチックごみ焼却について、県としてどのように考えているのか。
- 3 行政報告書 248 ページの表「ごみ（一般廃棄物）の総排出量の推移」を見ると、一般廃棄物の県民 1 人当たりのごみの排出量はこれまで減少傾向が続いていたが、近年増加傾向にある。増加の要因やその内容を分析しているのか。

資源循環推進課長

- 1 市町村は一般廃棄物を統括的に処分する責任があるが、乾電池のように処理施設が少ないものは自区内では処理できないこともある。また、県内には最終処分場を持たない市町村もあるため、県では寄居町に環境整備センターを設置して県内市町村からの廃棄物を広域的に受け入れている。
- 2 国ではエネルギー回収率の高い施設に対して循環型社会形成推進交付金を交付している。エネルギー回収率は、焼却炉に投入したごみからどれだけエネルギーを取り出せるかを示すものであり、エネルギー回収率とプラスチックごみの投入量は関係ないと考える。本年 4 月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、循環利用を促進していくこととなっている。県としても、プラスチックのマテリアルリサイクルなどにより資源の循環利用を推進していく。
- 3 レジ袋をもらわない、マイボトルを使うなど、これまでの意識啓発などで、ごみをリデュースする意識が県民に浸透した状況もあり、現状よりなかなか減らず、横ばいになっていると考える。ごみをリデュース、リユースしていく取組が一層必要であると感じており、市町村や企業などと連携して、使い捨てカトラリーや容器の使用削減によるプラスチックごみの削減や、フードドライブを進めて食品ロスを削減することなどにより、廃棄物の排出量削減に取り組んでいく。また、事業系ごみの排出削減のため、市町村のごみ処理施設での展開検査や、排出事業者への立入指導の実施なども市町村に対して実施を働き掛けていく。

辻委員

- 1 寄居町の最終処分場では各清掃工場等の焼却灰の受入れを行っているものと思う。乾電池などの特殊なごみは自区内処理の原則を緩めるとのことだが、焼却灰の取扱いはどうか。
- 2 プラスチックごみは必ずしも高効率発電に必要ではないとのことだが、ごみの組成は大きく分けると紙と生ごみとプラスチックの 3 種類である。紙は資源ごみに当たり、適

正な分別により、ごみとして排出されることはなくなっていくものだと思う。一方、生ごみは水分を含んでいるため、焼却をしても高効率発電はできない。やはり、プラスチックごみがなければ、高効率発電はできないと考えるがどうか。

3 本県ではどのようなごみが増えて全体の排出量が増加しているのか。

資源循環推進課長

- 1 焼却灰は市町村の判断により県外最終処分場での埋立てやセメント業者への処理委託もされているが、県では環境整備センターを活用していただくなど、市町村の廃棄物処理が円滑に進むよう支援していく。
- 2 エネルギー回収率は、投入した廃棄物からどれだけエネルギーが回収できるかというものであり、エネルギーの高いプラスチックをたくさん投入しても回収率が低ければ高効率にはならない。
- 3 ごみ焼却施設では組成分析をしているが、令和2年度実績で「紙・布」が45.9%、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が23.8%、「木、竹、わら類」が11.2%、「生ごみ」が11.5%などとなっている。過去5年間の焼却施設におけるごみの組成については、ほぼ変化がない状況である。長期的にはごみの排出量は減少しており、近年では横ばいの状況となっていることから、より排出削減の意識啓発をしていく必要があると考えている。

前原委員

- 1 資料11「本庁・環境管理事務所の体制・管轄人口」3ページの表中、令和4年度の環境管理事務所の事務職が68名から66名、技術職も77名から75名に減っているが理由は何か。
- 2 資料15の3ページの「4 施設整備改善への助成措置」の環境みらい資金貸付実績について、平成30年度に1件あるのみでほかの実績がないが、この理由は何か。
- 3 資料17「有機化合物や重金属などによる地下水汚染の現状」について、ヒ素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素が基準超過している地点のそれぞれの原因と、汚染解消策はどのようなものか。また、特に加須市と寄居町の数値が高いが、何が原因か。
- 4 資料19「大気環境保全対策費の決算額」及び「水環境保全対策費の決算額」が前年度より減少している理由は何か。
- 5 資料20の2ページにある環境整備センターの残余容量について、計画上の埋立容量に基づくものとあるが、いつまで受入れが可能なのか。今後の処理場の計画はどうなっているのか。
- 6 資料21「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」の表中「その他」の欄について、令和元年度は438件であるが、令和2年度は124件、令和3年度は143件と推移している。「その他」は、産業廃棄物処理業許可に当たって事業地や施設を確認するための立入検査数であるとの説明が記載されているが、令和元年度の件数が多い要因は何か。また、不適正処理のうち令和3年度の不法投棄件数は前年度に比べて43件も多い76件であるが、増加した理由と指導状況はどうか。
- 7 資料22「県内市町村ごとの3,000平方メートル以上の土砂堆積の許可件数の推移」について、前年より増えた熊谷市、狭山市、鴻巣市及び深谷市、前年までなくて令和3年度にある朝霞市及び寄居町について、それぞれの要因は何か。
- 8 資料26「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田飛行場周辺の騒音調査結果」に

ついて、入間基地南側、北側の騒音発生回数が増えている。住民からの苦情と要望についてどう対応したか。

- 9 資料29「環境変化による生態系への環境調査結果」について、2011年のデータが示されているが、この11年間調査が実施されていないということか。2020年に阿須山中でコクランの移植が行われたが、その後根付いているのか状況について伺う。
- 10 資料30「有害鳥獣対策」について、ニホンジカについては、阿須山中のメガソーラー設置で森林を切り開かれて周辺の森へ移動するとの予測だったが、令和3年度に周辺の森での生息を確認したのか。民家のある地域へ姿を現すなどの現象はあったのか。また、アライグマ捕獲に携わる従事者研修会の開催回数と参加人数はどうか。この研修等により、若者の育成は進んでいるのか。

環境政策課長

- 1 環境管理事務所の職員数が増減している理由は、職員の育児休業期間中には、育児休業中の職員の数に加え、その期間だけ任期付きで任用する育児休業代替職員の数計上し、育児休業が終了した場合には、育児休業代替職員の分だけ減らして計上していることなどが理由である。育児休業を取得する職員が多い年度はその分だけ全体の職員数が増え、育児休業が終了する職員が多い年度はその分だけ全体の職員数が減る。管轄人口との関係や希望者の増減との関係はない。

温暖化対策課長

- 2 環境みらい資金では公害防止対策として、污水处理施設やばい煙排出抑制施設の整備費用などが融資対象となる。近年、例えばSDGsの推進など、環境配慮は企業存続に欠くことができない取組となっており、企業における公害対策が進んでいることから、申請件数が少なくなっているものと考えている。

水環境課長

- 3 ヒ素は、周辺に取り扱う工場はなく人為的な汚染は確認できなかった。一般的に土壌中にヒ素は含有することから自然由来と推定している。テトラクロロエチレンは、周辺に使用していた工場は確認されておらず、原因は所管する狭山市で調査中と聞いている。なお、周辺の井戸で基準超過はなかったと聞いている。硝酸性・亜硝酸性窒素は施肥や動物の糞尿が主な原因とされているが、今回の地点はいずれも施肥由来と推定している。
いずれの地点においても飲用中止を指導するとともに、当面監視を継続することで対応する。加須市と寄居町は今回の基準超過地点の中では高いが、全国的に見ると特段高いものではない。施肥の影響をより大きく受けた地下水と思われる。汚染解消策であるが、ヒ素は自然由来のため対策は難しい。テトラクロロエチレンは人為的な汚染であり、原因を特定した上で対策を講じることになるが、現時点で汚染は限定的であるため、監視を継続することが重要と考える。窒素については施肥由来であるため対策は難しい。監視を継続することになる。
- 4 水質監視事業費等の委託料の減や事務的経費の減などによるものである。
- 8 原因は不明だが、住民から苦情があった場合は、都度入間基地や北関東防衛局といった所管する国の機関に連絡をし、改善を依頼している。基地対策協議会を通じて、低騒音機への機種変更、飛行回数の制限など実効ある対策を講じるよう要望している。

大気環境課長

- 4 令和2年度に大気環境常時監視システムの更新を実施した7,062万円の費用が令和3年度はなくなった。また、測定機器の更新並びに委託業務の見直し等を行って、削減に努めたものである。

資源循環推進課長

- 5 地元寄居町、小川町との公害防止協定上はあと9年分、令和12年度までの予定となっている。ただし、廃棄物の埋立ての実績から埋立て可能年数を見ると、約30年となっている。

産業廃棄物指導課長

- 6 令和元年度は438件と件数が多い要因であるが、令和元年度は5年に一度の自動車リサイクル法の大量許可更新の年に当たることが要因と考えている。実際、令和元年度の許可更新件数は115件に対し、前年の平成30年度の許可更新件数は4件であった。更新許可の前後で現地確認の立入検査を実施しており、これが増加要因となっている。続く令和2年度及び3年度の減少は、コロナ感染拡大のため、可能な限り立入検査を縮小したことによる。また、令和3年度の不法投棄件数が76件と増加した理由と指導状況については、コロナ禍による飲食店等の廃業や閉店が影響していると考えているが、監視パトロールの強化や、通報体制の強化も影響していると考えている。先ほども御説明したが、産業廃棄物不法投棄110番を廃棄物不法投棄110番にした結果、件数が増加している。こうした状況をよく分析して、早期発見・早期対応をしっかりと行っていく。
- 7 資料22は市町村ごとの3,000平方メートル以上の土砂堆積状況の推移であるが、本県では一部市町村を除き、土砂条例により3,000平方メートル以上の土砂の堆積行為を許可制としており、この表は、県内市町村ごとの、その許可件数を示したものである。自由な土地利用と経済活動の中での許可の件数であり、委員御指摘の件数について特段の意味があるとは考えていない。

みどり自然課長

- 9 埼玉県レッドデータブックについては、令和元年度から、植物編第4版の改訂に向けた検討を開始しており、令和6年3月に発行する予定である。コクランの移植は、専門家の指導の下、令和2年11月と12月に行われ、移植に当たっては、環境保護団体の方々も現場に立ち会って行われた。埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づきコクランの採取の届出に対して、県は事業者に対し、移植後3年間のモニタリングの実施と調査結果の年1回以上の報告を条件として付した。これにより、令和3年度には、保護団体の立会いの下、事業者により2回モニタリングが実施された。この結果、移植した45株のうち31株が確認され、さらにその周囲には新たに16株が確認され、合計47株が確認されている。移植後3年間はモニタリングが継続されることから、今後も引き続き生育状況を注視していきたい。
- 10 ニホンジカについては有害鳥獣として市町村が捕獲を進めているが、飯能市からは住宅地にシカが出没するような案件は伺っていない。阿須山中のメガソーラー周辺については、施工業者や県職員が周辺でニホンジカを目撃したとの話を聞いている。また、県の実施するニホンジカの生息調査では、付近の山中でニホンジカの痕跡、糞のあることを確認している。捕獲従事者研修については、令和3年度には23回開催し、新たに5

74人が捕獲従事者として登録した。アライグマ捕獲従事者研修会は、通常は年齢制限を設けていないので、幅広い年齢の方に受講していただいている。今年度においては、農業大学の生徒向けに研修会を開催し、100名を超す若い方々に受講していただいた。

前原委員

航空自衛隊入間基地等の騒音について、現在基地周辺の8か所で測定を行っているが、航空訓練が実施される際には基地周辺以外の地域も飛行ルートに含まれることになる。県民の生活環境を守るため、基地周辺の自治体以外についても測定地点数を増やすという議論はされたか。

水環境課長

所沢市や狭山市の基地周辺並びにその他市町村でも測定を行っている。測定地点はその地域の騒音を把握できる場所として専門家の意見を聴いて設置しており、県としては必要な騒音状況を把握できていると考えている。

【説明者】

鈴木基之警察本部長、岩根忠総務部長、廣木利信生活安全部長、福島謙治地域部長、飯崎準刑事部長、丹下浩之交通部長、利根田久雄財務局長、荻野長武監察官室長、上條浩一刑事部総括参事官、赤星誠刑事部参事官、佐藤拓也組織犯罪対策局長、佐藤勝彦警務課長、三上元樹生活安全部参事官、石毛和浩地域部参事官、谷川裕保運転免許本部長、市川光浩交通部参事官、新井康弘警備部参事官、新井智美総務課長、山崎保之情報管理課長、七五三野孝之留置管理課長、小駒眞次会計課長、塩原浩世施設課長、原政樹装備課長、平澤昭彦教養課長、橋口真理子厚生課長、山本恭茂生活安全総務課長、小田智一人身安全対策課長、澤田好一少年課長、伴野康和保安課長、坂本正憲生活経済課長、前原志帆サイバー犯罪対策課長、関根英勝地域総務課長、磯部健一通信指令課長、関根郁久刑事総務課長、徳永悠佑捜査第二課長、鱒坂裕一組織犯罪対策課長、川島将宏薬物銃器対策課長、内藤淳一交通総務課長、前田真一交通指導課長、小野澤正和交通捜査課長、田中守交通規制課長、竹内浩運転免許課長、藤沼誠公安第一課長、小西勉危機管理課長、湯田武史総務課主席調査官

【発言】

石川委員

- 1 新設された、警務課企画第四係及び外事課外事対策室の専門の係の概要について伺う。
- 2 RPAの活用やAI-OCR技術の導入により、定型業務の自動化・省力化を実現したとあるが、具体的にどのような成果があったのか。
- 3 警察官負担率が一番高い埼玉県警察が、重要犯罪の警察官1人当たりの検挙実績が全国1位であるが、どのような工夫や取組により実現したのか。

警務課長

- 1 令和3年秋の組織改編により、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」に基づき、警察業務のデジタル化を進め、業務の合理化や県民の利便性向上を図るため、警務部警務課の附置機関である企画調整室に企画第四係を課長補佐以下5名で新設した。また、令和4年春の組織改編により、同係の名称をDX推進係に改め、引き続き警察業務のデジタル化を推進している。令和4年春の組織改編により、経済安全保障上の脅威、とりわけ企業等が保有する先端技術情報の流出防止対策を強化するため、警備部外事課の附置機関である外事対策室に係を新設した。

情報管理課長

- 2 RPAはロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコンで行う定型作業を自動化するツールである。令和3年度のRPAの活用については、12業務に適用し、業務の一例としては、犯罪統計資料作成業務が挙げられる。削減効果は、12業務合わせて年間約2,500時間であった。AI-OCRは人工知能を搭載した光学文字認識装置のことで、紙文書や手書きの文字を電子データ化するものである。令和

3年度のA I - O C Rを導入について、6業務に適用し、業務の一例としては、捜査のための銀行口座取引明細のデータ化が挙げられる。削減効果は、6業務合わせて年間約5,500時間であった。

刑事総務課長

3 県警察では、検挙対策として様々な取組を行っている。一例として、保有する捜査情報を一元的に管理し、その情報を用いて様々な角度から検索・分析を行うシステムを導入しており、これにより、事件分析力が強化され、早期に最大限の人員を現場へ投入することが可能となっている。これらの取組により高水準の検挙率を維持している。今後も、R P AやA I - O C R等の技術にも着目し、更なる業務の合理化、効率化を図り、重要事件を含む犯罪の検挙に努めていく。

石川委員

R P Aの活用で年間約2,500時間、A I - O C R技術の導入で年間約5,500時間の削減効果があったとのことであるが、具体的に現場へシフトできた人員について伺う。

情報管理課長

具体的な人員は把握していないが、R P AやA I - O C R技術の導入をした所属からは、現場や他の業務にシフトできたという話を聞いている。

小川委員

- 1 コロナ禍前とコロナ禍後では大きく状況が変わってきていると思うが、特殊詐欺の被害の現状及び検挙対策について伺う。
- 2 令和3年度中のコールセンター事業における具体的な抑止効果について伺う。
- 3 自転車の交通事故防止対策ということで、全県を挙げて取り組んでいることと承知しているが、自転車事故の内容について詳細を伺う。
- 4 自転車について、子供や高齢者以外の中間層に対する、交通指導・啓発活動について伺う。
- 5 自転車に対する取締りの推進について伺う。
- 6 交差点関連違反の交通指導取締りの推進内容について伺う。
- 7 令和3年度は大雨等局地的な災害があった。県内各地で道路冠水などの被害が発生し、警察でも様々な対応をしたと思われるが、県内において大規模水害が発生した際の警察の対応について総括的に伺う。
- 8 チャイニーズドラゴンのような外国人犯罪組織の県内実態とそれに対する県警察の対策について伺う。
- 9 暴力団対策だけでなく、外国人に対する啓もう活動が必要なのではないか。

刑事部参事官

1 年度の統計はないため、暦年数値であるが、新型コロナウイルス感染症関連の被害状況として、令和3年中、県内において市役所職員や金融機関を装った者から、「新型コロナウイルス感染症の影響で国の制度が変わり、還付金が戻りません」などの架電による新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の被害を7件認知した。令和4年9月末現在では、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の被害を2件確認し

ている。また、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の不審電話や不審メールの通報を令和3年中に32件確認しており、令和4年9月末現在では、12件確認している。県警察では、新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の被害を防止するため、戸別訪問や犯行手口等を記載したもののポスティングや情報発信等による広報啓発活動を推進している。特殊詐欺の検挙対策については、犯行拠点の摘発、だまされたふり作戦での被疑者の検挙、駅頭警戒での職務質問による検挙、検挙した被疑者の徹底した突き上げ捜査による中枢部の検挙の四つの柱で取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症に便乗したものについても同様である。

生活安全総務課長

- 2 令和3年度事業では、架電業務を通じて、特殊詐欺の被害51件を水際で防止した。また、コールセンターからの注意喚起を受けていたことで、被害に遭わずに済んだなどといった感謝事例を43件把握している。このほか、コールセンターでは、特殊詐欺に使用されている電話番号に対して、自動発信による警告架電を実施している。この事業により、特殊詐欺の犯行に使用された回線に対して、警告を実施し、347回線について使用を停止させた。コールセンター事業は、特殊詐欺情勢に応じて、住民に対して電話により直接、タイムリーな情報発信ができることから、抑止効果は非常に大きいものと考えている。

交通総務課長

- 3 自転車乗用中の交通事故の発生状況と交通事故抑止対策だが、自転車乗用中の交通事故死者数は、令和3年中では34人で28.8%、令和4年9月末では14人で17.7%である。自転車の関係する人身交通事故件数は、令和3年中では4,880件で29.2%、令和4年9月末では3,379件で28.6%である。県内の自転車乗用中の死者数は、例年全国ワースト上位に位置し、令和3年中の自転車乗用中の死者数は34人で、全国ワースト1位であった。1人で自転車に乗ることが多くなる小学4年生を主な対象として警察官が学校に赴き安全教育を行う「子供自転車運転免許制度」を、高齢者に対して老人会等で参加していただく「自転車交通安全教室」を行っている。令和4年9月以降、全自転車交通事故死傷者数に占める割合が高い高校生のヘルメット着用促進を図るため、県内5校に対して委嘱状を交付し、「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化」の周知啓発活動を展開することとしている。そういった取組の結果、自転車乗用中の交通事故については、令和4年9月末現在、死者数は14人で前年比11人減少と全国ワースト5位、人身事故件数は3,379件で前年比45件減少、全国ワースト5位と全体的に減少傾向で推移している。今後も、自転車利用者に対する街頭啓発のほか、違反者に対する指導警告、特に危険性の高いものについては、交通切符による検挙措置等の取締りを行うことによって、自転車利用者に対するルールの周知、遵守の徹底を図るよう各種取組を推進していく。
- 4 自転車は県民にとって身近である反面、交通ルールが軽視される傾向にある。小学生や高齢者、高校生については、定期的に講習会を実施している。逆走、傘差し運転、携帯電話使用等の自転車の違反者に対して、車載マイクや自転車警告カードを交付する等により指導している。今後もこういった取組を強化して、一件でも自転車ルール・マナーを啓発できるように推進していく。

交通指導課長

- 5 自転車の取締りについては、酒酔い運転・遮断踏切立入り等の悪質・危険性の高い違反、制動装置不備の自転車、警察官の指導警告に従わず違反行為を反復する者、通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた場合は、交通切符を適用し、積極的な検挙措置を講じている。
- 6 交通事故抑止を目的に、各警察署管内の交通事故発生実態を分析し交差点関連違反の交通指導取締りを積極的に取り組んでいる。特に、交差点関連違反として横断歩行者等妨害、一時不停止等の取締りを積極的に推進し、歩行者、自転車、高齢者等のいわゆる交通弱者が被害者となる交通事故を抑止するための取締りを推進している。なお、令和3年中の交差点関連違反の取締り検挙は186,005件で一昨年と比べ11.2ポイントの増加となっている。

交通規制課長

- 7 各警察署において、管内で過去に冠水被害が発生した箇所や冠水の恐れのある箇所をリストアップして平素から勤務員に周知させている。また、道路管理者と情報共有を行い、実際に大雨等で冠水の危険性が迫っている場合には、同リストに基づき、勤務員及び道路管理者が現場急行し、通行止め等の規制措置を行うとともに、国道、県道等に設置されている交通情報板を活用し「道路冠水・通行止め」等の情報をドライバーへ発信するなどしている。

危機管理課長

- 7 地震、台風、大雨、洪水等による大規模な災害が県内で発生した場合は、直ちに警察本部及び警察署に災害対策本部等を設置し、参集した警察職員で所要の体制を構築し、県及び市町村の災害対策本部とも連携の上、被災者の救出救助や避難誘導等の初動活動を実施することとなる。大規模水害による浸水や土砂崩れにより、住民の方々が巻き込まれる事案などが発生した場合は、消防等関係機関と連携し、ヘリコプターや救助用ボート、重機等を活用し、迅速な救出救助活動を実施する。仮に県警察のみでの対応が困難となった場合においては、警察庁及び各都道府県警察との緊密な連携の下、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請し、対応に当たることとしている。

組織犯罪対策課長

- 8 チャイニーズドラゴン準暴力団と位置付けられる。準暴力団とは、暴力団のような明確な組織構造を有しておらず、犯罪ごとに離合集散を繰り返すなどの特徴がある。外国人犯罪組織を含め県警察においては、部門横断的な組織犯罪総合対策本部を設置の上、外国人犯罪組織の実態解明と取締り、犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙、他の都道府県との連携を推進している。
- 9 県警察においては、在留外国人安全確保総合対策本部を設置し、各警察署においても警察署在留外国人安全確保総合対策推進本部を設置して取り組んでいる。安全確保対策については、在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等の外国人コミュニティを対象として、関係行政機関、民間団体、企業等と協調しながら、在留外国人の実態を踏まえた各種警察活動を行うことにより、在留外国人に係る犯罪被害の防止、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等について取組を行っている。

権守委員

- 1 認知件数や被害金額が多い地域に対する特殊詐欺の被害実態に応じた対策について伺う。
- 2 令和3年の被害金額23億7,500万円のうち、キャッシュカード引き出し額が5億2,447万円を占めており、増加しているが、背景や理由はどのようなものなのか、また、どのような対策をしているのか。
- 3 運転免許証について、高齢者の自主返納者数を伺う。
- 4 シルバー・サポーター制度の協賛事業所の拡充は、令和2年度と比較して、具体的にどのようなものが拡充されたのか。
- 5 協賛事業所の拡充方策について伺う。
- 6 免許返納者の居住実態に合わせた地域の協賛事業所の拡充が重要と考えるが、見解を伺う。
- 7 歩車分離式信号への改良が10基とあるが、どのくらいの要望数があって10基の改良となったのか。
- 8 平成29年度から令和2年度までの改良数の平均は68基である一方、令和3年度は10基と大幅に減っているが、この理由は何か。
- 9 令和3年度にLED化した車両用と歩行者用の信号機の数はいずれもどれくらいか。その結果、従来のものからLED化を必要とする数はどれくらいか。

生活安全総務課長

- 1 特殊詐欺対策におけるコールセンター事業では、被害状況や、被害の前触れとなる予兆電話の内容に応じて、架電地域や注意喚起の内容をそれぞれ変えている。被害や予兆電話の発生状況に応じて、例えば、オレオレ詐欺の手口が多発している地域であれば、電話の相手が家族を名乗っても金品を要求するものは詐欺であることや、還付金詐欺が増えている地域であれば、市役所を名乗っても、ATMでは税金の払戻しを受けられないことを注意喚起している。最新の手口やだましの言葉も踏まえ、架電内容を変更している。また、家族間で合い言葉を決める、在宅時も常に留守番電話に設定するなどの予防対策についても具体的に説明を行い、被害防止を図っている。

刑事部参事官

- 2 キャッシュカード引き出しの被害を押し上げている要因として、「預貯金詐欺」と「キャッシュカード詐欺盗」がある。令和3年中、キャッシュカードをだまし取る「預貯金詐欺」は182件、隙を見てキャッシュカードを盗み取る「キャッシュカード詐欺盗」は164件発生した。預貯金詐欺は、犯人がキャッシュカードを被害者宅で直接受取り、その後、近くのコンビニエンスストアや無人のATMで現金を引き出すことから、被害者が金融機関やATMで現金を用意する事案と異なり、金融機関やコンビニエンスストア等の第三者に水際で阻止される可能性が低いため増加している。また、キャッシュカード詐欺盗は、すり替えた封筒を被害者に封印させ、「1週間くらい保管して下さい」などと言って保管させ、その間に窃取したキャッシュカードで預金を引き出すことから、被害発覚が遅くなり、被害金額を押し上げている。対策として、平成29年9月から順次、高齢者を対象として、ATMで引き出しができる1日当たりの金額を制限する取組を導入している。

運転免許課長

- 3 本県の65歳以上の高齢者の方の令和3年度の自主返納者数は32,677人で、令和2年度から1,350人、率にして4%減少している。また、県内全体の自主返納者数は34,263人で、令和2年度から1,459人、率にして4.1%減少している。自主返納された方の主な返納理由は、「運転が不安である」、「家族に返納を勧められたから」というものであり、一概には言えないが、地方部よりも都市部において自主返納者が多い傾向にある。

交通総務課長

- 4 令和2年度中は291事業所であったところ、令和3年度中は、スーパーマーケットや理容業、飲食店、娯楽施設等が新たに加わり、303事業所となっている。
- 5 シルバー・サポーター制度の協賛事業所は、県警察ホームページで公開しており、本制度の趣旨に賛同いただいた事業所から申し込んでいただいている。警察署の警察職員が通常勤務を通じて、地元の商店や事業者にも本制度の趣旨を説明して、協力していただいている。事業者にとっては、少なからず負担になる部分があるが、安全な運転の継続が困難となった高齢運転者が、免許返納を迷っている際に、少しでも前向きに検討できるよう、拡充に努めているところである。事業所の拡充に当たっては、制度の趣旨を分かりやすく説明できるよう、チラシやパンフレットを作成、配布するなどして、御理解いただくよう努めている。
- 6 協賛事業所の獲得は、県内各警察署の警察官や職員が、街頭活動や交通安全教育などと並行しながら、地道に働き掛けることで賛同を得て実施することが多い。中には、新たな協賛によって、地域一帯の飲食店が一斉に参加していただくことや、県内全域に店舗を持つ事業所が協力していただくこともあるため、地域によって協賛事業所の多寡がある。県内のあらゆる地域で、様々なサービスや支援が受けられることが重要であり、賛同を申し出ていただいた事業所には、地域や業種にかかわらず参加いただいているところである。本制度が効果的に活用されるためには、免許返納者の多い地域に、必要なサービスが受けられる事業者が多くあることが望ましいことは、委員御指摘のとおりと考える。今後も、特に移動手段の支援としてのタクシー事業者やバス事業者の獲得や、多くの利用が見込まれる地域での拡充に努めるとともに、一層多くの事業者が本制度に賛同していただけるよう、周知に努める。

交通規制課長

- 7 令和3年度には、住民の方々や学校等から歩車分離式信号の設置について67件の要望が寄せられ、交通量や付近の交通実態を検討し、10基整備している。
- 8 平成29年度から令和2年度までの4か年計画で、事故発生率の高い路線の260交差点に対して歩車分離式信号の重点整備を実施したが、この重点整備が完了したことにより、令和3年度以降の整備予定数が減少したものである。また、令和3年度以降は同様の重点整備計画はないが、事故発生状況、交通渋滞の発生状況及び各種要望を踏まえながら、必要な箇所に対して整備を進めていく。
- 9 信号灯器のLED化については、平成30年4月に策定した、「交通安全施設管理計画（信号機）」に基づき、整備を進めている。この計画に基づき、令和3年度については、車両用灯器2,262灯、歩行者用灯器560灯を更新している。令和3年度末現在、車両用灯器については全体の約67%に当たる43,241灯、また、歩行者用灯器については、全体の約49%に当たる21,434灯の整備が完了している。今後も

本計画に基づき、計画的な更新に努めていく。

田並委員

以前、違反金の返金というのがあったが、令和3年度はどうだったか。また、令和3年度中において、交通規制の点検・確認をどのように行ったのか。

交通規制課長

令和2年8月に公安委員会の意思決定のない交通規制による道路交通法違反の検挙が判明したが、これを受けて過去8年間の通行帯違反の検挙状況を確認したところ1, 275件の誤った取締りが判明した。この進捗状況は、反則金還付手続が72%、講習手数料還付77.3%、点数抹消が100%、免許作成の交付97%が完了している。その後、交通規制の内容の随時点検を行っており、このようなことがないように努めている。

蒲生委員

- 1 警察官一人当たりの負担率は全国1位で変わらないが、県警察の治安対応状況について伺う。
- 2 県警察の警察官増員に対する考えについて伺う。
- 3 少年を取り巻く社会環境は、スマートフォン等の普及によりSNSやインターネットの発達で大きく変化したが、この影響を受けて、近年の少年の非行行動の実態に変化はあるのか。それを踏まえて非行防止教室は実施されているのか、その内容について伺う。
- 4 非行防止教室は様々な形態で行われていると思われるが、実施後にアンケートは行っているのか。またどのような声が寄せられているのか。
- 5 設置してから年数が経過した信号機の維持管理について、どのように行っているのか。
- 6 ストーカー事案は一般的にどのように認知され、警察はどのような措置を行っているのか。また、ストーカー事案は事案ごとに様々な対応が求められ、担当した方によって対応に差があると問題が生じる可能性があるが、県警察としてこの点についてはどのような対応を行っているのか。

警務課長

- 1 県警察では、全国トップクラスの高い業務負担の中、県下の治安情勢等を踏まえ、警察力の質的強化のための基盤整備や捜査資機材の高度化等を図りつつ、業務の合理化、優秀な人材の採用、若手警察官の職務執行力強化、ワークライフバランスの推進などにより、県警察全体のパフォーマンスを上げ、治安維持に努めている。
- 2 今後も事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図るためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠と考えている。県警察としては、引き続き、県議会の御支援を賜りつつ、本県に増員が措置されるよう積極的に国に対して要望していく。

少年課長

- 3 近年は、スマートフォン等の普及により、児童・生徒にとってSNSをはじめとしたインターネットは身近な存在となり、高額アルバイトなどの甘言による特殊詐欺などの受け子の勧誘や、その勧誘に乗って特殊詐欺に加担する少年、大麻を乱用する少年が多いほか、インターネットをきっかけとした犯罪被害に巻き込まれる事例が多くな

っている。実際に、インターネットを手段とすることが多い児童買春・児童ポルノ禁止法の検挙が高水準で推移しているほか、不正アクセス禁止法が増加傾向にあるなど、SNSをはじめとしたインターネットの普及によると思われる非行実態の変化が見られる。そのような非行情勢を踏まえ、県内の小、中、高等学校等に警察署の職員や非行防止指導班「あおぞら」を派遣し、非行防止教室を実施している。非行防止教室の内容は、暴力根絶、万引き防止、特殊詐欺加担防止などの「非行防止教室」、薬物やたばこなどの危険性を中心とした「薬物乱用防止教室」、インターネットの危険性を指導する「インターネットセキュリティ教室」を実施しているほか、若者が多く閲覧しているYouTubeの埼玉県警察公式チャンネルにおいて、啓発動画を配信している。

- 4 アンケート等は実施していないが、学校側から意見を取り入れて実態を把握し、非行防止教室に反映して実施している。

交通規制課長

- 5 信号制御機については、耐用年数が設置後おおむね19年と定められており、本県では令和3年度末現在、信号機全体の約3割の3,443基が耐用年数を超過している。このため、県警察では、平成30年4月に「交通安全施設管理計画（信号機）」を策定し、これに基づき令和3年度においては、信号制御機の542基を更新している。また、信号機の保守業務を委託し、年1回の定期点検及び障害等が認められた場合には、随時保守を実施し、適正な維持管理に努めている。今後も、交通の安全と円滑を図る観点から、交通安全施設の計画的な更新に努めていく。

人身安全対策課長

- 6 加害者が家の前にいるなどの場合は110番通報により認知することもあるが、被害者が警察署を訪れ、相談していただくことにより認知するケースが多いのが実情である。ストーカー事案を認知した場合は、加害者の行為がストーカー規制法又は刑法等何らかの刑罰法令に触れる場合は、迅速に事件化を図り検挙する措置で臨んでいる。刑罰法令に触れない場合には、被害者の意向や個別の事情を踏まえつつ、当該行為を止めるように口頭注意や警告書の交付、警察本部長等による禁止命令を行っている。被害者に対しては、被害を防止するための指導助言や、防犯グッズの貸与、110番通報登録制度の教示・運用、加害者との被害防止交渉を行うための警察施設の提供、警察官の立合い等を実施している。ストーカー事案は、短期間のうちに事態が急展開してしまうおそれがあることから、担当者により対応に差があってはならないと考えており、警察署と警察本部が情報共有して対応に当たっているほか、警察署長会議等における幹部による指示、専科等入校の際の講習、本部員による警察署巡回指導、対応マニュアルの整備等を行い、どこで誰が事案を認知しても被害者の安全確保措置が第一に図られるよう取り組んでいる。

辻委員

- 1 越谷警察署の建替えについて、現在かなり狭い庁舎となっているが、狭あい化がどの程度解消されるのか、警察官1人当たりの執務スペース等について具体的に伺う。
- 2 高齢者講習施設の運用開始により、待ち日数はどの程度改善されるのか。
- 3 SNS等インターネット上での誹謗中傷が深刻化している。これによって自殺に追い込まれる方がいたり、企業の営業が著しく妨害されたりするといったインターネット上の被害があるが、これらに迅速に対応するような体制はあるか。

施設課長

- 1 越谷警察署は、建設当時に比べて職員数が1.7倍に増加して、39署中最も狭あい化の進んだ警察署になっている。今回建替えを行うことにより、庁舎面積が約2.5倍になるため、狭あい化が解消される見込みである。職員一人当たりの事務室面積は、従来の13.66平方メートルが約2.1倍の28.95平方メートルとなり、現在39署中27位とかなり改善された数字になる予定である。その他、専用の応接室や相談室の設置等も行う予定になっている。

留置管理課長

- 1 改築後の接見室数は、現状と同じ2室を設置することとしている。今後も引続き、被留置者の接見機会確保について配慮する。

運転免許課長

- 2 令和3年度末における認知機能検査と高齢者講習の合計待ち日数は46.8日である。高齢者講習施設の建設により、令和18年頃まで待ち日数を20日程度に抑えられると見込んでいる。

刑事部統括参事官

- 3 インターネット上の被害に対する対策については、様々な誹謗中傷や相談、被害申告を県民から受けた場合、速やかに事件性の有無を判断し、該当するものは各種法令を適用し、捜査活動を迅速に行って検挙対策を講じているところである。

辻委員

インターネット上の被害に対する対策について、インターネット上のものというくくりで特化した体制ではなく、事案によって対処しているということによいか。

刑事部統括参事官

そのとおりである。

横川委員

- 1 公共車両優先システム、いわゆるPTPSのこれまでの整備状況を伺う。
- 2 PTPSの整備効果は、何を基準にして効果検証しているのか。
- 3 PTPSは、光ビーコンを使って制御していると思うが、自動的に制御しているのか。
- 4 令和3年度はPTPSを1基整備しているが、今後の整備予定について伺う。
- 5 交通安全施設整備費の決算額が増額となっているが、その理由を伺う。
- 6 令和4年度以降の交通安全施設の整備方針について伺う。

交通規制課長

- 1 これまで31路線、総延長距離193.9キロメートルを整備している。主なバス事業者は、国際興業、西武バス、東武バスウエスト、東武バスセントラル、国際十王交通、朝日自動車である。
- 2 運行の遅れ時間、信号の待ち時間及び信号停止回数により検証している。平成15

年度から平成24年度に整備した路線の平均値は、運行の遅れ時間が約9%、信号の待ち時間が約26%、信号停止回数が約25%それぞれ減少している。

- 3 光ビーコンで感知し自動で制御している。24時間運用しており、時刻表から遅れる場合は、必要な限度で対応している。
- 4 今後、整備は予定していない。
- 5 信号機や道路標識、道路標示といった交通安全施設は、現在、大量更新時期を迎えており、老朽化した交通安全施設の更新関連事業が増加したことが主な理由である。
- 6 今後、必要な予算を確保して対応していく。

金野委員

- 1 特殊詐欺の水際対策に関して、コンビニエンスストアとの連携について伺う。
- 2 令和3年の自転車関連事故がワースト1位であるが、過去の事故件数の推移を伺う。
- 3 自転車取締りの実施回数及び場所について伺う。
- 4 自転車取締りについて、令和4年1月に警察庁から各都道府県に対して、「今後は赤切符を積極的に活用して、違反者を取り締まる」旨の通達を出したようだが、これを受けて県警察の検挙件数が増えた事実があるのか。
- 5 音響式信号機の設置場所を公開しているか伺う。
- 6 信号機は要望しても予算を理由に設置困難と回答されることが多々あるが、予算額と執行率、不用額の理由について伺う。
- 7 信号機は要望に対してどのくらい設置されたのか。

生活安全総務課長

- 1 コンビニエンスストアによる水際防止件数は、令和3年中は509件であり、前年と比較して193件の大幅な増加となっている。水際対策について、県警察では、金融機関・コンビニエンスストアをはじめ被害者と接する機会のある事業者に対して、特殊詐欺の発生傾向や被害者の特徴等を積極的に情報提供するとともに、被害者への声掛け訓練等を実施し、被害防止の協力を得やすい環境づくりに努めている。特に、コンビニエンスストアについては、来店客に声掛けをしやすいよう声掛けボードを配布しており、来店客が被害に遭っている疑いがある場合やATMを操作しようとする来店客に対して、声掛けを促進するよう防犯指導を実施しているところである。

交通総務課長

- 2 令和3年は全死者数が118人であり、その内自転車の死者数については34人と、令和2年から12人増加した。令和2年は、全死者数が121人であり、そのうち自転車の死者数については22人と、令和元年から11人減少していた。
- 4 悪質で危険性の高い違反については積極的に検挙措置を講じており、令和4年8月末現在の検挙件数は530件と、令和3年度から132件増加している。今後、検察庁と協議して、自転車の赤切符の検挙について調整していく。

交通指導課長

- 3 令和3年度は602件の検挙があった。過去については、平成29年度が713件、平成30年度が688件、令和元年度が666件、令和2年度が796件と推移している。また、自転車指導警告カードについては令和3年度が268,412件であったが、過去5年については、平成29年度が375,808件、平成30年度が3861

3件、令和元年度が365, 367件、令和2年度が423, 294件となっている。取締りの回数、場所については、主に自転車の検挙については集団で取締りを行うというよりも地域警察官が個々に取締りをする件数の方が多いと考えられている。今後も積極的に自転車の取締りを推進する。

交通規制課長

- 5 現在、県警察のホームページにおいては、音響式信号の設置場所について公開していない。設置場所の公開については、視覚障害者の方の利便性の向上につながることから、今後、公開を含めて検討していく。
- 6 信号機の整備の決算額の推移は、令和3年度における新設信号機の設置は必要性が認められた36基の予算を確保して、全ての箇所について設置が完了している。令和3年度の新設信号機の決算額は、2億1,990万2千円である。令和2年度から比較すると増加している。
- 7 県警察で要求している信号機設置の予算は、要望場所を全て調査し必要性が認められ設置可能な道路環境が整った全ての場所について計上している。これまで要求したものは、全て認められている。今後も交通事故防止対策として、信号機の設置を進め安全で安心して暮らせるまちづくりに努めていく。

金野委員

音響式信号機の設置場所をホームページ上で公開していないのは、読み上げ可能な形式で公開できないためか。

交通規制課長

県警察のホームページは、読み上げ機能を使用することができる。音響式信号の設置場所については、情報公開等で公開しており、公開できない理由はないことから検討していく。

前原委員

- 1 県民から396件の信号機の設置要望が寄せられているが、設置数が36件と余りにも少ない。この理由は何か。
- 2 物理的理由等により信号機等を設置できなかった27か所の交通事故発生状況を伺う。
- 3 令和3年度中に過去に信号機設置の必要性は認められたが、物理的理由により設置できなかった場所で、その後設置された場所はあるのか。
- 4 既存の信号機で、交通量の変化等により、信号秒数の変更の要望があった箇所はどのくらいあったのか。
- 5 歩車分離式信号の今後の整備計画はないということだが、今後どのように対応していくのか。
- 6 令和3年度にPICSを1か所整備したということだが、今後も増やしていくのか。
- 7 駐在所の数について、川越警察署で2か所、東入間警察署で1か所、東松山警察署で1か所、小鹿野警察署で1か所が減っているが、その理由について伺う。交番の設置数では川越警察署、東入間警察署、久喜警察署が減っているがその理由についても伺う。
- 8 交番相談員数の推移で、川越警察署、東入間警察署、東松山警察署が増加しており、大宮東警察署、岩槻警察署、吉川警察署が減少しているが、この理由について伺う。

- 9 廃棄物処理等に関する環境事犯の検挙件数・人員の推移について、令和2年は検挙件数が326件、令和3年が369件と43件増えており、検挙人員は、令和2年338人から令和3年359人と21人増加しているが、この背景について伺う。
- 10 女性警察官の人数は1,370人で、全警察官に占める割合は11.8%である。女性幹部の登用状況も警視7人、警部17人であり、警部以上に占める割合も2.5%と、どちらも少ないが、この見解について伺う。
- 11 横断歩道等の補修が遅れている箇所はあるか。
- 12 中学生のための自転車ルールブックが発行されているが、このルールブックの普及と実践はどのように行われているのか。
- 13 自転車も車道走行となったが、道路が広がったわけでもなく、危険である。道路幅幅や自転車道の確保が必要と考えるが、見解を伺う。

交通規制課長

- 1 信号機の設置は、信号柱を建てる場所、歩行者の滞留場所、交通事故の発生状況、交通流量、道路幅員、住民の要望などを総合的に勘案し、要望を受けた全ての箇所の調査を行い、設置の可否を検討している。

交通規制課長

- 3 過去に設置の必要性が認められなかった箇所や、必要性は認められたものの設置環境が整わずに見送った箇所であっても、その後、交通環境の変化や、道路改良により設置環境が整ったものについては、再度、調査検討を行い、設置が可能となったものについては設置をしている。令和3年度では、寄居警察署ほか2警察署管内において、道路管理者等に対して道路改良などの働き掛けを行うなどした結果、それぞれ1か所ずつで信号機を設置した場所がある。
- 4 県民の方から寄せられた信号機の改良に対する要望については、令和3年度は1,354件である。
- 5 歩車分離式信号とは、歩行者と車両の通行する時間を、完全又は一部分離する制御方式による信号機であり、これにより、歩行者と車両の交錯による交通事故を抑止するものである。今後も必要な場所に検討していく。
- 6 今後も視覚障害者の方々の要望を踏まえて必要な場所に整備していく。
- 11 横断歩道の標示の補修については、スピード感を持って今後対応していきたい。工事の発生の手続から開始までおおむね4か月係ることから、これを短縮しながら対応していく。
- 13 自転車道の通行環境の整備については、道路管理者と連携して、より安全な通行環境の整備に努めていく。

交通総務課長

- 2 当該箇所の人身事故件数は、9件である。
- 12 ルールブックを作成しているのは、県民生活部防犯・交通安全課であり、これを教育委員会や県警察が監修をしている。70,000部作成しているが、学校や中学生に配布している。県警察としても、県と協力しながら、講習の講師として参加するなどしている。

地域総務課長

- 7 社会情勢や人口構造の変化に適応し、新たに生じ、又は変容する治安上の課題に適切に対応していくため、既存の交番等施設や警察官等の配置状況等を見直し、限りある警察力を最大限に機能させるために再編整備を行うこととしている。令和3年4月に再編整備を実施した結果である。
- 8 各交番における遺失拾得物件の受理及び返還や警察安全相談等の受理等取扱状況を考慮し、適切に人員配置されるよう見直しを行っており、配置転換した結果である。

生活経済課長

- 9 令和3年中の廃棄物処理等に関する環境事犯検挙が増加した背景としては、一般廃棄物の不法投棄が令和3年中に202件あり、令和2年と比較して65件増加した。最近の傾向としては、単なるポイ捨て事案だけではなく、嫌がらせ目的で他人の敷地に不法投棄する事案なども発生している。

警務課長

- 10 警察官全体に占める女性警察官の割合であるが、令和3年4月1日現在では11.8%、令和4年4月1日時点で、本県の女性警察官の割合は12.0%と、0.2ポイント増加している。令和2年に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、地方警察官に占める女性の割合について、令和8年度当初までに12%とすることが目標とされている。県警察においては、令和5年4月1日までに女性警察官の割合を12%とすることを目標として取り組んできたところであるが、1年前倒しして12%を達成したところである。今後も、女性警察官の割合が12%以上を維持することを推進目標としていく。また、女性警察官の警部以上に占める割合については、令和3年4月1日時点では2.5%であったが、令和4年4月1日では2.7%であり、年々増加している。全国的には警視及び警部の占める割合は17位で中位である。現状では女性警察官は若年層が多いこともあり、女性幹部の活躍を通じていわゆるロールモデルを示し、職員の昇任に対する意識の向上に努めているところである。女性警察官の幹部の割合については、定量的な目標は定めていないが、各階級において昇任試験に合格し、資質や能力のある者が幹部となるため、今後も女性警察官の資質や能力の向上のための教育を推進していきたい。

前原委員

交通ルールのパンフレットは小学校・中学校・高校にのみ配布するのではなく、日常的に多くの人に渡るようなシステムは作れないのか。

交通総務課長

コロナ禍においては、YouTube動画等、非対面型の動画配信をしている。自転車事故も減少してきており、効果があると考えている。冊子については、検討するとともに、引続き、指導啓発活動を推進していく。

八子委員

- 1 不納欠損額が1,305万3千円とあるが、不納欠損として計上した理由を伺う。
- 2 不納欠損が生じた理由について所在不明とあるが、何件くらいが所在不明となっているのか、また、なぜ所在不明となってしまうのか理由を伺う。

交通指導課長

- 1 消滅時効の5年を迎えたためである。令和3年度においては、平成28年度のものを不納欠損として計上している。
- 2 不納欠損の中で所在不明となっている者は、30名である。その他の主なものとして、財産があるかないか分からない者が638件、亡くなった方が81件となっている。

八子委員

財産不明と説明を受けた638人について、なぜ財産調査ができないのか伺いたい。

交通指導課長

財産調査を行っても財産がなく、取り立てができない件数が638件である。

【説明者】

金子直史福祉部長、岸田正寿福祉部副部長、和泉芳広少子化対策局長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、横田淳一福祉政策課長、佐々木政司社会福祉課長、
宮下哲治地域包括ケア課長、播磨高志高齢者福祉課長、鈴木康之障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、石井哲也福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
松井明彦こども安全課長、我妻卓哉児童虐待対策幹

市川忠埼玉県総合リハビリテーションセンター長、植竹淳二埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長

【発言】

阿左美委員

- 1 行政報告書の295ページ「ア 老人福祉施設等の整備」に関係して、令和3年2月定例会の予算特別委員会において、特別養護老人ホームの空床について、平成30年度の第7期埼玉県高齢者支援計画の策定時よりも大幅に増加していたことから、「空床の解消に向け取り組みを強化すること」と附帯決議を付したが、空床の解消に向けて、どう取り組んだのか。
- 2 行政報告書の314ページ「イ 手話講習会等の開催」について、埼玉県手話言語条例は、手話は言語であるという認識に基づいて、平成28年4月に施行された。手話の啓発等に向けた県の具体的な取組と効果について伺う。
- 3 県内の市町村において、同様の手話言語条例の制定状況を伺う。
- 4 行政報告書の321ページ「(1) 低所得者福祉の向上」について、新型コロナウイルス感染症の対策として特例貸付を実施したとあるが、貸付けが必要な人に対する速やかな支給と県民への周知にどう取り組んだのか。
- 5 リハ資料1「令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算の概要」について、リハビリテーションセンター病院部門では、経営改善に向けどう取り組んだのか。

高齢者福祉課長

- 1 令和3年4月1日時点の空床数は、県所管分で80施設、658床であった。このうち、空床が10床以上となっている22施設の空床数が455床と全体の約7割を占めていたので、10床以上の空床が生じている22施設に対して重点的な指導を行った。対象施設については、福祉事務所の職員が書面調査あるいは訪問調査を行い、空床が生じている原因などを分析し、具体的な指導方針を立てて、施設と共有して取り組むこととした。空床の要因としては、「介護職員の不足」が最も多く、指導対象施設のうち半数の11施設が要因として挙げている。これらの施設に対しては、例えば、県が実施している介護未経験者の就職支援事業などを活用して職員を確保するよう助言・指導を行った。また、職員採用の条件を「常勤職員」に限定していた施設に対しては、非常勤職員を組み合わせる勤務シフトを組むよう助言した。助言・指導の結果、空床の455床を127床減らすとともに、3施設は空床の解消につなげることができた。今年度も引

き続き、10床以上の空床が生じている施設に対して重点的な指導を行っていく。

障害者福祉推進課長

- 2 県では、県民一人一人が手話について理解を深めていただくことが重要と考えており、手話を身近に感じるためのきっかけづくりとして、県内各地域を巡る「手話普及リレーキャンペーン」を市町村と連携して実施している。令和3年度は、入間市、滑川町の小学校、富士見市の公民館で開催した。参加者アンケートでは、ほぼ全員が「手話を継続してやりたい」「家族と手話の話をしたい」と回答するなど、参加者やその家族への普及促進につながっていると考えている。キャンペーンには近隣の市町村にも参加を促し、イベント終了後に情報交換会を行っている。ここでは、各市町村においても手話言語条例を定め、地域における手話の普及啓発に積極的に取り組むよう働き掛けを行っている。また、初めて手話を学ぶ人を対象とした県民向け手話講座も市町村と共同で開催しており、令和3年度は、蕨市、川口市、秩父郡市で開催した。参加者アンケートでは、全員が「手話を継続して勉強したい」と回答しており、更に学びを深めて地域の手話奉仕員などを目指したいといった回答もあった。
- 3 令和4年3月末時点で、39市町で条例を制定している。

社会福祉課長

- 4 貸付決定の審査には一定の日数を要するが、申請から貸付けまでの期間をできるだけ短縮して速やかに貸付決定ができるよう、審査体制を強化して対応した。具体的には、総合支援資金の再貸付の申請がピークとなった令和3年3月から4月には、通常50人体制のところを100人体制まで増員するなど、状況に応じた審査体制の強化を図って対応した。県民への周知については、彩の国だより、ホームページ、Facebook、ポケットブックまいたまを活用して広報したほか、FM NACK5の情報番組等で周知を行った。また、新聞折り込みのほか、新聞未購読の世帯に対してはチラシ配布サービスを活用し、110,000世帯にチラシを配布した。さらに、総合支援資金の再貸付については、対象となる総合支援資金の初回借受者全員に対し個別に自宅に案内を送付するなど、必要な方に必要な情報が届くよう周知に努めた。

福祉政策課長

- 5 令和3年度から令和5年度までを期間とする埼玉県リハビリテーションセンター経営改善アクションプランを策定し、病床利用率や新規入院患者数、医業収支比率などの経営指標を定め、職員が一丸となり、更なる経営改善に取り組んでいる。令和3年度は、新規の外来患者数など新型コロナウイルス感染症の影響等により達成できなかった指標が一部あるが、新規入院患者数や医業収支比率などはおおむね目標を達成している。また、患者を増やす集患活動と地域連携につなげるため、令和3年度から関係医療機関等を訪問してのPRや医師によるオンライン講座を実施している。令和4年度も、新たに設置した神経難病センター、若年者リハビリセンター、障害者医療センターへの集患に向けて、医師会や関係医療機関、障害者施設等に対して、センター長自らトップセールスを行うなど、医師、リハビリ職、事務職などが一丸となって営業活動を行っている。このほか、速やかな入院調整の徹底によるベッドコントロールなどの効率的な運用を適切に行い、リハビリ専門職の勤務振替による休日のリハビリ提供強化に努めている。アクションプランは作っただけでは意味がないので、全職員に周知徹底した上で、職種、職位にかかわらない横断的なワーキングチームを作り、経営改善策の検討や病院幹部へ

の提案なども行っている。引き続き、県立病院として、政策的医療を実施するとともに、着実な経営改善に努めていく。

阿左美委員

- 1 緊急小口資金と総合支援資金を限度額まで借りた後、返済困難などに陥り、生活保護を受けた割合は把握しているのか。
- 2 特例貸付は外国人の方もかなり受けていると聞くと聞くと、外国人の方が借りている割合を把握しているのか。
- 3 特例貸付は貸付要件がかなり緩いことから、疑わしい貸付けもあったのではないかと考えるが、そうしたケースを把握しているのか。
- 4 今後、相談窓口である市町村社会福祉協議会への支援について、どう考えているのか。

社会福祉課長

- 1 特例貸付を利用した後に生活保護を受けられた方の割合だが、現在償還の据置期間中であり、借受世帯が生活保護を受けられたかを把握できるのは償還開始の来年1月以降になるため、現時点では把握していない。
- 2 貸付申請書には国籍欄がないことから、外国籍の方の割合は把握していない。
- 3 通常的生活福祉資金貸付については、収入や生活状況などの聞き取りをして貸付けを決定しているが、特例貸付については、迅速さが求められていることから、簡単な手順、画一的な審査となる。例えば、外国人の場合、在留資格の確認、就労ビザなどの確認のほか、貸付申請者と同様に県警察へ反社会的勢力でないかの確認を行った。また、現場で疑わしい状況があった場合は、県社会福祉協議会と県で情報を共有し、その都度協議するなどの対応をしていたが、不正かどうか見抜くことは難しい状況であった。来年1月から償還が始まることから、償還手続等の中で、特に悪質な不正借入れを把握した場合は、厳格に対応していく。
- 4 令和4年9月定例会補正予算で、市町村社会福祉協議会での償還の相談において、弁護士やファイナンシャルプランナーなどの専門家にも相談できる体制を整えることが可能となったため、今後13年間続く債権管理が円滑にできるよう県としてもしっかりと支援していく。

阿左美委員

- 1 特例貸付利用後の状況把握は、時期が来たらしっかりお願いしたい。（意見）
- 2 行政報告書の275ページに生活保護の受給世帯が月平均77,000世帯とあり、610億円支出されている。今回の特例貸付では、貸付件数が96,000件、420億円支出されており、その方々がそのまま生活保護を受給することになると生活保護で支出する額が多くなってしまいが、そうしたおそれがあると考えているのか。

社会福祉課長

- 2 生活保護の保護率については、コロナ禍においても変わっていない。なお、特例貸付を限度額まで借りた方に支給する生活困窮者自立支援金は、生活保護の最低生活費よりやや高い金額での収入要件を設けているが、県内全域では、特例貸付を限度額まで借りられた方の17%から18%が生活困窮者自立支援金の支給を受けており、県が直接所管する町村部では、11%弱である。生活困窮者自立支援金は自立が困難な場合には生活保護を受けられることを前提に創設された制度であり、受給者は、生活保護受給者や

今後生活保護を受ける方も多いのではないかと考える。よって、既に県内の全福祉事務所にこのような状況を伝達しており、しっかり支援できる体制を整えている。

鈴木委員

- 1 行政報告書の269ページを見ると「『第4期埼玉県子育て応援行動計画』（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援に取り組んだ」とあり、後のページでもパパ・ママ応援ショップや結婚支援として出会いの場を作っていくという施策が紹介されているが、270ページの表によると、令和3年の合計特殊出生率の目標が1.5にもかかわらず、実際には1.22と、策定時の平成27年時の1.34を下回る結果となっている。若者の所得が上がらない限り、小手先の施策では結婚・妊娠・出産は増えないと考えるが、合計特殊出生率が下がった原因を県はどう分析しているのか。
- 2 行政報告書270ページ「保育所待機児童数」について、令和3年度に0にするという目標であったが、目標を達成できなかったのはなぜか。
- 3 行政報告書270ページの児童虐待死亡事例を0にするという目標を令和3年度に達成できなかったのはなぜか。

少子政策課長

- 1 合計特殊出生率の減少は全国的な傾向であり、本県でも1.5の目標に届かなかったことは危機感を抱いている。具体的な理由としては、未婚化、晩婚化、個人の価値観の変化など、様々な要因があり、一概に原因を定められないが、例えばフランスやスウェーデンでは、合計特殊出生率が一時的に下がっても、経済対策以外に保育の充実など、両立の支援を強めることで、合計特殊出生率が2000年度後半まで上がった。しかし、2010年頃からは、再び低下傾向にあり、両立支援がすぐに効果が出るのか分析をしないと分からない。県としては、未婚化、晩婚化が原因であると考え、15歳から49歳までの女性が一生に産む見込みの数値である合計特殊出生率には独身の女性が含まれているため、独身の女性への対策をしていく。
- 2 保育所の待機児童は、まだ296人の待機児童が出ている状況であるが、多くは国道16号以南に集中している。保育ニーズの高い駅周辺に小規模保育を作るなどの対策を講じているが、逆に、保育所を整備すれば新たな保育ニーズが生まれるような状況も散見され、現状、待機児童0は達成できていない。

児童虐待対策幹

- 3 虐待に向けては、様々な取り組みを進めてきた中で、痛ましい事件が発生したことを大変重く受け止めている。4件の事案について簡単に内容を説明すると、1件目は志木市の事案で、母が生後3か月の子供を高い所から落として急性硬膜下血腫で死亡させた事案であり、事件発生まで市及び児童相談所の関与はなかった。2件目は川越市の事案で、母が自宅で出産後そのままお風呂の中に放置し、死亡させた事案であり、事件発生まで市及び児童相談所の関与はなかった。3件目は春日部市の事案で、母が生後4か月の女の子をマットに叩きつけて死亡させた事案であり、事件発生まで児童相談所の関与はなく、市が母子保健の相談を受けていた。最後が本庄市の事案で、母と同居の男女が男の子に暴行等を加え傷害致死で亡くなったという事案である。こうした虐待死亡事例は絶対に0にしないが、今回の4件の事件のうち3件が0歳児であり、児童相談所や市の関与がない中で事件が発生しているため、事件発生前にこうした方々の

悩みに寄り添う、あるいは周囲が見守ることが重要でないかと考える。引き続き、児童虐待死亡事例を0にするという意気込みの下、取り組んでいく。

鈴木委員

- 1 未婚化、晩婚化、個人の価値観が変わってきたことは、そのとおりだと思うが、原因をどう分析しているのか。
- 2 所得が上がらないと結婚したくても結婚する気にもならないという若者の意見を聞いている。先ほど、諸外国の例だと、経済と保育の充実が有効だとのことだが、保育の充実はかなり努力しており、経済について、福祉部だけでなく、産業労働部と連携するなど、若者の所得も上げて、経済と保育の充実で問題を解決するための話し合いなど行っているのか。

少子政策課長

- 1 未婚化、晩婚化の原因は、個人の価値観のため、所得も一つの原因であると考えますが、独身の方が結婚してもらえる環境を作っていくため、結婚支援の環境整備として、特に「恋たま」を整備してきた。引き続き、結婚のニーズに対して、環境を提供できるように取り組んでいく。
- 2 所得に関しては答弁できないが、合計特殊出生率は県政の全般に係る課題であり、産業労働部とも連携をしながら進めていく。

鈴木委員

結婚だけにとらわれず、個人の価値観で女性が子供を産むことも支援していきたいということだが、結婚の支援だけでなく、独身女性で子供を産みたいという方への支援をどう考えているのか。

少子政策課長

独身の方に結婚してもらい、子供を産んでもらうため、「恋たま」を有効に活用いただき、独身の方に出会いの場を提供していきたいと考えている。

鈴木委員

結婚してからということか。

少子政策課長

そのとおりである。

八子委員

- 1 行政報告書の269ページ「安全で安心して暮らせる社会保障の推進」のうち、学習支援事業利用率について、令和2年度は43.7%、令和3年度は37.8%と下がっている。5か年計画策定時の平成27年度よりも低い数値であるのは新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと思うが、どう努力をしたのか。
- 2 行政報告書270ページの児童虐待死亡事例を0にするために努力してきたとのことだが、4件の中で、本庄市の事案以外は妊娠期、出産前のお母さんのフォローがポイントだと思う。そうした観点から、令和3年度にどう取組をしたのか。
- 3 行政報告書270ページ「4 子供の保護と自立支援のための環境づくり」の里親委

託について、昨年度に比べて目標値に届いていないものの委託率は上昇しているが、令和3年度のどのような取組により、委託率が上昇したのか。

- 4 行政報告書の291ページ「ひとり親家庭に対する支援の推進」について、離婚等に関する無料法律相談を令和3年度拡充したとあるが、どのような成果を上げたのか。
- 5 行政報告書の312ページ「障害者就労施設の工賃の向上」について、工賃向上は重要な課題で、優先調達を行政側が進めることにより、工賃が上がると思うが、令和3年度の調達目標数値1億300万円を達成することができたのか。
- 6 行政報告書の313ページ「在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の実施」に関連して、医療的ケア児支援法が成立して、地域における支援体制の整備がますます重要になってきており、令和3年度、医療的ケア児に対するサービス提供のための市町村に協議の場の設置やコーディネーターの配置を働き掛けているが、令和元年度末時点で、協議の場の設置は39市町、医療的ケア児等コーディネーターの配置は34市町とのことであるが、その後、令和3年度に相談支援体制がどう整備されたのか。

社会福祉課長

- 1 生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちは、厳しい家庭環境の中で学習意欲を失っていたり、学習進度が大幅に遅れていることも多い。また、家事や家族のケアに追われて学ぶ時間が取れない子供や様々な悩みを抱えて部屋に引きこもっている子供も少なく、このような子供たちが学習支援教室利用の主な対象となっている。こうした子供たちが自発的に学習教室に参加することは難しく、支援する側がアウトリーチの手法で、何度も個別に訪問して、家族や本人に丁寧に説明して参加してもらうという手法で参加を促してきた。特に中学3年生であれば、中学2年生の頃から家庭を訪問するなど、ある程度長期にわたって支援をしないと難しいという状況がある。新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度は県全体で44%、特に県が所管する町村部は72.7%まで利用率が上がったが、その後新型コロナウイルス感染症の影響で家庭訪問を制限される期間が長く続き、町村部でも令和3年度は相当下がっており、家庭訪問が十分にできなかったということが最大の原因であると考えている。新型コロナウイルス感染症の感染不安から教室の利用を見合わせたいという家庭もあり、そうした子供に対しては、電話やメールなどを用いて、生活や学習の進捗状況を一人一人個別に頻繁に確認し、感染拡大が落ち着いている時期に家庭訪問を集中的に行うなど、できる限りきめ細やかに支援を行った。

児童虐待対策幹

- 2 妊娠中の方々に対して、市町村の母子保健で届け出から出産後のフォローを行っており、市町村の取組支援について、市町村の要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が出向き助言などを行っている。また、希望のある市町村に児童福祉司のOBを派遣して、虐待対策等で困っていることの相談に応じていく中で、妊娠期の方々へのフォローを行っており、その他、市町村の保健師を対象にした児童虐待に関する研修を行うなど、母子保健との連携を強化して取り組んでいる。

こども安全課長

- 3 里親委託率が向上した要因は2点ある。1点目は、里親委託を進めるに当たり、保護者の同意を得ることが必要であるが、保護者によっては、同意を得られないため、里親委託につなげたくてもつなげられない事例があり、児童相談所には里親委託を進めるた

めの専門職員を配置しており、そうした職員が里親委託に望ましい子供の保護者に対して里親委託の意味や委託に向けた同意について説明した結果、令和3年度は12件の同意を得られ、里親委託の向上につながっている。もう1点は、里親は中途からの養育であるため、養育技術、里親委託を受けたくても不安があり、孤立してしまう可能性があることから、県里親会に協力いただき、里親委託をする前の段階から未委託の里親に対して里親委託している家庭で実習を行い、正式に里親委託になった後に先輩の里親が家庭を訪問して養育状況を確認しながら、しっかりと里親委託を継続できるよう助言するなどピアサポートとして実施している。こうした未委託里親に対する取組により正式委託に至ったケースが14件あった。地道な取組ではあるが、こつこつと当事者の視点に立って丁寧に進めていった結果、目標には届かなかったが里親委託の向上に寄与したと考える。

少子政策課長

4 ひとり親の離婚に関する相談については、母子父子自立支援員が窓口で受けているが、養育費、財産分与などの法律的な内容になった場合には、御本人の意向を踏まえて積極的に弁護士による法律相談につないでいる。その結果、令和3年度の法律相談件数は159回であり、令和2年度に比べて1.5倍の実績となった。

障害者支援課長

5 令和3年度実績は、1億513万円であり、目標を達成することができた。
6 協議の場は、令和元年度が39市町であったのに対し、令和3年度は38市町と一つ減っている。これは、複数の市町村で共同設置して始まったものを、それぞれの市町村で実施することにして解散したためであるが、解散した残りの市町も設置の準備をしているので、令和4年度末にはかなり増える予定になっている。コーディネーターは34市町から現在41市町に増えており、令和4年度末に更に増える見込みである。県としても医療的ケア児支援センターを設置する予定であるので、全ての市町村で整備されるように働き掛けていく。

石川委員

行政報告書294ページ「(4)ケアラー支援の推進」について、全国に先駆けて本県のケアラー支援条例が施行され、令和2年度から取組が進められているが、令和3年度にはどうケアラー支援に取り組んだのか。

地域包括ケア課長

ケアラー支援について、ケアラー、ヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえ、埼玉県ケアラー支援計画を策定し、計画に基づいて広報啓発の推進、行政や地域における支援体制の強化、ケアラーを支える人材の育成、ヤングケアラー支援体制の構築強化を基本目標として各種取組を推進してきた。具体的には、広報啓発の推進として、一般向けに啓発リーフレットを作成・配布し、全国初となる「ケアラー月間」を制定し、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体などと連携して集中的な広報啓発を実施した。さらに、支援体制の構築強化として、複雑化した県民ニーズに対応するため、市町村にワンストップの総合相談窓口や複合課題を調整するチームを設置するよう支援をした。また、人材育成の関係で、実際に相談に対応する市町村や市町村社会福祉協議会あるいは地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の職員を対象とした研修を行ったほか、ヤングケアラー

に特化して、学校現場でヤングケアラーの可能性のある子供たちを把握した場合、適切に福祉部門へつなぐ体制を構築するため、教育局と福祉部の合同で、学校の教職員や市町村福祉部門の担当者の合同での研修会を実施した。今後も関係機関等と連携しながら、ケアラー、ヤングケアラーの支援に取り組んでいく。

石川委員

令和3年度がケアラー支援計画の初年度だが、計画どおり目標は達成されたのか。また、研修や合同研修なども計画どおり実施したのか。

地域包括ケア課長

ケアラー支援計画では数値目標を掲げており、単年度で測れるものばかりではないが、研修会の参加人数、人材育成の人数として、市町村や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの職員を対象にした研修については、1,231人が参加し、教育局と福祉部で行う合同の研修では249人が参加しており、合計1,400人を目標としていたので、達成している。今年度も引き続き目標を達成するようしっかり取り組んでいく。

金野委員

- 1 行政報告書の269ページ「2 安全で安心して暮らせる社会保障の推進」について、生活保護の適正な実施に関連して、令和3年度の不正受給の件数と総額、その中で返納された件数と金額、訴訟などに発展したものがあればその概要を伺う。
- 2 行政報告書の276ページに「専門業者に委託して診療報酬明細書の点検を行った」とあるが、結果はどうか。
- 3 行政報告書270ページの児童虐待死亡事例について、筆舌に尽くし難い深い悲しみのある事件であり、先ほどの答弁では、基本的に市町村支援を行っているとのことだが、保健医療部では県独自で産後ケア事業を行っている。実際には70%が不用額となっており、ニーズと支援がミスマッチを起こしているのではないかと問題意識を持っている。今回の4件の死亡事例を踏まえて、今まで市町村支援、要保護児童対策地域協議会への参加を行ってきたとのことだが、新たに対策を講じたことについて伺う。
- 4 介助犬の給付について、補助犬育成委託料を6頭分確保しているが、令和3年度に育成・給付した頭数は何頭か。
- 5 行政報告書の306ページの「ク 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、令和3年度高次脳機能障害者支援センターの相談件数が4,392件ということだが、相談体制と相談内容について伺う。
- 6 行政報告書の307ページの「ケ 発達障害者支援体制の整備」について、中核発達支援センター、地域療育センター、発達障害者就労支援センターの受診、利用、相談できるまでの待機期間について伺う。
- 7 行政報告書の317ページ「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について、その他問題のある施設等に対する随時調査を91回実施したとあるが、具体的な調査内容と結果について伺う。

社会福祉課長

- 1 生活保護の不正受給の件数と金額等について、令和3年度のさいたま市を除く本県の不正受給の件数は1,054件、金額は4億728万円である。返還の状況については、徴収額は4,366万円、徴収率は10%程度である。訴訟等については、令和3年度

はさいたま市を除き、4件の告訴を行っている。また、裁判の判決については、平成30年度や令和元年度に告訴、告発した案件について、詐欺罪で懲役2年の判決、詐欺罪で懲役3年の判決、詐欺罪で懲役2年10か月の判決が出ている。

- 2 令和3年度の診療報酬の審査支払件数は755,865件、介護報酬は364,726件である。過誤調整率は、診療報酬0.94%、介護報酬9.2%であった。

児童虐待対策幹

- 3 新たな事業として、虐待に限らず、困難な世帯に対する家事支援について、国庫補助を活用して市町村へ補助する事業を今年度から始めている。来年度、こども家庭庁創設という国の動きの中、就学前の児童への支援が充実すると聞いており、それらも踏まえながら更なる対策を考えていく。

障害者福祉推進課長

- 4 令和3年度の給付実績は、盲導犬が3頭、介助犬と聴導犬は0頭となっている。
- 5 高次脳機能障害者支援センターは、職員が11人体制で開設しており、内訳は常勤職員8人、非常勤職員3人であり、医師、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士などが所属している。相談件数で多いのは「生活・対応方法」「訓練」「専門外来」である。
- 6 中核発達支援センターでは、初診では5.1か月、最新では3.7か月である。地域療育センターでは、相談を受けてからアセスメント、療育という流れだが、相談を受けるまでの待機期間はなく、発達障害者就労支援センターも相談までの待機期間はない。

福祉監査課長

- 7 随時調査については、苦情通報が入って随時に施設に監査に入るのが主なものであり、主な内容は、職員から人員が基準に満たないのではないか等の情報提供があり、随時調査に入る、虐待のある施設が存在するという情報があつて施設に抜き打ちで調査に入る、などである。調査に入って、人員の基準を満たしていないものは、しっかりと指導を行っている。また、虐待情報のあつた施設は、きちんとマニュアルが整備されているか、職員にきちんと研修が行われているかなどを実地に調査して指導している。

金野委員

- 1 生活保護の不正受給について、約4億円が不正受給、そのうち返還が約4,000万円、約10%ということだが、残り90%のその後の対応はどうか。
- 2 児童虐待について、市町村の家事支援、国の動きがある中、県としては特に考えていないのか。4件の事例を重く受け止め、母子保健の在り方を見直し、0歳児を育てる母への支援中心に、福祉部としても県独自の事業として、保健医療部と連携して取り組むべきだと思うがどうか。
- 3 令和3年度6月定例会の一般質問に対する答弁において、県では補助犬の訓練と希望する対象者のマッチングを委託し、過去5年間を見ても利用ニーズに対応できていると答弁している。令和3年度の介助犬と聴導犬の給付件数は0件とのことだが、利用したいと考えている障害者の方は多いと思う。こうした状況でも利用ニーズに対応できていると考えているのか。

社会福祉課長

- 1 債務者の多くは生活保護を受給している状況にあり、最低生活の維持に支障が生じな

いよう分割して納付させるなどの配慮が必要となるため、年度内に徴収することできない金額が生じる。平成26年7月から生活保護法が改正され、支給する保護費と相殺して徴収することが可能となったことから、最低生活の維持に支障が出ないように配慮しつつ、計画的に返納させている。

児童虐待対策幹

2 県で何もしないということではなく、保健医療部と連携しながら、できることについて検討し、県として危機感を持って対応していく。

障害者福祉推進課長

3 介助犬の実績は、令和3年度は支給の希望がなかったため0件だが、過年度においては、平成30年度、令和元年度、令和2年度は各1頭ずつの給付希望があり、全ての希望に対応している。給付希望者は市町村に申請を行うこととなっており、市町村で十分に周知することが必要と考え、市町村と連携しながら、給付の希望に応えられるよう取り組んでいく。

金野委員

介助犬と聴導犬の給付の希望がなかったことについて、今後、市町村への周知を徹底したいとの答弁があったが、周知だけの問題ではないと思う。周知が足りない、補助犬を利用したくても困難な環境や要因があるなど、原因をどう分析しているのか。

障害者福祉推進課長

周知の部分もあるが、給付後は餌代、予防接種代等の費用負担も生じることが希望にながらない原因となっている可能性がある。そうした点を踏まえて、県では補助犬の健康管理費の補助を県単独で行っており、ユーザーの負担軽減に努めている。

蒲生委員

- 1 行政報告書の284ページの「ケ 子供の居場所づくりの支援」について、「こどもの居場所づくりアドバイザー」の行う具体的取組、県がアドバイザー派遣以外の支援に行う取組について伺う。
- 2 行政報告書299ページの「イ 認知症ケアの支援」について、認知症サポーターの現在の養成数と認知症サポーターを活用した認知症施策の進捗について伺う。
- 3 認知症サポーターを具体的に養成していくその後の取組として、サポーターが地域で活躍する場となる「チームオレンジ」を市町村ごとに創設していると思うが、現在の県内市町村での創設状況と創設に当たっての運営上の課題について伺う。
- 4 行政報告書の327ページ「(8)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、支給件数が353件で緊急小口資金等の特例貸付の件数に比べてかなり少ないが、原因は何か。

少子政策課長

1 令和3年度は、子供の居場所づくりを進めるため、子ども食堂を既に運営している方々、広報、衛生管理の専門家など様々な分野の経験、知識、ノウハウを持った46の団体・個人を「こどもの居場所づくりアドバイザー」に任命した。アドバイザーは、子供の居場所を新たに立ち上げる方の元を訪問し、立ち上げのノウハウのアドバイスを رفتり、

既に開設している子ども食堂等で実習を行ったりする伴走型の支援を行った。アドバイザー派遣以外の支援については、子供の居場所が少ない市町村で新たな担い手を掘り起こすため、「こどもの居場所づくりセミナー」を3回開催した。また、子供の生きる力を育むため、通常の活動に加え、子供の居場所での学習支援や体験活動の取組を支援している。実際に、学習支援員やサッカー教室などの体験活動講師を31の子供の居場所に派遣した。さらに、官民連携のプラットフォームである「こども応援ネットワーク埼玉」において、支援物資のマッチングを行い、ポータルサイト上では、子供の居場所づくりの好事例やノウハウ等の情報発信を行った。

地域包括ケア課長

- 2 認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者であり、現在の養成者数は、令和3年度に県内で23,731人を養成し、令和4年3月末現在の累計数は568,027人となっている。現在、認知症サポーターなどがチームを作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の構築支援に取り組んでいる。
- 3 令和3年度末で7市町8チームが整備されており、整備運営していく上での課題は、整備を進めているところで数が少なく、チームづくりの行程や手法の認識がまだまだ不足していること、認知症カフェとかボランティア活動など受け皿となる市町村内での既存の資源の把握が十分できていないこと、認知症本人の参加やニーズ把握が難しいことが挙げられる。

社会福祉課長

- 4 生活困窮者自立支援金は、市部については市が、町村部については県が実施主体となっており、行政報告書に記載の353件は県が実施した町村部における支給決定件数であり、353件のうち260件が初回支給、93件が再支給分である。この支援金は特例貸付を借り終えた方が対象であり、町村部において特例貸付を借り終えたのは2,462世帯であったので、対象世帯の約10.6%が支給を受けたことになる。周知は、対象者が限定されることから、対象者2,462世帯全ての方の自宅に案内を送付しており、この支援金制度は申請期限が5回延長されたが、都度新たに対象となる方に個別に案内を送付して、全ての方に申請に係る周知を行った。また、県のホームページにも案内を掲載したが、町村部だけではなく、各市の対象者にも相談先が分かるように、各市の窓口一覧も併せて掲載し、令和3年7月の制度開始に合わせて、電話での問合せが可能な「生活困窮者自立支援金受付センター」を立ち上げて、申請を希望する方の相談体制を整え、制度の詳細まで十分に周知されるよう丁寧に対応した。

蒲生委員

- 1 こどもの居場所づくりセミナーは年度内に3回実施したのか。また、拡大という観点から考えると、もう少し回数が多くてもいいのではないのか。
- 2 チームオレンジの創設が7市町であり、市町村ごとに現場の課題がありなかなか難しいとのことだが、ある程度目標を立て、前に進めていかなければならず、認知症サポーターだけを養成していくだけでは現場の広がりが無い。その点も含めて目標を立ててしっかり進めるべきと思うがどうか。

少子政策課長

- 1 こどもの居場所づくりセミナーは、令和3年度中に3回の実施であり、具体的にはオンラインで1回、集合で2回開催した。回数については、様々な角度からアプローチする必要性もあるので回数を増やしたいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の影響によりZ o o mで開催している。支援団体からは対面での実施希望もあり調整が難しい状況である。

地域包括ケア課長

- 2 チームオレンジは、現在7市町8チームという状況であるが、認知症施策推進計画の数値目標は、令和5年度末までに32市町村で設置という目標を立てて取り組んでいる。チームづくりの行程や手法の認識がまだ不足しているという実態があり、昨年度からチーム整備の個別具体的な助言等支援を行う「オレンジチューター」という専門職を設置して、市町村に個別にアドバイスをして支援を進めている。また、市町村に対しては、研修等で成功事例等を説明して後押しをしている。

権守委員

- 1 行政報告書の276ページ「(1)生活保護の適正実施」の中に、「生活保護の適正な実施と事務の迅速化を図るため、ICTを活用して生活保護業務に必要な情報・ノウハウを集積したケースワークサポートシステムを構築した」とあるが、このシステムの具体的内容、システムによる改善事項や省力化された事項、令和3年度に実施した課題を伺う。
- 2 行政報告書の279ページ「(6)地域再犯防止の推進」について、令和3年度支援件数が93件とあるが、具体的支援内容と男女別も含めた対応人数を伺う。
- 3 行政報告書298ページ「(6)介護保険制度の円滑な推進」について、「埼玉県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理事業に対して助成した」とあるが、その相談件数と主な相談について伺う。
- 4 行政報告書325ページの「(4)児童虐待に関するSNS相談窓口の設置」について、SNSでどこからでも無料で相談できる窓口を運営し、1,404件の相談を受け付けたとあるが、親からの相談件数と子供からの相談件数、親と子供それぞれの主な相談、相談窓口の周知について伺う。また、SNS相談窓口での相談の中で、親を別機関につなげた事案はあったのか。

社会福祉課長

- 1 生活保護の実務では、制度の運用に当たり、法令や国の通知、過去の事例や他法他施策など様々な情報を参照しなければならないことから、非常に分かりにくく、時間もかかるという問題があり、ケースワーカーの経験年数が短くなる中、過去に蓄積された知識やノウハウを伝えていくことが困難となっている。これらの課題を解決するため、生活保護に関する大量の情報やノウハウをデータ集積し、AIを用いて、素早く的確に必要な情報にアクセスすることで業務の効率化を図ることが可能となるシステムを構築しており、必要な情報を効率的に得ることができるため、担当者一人当たり月9時間分程度の事務量が減ることを想定しており、その空いた時間で家庭訪問など、保護受給者と直接向き合う時間に充てることができることが最も期待される効果である。本システムは福祉事務所が取扱いを検討する際に参考となる情報を提供していくことが目的であるので、システム頼りになることなく、あくまでも情報を参考として、福祉事務所で

しっかりと事例ごとに検討をしていくことが重要と考えている。本システムがそうした的確な活用につながることを課題と考えており、今後しっかりと対応していく。

- 2 行政報告書記載の93件は、埼玉保護観察所から依頼のあった93人分の件数であり、全ての依頼に対応した。男女別は男性79人、女性14人である。支援内容について、住居支援が一番多く、全員の方を支援しており、その他、身体障害者手帳や療育手帳の取得が36件、介護保険の手続き等が26件、生活保護の手続き支援が8件などである。

地域包括ケア課長

- 3 令和3年度に国民健康保険団体連合会が受けた相談件数は459件であり、そのうち割合が多い内容は、一番目は「サービスの質に関する相談」が17.2%、次に「管理者等の対応についての相談」、その他は「介護保険サービスに対する説明や情報が不足している」が多い。

児童虐待対策幹

- 4 SNS相談について、1,404件のうち保護者からの相談は801件で57.1%、子供本人からの相談は555件で39.5%である。主な相談内容は、保護者も子供本人も虐待に係る相談も含まれている養護相談、保護者の方の養育に係る相談が多くなっている。虐待に関する相談は、保護者が107件、子供本人が78件だが、一番多いのが、その他の相談であり、内容としては、保護者であれば子供の学校生活に関する悩み、子供本人も学校生活の悩みごとが多くなっている。相談の中から、虐待に係る話については、児童相談所につなぎ、支援を行っていき、相談内容に応じて必要な関係機関に連絡し対策を講じていくことになる。周知はチラシを作成し、機会に応じて配布しており、今年度は県の公式Facebook、Twitter、LINEなどのSNSを活用した周知を行っている。

田並委員

- 1 行政報告書の286ページ「児童相談業務の推進」について、先ほど説明で児童相談所の人数は増員されているということだが、対応件数の合計が32,446件となっており、担当職員一人当たりの対応件数はどのくらいか。
- 2 事項別明細書の205ページの「2 翌年度繰越の内容」について、熊谷児童相談所の一時保護棟の整備費約4億1,000万円は、来年度繰越ということだが、新型コロナウイルス感染症の影響や材料費の高騰により工期や予算への影響はあったか。

児童虐待対策幹

- 1 対応件数32,446件は、児童虐待だけではなく、児童相談所の職員には福祉の専門家である児童福祉司のほかにも職員がいるため、職員総数で割り戻した数字では、一人当たり71.9件になる。
- 2 令和3年度、4年度の2か年の継続事業のため進捗に応じて予算を繰り越しており、資材の高騰等を踏まえた進捗については、本年12月末までの工期終了に向けて予定どおり進んでいる。

田並委員

- 1 一人当たり71.9件は結構な件数と思うが、子供と向き合う時間を増やすことを踏まえ、他の都道府県と比較した状況、職員の負担を軽減するための取組について伺う。

2 材料費が上がった分は払う必要があると思うが、その件で業者との協議はあったか。

児童虐待対策幹

- 1 国の児童相談所の相談業務全般に対する一人当たりの件数はデータがないため比較できないが、児童虐待相談件数に対して児童福祉司がどの程度対応しているのかというデータでは、令和3年度における福祉の専門職員である児童福祉司一人当たりの虐待相談対応件数は56.8件であり、全国平均の40.2件と比べると、一人当たり件数も全体数も多い状況にある。児童相談所職員の負担軽減に向けては、通告に係る調査等を補助する職員を配置するほか、過去に相談歴のない家庭など、泣き声通告などのリスクが低いと判断したものについて、実際に家庭訪問して安全確認を行うことを民間に委託することで職員の負担軽減を図っている。
- 2 契約締結後の事情変更に当たり、経費増部分については変更契約として処理すべく、現在、相手方と調整中である。

杉田委員

- 1 行政報告書の281ページ「イ 結婚支援の取組」で、具体的にどのような出会いの機会を提供したのか。また、利用登録者からのクレームなど発生した問題について伺う。
- 2 行政報告書の317ページ「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について、対象となる10,599施設のうち、指摘件数1,305件とあるが、例年このような件数なのか。また、主な指摘内容、改善の求め方について伺う。
- 3 介護事業所等の指導監査実施数と指導件数が多いように感じるが、具体的にどのような問題があるか伺う。

少子政策課長

- 1 恋たまは、AIを活用したマッチングシステムや相談員によるきめ細かいサポートの両輪で支援を行っており、ほかにも、スポーツ婚活やクリスマス婚活などイベントを開催し、令和3年度は7回、228人の参加があった。引き続き、市町村、民間団体と連携しながら、出会いの機会の提供に積極的に取り組んでいく。また、利用登録者の通信障害等が起きた場合にクレームがあるが、トラブル系のクレームは今までない。

福祉監査課長

- 2 件数の推移は、制度改正があった翌年は増え、最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあったので、若干指摘件数が減るなど、例年まちまちである。主な指導内容は、老人福祉施設では利用に当たり個別計画を作り利用するが、それに関して利用者の同意がなかった、障害福祉施設では非常災害対策計画が策定されていなかった、保育所では消火避難訓練の実施が不十分であった、介護サービス事業では訪問介護計画の策定が不適切に行われていた、という指導があった。そうした指摘事項は、文書で通知し、改善指導を行って、改善させており、改善が不十分な場合は、完了まで繰り返し指導する。
- 3 施設数が多いため、指摘も多いと考えている。

杉田委員

- 1 恋たまの今までの成婚数について伺う。
- 2 指摘を受けた施設へ文書で通知したということだが、指導を行ったうち、許認可の取消しに至ったものがあるか。

少子政策課長

- 1 恋たまの成果は、累計でお見合い15,444組、交際6,106組、成婚数213組であり、このうちA I 紹介による成婚数は79組である。

福祉監査課長

- 2 指摘事項は文書で指導し、改善していただいている。ほとんどの場合改善して完了ということになるが、そこまで至らずに不正請求などの事案であったら、処分庁で取消し等の処分になる。令和3年度も、取消し事例が障害福祉施設で1件あった。

辻委員

- 1 行政報告書279ページ「ホームレス対策の推進」について、ホームレスと一言にいても多様な形態があり、野外で寝起きしている方もいるが、ネットカフェや路上を行き来する方もいる。ホームレスの定義や算出方法、どのような調査を実施し県内130人という結果を得たのか伺う。
- 2 ホームレス状態の方が生活保護を受給する場合、アパートではなくて無料低額宿泊所での保護が大多数と思うが、無料低額宿泊所は施設が劣悪だったり規則が厳しかったりすることから、再び路上に戻ってしまうという悪循環も見られる。ホームレス状態にある方の保護は、アパート等を優先すべきと考えるがどうか。
- 3 行政報告書289ページ「児童養護施設退所後に就学・就労した方の自立支援として月5万円の返済免除規定のある貸付を行っている」とのことだが、返済免除となる要件について伺う。
- 4 行政報告書292ページの「(2) 地域包括ケアシステム構築の促進」について、令和3年度の地域包括ケアシステムの確立に向けた人材育成とその進捗状況を伺う。特に、生活支援の部分については、高齢者の居場所や介護予防の体操教室など、担い手となる事業者の採算性が低く、ボランティアな活動の部分も多く、基盤整備が進んでいないと聞くがどうか。

社会福祉課長

- 1 行政報告書記載の130人という人数は、毎年1月に国が実施する「ホームレスの実態に関する全国調査」において、国の委託を受けて行った調査の結果であり、全国全ての市区町村で行われるため、調査客体や調査方法が一律に定められており、調査対象については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条に規定されたホームレスの定義となる「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象とし、ネットカフェやサウナなど利用に対価を支払う必要がある施設を利用する方は調査対象外となっている。調査方法は、巡回による調査であり、原則一日で行うこととされ、都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設の各区分における人数が集計されている。
- 2 ホームレスの方を支援する場合、すぐに居所を確保する必要があることから、無料低額宿泊所を利用するケースが非常に多い。無料低額宿泊所に入居する方の95%は生活保護を受給していることから、アパートなどの民間住宅への入居を希望する場合、生活保護制度の枠組みの中で、安定した居所の確保を目指すことになり、具体的には、ケースワーカーが本人の希望を踏まえて住居探しを支援するほか、県から委託した住宅ソーシャルワーカーが支援を行っている。無料低額宿泊所はあくまで生計困難者が一時的に

生活をする場所であると考えており、本人の希望があり、かつ生活保護を受けられている方については、所管の福祉事務所による本人の社会的自立に向けた援助方針に合致する場合、アパート等の民間住宅への支援を実施すべきと考えている。

こども安全課長

- 3 自立支援資金の返還免除の要件は、大学などを卒業した後に5年間の就業継続を満たすことである。

地域包括ケア課長

- 4 人材育成については、昨年度、地域包括ケアシステムの中核を担う市町村職員や地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターなどを対象とした高齢者の自立支援や介護予防、生活支援、医療介護連携等に関する研修を実施し、各種研修合計で延べ5,000人以上が参加した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合での研修が困難になったことを受け、オンラインでの開催に切り替え、日中に時間の取れない地域包括支援センター職員等が時間を選んで研修を受講できるように、研修を録画して配信するなど工夫した。令和3年度は、ケアラー・ヤングケアラーや重層的支援体制整備事業など市町村への支援ニーズが高まる内容についても実施をした。令和3年度の進捗状況は、地域包括ケアシステムについて、高齢者の自立支援や介護予防、生活支援等の取組が既に全市町村で展開されており、基礎的な部分は構築されており、これを充実させるため、令和3年度も市町村へ県職員訪問、専門家派遣などの支援を行った。地域では、生活支援に関する取組を推進するため、現在、全市町村で、住民同士が地域の課題を話し合う協議体が既に設置されている。協議体の中では生活支援コーディネーターが中心となり、地域のニーズや資源を把握しながら、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、ニーズとサービスのマッチングなどを行っている。高齢者の急増に対応していくためには、介護保険の事業所のサービスだけでは十分でないので、NPOやボランティアの新たな担い手の確保が欠かせず、市町村に対して既存のサービスの活用に生活支援サービスの拡充を図りつつ、不足するサービスについては、生活支援コーディネーターなどによる地域資源の開発や新しい担い手の確保を促している。

辻委員

- 1 無料低額宿泊所の入居者と接し、施設を見学したこともあるが、雨風はしのげるが、人間らしい文化的な生活からは程遠いのではないかと感じており、再びホームレス状態にならないようにするためには、少し手間がかかってもアパート保護を基本とすることが近道なのではないかと考えている。福祉事務所が対応するため、県からの助言や町村部については、県が実施すべきと考えるがどうか。
- 2 5年間就労し続けないと自立支援金そのまま借金になってしまい、若い人が5年間就職し続けるのは厳しい要件だと思うが、要件の妥当性はどうか。

社会福祉課長

- 1 福祉事務所の指導監査を行う際、県では無料低額宿泊所は一時的な生活の場であると明確にしている。入居者の希望や考え方は一人一人異なるので、一律にアパート入居の援助方針で進めることはできないが、個別の支援の中、本人の希望をしっかりと聞き取り、その方が社会的に自立した生活が営めるようにする支援を住居についても行うよう助言している。福祉事務所がそうした関わり方をせず、ただ無料低額宿泊所に居続けざ

るを得ないような状況があれば適切とは言えないため、指導すべきと認識している。

こども安全課長

- 2 本制度は、国庫補助金を活用して運用しており、国が5年間という要件を設定しているが、こうした資金を活用して自立に向けて努力されている方々は、児童虐待など心理的なダメージを受けた中で就労していることも想定され、そうした個別のケースを見ていく場合、要件が厳しい方もいると認識している。

前原委員

- 1 行政報告書282ページ「(3)子育て支援の充実」と資料12の2ページを合わせて見ると、待機児童数は令和2年が1,083人、令和3年が388人であり、徐々に減ってはいるが、保育所に子供が入れなければ働き続けることができない。待機児童解消のために、令和3年度はどのような施策を行ったのか。
- 2 行政報告書287ページ「イ 市町村児童相談業務への支援」について、支援が必要な41市町へ児童福祉司経験者を3人派遣したとのことだが、前年に比べて1人増えており、効果と今後の増員方針について伺う。
- 3 行政報告書286ページ「ア 児童相談所業務の推進」について、令和3年度の相談件数は32,870件となっており、特に心身障害相談の数が年々増えているが、相談内容について伺う。また、心身障害相談が増えているにもかかわらず、精神科医師の配置が欠員している理由と改善策について伺う。
- 4 資料19「障害者施策について」の「①障害者支援計画の進捗状況」について、サービスごとに達成率が示されているが、達成率の低い事業を見ると、居住型自立生活援助51.9%、相談支援で地域移行支援12.1%、居宅訪問型児童発達支援7.6%、ピアサポート活動参加数6.2%、支援プログラムの受講者数35.7%となっており、極端に達成率が低く、共通してマンパワーの不足が原因であると思う。令和3年度、支援体制強化のためにどのような努力をしたのか、達成率が伸びない理由は何か、どう総括し翌年度につなげようとしているのか伺う。
- 5 資料18「介護保険について」の5ページ、特別養護老人ホームの施設数推移だが、施設数444施設、前年から比べて3施設増えている。一方、9ページの入所希望者数は、令和2年度9,277人、令和3年度8,679人と若干減ってはいるが、待機者数が相変わらず多い。待機者数解消のためにどう努力したのか。
- 6 行政報告書の291ページ「5 ひとり親家庭に対する支援の推進」のうち、「(3)母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の運営」及び行政報告書698ページ附表について、母子・父子・寡婦福祉資金のいずれも修学資金、就学支度資金が使われており、教育・子育てにお金がかかることが示されていると思うがどうか。また、父子・寡婦の利用が少ないが、制度利用について、どう周知を図ったのか。新型コロナウイルス感染症などの背景があるのかについても伺う。
- 7 行政報告書の306ページの「ク 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、高次脳機能障害者支援センター相談件数4,392件に関して、主な相談内容と、どう対応し、支援したのか。
- 8 就労支援を行っている地域の関係機関や高次脳機能障害者を雇用している企業を対象に、訪問・来所支援を57件行ったとあるが、成果はどうか。
- 9 ピアカウンセリング事業の実施で出された意見要望に対し、どう対応したのか。
- 10 行政報告書322ページの「11 新型コロナウイルス感染症対策」の「(2)社会

福祉施設等に対する感染症対策支援」の「ア 高齢者入所施設・障害児（者）入所施設に対するPCR検査の実施」について、入所施設などの職員や新規入所者に対して、PCR検査を実施し、早期発見・早期対応を図ったとあるが、令和3年4月6日に、感染拡大を防ぐためにも、高齢者・障害者施設職員のPCR検査の継続の申入れをし、その際、無症状の施設等職員から当時15名の感染者を見つけることができたという報告も受けており、早期発見は重要だと思う。表では、検査受検者数のうち、高齢者入所施設で49人、障害児（者）入所施設で132人の陽性者があったとされるが、早期発見と早期対応の状況と今後の教訓について伺う。

少子政策課長

- 1 令和3年度は、保育所等の整備により3,557人分の受入枠を拡大し、待機児童の9割を占める0から2歳が対象の小規模保育事業では、そのうち331人分の受入枠を拡大した。また、それ以外の方策として、さいたま市で2か所、川越市で1か所、保育送迎ステーションを整備し、既存の保育所の利用を進めている。

児童虐待対策幹

- 2 毎年度、県内の市町村に支援員派遣の照会を行い、希望のあった市町村に対して児童福祉司経験者を1か月から2か月に1、2回程度派遣し、様々な相談に応じるとともに、要保護児童対策地域協議会等のケース会議に出席し、窓口対応についての助言などを行っており、2人から3人に増やした効果で、より丁寧な支援ができるようになったと捉えている。市町村の相談援助技術の向上や、的確なケース対応につながっている。今後の更なる増員については、市町村からの希望も踏まえて考えていく。
- 3 心身障害相談の内容について、知的障害、発達障害など、障害のある子供に関する相談全般で、その多くが知的障害に係る療育手帳の交付手続であり、令和2年度から3年度にかけては、新型コロナウイルスの影響で療育手帳の再判定が1年延期され、令和3年度に再判定をされ、令和2年度が通常年より少なく、令和3年度が多くなっており、大幅に増加となっている。精神科医師の欠員について、児童相談所には児童、保護者への精神医学的診察や、療育手帳判定などの業務のため、常勤若しくは非常勤の精神科医師の配置をしており、欠員については、常勤の精神科医師1名の勤務条件に合致する方が見つからないことが理由である。改善策としては、常勤以外の非常勤医師を配置しており、療育手帳の判定業務は主にこの医師が行っており、欠員の解消に向けて医師の募集について県のホームページに掲載しており、引き続き必要な職員の確保に努めていく。

障害者支援課長

- 4 御指摘の障害者のサービスは、当初、市町村が見込んだサービス量に対して、実際の利用実績が低かった事業であり、市町村の見込みでサービスの見込みを積み上げていくため、利用者が少ないサービスは、見込量と実績の乖離が発生しやすい傾向がある。例えば、「地域移行支援」は、入所施設や精神科病院から地域移行するための相談に応じ、「自立生活援助」は、地域移行後の生活を支援するサービスであるが、そもそも施設や病院から地域へ移行できる対象者がなかなか見つからない実態があり、サービスの利用実績が伸びないため、見込みに対して実績が低いという結果になっている。県では、地域移行が可能な障害者や希望をお持ちの方が、地域に移行できる支援を継続していくことを考えているため、希望があった際にはサービスの利用に応えられる体制整備に取り組んでいく。

高齢者福祉課長

- 5 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上の方に限定され、要介護1と2の方は在宅介護が困難など、やむを得ない事情がある場合とされた。令和3年4月1日時点の要介護1から5までの入所希望者は8,679人となっているが、そのうち要介護3以上は7,722人、要介護1と2の方は957人となっている。待機者数を減らす取組として、特別養護老人ホームの整備を計画的に進めている。令和3年度は339床定員が増加しているが、令和4年度も継続事業分として5施設、592床分の拡大を見込んでいる。また、特別養護老人ホームの空床の解消にも努めている。こうした取組により、引き続き待機者数を減少できるように努めていく。
- 10 重症化リスクの高い利用者 と接する機会が多い施設職員のPCR検査を実施することで、感染の早期発見と安心して業務に従事できる環境を整えることが一定程度できたのではないかと考えている。特に、無症状の職員の感染を早期に発見することができれば、その職員を休ませることで施設内の感染拡大を抑えるということもでき、その職員がケアに携わった利用者を早期に隔離対応、嘱託医等と連携して速やかに拡大PCR検査を実施することも可能になる。令和4年に入ってから、感染スピードが速いオミクロン株が主流となっているが、9月定例会で今後の感染拡大に備えた抗原定性検査キットによる職員の頻回検査を実施する補正予算が可決されており、ウイルスの特性等に考慮しながら、国の集中的検査の要請を踏まえ、適切に頻回検査を実施していく。

少子政策課長

- 6 修学資金は子が高校や大学等で学ぶための授業料など、就学支度資金は入学金や制服の購入などに充てる貸付けであり、この二つで貸付金全体の9割を超えていることから、教育や子育てにお金がかかることが示されていると考える。新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少するなどから貸付けを利用する方は増加傾向にあり、父子世帯については、父子福祉資金は平成26年に創設されたもので歴史が浅いということもあり、周知が行き届いていない部分もあったと思う。寡婦については、母子や父子と違い、所得制限を理由として利用が少ないと考えているが、それ以上に母子世帯が経済的に厳しい状況にあると考える。制度利用については、県ホームページやSNSで周知するほか、リーフレットを作成し、出張相談会に延べ36日間出向いて配布するなど相談窓口などで周知を図った。今後とも、必要とする方へ適切に貸付けが行えるようしっかり取り組んでいく。

障害者福祉推進課長

- 7 相談件数のうち多いものは「生活・対応方法」「訓練」「専門外来」である。「生活・対応方法」は、本人や家族に対して生活上の注意点などのアドバイスを行い、「訓練」は、本人の能力や状態に応じて、総合リハビリテーションセンターで実施している生活訓練や就労移行支援を紹介し、「専門外来」は、本人の状態を確認しながら、必要に応じて、総合リハビリテーションセンターで実施している「高次脳機能障害外来」に移行しているほか、適宜、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関の紹介を行っている。
- 8 高次脳機能障害者の就労支援を行う相談機関や、高次脳機能障害者を雇用している企業を訪問し、支援者向けの相談や、企業担当者向けの相談、本人との面談等を行う「高次脳機能障害者就労アシスト事業」を実施している。訪問した企業では、担当者から直接相談を受け、本人とも面談の上、本人への必要な配慮事項、従業員の接し方について

助言等を行っており、その結果、本人の障害特性に応じた配置転換や業務の見直しにつながるなど、企業担当者や本人の悩みが解消され、就業が継続されている。このように、企業で適切な支援が受けられるようになること、本人の悩みが解消されることによって、安心して働ける環境整備がされると考えている。

- 9 高次脳機能障害者の家族会 1 団体に委託し、県内全域からの電話相談や地域交流会の開催などを行っており、令和 3 年度は地域相談会を 16 回開催し、243 件の相談を受け、電話相談は 182 件受けている。地域相談会においては、例えば「病識のない当事者に家族がどう関わったらよいか」「診断をしてもらえなくて困っている」「経済的に困窮している」などの相談が寄せられ、当事者の立場からアドバイスを実施し、関係機関を紹介するなどの対応を行っている。電話相談については、就労関係、転院先の相談が多く、中には寂しさから自分の思いを吐き出す、家族が本人に対して困っている現状を訴える電話がある、と聞いている。当事者やその家族の悩みに、同じ立場・目線で相談を受けるピアカウンセリング事業は、当事者支援、家族支援として有意義と考えており、引き続き、高次脳機能障害者に寄り添った支援を行っていく。

前原委員

ピアカウンセリング事業の委託は、現在、家族会 1 団体とのことだが、県内には家族会がほかにもあるため、令和 3 年度、委託先を広げる検討をしてきたのか。

障害者福祉推進課長

家族会の中でも、相談等ができる体制がないと委託が困難であると考えており、現状ではこの団体に委託している。

【説明者】

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、関根昌己都市整備部副部長、浪江治都市整備政策課長、小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、山田暁子建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

【発言】

蒲生委員

- 1 行政報告書553ページ「(3)住宅密集地の改善促進」について、改善計画案の作成支援を実施するとともに、埼玉県住宅密集地改善連絡会議を開催し、市町村へ情報提供を行ったとあるが、県として具体的に情報の提供を行うとともに、どのような取組を住宅密集地の改善のために行ったのか。また、今後どのように取り組んでいくのか。
- 2 行政報告書562ページ「ア 多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進」について、県が特定行政庁である12市と連携してどのような取組を行っているのか。また、令和3年度は、耐震診断3棟、耐震改修工事1棟に対して補助を行ったとあるが、この数字は妥当といえるのか。特に診断数が3棟というのは少ないと思うが、今後どのような形で進めていくのか。

市街地整備課長

- 1 住宅密集地改善の取組は、全体の進め方としては住宅密集地を特定する、改善計画を作る、事業を実施するという三段階で行っている。住宅密集地の特定を行っていない市町村は、令和3年度当初時点で21あったため、まずはこれを前に進める支援を行った。具体的には、住宅密集地の抽出作業などを県で行い、市町村と意見交換を行った。今後の進め方は、現時点で住宅密集地を特定していない市町村は10となっており、これを特定するための支援を行うことと、住宅密集地の特定については一定の成果が上がってきたため、次の段階である改善計画の策定に向けた支援に取り組んでいく。

建築安全課長

- 2 県と特定行政庁の連携については、協議会を設けており、そこで働き掛けの手法の情報交換を行っている。昨年度の診断件数が少ないという件については、民間建築物であるため、各建築物における事情があり、耐震診断費は一定の自己負担もあることから資金不足でなかなか進まない状況である。対象がたくさんあるため耐震化の意向がありそうなところを中心に働き掛けを行い、まずは診断からしっかりと行っていたくよう働き掛けていく。

蒲生委員

密集地の中は被害が広がりやすいのでしっかりと耐震化を進めていかなければいけない。令和3年度の結果を踏まえて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか。

建築安全課長

建物所有者には、診断費や補助金額がどのくらいであるという資金のシミュレーションを提示している。現在の補助率は3分の2であり自己負担は3分の1になるが、実際の資金負担の見える化を図ることで理解を得ていきたい。

阿左美委員

行政報告書572ページ「5 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」について、11市町からプロジェクトに取り組む意向が示され、令和4年1月にプロジェクト第1弾として公表を行ったとあるが、現在の取組状況や都市整備部の支援状況はどうか。

市街地整備課長

現在の取組状況の主な事例として、小川町では東小川住宅団地の学校跡地を活用し、交流施設やカフェ、サテライトオフィスなど地域の拠点整備に向けた取組を進めている。住宅団地であり用途地域が第一種低層住居専用地域のため、カフェやサテライトオフィスが立地できないことから、都市整備部では、これらの立地が可能となるよう、用途地域の都市計画変更について技術的な助言を行った。また、和光市では、駅前に再開発事業をこれから立ち上げ、インターチェンジ周辺に産業団地を土地区画整理事業で整備し、この拠点間を自動運転で結ぶという取組を行う。都市整備部では、土地区画整理事業の事業化に向け今年10月から、市街化区域編入に向けた都市計画の手続きを進めている。また、駅前の再開発事業については事業化に向けた助言を行っている。さらに、熊谷市では籠原駅北口周辺でスマートシティ街区の整備に向けた取組を進めている。地区全体でエネルギー融通などを目指しており、都市整備部では、先進事例であるさいたま市浦和美園地区の勉強会を企画し、開催した。

阿左美委員

全ての市町村に働き掛けを行い、11市町がプロジェクトに参加しているが、残りの市町村が参加しなかった主な理由は何か。

市街地整備課長

11市町は令和3年度に第1弾としてエントリーがあったものであり、今年度も引き続き残りの市町村に、個別に状況を伺いながら、第2弾、第3弾のエントリーに向けて働き掛けを行っている。

石川委員

- 1 行政報告書549ページ「さいたま新都心整備事業の推進」について、主にさいたまスーパーアリーナとけやきひろばの管理運営を行ったとある。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した中で、令和2年度は大きく落ち込み、令和3年度はV字回復したが、どのような取組を行ったのか。
- 2 行政報告書550ページで、中長期修繕計画に基づき修繕を行ったとあるが、イベントとの間で、どのように計画を立てて行ったのか。
- 3 行政報告書573ページ「(2) 県有建物の営繕」について営繕工事、設計など51

7件のうち、県内業者との契約はどれくらいか。また、令和3年度に不調・不落はどの程度あったのか。

都市整備政策課長

- 1 令和3年度については、まん延防止等重点措置や緊急事態措置によるイベントの開催制限はあったが、感染防止対策を徹底した上で、上限人数の範囲内でイベントを開催することが可能となった。一方で、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での開催となったので、来場者の感染リスクを軽減し、主催者が新しい生活様式に対応したイベントの開催ができるよう後押しをしていく必要があった。そこで、指定管理者である株式会社さいたまアリーナでは、独自の感染防止対応ガイドラインを作成し、主催者が講じるべき感染症防止対策を具体的に示し、安全安心なイベントになるよう支援した。また、人数上限に対応した臨時の利用料金を設定し、イベント開催制限下においても施設を利用しやすくすることにより、既存顧客のつなぎ止めを図った。主催者のリスクや負担を軽減し、主催者からの相談に丁寧に対応することで確実なイベントの開催につなげ、施設の稼働率の向上に努めた。
- 2 施設修繕の実施に当たっては、イベントへの影響を最小限にし、稼働率の低下を招かぬよう、指定管理者と打合せを密に行って修繕時期を調整することにより行っている。修繕の時期は、イベント開催の合間や、イベントが少ない2月中旬から3月中旬に集中し、年間で約30日確保している。テナントに関係する修繕については、営業に支障がないよう、基本的には夜間に作業を行うなどとしている。また、令和3年度の修繕内容については、照明設備のLED化、空調換気機器設備の更新、可動機構及びエレベーター等の部品の交換などを実施した。

営繕課長

- 3 営繕工事の発注に当たっては、分離分割発注に努めるとともに、県内業者で実施可能なものは、可能な限り県内業者へ発注するなど受注機会の確保に努めている。令和3年度は、工事が348件、設計等の業務委託が169件、合わせて517件となっている。県内業者との契約は、工事については、348件中342件で、県内業者の受注率は98.2%であった。また、業務委託については、169件中164件で、県内業者の受注率は97.0%であった。工事の発注において、不調・不落により入札1回で受注者が決まらないケースは32件9.2%あったが、最終的に受注者が決まらなかったものは1件となっている。業務委託の発注において、不調・不落は4件あったが、最終的に受注者が決まらなかったものはなかった。

石川委員

新型コロナウイルス感染症の第6波の影響で、さいたまスーパーアリーナでイベントが中止されたものがあった場合、その中止されたイベントに対して、何らかの援助や補助などはあったのか。

都市整備政策課長

中止するようなイベントはなかった。

権守委員

- 1 行政報告書567ページ「住宅・住環境の整備」「(2) 県営住宅の管理」のうち「カ 県営住宅の集会所を活用した子供の居場所づくり」について、新座野火止南団地の集会所を活用して子供の居場所づくりを実施したとあるが、令和3年度はどのようなことを何回ぐらい実施したのか。また、集会所を活用して実施したことによる成果と課題は何か。今後、集会所の活用について県内の他の団地でどのように生かすのか。
- 2 行政報告書569ページ「(10) 単身高齢者モデル住宅の整備」について、施設の老朽化や入居者の高齢化などの課題が生じている上尾シラコバト住宅で、高齢者が生き生きと暮らせる単身高齢者モデル住宅の整備に着手するとともに、入居ルールの策定等を目的に自治会等と意見交換会等を開催したとある。単身高齢者モデル住宅の整備はこれまでの課題を具体的にどのように反映したのか。整備予定数は15戸でよいか。今回整備したことによる成果と課題は何か。それを今後どのように活用していくのか。入居ルールの策定等、自治会等、意見交換会等と等が続いているが、それぞれ何を示すのか。入居ルールはどういったものを策定しているのか。入居ルールは上尾シラコバト住宅でどのように活用するのか。意見交換会での主な意見はどうだったのか。

住宅課長

- 1 新座野火止南住宅では、新座市内にあるNPO法人が子供の居場所づくり事業を行っている。令和3年度は月に1回、土曜日に食事の提供、遊び場の提供などを開催した。1回当たり約10人の子供が利用した。2点目の成果と課題だが、コロナ禍で人の交流機会が制限されるという環境の中で、子供たちの交流の場を設けられたことが成果である。しかし、このような交流の場を設けられる団体が限られており、ほかの県営住宅において運営事業者の参入がなかったことが課題である。今後、どのように生かすのかについては、新座野火止南住宅の例で、感染症対策を徹底した場合、子供の居場所づくり事業を展開していくことが可能であると確認された。ほかの県営住宅においても開催できるよう、県営住宅を管理する住宅供給公社と共に連携し、支援していく。
- 2 上尾シラコバト住宅は、アンケート結果によると高齢者世帯の割合が非常に高い状況にあった。このような高齢化が進む状況を踏まえて、特別県営住宅の上尾シラコバト住宅の建替えにおいて、令和2年度当初予算で公営住宅として単身高齢者モデル住宅15戸の整備予算を計上した。この住宅は、高齢者同士が交流することでお互いに元気に暮らし合える住宅ということがコンセプトで、具体的には25平方メートルと若干狭めの住宅であり、入居者の皆さんが団らんや食事ができるリビングなど共用スペースや農園を設けた。第1期事業として整備する公営住宅50戸のうちモデル住宅15戸としている。現在モデル住宅の整備を進めており、来年春に入居できるスケジュールとなっている。入居する次年度以降、入居者との意見交換等を通じて、成果や課題等を検証していく。今後の活用については、検証結果等を踏まえて考えていく。等については、入居ルールの策定等では住みやすい環境の整備とはどうあるべきかや入居ルールの策定を、自治会等では自治会やモデル住宅に興味を持つ方や入居希望者を、意見交換会等では令和4年3月に意見交換会を実施するほか、コロナの影響もあり資料配布を行ったことを示している。入居ルールには共用リビングや農園の利用時間や、清掃や施錠等の日常の管理に関することなどを定めることとした。入居ルールは上尾

シラコバト住宅全体ではなく、モデル住宅15戸に適用するものである。意見交換会では共用リビングの利用時間を8時から20時にすることや、清掃回数を週2回とすることなどの意見があり、ルール案に反映している。

八子委員

- 1 行政報告書561ページの応急危険度判定士登録者数について、令和3年度に413人と大きく減少しているが、その要因は何か。
- 2 行政報告書566ページ「エ 県営住宅の高額所得者対策」について、居住中に所得が増えて基準を超えたということか。また、明渡し請求をしてどれだけ明渡しを受けたのか、また、明渡ししてもらえていない件数は幾つか。
- 3 資料13の17ページ「県営住宅の空室率」について、全体では17.9%と年々高くなっているが、原因をどう分析しているのか。空室率を低くするために、令和3年度はどのような取組を行ったのか。また、県北部の空室率が高く、逆に南部は倍率が高い傾向にあるが、昨年度の委員会の答弁で、ギャップが生じないように取り組んでいくとあった。ギャップの解消に向けて令和3年度にどのような取組があったのか。
- 4 行政報告書567ページ「県営住宅の敷地等の有効活用」について、令和3年度の実績として、浦和高層団地及び大宮砂団地の事例が報告されており、良い取組なので積極的に行うべきだ。建替えのタイミングで生じた土地の有効活用ということだが、ほかの団地でも有効活用する余地はあるのか。

建築安全課長

- 1 応急危険度判定士は更新を5年に1度行っており、令和3年度は1,652人が更新手続を行った。71歳以上の高齢者493人に対しては継続をしていただけるかの意向確認を行っており、健康上の理由や亡くなった等の理由から165人の辞退があった。そのほか様々な理由から更新いただけない方も多くこのような結果となった。

住宅課長

- 2 高額所得者については公営住宅法第29条等に規定されており、5年以上引き続き県営住宅に入居して、収入が直近2年間連続して基準額を超えた者とされている。令和3年度の本県での高額所得者の認定件数は53件であり、退去指導等によって令和3年度中に17件まで減少している。明渡し指導の状況については、高額所得者53人中、退去済み、高額所得者の認定から外れた者など計46人おり、現在明渡ししてもらえていない件数は7人である。この7人については明渡し請求中又は指導中となっている。
- 3 県営住宅については、将来を見据えて、県営住宅の入居状況、これから2040年に向けた世帯の動向、所得の状況など地域ごとに詳細に分析して、ニーズに応じて県営住宅を提供できるよう再編整備を検討している。入居率向上に向けた取組については、県営住宅の申込みは紙での申請となっているが、制度が複雑なため、手続が難しいと認識している。このため、誰もが簡単に申込みが可能となるよう、例えばスマートフォンでの入居申込みが可能となるよう、電子化に取り組んでおり、今年度システムの開発まで行う予定となっている。また、単身世帯向けの住宅が非常に人気があり、令和3年1月募集から「3人用住戸」を「2人用住戸」とするなど募集拡大を図っている。南

北ギャップの課題の解消について、県南地域では入居率が高い状況にあるため、老朽化した川口飯塚住宅の建替えについて、令和4年度当初予算に計上するなどの取組を進めている。

- 4 団地再生事業については現在まで3団地で実施した。この団地再生事業については、建替えによって一定規模の土地が生み出されるほか、地域のニーズであるとか地域貢献サービスを導入する運営事業者の意向を的確に把握する必要がある。県営住宅での地域貢献サービスの導入については、重要な視点である。今後の県営住宅の建替えなどに際しても、サービス導入など、検討を進めていく。

八子委員

- 1 応急危険度判定士登録が減った主な要因は高齢化であると理解したが、若い対象者に対して判定士になってもらうための働き掛けは何を行ったのか。
- 2 県営住宅の南北ギャップについて、南部は川口市の事例があるが、北部はどのような取組を行ったのか。
- 3 敷地の有効活用については、建替えのタイミングでないと有効活用していくのは難しいのか。

建築安全課長

- 1 現在判定士の平均年齢が55歳と高齢化しており、若手の判定士の確保が課題となっている。応急危険度判定士は一級建築士など一定の資格者に登録してもらうものであることから、建築士会や事務所協会などの関係団体に対し、所属する建築士で未登録者に講習を受け登録してもらうよう働き掛けを行っている。また、今年度からはより多くの者に判定士になってもらうため、登録対象に一級建築施工管理技士を追加した。このように裾野を広げることでしっかりと判定活動ができるよう努めていく。

住宅課長

- 2 県北では、県北地域に多い3DKなど世帯向けの住宅を単身向けに募集をかける取組や、耐用年数を迎える団地について用途廃止を含めた検討を併せて進めている。
- 3 現在、団地再生事業として実施している3団地については、比較的敷地面積の大きな事業となっている。そういったものについては、建替え等のタイミングが最適である。それ以外の敷地の有効活用という観点で、例えばコインパーキングの導入など、検討を進めている。

小川委員

- 1 行政報告書546ページ「計画的な都市づくりの推進」について、都市計画施設の区域では将来の事業が円滑に実施できるよう建築規制が課されているが、見直しはどのような考え方で進められたのか。見直しの取組実績は何か。都市計画道路の見直しの概要は何か。また、関係者への影響がかなりある場合、それをどのように捉えているのか。
- 2 行政報告書551ページ土地区画整理事業について、組合施行3地区、公共団体施行6地区に補助しているが、県内の土地区画整理事業の現状と課題は何か。
- 3 行政報告書561ページ応急危険度判定士6,460人という登録者数について、県が把握している範囲でよいが、実際にはどの程度の人数が活動するのか。また模擬訓練を1回実施し、参加者が24人であったと報告されているが、本来どのくらいの参加者

数を見込んでいたのか。

- 4 行政報告書563ページ「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進」について、災害時に倒壊等により緊急輸送道路を塞ぐおそれのある建築物は幾つあるのか。

都市計画課長

- 1 都市計画道路は、都市の骨格を形成する重要な都市施設であり、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上と良好な都市環境を確保するために、広域的及び長期的な視点に立って定められている。一方で、人口減少や超高齢社会などの社会状況の変化に伴い、まちづくりの将来像にも変化が生じてきていることから、交通需要の変化や厳しい財政状況などを踏まえ、適切な都市計画道路となるように見直しを進めている。実績については、これまでに2回の見直しを実施している。平成16年度からの第1回の見直しでは、未整備の区間を有する路線を対象に、主に路線の廃止を中心に56路線約56キロメートルの見直しを実施した。平成25年度からの第2回の見直しでは、全ての未整備、整備中路線を対象に、ルートの変更や幅員の変更など20路線約27キロメートルの見直しを実施した。見直しの概要について、令和2年度からの第3回の見直しについては、将来の都市像を見据えた見直しを図るため、全ての路線を対象に見直すべき路線の検証を行った。令和3年度は未整備・事業中路線22路線約41キロメートルを見直し路線として選定し公表するとともに、関係機関協議や地元調整が完了した2路線について都市計画の変更を実施した。関係者への影響については、路線の選定や見直しの方向性の決定の際には、地元の市町と連携し検討している。見直しの過程において県民などにも適時適切に情報提供を行うとともに、丁寧に合意形成に努めている。見直しの内容によっては、新たな関係権利者が発生する場合もあり、関係者への影響は少なからずあったが、見直しによって、事業費のコスト縮減が図れたり、建築制限等の地権者への負担を低減させることができた。

市街地整備課長

- 2 県内では令和3年度末時点で、さいたま市を除き73地区で土地区画整理事業を施行中である。課題としては、事業が長期化していることである。施行中の73地区のうち約6割に当たる42地区が事業着手後25年以上経過していることが課題となっている。

建築安全課長

- 3 実際に大地震が発生したときに6,460人のうち活動していただける人数は、熊本地震や新潟中越地震の際の判定活動の状況を勘案し、15%程度の人数であると想定している。模擬訓練について、参加者数は44人を見込んでいた。
- 4 県が所管しているエリアについては、全体数が48棟、そのうち未耐震の建築物が17棟である。県全体では全体数が291棟、そのうち未耐震の建築物が158棟となっている。

小川委員

- 1 市町村のまちづくりの方針も変化してくるものであると思う。県の考え方と市町村の方針とのマッチングはどのように行っているのか。
- 2 模擬訓練の参加者を44人と見込んでいたところ、24人の参加者であったということで、いざというときには判定士には最新の知識が必要であると考えられるが、もう少

し多くの人に参加してもらうための今後の対策と分析はどうか。

都市計画課長

- 1 見直し路線の選定については、市町及び道路事業関係者と連携を密に図って地域の実情を踏まえた対応に努めている。説明会を通じて、丁寧に地元の合意形成を図っていく。

建築安全課長

- 2 模擬訓練では、解体予定の建物を実際に重機で傾けて地震被害を受けた建物をつくり、判定活動の訓練を行っている。解体前の建物をどれだけ提供してもらえるかが訓練にどれだけ参加するかのポイントにもなっている。このため、今後は動画などを取り入れ、できるだけ多くの人に実務を分かってもらう取組ができればいいと考えている。実際は、建築物の傾きは微妙で近付かないと分からないという側面もあるので、動画で効果の高い講習ができるかということも考えながら、多くの人を実習できるように検討していく。

杉田委員

- 1 資料11「都市公園について」の「②一人当たり公園等面積」について、全国平均10.7平方メートルに対し、埼玉県は7.1平方メートルとなっている。この数字について県としてどのように捉えているか。
- 2 行政報告書554ページ「(4)公園の整備」について、県営公園の整備はどのような方針で進めてきているのか。また、開園のめどがたっている公園はどこで、いつ頃の開園なのか。
- 3 行政報告書555ページ「(5)公園の管理」について、有料施設の利用者数や稼働率が示されているが、令和3年度はどのような傾向か。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う影響はどのような状況だったのか。

公園スタジアム課長

- 1 公園は、都市環境の改善やレクリエーションの場を提供し、都市生活に潤いと安らぎをもたらす。あわせて、災害時は避難場所や救援活動の拠点として使われる施設である。全国平均10.7平方メートルに向けて、県としても引き続き拡張整備を行って、1人当たりの敷地面積の標準10平方メートルを満たすように努力していく。
- 2 県営公園の整備については、基本的な考え方としておおむね30分で到着できる範囲に公園を配置するという考え方で計画している。近年では、特に県東部地域で1人当たりの公園面積がほかに比べて低いことから、権現堂公園、さきたま古墳公園、春日部夢の森公園3公園で重点的に整備を進めている。権現堂公園については、花見による駐車対策として一部を先行して開設した。その後拡張整備を進め、令和4年10月16日に2号公園が開設して、これをもって権現堂公園全体34.8ヘクタールが開設した。さきたま古墳公園については、令和元年度にサンクチュアルゾーン2ヘクタールが開設した。現在はA3区域、A4区域で8.6ヘクタールの整備を進めている。春日部夢の森公園については、令和3年10月に南側の開設を行った。北側の整備も令和5年3月の開設に向けて、準備を進めている。
- 3 令和3年度都市整備部所管の県営公園の有料公園施設の利用者数は、259万5,908人であり、令和2年度の170万1,304人と比べると約900,000人増加している。コロナ禍前は約500万人だったことを考えると、令和3年度は半分程度回復した。具体的なコロナの影響については、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大

防止のため、施設の休止や、大規模試合の人数制限、営業時間の短縮等を実施した。令和3年度は夏季プールを除いて施設の休止等を実施しなかったため、有料施設の利用者数は令和2年度と比べて50%程度回復した。なお、令和3年度は夏季プールについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため営業を休止した。

杉田委員

令和元年に民間企業9社に対してサウンディング調査を行ったと聞いているが、そのうち令和3年度にPark-PFIなど新たな公園整備と管理手法に向けて具体的にどのように検討を進めてきたのか。

公園スタジアム課長

民間企業9社にサウンディング調査を行った中で、特に駅に近い公園や市街地の中の公園であれば、民間企業の進出が可能というヒアリング結果となっている。ただ、今現在、Park-PFIは県営公園では実現していない。Park-PFIという手法を使わなくても、例えば熊谷スポーツ文化公園内については、ラグビーチームの埼玉パナソニックワイルドナイツが誘致されたこともあり、さくらオーバルフォートという選手のトレーニング場やカフェ、宿泊施設が公園内に設置された。いろいろな手法を研究しながら民間企業と連携して公園整備の質をもっと高めるようなことを引き続き検討していく。

金野委員

行政報告書555ページ「(5)公園の管理」の戸田公園の稼働率について伺う。集会室が8.2%、漕艇場が15%となっている。令和4年9月定例会一般質問でも取り上げたが、戸田公園はオリンピックの会場にもなり、ボートの聖地と言われている。しかし、所在地も分かりにくく、駅からのアクセスもよくない。市民の中でも県営公園と認識している人や行ったことがある人も少なく、広く市民、県民に開かれた公園とは言い難い。低い稼働率は新型コロナウイルス感染症によるものか、直近の稼働率を伺うとともに、ボートの魅力が伝わり、市民、県民に広く開かれた公園となるよう改善した点は何か。

公園スタジアム課長

戸田公園にある集会室と漕艇場については、令和3年度の稼働率は集会室が8.2%、漕艇場が15%、その前の年は集会室が7.4%、漕艇場は10.3%だった。新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度は集会室が14.2%、漕艇場は25.1%で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、稼働率が低下している。主な一因としては、令和2年度については4月から6月にかけて緊急事態宣言を受けて、集会室の使用を休止しており、利用者も利用を控え、コロナ禍では低下した。ただ、集会場については、ボート利用者の憩いになる場や交流の場として活用できるよう、今後、検討していく。9月定例会の一般質問でもあった案内等の改善点について、戸田公園のホームページのトップページにボートの写真を表示したり、駅から公園まで分かりやすい案内図を掲載して、ボートのまち戸田が普及していくようにできることを行っていく。

金野委員

新型コロナウイルス感染症の影響もあったということだが、新型コロナウイルス感染症の流行前でも集会室が14.2%、漕艇場は25.1%と、ほかの県営公園と比較しても利用率が低いのではないかと受け止めている。なぜ漕艇場や集会室の利用率が低いのか。

公園スタジアム課長

原因については確認する必要があると考えるが、戸田公園のボートの利用については戸田市と連携したイベントを増やすことで、集会場や漕艇場の利用者を増やすような試みが必要と思われるので、現在の実情を戸田市と意見交換しながらできる方策を検討していく。

前原委員

- 1 行政報告書546ページについて、都市計画道路は計画から整備に長い時間がかかるものも多く、静かなところだと思っていたのに、整備されると地域が分断されてしまうという意見をよく聞く。都市計画道路の見直しは地元への影響が大きいので、丁寧に説明し合意形成を図りながら行っていくという説明であったが、令和3年度の都市計画道路の見直しの中で、地域を分断するような都市計画道路の見直しを行ったのか。
- 2 行政報告書555ページ「(5)公園の管理」について、老朽化した遊具についての修繕状況、修繕計画についてどうなっているのか。また、既存の遊具の老朽化に伴い、更新時にインクルーシブ遊具を設置する考え方があるが令和3年度の実績はどうだったのか。
- 3 「有料施設の利用者数及び稼働率」の野外ステージについて、所沢航空記念公園は稼働率が8.4%、利用者数は4,161人、秩父ミュージックパークは稼働率が10.3%、利用者数が8,091人となっている。施設の老朽化など利用しやすい施設の要望などを把握しているのか、令和2年度と比べてどうなのか。
- 4 行政報告書564ページ「アスベスト対策の推進」として、民間建築物のアスベスト対策を推進するため、含有調査1棟に対して補助を行ったとあるが、この補助の内容はどのようなものか。また、資料17で調査対象の建築物の数が11,965棟、調査報告のあった建築物の数が11,646棟、露出してアスベストの吹付けがある建築物の数が623棟、このうち対応済みが512棟、対応予定が12棟、指導中が99棟となっている。調査対象の数から調査報告の数を引くと319棟調査されていないということになるが、これについての対応はどうなのか。露出してアスベストの吹付けがある建物への指導中が99棟とあるが、令和3年度にどういう指導が行われ、何が原因で進まなかったのか。
- 5 資料21「住宅密集市街地の防災対策の取組について」、その事業内容、埼玉県住宅密集地改善連絡会議の要望があった5市町それぞれの会議の状況、参加人数や参加者の年代、職種、出された意見はどのようなものか。予算に対し、半分弱の執行であるが、なぜこのような結果となったのか。
- 6 資料23「空き家対策について」について、対策計画の策定状況では令和3年度が4件、累計が45件であるが、この状況と効果はどうなのか。

都市計画課長

- 1 令和3年度の都市計画道路の見直しをした2路線については、一部区間廃止や交差点線形の変更というもので、地域を分断するようなものではない。過去の見直しについては、1回目の見直しでは路線の廃止を中心に行い、2回目についても廃止や構造の変更等を行ったもので、地域を分断するというものはない。

公園スタジアム課長

- 2 遊具の修繕計画の考え方は、それぞれ施設の健全度を調査して劣化状況を把握して、

順次劣化が進んでいる施設から更新を行っている。安全点検については毎年行っている。インクルーシブ遊具は、障害のある子もいない子も遊ぶことができ、誰もが同じ場所で楽しむことができる空間を打ち出すなど近年ニーズが高まっている。令和3年度の整備状況は、遊具の更新に合わせて、秩父ミュージックパークの展望ちびっこ広場にインクルーシブ遊具を設置した。令和4年度については、熊谷スポーツ文化公園に設置している。

- 3 野外ステージは所沢航空記念公園と秩父ミュージックパークに設置されていて、所沢航空記念公園の稼働率は令和3年度は8.4%、令和2年度は8.8%、秩父ミュージックパークは令和3年度は10.3%、令和2年度は7%だった。野外ステージについては、両公園とも主にダンスイベントや音楽のライブ、集会などで広く利用されている。また、子供たちが遠足などで来園した際、昼食の会場として無料で開放しているといった活用も進めている。施設の修繕については、利用者から直接、要望は受けていないが、遊具と同様、健全度調査を行い、長寿命化計画を作成し、適切に維持管理を行っている。

建築安全課長

- 4 令和3年度の補助の内容は坂戸市内のホテルで、調査対象は天井裏の鉄骨部分であったが、含有なしという調査結果だった。調査にかかった費用は286,000円であり、そのうち補助額の上限である250,000円の補助を行っている。上限以内であれば補助率は10分の10である。319棟は調査をされていないのではなく報告を受けていない棟数で、調査の有無は不明である。令和3年度の指導方法は、コロナのため直接会うことが難しかった事情があったため、郵送と電話により調査や工事の依頼、進捗の確認を行った。対策が進まなかった原因の主な理由は、資金不足や工事中の使用制限があると分析している。
- 6 令和3年度は、本庄市、久喜市、三芳町、川島町の4市町が対策計画を策定した。対策計画を策定することで、計画期間、対策の取組、取組の優先順位、庁内の連携体制などが明記されるため、より計画的かつ効果的に空き家対策に取り組むことができる。

市街地整備課長

- 5 この連絡会議は県内全市町村を対象としたものである。令和3年度に3回実施し、参加人数は延べ115名で、主に市町村の都市部局の実際に業務計画を作成する担当者を対象とした。会議の内容は、県の技術支援の募集や、既に改善計画を策定したさいたま市の事例紹介、計画策定の際の課題について意見交換を行った。出された意見は、市町村では職員数が少ないため、改善計画づくりまで手が回らないという声をもらっている。予算の執行については、この予算は主に旅費で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国会議が書面会議となったり、市町村との会議がWebなどを利用して行ったことで執行が少なかった。総括としては、取組の第一段階目にまだ残り10市町村あるが、一定程度進んできており、次の第二段階に軸足を移して充実させていく。

前原委員

- 1 インクルーシブ遊具を令和3年度に設置した際に計画はなかったのか。また、今後、インクルーシブ遊具の設置を推進させていく上での方向性について検討しているのか。
- 2 野外ステージについて利用者から直接、声を受けていないとのことだったが、利用者からの声を受け止める場所、アンケートなどはしていないのか。
- 3 会議は住民参加ではなくて、庁内の調整会議や意見交換ということであるが、住民の意見の吸い上げ等はどのように行っているのか。

公園スタジアム課長

- 1 令和3年度は秩父ミューズパークに設置した。計画の考え方として、遊具が老朽化して更新した時期に合わせて必要に応じてインクルーシブ遊具の導入を図っていく。
- 2 野外ステージに限らず県営公園については、投書するような箱、あるいはインターネットの中で要望や意見を聞く窓口やチャンネルを作っており、今のところ野外ステージの修繕に関する要望は確認できていない。それ以外の要望については、いろいろな要望を受けており、利用者の利用が高まるようなものであれば、公園管理者として積極的に導入していく。

市街地整備課長

- 3 二段階目の改善計画の策定は、実際に特定した地区での計画策定を行うものであり、ハード・ソフト両面で施策を検討していくこととなる。特にソフト施策については、住民と協力しないと実効性が上がらないため、計画づくりに当たっては住民の意見を聞きながら策定する、ということをして市町村と連携して進めていく。

前原委員

遊具の点検は年1回ということだが、それで点検は十分か。

公園スタジアム課長

遊具の点検については国で指針も示されており、点検は年1回である。ただし、利用者からの不具合に関する情報が入れば点検を行って必要な修繕を行っている。

辻委員

- 1 行政報告の565ページ、「県営住宅の整備」について、平成29年度から令和3年度の間10戸が増えているが、この総戸数をどの程度まで増やしていくのか。また、適正な戸数についての考えはあるのか。
- 2 県営住宅の管理代行等について、高齢の親と子供が住んでいて、親が亡くなってその子供が入居要件を喪失するというようなケースが起きている。中には訴訟となって県議会の議案になっているものもある。このような問題は多いような気がするが、令和3年度に何件くらいあったのか。

住宅課長

- 1 平成29年168戸から令和3年178戸と10戸増えているが、こちらは過去5年の建替えに着手した件数である。適正戸数の考え方については、県では今後、人口、世帯数とも減少に転じると推計されている。また、県営住宅の現状として、入居率が年々低下しているという状況がある。このような状況に加えて、将来を見据え、県営住宅の入居状況、所得の状況、世帯構成の変化など、地域ごとに詳細に分析をして、ニーズに応じた県営住宅の再編整備を検討している。この再編整備の検討の中で、県営住宅の必要戸数についても整理していく。
- 2 県営住宅で名義人である親が亡くなった場合、地位を承継できる子供については、60歳以上又は一定の障害を持つ者に限定をされている。令和3年度に、地位が承継できない子のうち、退去しなかったものは8件である。

辻委員

- 1 人口減少や空室率を勘案して、将来的には県営住宅を減らしていくという考えなのか。日本は公営住宅の戸数が諸外国、先進国と比べ少ない。また、社会状況も変化していく中で、単純に入居率が減少しているから戸数を減らすという考えではない方がよいと思うが、戸数の考え方については、減少していくという方向で検討を進めているのか。
- 2 障害や60歳以上の高齢に該当しない方でも、所得が低い、引きこもり状態である又は親の介護で就労状態にないなど転居が難しいケースもあり、福祉部局との綿密な連携が必要ではないかと思っている。住宅供給公社は半官半民なので、その辺りの連携ができていのかどうか気になるが、福祉部局との連携はできているのか。

住宅課長

- 1 県営住宅については真に必要なニーズをしっかりと捉えることが必要と考えている。まずは各地域の実情、県営住宅のニーズについて、現状をしっかりと把握をすることで今年度検討を進めている。その上で、住宅困窮者に対するセーフティネットの確保、例えば低廉な家賃のUR賃貸住宅であるとか、セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅など、セーフティネットとしての役割が果たせる住宅がどの程度あるのか、それらを総合的に勘案しながら必要な県営住宅戸数について令和4年度中に取りまとめる。
- 2 県営住宅では高齢者や障害者など専用の募集枠も設けており、福祉的な配慮が必要な世帯がある。住宅供給公社では、市町村の福祉部局と積極的かつ綿密に連携しており、例えば、住民から福祉分野に関する相談を受けた際には相談窓口を紹介するとか、実際に相談窓口に同行するなど入居者に寄り添った対応をしている。また、生活保護受給世帯についても、福祉部局との連携を図りながら、そのような人へのサポートなどに努めている。

横川委員

行政報告書565ページ「住宅・住環境整備」について、県営住宅の防犯カメラの設置について県としてどのような考えを持っているのか。平成8年以降は3階以上の住棟にエレベーターを設置しているとのことだが、民間でもエレベーター内での事件・事故も発生している状況やセキュリティ上の問題等、良好な住環境整備という点で、防犯カメラの設置について県としての方針はどうか。

住宅課長

防犯カメラの設置については、自治会からの要望を受け、設置を許可している。自治会に防犯カメラの必要な箇所などの計画を立ててもらい、県に許可申請を出してもらおうという形になっている。なお、許可に当たって建物を使用する際の使用料については、免除としている。防犯カメラの設置の必要については、一義的には自治会が判断し、自治会の負担によって整備している。

横川委員

新たに住宅を建てる場合に設置をするかどうかの方針についてはどうか。

住宅課長

防犯カメラについては、映像を撮影するといったことから、プライバシーの部分も考慮する必要があり、現時点では県営住宅の建替えの際には防犯カメラを設置するという基準

にはしていない。

【説明者】

板東博之産業労働部長、山野隆子雇用労働局長、野尻一敏産業労働部副部長、
竹内康樹産業労働政策課長、高橋利維経済対策幹、
小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、
神野真邦産業支援課長、荏原美恵先端産業課長、村井秀成次世代産業幹、
秋山純企業立地課長、横内治金融課長、島田守観光課長、田口修雇用労働課長、
安部里佳人材活躍支援課長、佐々木亨多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長

新里英男労働委員会事務局長、伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

【発言】

阿左美委員

- 1 行政報告書413ページの「エ 若年者向け職業訓練の実施」について、就職率が99.3%及び100%と成果があるように見えるが、その後の就職定着率はどのような状況か。また、就職後のフォローは行っているのか。
- 2 行政報告書418ページの「ウ シルバー人材センターに対する支援」について、シルバー世代の社会との関わりは重要と考えているが、シルバー会員の新たな派遣先の開拓支援について、具体的にどう取り組んでいるのか。
- 3 行政報告書425ページの「ア 先端産業への参入支援」について、技術開発やマッチングなどの説明があったが、先端産業への参入支援については、デジタルやAI・IoTへの支援が主な取組になっているようだ。具体的にはどのような成果が出ているのか。
- 4 令和3年2月定例会中の予算特別委員会における附帯決議で、先端産業への参入支援については、これまで手の届かなかった小規模事業者にも支援の輪を広げるなど、行政にしかできない支援策として発展的なことを再考すること、という趣旨で附帯決議を付したと考えているが、具体的にどのような支援策を講じたのか。
- 5 行政報告書439ページの「ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉による支援」について、開業の相談件数3,816件、創業件数300件とかなり成果が上がっているように思えるが、これに関し、新たな雇用はどのくらい発生したのか。また、どのような方々がこの事業を受けて開業に至ったのか。
- 6 行政報告書452ページの「オ 技能五輪全国大会への選手派遣」について、参加を促したとあるが、ものづくりの国として、このような取組は大切である。参加を促すためにどのような取組をしたのか。

産業人材育成課長

- 1 職業訓練が終わって3年が経過した後の修了者へのアンケート調査を実施している。この調査結果の中で「現在も働いている」と回答した職業訓練生が2年コースで94.7%、1年コースで90%と非常に高い割合で、全体でも約9割の定着率となっており、職業訓練としては高い定着率であると考えている。また、就職後のフォローは、職業訓練指導員と訓練生の間が学校の教員と生徒の間柄に近いものであることから、就職後も

連絡を取り合いながら訓練生の生活や就業状況を支えている。このようなフォローが定着率の向上に貢献していると考えている。

- 6 技能五輪への参加を促すため、ハローワーク、工業高校も含めて大会への参加の案内を送付し、若手の技能者や生徒の方々に参加の周知を行った。また、大会に参加される際の宿泊費、交通費について助成がある旨を明記することで経済面を気にすることなく参加できるように配慮している。技能五輪は、若手技能者が自らの技能を披露できる数少ない場であり、技能競技を通して技能向上を図ることができる大会である。今後も積極的にものづくり人材の育成に努めていく。

人材活躍支援課長

- 2 シルバー人材センターの職員などが企業やスーパーマーケットなどに訪問や電話を行っている。また、企業向けのセミナーの開催や活用事例の冊子の配布、商工団体の会議での説明などを通じて、企業などに派遣事業を理解していただき派遣先の拡大につなげている。

先端産業課長

- 3 先端産業に対する支援について、令和3年度は主に開発の補助やセミナーによる研修などを実施してきた。まず、デジタル技術を活用した製品開発の補助については、デジタル化により生産性の向上が図られるシステム開発など7件を採択し支援を行った。その成果の一例として、例えば飲料水などを生産するラインに混入した金属などの異物をAI・IoT技術により検知・除去するシステムの開発については、県内大学の技術支援を受け、検知能力の向上が図られた。その結果、飲料水や化粧品メーカーなど大手のメーカーの生産設備への導入に向けた調整が具体的に進んでいる。また、セミナーや研修としては、AI・IoT活用を目指す企業の技術者の育成に取り組んでおり、製造業を中心とした現場技術者を対象として、AIやIoTシステムの導入に必要な知識と技術などを習得するコースを実施し、デジタル技術の導入に向けた支援を行った。その成果として、受講した企業の中には、監視システムを作るなど実際にデジタル技術の導入を行っているところもある。
- 4 先端的な技術や製品の開発は、資金や技術の面で小規模事業者にとってハードルが高いものになっているので、まずはその垣根を低くするためにセミナーや情報提供を行ってきた。例えば令和3年度は、小規模事業者をはじめ幅広い企業の先端産業への参入を促すために、技術マッチングや資金獲得のためのセミナーなどを実施した。更に令和4年度は、開発支援補助金の補助率を小規模事業者に対して引き上げた。また、交付決定した事業者に対し、埼玉県産業技術総合センターや公益財団法人埼玉県産業振興公社のコーディネーターによる伴走支援を行い、きめ細やかなフォローアップを行っている。

産業支援課長

- 5 創業300件に対して、創業時に雇用していた人数は36人である。これは、創業したてということでもまだ1人というところが多いためである。創業・ベンチャー支援センターは平成16年にオープンした。昨年度追跡調査を実施したところ、売上1億円以上の企業が67社あった。そのうち100人以上雇用するに至った会社が5社あった。今後も引き続きこのように会社が拡大していくように支援していきたい。また、創業した際の形態は、法人が53%、個人事業主での創業が47%である。業種では、一番多いのがサービス業で約7割を占めており、続いて小売・卸が約2割となっている。

阿左美委員

- 1 シルバー人材センターに対する支援について、会員は高齢者なのでけがや事故など安全面での配慮が必要になると思うが、安全対策はどのように実施しているのか。
- 2 先端産業への参入支援について、大手からも引き合いがあったとのことだが、異物の混入を検出する技術の開発などに対し、大手や他社、他の業界から引き合いがあり、そういった技術が活用されるきっかけになったなど具体的に把握しているのか。
- 3 令和3年2月定例会中の予算特別委員会における附帯決議に関する部分について、セミナーなど情報提供に関する取組が多いように感じた。先端産業は日進月歩で技術が進むものであり、すぐ技術が陳腐化する可能性もある。もう少し踏み込んで、新しい時代を先取りするような取組を考えていただきたいと思うがどうか。

人材活躍支援課長

- 1 県が運営を支援しているシルバー人材センターの連合本部では、センターを対象とした現地での安全指導、安全な就業のための研修や会議を行っている。また、各シルバー人材センターにおいても会員への安全対策や周知を行う安全委員会を設置している。さらに、業務ごとに気を付けるポイントをまとめた安全就業基準を策定している。県ではこうしたセンターの取組状況を各シルバー人材センターからの事業報告書により把握し、連合本部と共に会員の安全確保に努めている。

先端産業課長

- 2 先ほど申し上げた異物の混入を検出する技術は飲料メーカーや化粧品メーカーからの引き合いがあったほか、自動運転バスの実証は他県で実証実験を行うといった動きが出てきている。
- 3 公益財団法人埼玉県産業振興公社や埼玉県産業技術総合センターがマッチングを行っており、ふだんなら連携できないような事業者間のコラボレーションなど、新しい取組が出てきている。今後も踏み込んだフォローをすることで新しい動きが出るよう促していきたい。

田並委員

- 1 行政報告書411ページの「イ 県内中小企業の人材確保の支援」の企業人材サポートデスクにおける企業の合同面接会について、参加者は2,038人、就職確認者数は53人とのことだが、この結果をどのように捉えているか。
- 2 行政報告書の418ページの「イ シニアへの就業支援」について、コロナ禍の中、シニアの就職者数は、どのような影響を受けたのか。また、その状況下でどのような支援を行ってきたのか。
- 3 行政報告書の423ページの「(1) 障害者雇用総合サポートセンターによる支援」の「ウ 職場定着支援」について、障害の特性によっては定着しにくい場合もあると耳にするが、令和3年度は就職して1年以内に離職をしてしまった方はどの程度いたのか。

雇用労働課長

- 1 一般的に合同面接会の就職率は1割弱が相場であり、それと比べると決して高くない数字である。理由としては、小規模面接会では、セミナーや研修を組み合わせた参加者が早急に就職を目指す者でないものが多いこと、また、建設や介護などマッチングの難

しい人手不足分野の企業を対象としていることから低くなっているものと考えられる。ただ、中小企業の人材確保は大切なことと認識している。地域合同面接会のように地域の求人ニーズに合致した面接会を実施するなど、人材確保に努めていきたい。

- 3 障害者雇用総合サポートセンターで支援した障害者雇用についての1年後の定着率は83.8%である。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が平成29年に行った同様の調査では58.4%となっていることから、障害者雇用総合サポートセンターの支援の成果が現れているものと考えている。

人材活躍支援課長

- 2 コロナ禍において就職活動を控えるシニアが多く見られた。そのため、セカンドキャリアセンターを利用したシニアの就職者数は、令和2年度は令和元年度に比べて2割超減った。そこで、令和3年度は、まん延防止等重点措置の中、感染防止対策を徹底し、合同企業面接会の追加開催や面接会参加者に対する就職相談など、シニアの求職者を就職につなげる取組を行った。その結果、就職者数は持ち直しつつあり、令和3年度は令和2年度に比べて2割弱の増となった。引き続き、求職者一人一人の希望を踏まえた、きめ細かな支援を行っていく。

田並委員

県内中小企業の人材確保の支援について、大変よく取り組んでいると感じている。他方で、団体へのヒアリングの際や地元からは人材が不足しているという話をよく聞く。若い人に地元の企業の面白さ、魅力が伝わっていないのではないかと考えるが、この点についてどのように捉えているか。

雇用労働課長

御指摘のとおり、若い方々に地元の企業に目を向けていただくことは非常に重要と捉えている。まずは学生の段階、特に大学で伝えることが大事であると考えており、企業と大学の交流会を実施している。そこで企業と大学の就職課職員との接点を作り、間接的ではあるが、学生に地元企業に目を向けてもらえるよう取り組んでいる。

田並委員

地元の企業は、ものづくり企業や職人が多く、工業高校などからの人材を欲しがっている企業も多い。高校に対する取組も行っているか。

雇用労働課長

埼玉労働局と県教育局と協力して高校生を対象にした合同面接会を年2回、実施している。

蒲生委員

- 1 行政報告書404ページの「4 障害者の自立・生活支援」について、民間企業の障害者雇用率の目標値は2.3%、実績値は2.32%と目標を達成しているようだが、法定雇用率を達成した企業はどれくらい増えたのか。また、法定雇用率達成企業を増やすため、今後どのような取組を行っていくのか。
- 2 行政報告書436ページの「6(1)コ 中小企業の事業継続計画(BCP)策定支援」について、公益財団法人埼玉県産業振興公社や損害保険会社と連携して、BCP策

定支援を行ったとあるが、その具体的な実施状況と今後の取組について伺う。

雇用労働課長

- 1 法定雇用率達成企業は、令和3年6月1日現在で前年から14企業増えている。結果、1,743企業となったが未達成企業がそれ以上に増えたため、達成企業の割合は49.5%から1.7ポイント減って47.8%となっている。障害者雇用総合サポートセンターでは、法定雇用率未達成企業への働き掛けを行うとともに、具体的な雇用管理の助言から職場定着までの一体的な支援を実施しているところである。特に、従業員数が100人以下の企業は、不足する障害者の雇用人数に応じて課される障害者雇用納付金の納付義務がないことから、障害者雇用が進んでいない。そのため、障害者雇用総合サポートセンターでは、障害者雇用開拓員がこうした規模の小さい未達成企業を重点的に訪問し、制度の概要や雇用に当たって利用できる助成金の紹介のほか、導入事例などを紹介し、障害者の雇用を働き掛けているところである。

産業支援課長

- 2 公益財団法人埼玉県産業振興公社と連携をして専門家派遣を行い、中小企業庁が認定する事業継続力強化計画の策定を支援した。昨年度は57社の支援をし、認定までこぎつけた。そのうち、10社の事例を取り上げてモデル事例集を作成し、ホームページでも公開している。今後については、昨年度は個別の企業を支援したが、事業継続力強化計画には連携型というものがあり、例えば、親会社と下請会社のグループ、産業団地などの地域、業種で連携して作るものがある。今年度は、連携型を支援していこうと考えており、既に1グループの計画ができたところである。また、損害保険会社との連携については、昨年度は損害保険会社と連携し、セミナーを3回開催した。BCPは危機意識がないと策定に至らないことが多く、経営者の方に危機意識を持っていただくために経営者等向けのセミナーとして開催した。今年度も、引き続き経営者向けの啓発を行っていきたいと考えており、経済団体等にも協力いただき、6回の開催を予定している。引き続き、このような形で普及に取り組んでいきたい。

鈴木委員

- 1 行政報告書409ページの「1 就業支援と雇用環境の改善」について、日本全体の年収は横ばいが続いているが、本県の場合はどうなっているのか。県が把握している令和3年度の県民の平均年収額と、前年度、前々年度からの年収の推移について伺う。
- 2 行政報告書442ページの「(6) 海外展開への支援」の「イ 海外ビジネスサポート拠点における支援」について、相談件数の実績は、ベトナムサポート拠点及び埼玉デスク172件、タイサポート拠点121件とあるが、実際に相談に乗って現地への拠点進出に至った例はどの程度あったのか。
- 3 令和2年度をもって上海サポートデスクは閉鎖されたが、現地の人件費高騰やゼロコロナ対策にみられる政府の強硬な姿勢などでリスクの大きい中国からベトナムやタイへの拠点移転などの相談はどの程度あったのか。
- 4 上海サポートデスクの閉鎖によって、中国から国内回帰の相談などはあったのか。また、そうした相談にどの窓口が対応したのか。
- 5 行政報告書446ページの「ア 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」からの提言を受け、令和4年度予算に反映したものとして観光・飲食事業者への支援・資金繰り支援以外に主にどのようなものがあったのか。

- 6 「イ 埼玉県DX推進支援ネットワークの設立」について、27団体で構成する埼玉県DX推進支援ネットワークを立ち上げ、セミナーや専門家派遣、補助金などの支援情報をワンストップで提供したとあるが、セミナーや情報提供によって県内企業にどのような具体的成果があったのか。

多様な働き方推進課長

- 1 厚生労働省が賃金構造基本統計調査を毎年発表しており、各都道府県別のデータが出ている。埼玉県は、令和3年度は472万9,500円、令和2年度は464万7,000円、令和元年度は470万5,500円となっている。おおむね全国の推移と同様である。

企業立地課長

- 2 令和元年度のジェットロ埼玉開設の際の役割分担に従い、企業の拠点の海外進出に関する相談対応は、ジェットロで行っている。ジェットロ埼玉に状況を確認したところ、令和3年度に数件の相談はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり実際の進出には至っていないという状況である。
- 3 中国からの拠点移転に関するベトナムサポートデスクへの相談は2件確認できている。いずれもベトナムへの移転を検討するものであったが、1件は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前からの案件とのことである。もう1件は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業での検討段階にとどまっていると聞いている。なお、ジェットロが国の「海外サプライチェーン多元化等支援事業」の業務を請け負っているが、中国からベトナムへのサプライチェーン移転の案件が県内企業で1件あると聞いている。
- 4 上海サポートデスク閉鎖後、相談があれば、県やジェットロが対応することとなるが、いずれも相談実績はない。相談があった場合には、県とジェットロで適切に対応していく。

経済対策幹

- 5 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議では、ポストコロナを見据え、業種を限定しない六つの全般的なテーマについても議論した。主なものとしては事業再構築支援として国の事業再構築補助金の申請経費補助や、デジタル技術に係る経営革新計画の実行経費補助などを盛り込んだ。また、DXの推進も重要であるため、令和4年度はIT企業等をDXパートナーとしてネットワークに登録いただき、デジタル化を考えている企業とのマッチングをする事業も位置付けた。このほか、女性求職者の就業支援や、事業承継引継ぎ支援センターの北部サテライトオフィス開設も令和4年度に取り組んでいる。
- 6 中小企業の規模や業種によって様々なニーズがあることから、ネットワークでは各構成機関がサイトで一元的に分かりやすく発信している。例えば、デジタル人材の育成やeコマースの活用、3Dプリンターの活用などについてセミナーを通じて展開している。セミナーへ参加し、実際に取り組んでいくことで、生産性の向上や売上増につながることを期待している。また、実際に成果が上がっている事例についてはホームページで好事例として紹介している。

鈴木委員

- 1 所得の推移について、全国と同様に横ばい状態ということだが、特に埼玉県は全国と比べてモデルとなるような生産性の高さがあるのかなど、現状についてどのように分析しているのか。

- 2 埼玉県DX推進支援ネットワークの設立について、具体的な成果はデジタル人材育成、eコマース、3Dプリンターに関するセミナーの開催によって生産性の向上を期待しているということだが、生産性向上はどの程度の向上を期待しているのか。ホームページに掲載されているのは具体的にはどのような事例なのか。

多様な働き方推進課長

- 1 生産性の向上について全国と比較して本県がどのような状況にあるかという分析はしていないが、企業が生産性の向上に取り組むことが企業のイメージアップ、企業価値の向上につながる。こうしたことから、県としても、DXの推進、働き方改革の推進の中で生産性の向上を支援しているところである。

経済対策幹

- 2 企業の規模や業種でニーズは様々であり、デジタル化からDXのトランスフォーメーションまで幅広い対応が想定されている。このため、生産性の向上について具体的にどこまで上げるといった数字は設定していない。ホームページに掲載しているのは、企業のホームページを改良することで認知度が上がり、顧客開拓で成果が向上した事例や、スマホを活用した在庫管理をすることで過剰在庫が解消され赤字が解消された事例、POSシステムを導入することで売上分析や顧客管理が見える化された事例、生産工程が見える化することで工程管理やトレーサビリティが強化されたといった好事例を掲載しており、今後、順次拡大していくことを予定している。

鈴木委員

埼玉県の平均年収は全国と比較してどの程度高いのか。県は生産性向上に努めていると思うが、全国と変わらないとなると、生産性が上がっていないという考え方でよいのか。

多様な働き方推進課長

賃金の年収の全国比較については、例えば、所定内給与月額、これは年収ではなく基本給と時間外以外の諸手当を含む月額のことだが、男性は埼玉県では331,700円、全国では337,200円で、全国に対して埼玉県は98.4%となっている。女性は埼玉県では253,700円、全国では253,600円でほぼ同額である。生産性の向上は様々な切り口があり、働きやすさなど賃金では現れてこない部分もあるので、こうした点も含めて積極的に支援していきたい。

小川委員

- 1 「5 新たな産業の育成と企業誘致の促進」の報告のうち、行政報告書427ページの「エ ものづくり技術の研究開発の促進」について、県内中小企業が優れた技術力を生かして行う、環境配慮、社会貢献など社会全体で取り組むべき課題の解決に資する、新製品や新技術に対して助成したとあるが、今の状況での社会全体として取り組むべき課題として真っ先に浮かぶのが、新型コロナウイルス感染防止対策である。これに資する開発があったのかどうか。オゾンによる空間除菌のための装置が該当するものと思われるが、事例について伺う。
- 2 行政報告書430ページの「(4) 農業大学校跡地活用の推進」について、ロボット開発支援施設の整備を進めるため、基本構想・基本計画の策定を実施したとあるが、その内容について伺う。

- 3 行政報告書の454ページの「ア 海外重点市場へのプロモーション」について、外国人観光客の日本への入国が制限されていた時期にプロモーションを行った狙いは何か。
- 4 重点市場として、台湾、タイ、香港を選んだ理由は何か。
- 5 欧米に対してはどのようにプロモーションを行ったのか伺う。

産業支援課長

- 1 御指摘のとおり、まず一つはオゾンによる空間除菌の機器の開発がある。このほか、医療現場の省人化に寄与する内視鏡保持器具の開発がある。これまでは、内視鏡を操作する医師のほかに内視鏡が体に入っていくところで管が動かないようにする補助者がいた。この補助者に代わって、内視鏡を保持する器具を開発した。それによって医療現場の人を減らせることにつながり感染対策に資すると考えている。もう一つの例として、工事現場に設けられた臨時の分電盤の遠隔操作を可能とすることで省人化、省力化をする技術に補助している。

次世代産業幹

- 2 令和3年度は農大跡地周辺地域整備について専門的な見地からの意見を伺うため有識者会議を設置し、7月に周辺地域整備のコンセプトや整備の基本的な方向性を農業大学校跡地周辺地域整備基本構想にまとめた。令和4年3月には基本構想を受けて農業大学校跡地周辺地域整備基本計画を策定した。この計画では、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）を本県のロボット産業集積の核と位置付け、県内中小企業がモビリティなどのサービスロボット分野に参入することを支援し、県内産業を振興することを目指している。具体的には、ドローンや移動ロボット等の開発支援を行うため、実証実験を行う屋内外のフィールドや、企業や研究者が集うレンタルラボ、オープンイノベーションのためのコワーキングスペースなどを令和8年度に整備すること、また、センター利用企業や農大跡地立地企業等が参加するコンソーシアムを構築し、オープンイノベーションにより社会実装を推進することを定めている。

観光課長

- 3 アメリカや中国など12の国と地域を対象とした民間の調査によると、新型コロナウイルス感染症収束後に行きたい国として日本が1位という結果になっており、入国制限中に埼玉県を訪問先とする旅行計画を立てていただくためである。
- 4 訪日旅行者数が多いこと、観光消費額が大きいこと、リピート率が高く新たな旅行先として埼玉県を選ぶことが期待されることを踏まえ選定した。
- 5 県単独では、英語での観光情報発信や海外のメディアを県内に招待しての観光PRなどを実施した。また、発信力を高めるため、近隣県とも連携したプロモーションも実施した。

小川委員

- 1 ものづくり技術の研究開発の促進に関する助成について、開発に向け中小企業は一所懸命、様々な努力をしていると思うが、企業としては何年か続けて応援してもらえないかというのが切実な思いだと思う。助成は単年度補助であるが、よいものを更に高めていき、大成させるといった支援を含め、何かよい方法を検討しているのか。また、企業に対して、どのようにアドバイスしていこうと考えているのか。

- 2 農業大学校跡地のロボット開発関係だが、一般社団法人建設産業団体連合会が発行する建産連ニュースにSAITAMAロボティクスセンターについて細かく情報が載っていた。情報発信は大事だが、議決に関わる可能性もあり議会対策で混乱を招かないよう、どのように心掛けているか。

産業支援課長

- 1 予算の制限の中であるべく多くの企業に補助をするということもあり、基本的に単年度での補助を行っている。しかしながら、御指摘のとおり研究開発には時間がかかるといふ相談もある。そういった場合には一つの製品を開発するに当たって段階を踏み、それぞれにテーマを設けていただき開発していただくよう回答している。補助金は製品ではなくテーマに対して審査するので、年ごとにテーマを変えて毎年度応募していただける。審査はあるが、そうした形で複数年の補助の申請ができると御案内している。

次世代産業幹

- 2 情報発信は令和8年度のセンターオープン時に多くの方に使ってもらうために行っている。整備の状況について、適時、必要な情報を発信していきたい。

石川委員

- 1 行政報告書430ページの「(4) 農業大学校跡地活用等の推進」について、令和3年2月定例会の予算特別委員会の附帯決議で「ロボット実証実験の具体的な基本計画を早期に立案し、その拠点となる産業支援施設の早期整備に取り組むこと」とされたことについて、令和3年6月定例会の産業労働企業委員会で、「3月下旬に基本計画を作成する」との行政課題報告があったが、そのとおり行われたのか。
- 2 同じく令和3年2月定例会の予算特別委員会の附帯決議において「これまでの3年間、進展のなかった用地取得を早急に進め、産業労働部のみならず、関連する他部局との横断的な体制で取り組み、整備地の有効活用を図ること」とされたが、用地取得と組織体制について現状はどうか。

次世代産業幹

- 1 令和3年2月定例会における予算特別委員会の附帯決議を受け、令和3年6月定例会での行政課題報告で報告したとおり令和4年3月に「農業大学校跡地周辺地域整備基本計画」を策定した。
- 2 SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の用地交渉については、令和2年度から専門的な知見を有する埼玉県土地開発公社へ用地交渉業務を委託し、個別の事業説明会を実施するなどを行った結果、地権者全員から御理解が得られた。整備予定地の大部分が取得に時間を要する農業振興地域の農用地であることから農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の同意取得とそれ以外の用地取得を並行で進め、令和6年度の着工に間に合うよう用地買収を行っている。また、組織については、令和3年度に引き続き令和4年度も産業労働部副部長の下に関連する部局の職員も所属させ、関係課が連携して取り組む体制を整え、明確な指揮系統の下戦略的かつ迅速に取組を進めている。

金野委員

- 1 行政報告書422ページの「4 障害者の自立・生活支援」について、障害のある方については、「障害者雇用総合サポートセンター」で支援をしているとのことである。

平成30年12月定例会の中で、障害者雇用総合サポートセンターの業務として難病者の支援を明確に位置付けるとの答弁があるが、施設の名称、ホームページ決算資料などを含め、難病支援についての記載がない。令和3年度の障害者雇用総合サポートセンターにおける難病患者の方々の就労支援の実績について伺う。

- 2 「(7) 中小企業に対する金融支援」について、行政報告書444ページの表中の「事業承継資金」は実績0件、融資額0円だが、この理由をどのように考えているのか。見直しが必要ではないのか。
- 3 行政報告書459ページの「10 新型コロナウイルス感染症対策」について、アからクまで種々の支援金における不正受給の件数と総額は幾らか。その中で訴訟等になっているものはあるか。

雇用労働課長

- 1 障害のある方や難病を持つ方の就労支援はハローワークと福祉部で実施しており、産業労働部では雇用する企業を支援している。障害者雇用総合サポートセンターでは、難病をお持ちの方も障害を持つ方々同様に、雇用支援を行うこととしている。ただ、手帳を持たない難病の方々については障害者の法定雇用率に算入されないという大きな障壁があり、残念ながら企業の理解が進んでいる状況にはない。このため、障害者雇用総合サポートセンターでは、ハローワークの難病患者就職サポーターを講師に招いての企業向けセミナーの実施や、企業訪問の際に障害者手帳を持たない難病患者の雇用について理解が深まるよう周知を行っているところである。実績は、センター全体で、企業訪問が1,817社、企業向けセミナーの参加者は505人であった。

金融課長

- 2 事業承継資金については、令和2年度に国が新設した事業承継特別保証制度に対応して、経営者保証を不要とする貸付けを創設し、より利用しやすい制度に見直したところだが、委員御指摘のとおり令和3年度の実績は0だった。この理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業承継資金の利用ニーズが減少したことなどと考えている。県としては、政策誘導の選択肢の一つとして事業承継資金を設けている。まずは、利用の促進を金融機関などに働き掛けていきたい。その上で、利用状況に応じて、資金メニューについて見直すべきものは、関係機関の御意見を伺いながら見直しを行っていききたい。引き続き、中小企業のニーズを確認しながら制度設計に努めるとともに、関係課と連携しながら利用促進を図っていききたいと考えている。

経済対策幹

- 3 協力金等の不正受給の状況について、現在把握している状況では、「ア 埼玉県感染防止対策協力金の支給事業」については50件、4,537万円である。訴訟になっている案件はない。「イ 埼玉県大規模施設等協力金の支給事業」の不正受給はないものと考えている。「カ 新型コロナウイルス感染防止対策支援事業」については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証の事務なので不正受給等はない。

産業支援課長

- 3 産業支援課では、「ウ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の支給事業」と「エ 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の支給事業」を担当しており、いずれも現在のと

ころ不正受給は認められていない。

商業・サービス産業支援課長

- 3 商業・サービス産業支援課では「オ 新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業」及び「ク 中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人に対する支援）の交付」を担当しているが、不正受給は認められていない。

観光課長

- 3 観光課では「キ 宿泊事業者感染拡大防止補助金の支給事業」を担当しているが、不正受給は認められていない。

金野委員

- 1 難病患者の就職支援について、企業訪問やセミナーを実施しているとのことであるが、障害者に関する理解促進と同様に難病患者に関しても並行して企業に説明しているのか。
- 2 協力金等の不正受給の状況について、「ア 埼玉県感染防止対策協力金の支給事業」についてのみ不正受給があり、その件数は50件とのことであった。訴訟はないということだが、全て返還されているのか。返還についてはどのように対応しているのか。

雇用労働課長

- 1 難病患者に関する企業への周知について、例えばセミナーにおいては、難病をお持ちの方の雇用については、別途項目を設けて実施しており、同時にではなく別個に行っている。

経済対策幹

- 2 協力金の不正受給については、12件、1,123万円が返還されている。その他について不正受給が令和4年度に明らかになったものもあり、放置され返還されていないというものではない。順次返還に向けて督促等をしている。

権守委員

- 1 行政報告書413ページの「(3) 中高年齢者の再就職活動の支援」の中に職業訓練の実施について記載されている。介護サービス科は100%であるが、それ以外は暫定値もあるが、現在の就職率にとどまっている理由と課題は何か。
- 2 行政報告書424ページの「(4) 障害者に対する職業訓練の充実」のうち職業能力開発センターなどにおける職業訓練の就職率について、これも暫定の数字もあるが、現在の数値にとどまっている理由と課題は何か。

産業人材育成課長

- 1 中高年齢者の再就職活動の支援について、県立高等技術専門校における介護サービス科修了者の就職率は100%であるが、ビル管理科修了者の就職率は76.1%である。通常、施設内の訓練期間は1、2年の長期が多いが、ビル管理科は6か月間であり、訓練期間が短い。本来であれば訓練期間中から就職活動ができれば良いが、訓練が終わってから就職活動される方も多いため、なかなか就職率が上がらない。そこで、埼玉ごとセンターと連携し、年に2回ほど訓練生と企業とのマッチングを実施し、就職率の

低い訓練科についても向上に努めている。また、民間教育訓練機関を活用した委託訓練についても3か月程度の短期の訓練が多いため、なかなか就職率が上がらない。委託訓練においては就職率100%の達成が難しい状況であるが、訓練科目ごとにキャリアコンサルタントを配置して就職を支援しており、今後もコンサルタントを最大限活用して少しでも就職率を上げていくように努めていく。

- 2 職業能力開発センターでは、修了生が12名となっているが、その後に1人が就職した。もう1人は、体調を崩しており就職ができない状況にある。これらを考慮するとほぼ100%の就職率と考えている。また、委託訓練についても、訓練希望者の中には障害が重複しており早期の就職が難しい方もいる。県としては、多様な方に訓練を受講してもらうため、幅広く受け入れている状況であり、就職率が低下してしまう一因と考えている。さらに、職業訓練が終わってもコロナ禍の影響もあり、体調を考慮し、就職を控えたいといった方がいることも理由の一つかと考える。今後も就労支援機関と連携し、障害をお持ちの方の健康状態に配慮しながら丁寧な支援に努めていきたいと考えている。

前原委員

- 1 行政報告書418ページの「ウ シルバー人材センターに対する支援」について、時給はどうなっているのか。
- 2 行政報告書424ページの「(4) 障害者に対する職業訓練の充実」について、障害者の能力、適性などに対応した職業訓練を実施することにより、障害者の就労を支援したとあるが、訓練コースで知識・技能習得訓練コースなど3コースで修了者が190人で就職率が43.2%とある。訓練を受けて就職につながらない要因は何か。先ほども答弁の中で、体調不良などいろいろな話があったが、総合的に伺う。
- 3 資料31「障害者雇用総合サポートセンターの事業内容及び市町村障害者就労支援センター等の設置状況」について、平成23年度以来、市町村障害者就労支援センターの設置数が41か所と変わっていない。増設されていない理由は何か。
- 4 行政報告書459ページ「10 新型コロナウイルス感染症対策」について、令和3年度は7回の臨時会が行われ、感染防止対策協力金、大規模施設等協力金、外出自粛等関連事業者協力支援金、酒類販売事業者等協力支援金など、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などに伴って、支給事業が相次いで実施された。協力金支給担当課としての苦勞と改善点、今後の教訓とする点について伺う。また、申請は何件あったのか。
- 5 資料22「県内企業倒産件数と割合」を見ると、サービス業の倒産件数が1番多く、次いで建設業が多い。令和3年度は倒産の動向にどのような特徴があったのか。
- 6 資料34「企業誘致の実績について」を見ると、立地企業の数が増えているが、雇用者数が増えているというほどには感じられない。企業誘致というと地元雇用と言われるが、実際はどうだったのか。

人材活躍支援課長

- 1 シルバー人材センター会員の時給について、派遣の場合は最低賃金以上の金額で設定される。請負の場合には業務請負の性質上、時給という考え方はなじまないが、その場合も最低賃金を下回らないようお願いをしている。なお、参考として令和3年度の派遣と請負を合わせた会員一人当たりの月収の平均額は39,060円となっている。

産業人材育成課長

- 2 先ほど答弁させていただいた体調面やコロナ禍の影響などのほか、社会情勢全般として、オンラインの普及もあり、今まで障害をお持ちの方に就職いただいていた事務補助などの業務が減少してきていることも理由として挙げられる。就職率が上がっていない部分については我々の努力不足の部分もあると考えている。障害をお持ちの方に対し、引き続き寄り添った支援をしていきたい。

雇用労働課長

- 3 平成26年度に全ての未設置の町村を訪問し、設置の働き掛けを行ったところ、各町村からは、障害者の就業相談がほぼない状況でセンターとして常設する必要性を感じない、ということであった。年数件あった場合は、障害者就業・生活支援センターにつなげていくという形であり、現状に問題を感じていないとのことであった。平成30年にも確認したが、状況は同様であった。機会を捉え、設置を働き掛けていきたい。

経済対策幹

- 4 協力金については、営業時間の短縮などの要請を受け、売上げが減少することなどから迅速な支給が求められてきた。このため、県では電子申請を原則とし、添付書類もすぐに用意できるようひな形を作成し、提供するなど簡素で分かりやすい制度設計に努めてきた。また、二度目以降の申請の際には、共通する入力内容や添付書類を省略できるなどの工夫もした。制度の分かりやすい周知やコールセンターによる申請サポートに努めるとともに、審査事務が円滑に進むようしっかりと審査体制を構築し、支給が遅れることのないよう取り組んできた。制度の周知に当たっては、県ホームページでの告知、各種SNSでの発信や商工団体など経済団体や生活衛生同業組合など業界団体などを通じた周知のほか、申請履歴のある事業者へのプッシュ型で通知も行ってきた。こういった改善点については、今後、こういった事態が生じたときにはしっかりと引き継いでいきたい。なお、申請件数については延べ284,270件である。

産業労働政策課長

- 5 東京商工リサーチの調査によると、令和3年度の倒産件数は257件で、前年度と比べて76件減少し、平成2年度の256件以来の低水準となった。業種別で見ると、全ての業種で前年度の件数を下回ったが、特に製造業、卸売業の減少が大きかった。

企業立地課長

- 6 立地企業の雇用者数については、企業立地が決まった段階で該当企業からヒアリングの上、計画ベースの数字を把握している。過去5年間の立地企業の雇用者21,140人のうち、新規雇用者は7,682人であり、雇用者総数の36%を占めている。県から企業に対しては、進出の相談時から機会あるごとに地元からの新規雇用を行っていただくよう働き掛けており、新規雇用者の多くは地元から雇用されているものと考えている。

前原委員

- 1 シルバー人材センター会員の時給について、一律に定められた基準はないのか。
- 2 障害者就労支援センターについては、今後も増設を目指して、設置を呼び掛けていくということか。

3 協力金の支給事業について、申請件数は約280,000件とのことだが、行政報告書の459ページの交付決定件数と比較すると約40,000件が申請しても交付されなかったことになる。この部分の具体的な数字について伺う。

人材活躍支援課長

1 派遣の場合はそれぞれの契約で決まる。また、請負の場合は各シルバー人材センターで基準を設定している場合があるほか、個々の契約の中で定められることもある。

雇用労働課長

2 障害者就労支援センターについて未設置のところからはまだニーズがないという状況である。ニーズを確認し、要望があった場合には、設置を呼び掛けていく。

経済対策幹

3 感染防止対策協力金の件数について、申請件数と交付決定件数とのかい離については、基本的には不支給ということではあるが、詳細な中身の資料を持ち合わせていないので確認させていただきたい。

委員長

行政報告書459ページの埼玉県感染防止対策協力金の交付決定件数と申請数の差についての資料要求があったので、本委員会として要求することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

なお、執行部においては、速やかに提出をお願いする。

八子委員

行政報告書454ページの埼玉県物産観光館「そぴあ」について、昨年度の決算特別委員会の改善又は検討を要する事項に「埼玉県物産観光館『そぴあ』については、移転を図ること」とあるが、どのような検討をしたのか。

観光課長

そぴあの大宮駅移転については、そぴあの運営者の県物産観光協会とJR東日本を交え、継続的に検討している。大宮駅は利用者の利便性、情報発信効果が高く、大宮駅で季節ごとに実施している県産品の物産展も非常に好評である。一方で、常設の店舗となるとテナント料金が高くなること、販売面積が限られることから扱う品目数が少なくなることなどの課題もある。他県ではターミナル駅にアンテナショップを出店したものの撤退したという例もある。こうした状況を踏まえて、多角的に検討している。

辻委員

行政報告書422ページの「ア 雇用開拓」について障害者雇用総合サポートセンターの障害者雇用開拓員が法定雇用率未達成企業を訪問し開拓しているとのことであるが、雇用開拓の具体的な内容や雇用率などの改善事例について伺う。

雇用労働課長

障害者雇用総合サポートセンターの雇用開拓員は、基本的に従業員100人未満の障害者雇用0人の企業を中心に支援している。障害者の雇用が進んでいないのはこうした企業の多くが、障害者雇用の経験がなく、やってもらう仕事がないと考えているためである。このため、経営者や総務人事部門の責任者等に直接、障害者雇用制度の仕組みや国の各種助成制度、障害者雇用総合サポートセンターの支援について説明し雇用を働き掛けている。改善事例としては、障害者に任せる仕事の切り出しをアドバイスした結果、1名の障害者の雇用に結び付き、一所懸命な働きぶりに企業側の障害者雇用に対するイメージが変わり、その後、もう1名が雇用され、結果として1年間で2名の障害者の新規雇用に結び付いたという事例があった。

辻委員

令和3年度の改善の実績は、1社において2名が雇用となったその事例のみということか。

雇用労働課長

あくまで一例として挙げたものである。障害者雇用総合サポートセンター全体の支援者における採用確認者数は、555人である。年度をまたいで支援している例も多く、令和3年度の雇用開拓員による訪問件数949件の結果という形での把握はしていない。

【説明者】

小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
野澤裕子食品衛生安全局長、西村恵太農業政策課長、加藤由実農業ビジネス支援課長、
佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、戸井田幸夫農業支援課長、
長谷川征慶生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、
木村眞司農村整備課長

【発言】

鈴木委員

- 1 行政報告書486ページの「4(1)イ 林業における施策」で、「林業の経営安定を図るため、森林施業の集約化・団地化、高性能林業機械の導入などを進め、効率的な森林整備を行った」とあるが、下の表では森林の整備面積の推移が右肩下がりである。効率化を図ってもなお整備面積が減っていく理由は何か。
- 2 行政報告書487ページに「木材生産コストの縮減や県産木材の利用拡大を図り、県産木材供給量は85,000立方メートルとなった」と記載があるが、県産木材供給量は令和元年度から徐々に減少している。海外から木材が手に入りにくい現象が起きていたのになぜそうなったのか。
- 3 行政報告書490ページの「(オ) 農業の6次産業化支援事業」について、「ネットワーク構築に向けた異業種交流会を開催し、連携型6次産業化による商品開発を支援した」とあり、開発された新商品数は着実に伸びていることがうかがえるが、商品数が増えたことによる売り上げの実績やその伸びなどの実態はどのように把握しているのか。把握しているなら具体的な数値はどうか。
- 4 行政報告書497ページの「5(1)ア スマート農業普及推進事業」において、モデル経営体を7地区で選定したとあるが、具体的にどのような内容で、どのような成果が上がったのか。

森づくり課長

- 1 森林整備の目標値には県事業以外の整備面積も含んでいる。令和元年度から始まった森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備も含んでいるが、市町村における森林に関する専門知識を持った職員の不足や、森林所有者の意向調査に時間がかかっていることなどから、同譲与税を活用した市町村による整備が進んでいなかったことが原因の一つとして考えている。また、森林ボランティア活動による整備面積も含むが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動が縮小傾向にあり、整備面積が伸び悩んだ。
- 2 令和元年の台風第19号により、森林管理道や作業道が大きな被害を受けた。復旧に向け努力しているが完全には復旧しておらず、木材を運搬する大型車両が使えなかったことや、新型コロナウイルス感染症の拡大により森林所有者との交渉が進まなかったこともあり、県産木材の供給量が伸びなかった。

農業ビジネス支援課長

3 県全体の農産物の加工の年間販売金額は、国の6次産業化総合調査で把握しており、毎年100億円前後で推移している。令和元年度から令和3年度に本事業で開発された159品目については、ヒアリングの結果、令和3年度における1品目当たりの年間販売金額は422,000円である。また、平成30年度から令和2年度に開発された185品目についてもヒアリングした結果、令和2年度における1品目当たりの年間販売金額は270,000円となっており、販売額は増える傾向にあると考えている。

農業支援課長

4 令和3年度、スマート農業普及推進事業では露地野菜に関わる技術実証に取り組んだ。所沢市では、枝豆生産においてボトルネックとなっている手作業による出荷調整作業を、AIや画像処理技術を活用した枝豆選別機により、作業の効率化と面積拡大を図る取組を行っている。滑川町や深谷市では、直進アシスト機能付きトラクタの車速に連動した肥料散布機の導入などにより、ブロッコリーなどの露地野菜の高品質化、作業精度の向上、効率化に取り組んでいる。川越市では、農薬散布や運搬ができる自律多機能ロボットとアシストスーツの組合せによるサトイモの収穫運搬作業の軽労化、熊谷市では、環境モニタリングシステムを活用した土壌環境の見える化によるヤマトイモの品質及び収量の向上に取り組んでいる。本庄市では、ネギ栽培において、直進アシスト機能付きトラクタを活用し、植え溝作成の作業精度の向上や品質向上に取り組んでいる。三芳町では、三富地域のサツマイモ栽培において、直進アシスト機能付きトラクタを用いて、畝立ての精度向上に取り組んでいる。このうち、令和3年度の実証においては、本庄市の直進アシスト機能付きトラクタと複合作業機を組合せて実証した結果、播種作業の労働時間が30%削減したという成果が出ている。実証期間は3年間となっており、令和3年度に設置した7地区においては、引き続き実証事業に取り組んでいる。

鈴木委員

新型コロナウイルス感染症の影響でボランティア活動が低調であったが、令和3年度は年間を通して低調だったのか。

森づくり課長

年間を通して低調であった。

田並委員

1 行政報告書467ページの「4 農林水産物の安定供給」のうち森林の整備面積について、森林環境譲与税における市町村の整備が進まなかったと答弁があったが、森林環境譲与税は使い道が決められており、譲与額は市町村の人口や林業従事者数などで算出されて譲与される。本県のように人口が多いところは都市部の譲与額が多くなり、森林を有するところの譲与額が低いのが現状ではないか。都市部はほとんど基金に回していると思う。譲与税の使われ方が問題であると考えるが、令和3年度に国に対して要望する等の検討をしたのか。

- 2 行政報告書490ページの「(エ) 埼玉農産物輸出総合サポート事業」について、農業の担い手を増やすためには稼げる農業を目指さなければならないため、農産物の輸出拡大には大きく期待するところである。この事業の取組で海外の反応はどうだったのか。またどのような課題があったのか。
- 3 行政報告書497ページの「5(1)ア スマート農業普及推進事業」について、何年間で実証し、どのように普及させていくのか。

森づくり課長

- 1 森林環境譲与税については、制度改正等についての検討を国に要望している。状況としては、都市部では3割程度しか活用されておらず、山側市町村でも半分程度しか使われていない。残りの半分を森林整備に活用してもらえよう、市町村に強力に働き掛けたい。

農業ビジネス支援課長

- 2 令和3年度、シンガポールにおいては、イチゴ、ナシ、ユズ及びそれらの加工品をオンラインライブで紹介し、その後ライブコマースにて実際に販売した。ライブコマースではイチゴ226パック、イチゴ加工品88点など現地販売額で106万円の売上となった。イチゴについては現地価格で2,000円を超える価格で販売されるなど、高い評価を受けていると考えている。また、狭山茶については、令和3年2月にパリ、令和3年12月にモナコの展示会で出店し、フランス、スイス、ドイツのレストランや茶専門店等にサンプル送付を行いPRした。また、フランスの茶専門店とオンラインにて商談5件を行ったところ、29.2キログラムの販売量でパリを中心としたEUに輸出することができた。課題としては、イチゴは生鮮品のため大変傷みやすく、輸送時の鮮度保持の体系化などが必要であること、EUへの茶の輸出については、EUの残留農薬基準や包装資材についての基準などが大変厳しいため、対応可能な栽培方法の普及を行うこと、包装資材についてはEUの基準に合うものを検討していくこと等がある。

農業支援課長

- 3 スマート農業普及推進事業は、令和2年度に事業化した。製品化されて間もないスマート農業技術は、活用度合いや費用対効果など農業経営における課題やメリットなどを実証する必要がある。そこで、令和2年度から4年度まで、スマート農業技術の実証に取り組むモデル経営体を募集し、スマート農業の実証に取り組んでいる。令和2年度は5経営体、令和3年度は7経営体、令和4年度は4経営体を選定した。モデル経営体による実証期間は3年間としている。実証事業の成果については広く発信し、農業者がスマート農業を導入する際にイメージを持ってもらえるよう普及に努めていく。

石川委員

- 1 行政報告書472ページの「1(1)イ 農業法人グレードアップ事業」について、埼玉農業経営塾ではどのような支援を行ったのか。
- 2 行政報告書473ページの「1(2)ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について、令和3年度の新規就農者数330人の農家と非農家の内訳はどのような状況に

あるのか。また、明日の農業担い手育成塾では、新規就農希望者に対し具体的にどのような支援をしているのか。

- 3 行政報告書505ページの「7(1)ウ 多面的機能支援事業」について、農家の側からすると、申請などの事務手続きが煩雑で提出する書類が多い、分かりにくいなどの声が多いと聞く。県はこの事業を推進する立場として、適切なアドバイスをするなど対応が必要と考えるがどうか。
- 4 開始されて10年近くとなる多面的機能支援事業について、行政報告書では事業の区分ごとに48市町村などの実施状況が記載されているが、県としては達成目標をそれぞれ幾つと考えているのか。その上で、現在の達成状況についてどのような認識を持っているのか。
- 5 多面的機能支援事業は地域で連携して取り組むことが重要であると考え。令和3年度は、どれだけの組織が新規参加し、あるいは取りやめたのか。また、やめていく組織はどのような理由であったか。

農業支援課長

- 1 県では平成29年度から農業者が各種の経営ノウハウを学べる埼玉農業経営塾を開講している。令和3年度は受講者の経営レベルに合わせて、売上目標1億円以上を目指す農業者を対象としたトップマネジメントコース、売上げ5,000万円以上を目指す農業者を対象にした次世代経営者養成コースの2コースを開講している。両コースとも7月から翌年2月までの期間にオンライン視察や個別相談を含む全9回の講座を実施した。講師には公認会計士や社会保険労務士、先進的な農業法人の経営者を選定している。講座の最終回には受講者が経営計画の発表会を行っている。
- 2 令和3年度の新規就農者330人の内訳のうち、非農家からの就農者数は177人、率にすると54%である。農家子弟の就農者は153人、率にすると46%となる。平成22年度から実施している明日の農業担い手育成塾では、市町村、農協、農業委員会などの関係機関や地域の指導農家と連携し、新規就農希望者が就農希望地で就農できるよう支援する仕組みである。具体的には、研修農地を確保し、指導農家による実践研修の実施、研修終了後に営農を開始する農地の確保、営農開始に向けた資金相談などを行っている。多くの場合は、研修終了後に研修農地に利用権を設定し、その農地で引き続き営農を開始できるよう支援を行っている。

農村整備課長

- 3 県としては、新規申請書類については市町村と協力して作成支援を行うほか、継続組織に対しても研修会の開催や個別の組織への経理指導を行うなどの支援を行い、地域の方々に円滑に活動を継続していただけるよう取組を進めている。国に対しても様式の簡素化を要望していくなど誠実に取り組んでいく。
- 4 農地維持支払や資源向上支払などの事業区分ごとに達成目標値は設定していない。現状の認識について、農地維持支払の実施地域48市町村と記載のとおり、県内63市町村のうち15市町は取組がない。取組のない市町は県南東部の農業振興地域における農用地のない、あるいは混住化が進んでいる地域や、県南西部の畑地帯の多い市町で、これらはいずれも共同活動の意識が高くなく、多面的機能支援の取組が進みにくい地域であると考えている。これらの市町についても呼び掛けを継続するが、まずは水田地帯が多く残る地域に活動の輪を広げていく。

- 5 令和3年度の新規組織は19組織、活動を取りやめたのは5組織である。活動を取りやめた理由としては、「地域のリーダーや役員のなり手がいない」が多く、その他として「地域に活動が根付いたため事業が不要となった」ということも聞いている。

石川委員

新規就農者330人のうち、全く農業をしていない方が177人、農業の子弟が153人とのことだが、年齢別及び経営類型別についてはどうか。

農業支援課長

年齢別の就農者数について、19歳以下が6人で2%、20代が109人で33%、30代が89人で27%、40代が62人で19%、50代が39人で12%、60歳から64歳が25人で7%となり、平均年齢は37.0歳で、30代までが62%を占めている状況である。経営類型別では、一番多い類型が野菜で64%となっている。64%の中には露地野菜と施設野菜が含まれており、露地野菜が44%、施設野菜が20%となっている。2番目に多い類型が主穀で21%、3番目が果樹で6%の順となっている。

蒲生委員

- 1 行政報告書483ページの「4（1）ア（ウ）果樹」について、農地7ヘクタールへの多目的防災網の設置を支援したとのことだが、この事業でこれまでに設置支援した実績について伺う。また、令和4年度は甚大な降ひょう被害が発生したが、農業者に事業を周知できているのか。また、この事業は降ひょう被害を受けた農業者を優先的に支援する事業なのか。
- 2 行政報告書496ページの「オ 食品表示等適正化推進事業」について、食品表示は県民生活に直結する問題であり、熊本県産アサリの産地偽装が問題になった例もある。本県で改善指導を実施したものは具体的にどのようなものか。また、食品の品質表示の適正化のため、県としてどのような取組を行ったのか。
- 3 行政報告書498ページの「5（2）ア 農林水産試験研究費」について、試験研究の内容に「埼玉ブランドとなる品種の育成と普及」と記載があるが、具体的にはどのような品種を育成し、どのような成果があったのか。
- 4 行政報告書506ページの「オ（ア）川の国埼玉 はつらつプロジェクト（農業用水）推進費」及び「（イ）水辺周辺活用事業（農業用水）」については、どちらも川への愛着とふるさとの実感により「川の国埼玉」の実現を目指すことが事業目的であると記載されているが、この2事業は別の事業なのか。また、相互に関連はあるのか。

生産振興課長

- 1 多目的防災網の設置支援について、令和2年度の事業開始から令和3年度までに25.4ヘクタールの設置支援をした。設置市町村数は14市町村、取組主体数は90の経営体である。降ひょう被害を受けた農業者を優先するという扱いはしていない。災害を未然に防止して生産安定に取り組む農業者を支援することを事業目的としているためである。

農産物安全課長

2 昨年度本県で改善指導を実施したものは食品表示調査員から12件、県民や他機関からの情報提供が5件の計17件あり、いずれも原材料表示の不足や原産国表示がないもので、県職員が商品の表示状況を確認した上、シールを貼るなどして適正な表示をするようその場で事業者に指導した。一定期間をおいて改めて店舗に出向き、改善されたか後追い調査を実施している。本県の取組としては、県内の食品販売店で実際に販売されている食品を買い上げて民間の検査機関に委託してDNA鑑定を行い、食品表示と内容物が一致しているかどうか調査している。具体的には、精米はコシヒカリやあきたこまち、食肉は黒毛和牛や黒豚、魚類は本マグロやマダイなどと表示して売られている食品を買い上げ、内容物が本物かどうかを調査した。令和3年度は33件の調査を行い、異品種混入が認められたものはなかった。適正表示の普及啓発として、昨年度、食品関連事業者向けの研修会や県民向けの県政出前講座などを開催し、電話やメールによる相談対応も行った。

農業政策課長

3 県では、令和3年度以前からイチゴや米の品種育成に取り組んでいる。イチゴの品種育成については、平成28年度から新たな育種目標を掲げて研究を開始したものであり、令和3年度は23組合せの交配を行い、1,200株から収益性・市場性の高い有望系統を選定し、現地試験などにより適応性の解明に取り組んだ。そのような取組の成果として、令和3年度には、イチゴの「べにたま」や、水稻の「えみほころ」の品種出願に至っている。

農村整備課長

4 両事業共に「川の国埼玉」の実現を目指して、「川の再生」に取り組む事業であるが、はつらつプロジェクトは平成28年度から令和3年度までの6年間で実施していた。水辺周辺活用事業は、その後継事業として令和3年度から令和7年度の5年間の予定で実施しているものであり、別事業である。両事業の関連について、両事業とも「川の国埼玉」の実現を目指すという大目標が同じという部分については関連がある。

蒲生委員

令和3年度は33件のDNA鑑定を行ったとのことだが、どのような基準で選定しているのか。

農産物安全課長

DNA鑑定の調査については、国の調査も参考に過去に不適正表示があり消費者の関心が高いものを選定している。通常の商品より価格が高く不当表示が行われる可能性が高い品種として、コシヒカリ、あきたこまち、黒毛和牛、黒豚、マグロ、マダイなどを選定して実施している。

小川委員

1 行政報告書478ページの「2(2)イ 農地中間管理機構運営事業」について、埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定し、1,578ヘクタールの農地が担い手

等へ集積・集約化されたとあるが、具体的にどのように取り組んだ結果なのか。また、この実績で十分と考えているか。

- 2 行政報告書479ページの「3(1) 農業生産の基盤の整備」について、埼玉型ほ場整備は、従来のほ場整備とどう違うのか。また、農業者に事業制度を理解してもらうことが重要であるが、どのように周知して進めていくのか。
- 3 行政報告書484ページの「4(1) ア(オ) 茶・特産」について、狭山茶の知名度向上及び消費拡大を図るための活動の記載があるが、これらの活動によりどのような効果があったのか。また、狭山茶の栽培面積が年々減ってきていると感じており、優秀な茶畑の維持が重要と思うが、どのような対策を講じているか。
- 4 行政報告書485ページの「4(1) ア(カ) 畜産」について、現在、タマシャモ生産農家は何戸あるのか。また、コロナ禍で、タマシャモの生産・消費について、どのような変化があったのか。
- 5 タマシャモと高産卵性鶏の交配試験を行ったとあるが、この取組の経過や結果はどのようなものか。
- 6 タマシャモ原種鶏維持のため、県内の農業高校3校で分散飼育しているとのことだが、現状と今後について伺う。
- 7 行政報告書503ページの「病虫害防除対策事業」について、サツマイモ基腐病は令和3年度に県内で初確認されたとのことだが、どのような病害なのか。また、県内の発生状況はどうか。県はどのように対応したか。

農業ビジネス支援課長

- 1 農地中間管理事業については、令和3年度も、県、農地中間管理機構、農業会議などの関係機関が連携し、組織的に事業を進めてきた。具体的には、取りまとめ役がいる地域や、規模拡大を希望する担い手がいる地域を重点的に事業推進するエリアとして149地区設定した。こうした地域を中心に、市町村の協力により説明会を開催して、機構のコーディネーターや農業委員などが事業の説明や農家への意向を調査することで、効率的に事業を進めている。また、土地改良区などと連携して、基盤整備が済んだ地域や畦畔除去などによる区画拡大など再整備を希望する地域で、担い手への農地の集積・集約化の取組を進めている。地域全体の農地集積を進めにくい場合は、主な担い手を対象に事業を導入し、その担い手間で農地の集約化を推進した。その結果、36市町で1,578ヘクタールの農地を担い手等に集積・集約することができたが、目標の72%という達成率となっている。取組が遅れている市町村もあることから、引き続き関係機関と連携しながら、優良事例の紹介や事業メリットを地域の話合いの場で説明し、取組を推進していく。

農村整備課長

- 2 ほ場整備事業は、耕作条件の改善などを目途として農地の区画形状を拡大かつ整形しつつ、農道や用・排水路の整備を行うもので、埼玉型ほ場整備もそのうちの一つの手法である。従来型のほ場整備は、これまで一度も整備されたことのない未整備区域をも対象とすることができ、農地の区画形状の変更のみならず、換地という手法により個々の土地の権利関係まで移動させるものである。対して、埼玉型ほ場整備は、既に一反区画に整備された農地を再整備するものである。農道や水路は現状の線形を生

かしつつ拡幅などによる整備を行うとともに、農地は畦畔を除去することで区画を拡大する。また、換地を行わず、農地の貸し借りにより担い手への集積を進める整備手法である。農村地域の課題を持った農家や市町村からの相談に対応しているが、埼玉型ほ場整備のようなハード事業が課題解決につながるような場合は事業制度を説明しているほか、地域の代表者や地元での話し合いの場に赴き、説明している。埼玉型は従来型に対し、事業期間が比較的短く、また、費用も安価かつ農家に事業費負担を求めない事業である。このような点をPRしながら事業推進を図っていく。

生産振興課長

3 狭山茶については、需要を喚起し、知名度向上と消費拡大を図ることが必要と考えており、狭山茶特設サイトを開設した。そこでは茶のいれ方などの動画配信を定期的に発信したことで、約27,000回の閲覧があった。同時にInstagramにも投稿し、フォロワーが増加した。また、新たな需要を喚起するため、レシコンテストを開催し、令和3年度は和洋食・スイーツ・ドリンクなどで229件の応募があった。その他にも、事業者向けに狭山茶利用商品の開発をお願いし、お茶を送るなどして試作を行った結果、飲食店等20事業者、大手コンビニエンスストア・量販店等で8事業者が実際に商品として売り出したという実績がある。そのような点で、事業による効果があったと考えている。また、茶畑の面積の減少への対応についてであるが、これについては消費の拡大を図ることが一つと考えている。もう一つは、農地の集積を図り、そこで茶の生産を続けていただくことである。さらに、茶業研究所では省力化を図るための研究をしており、それらによって茶畑の減少を食い止めたいと考えている。

畜産安全課長

4 タマシャモの生産戸数は、現在3戸である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響について調査は実施していないが、外出の自粛等により飲食店への提供が減少し、若干消費等に影響が出ていると聞いている。

5 タマシャモと高産卵性鶏の交配試験は、肉用鶏タマシャモを基礎にして採卵性も見込める肉用鶏を開発するために取り組んでいる。令和3年度から事業を開始し、現在、選抜試験を行っている。

6 農業技術研究センターで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、飼育しているタマシャモは全羽殺処分することになる。そのような状況が発生したとしてもタマシャモの維持を可能にするため、県内農業高校3校で分散してタマシャモ原種の飼育を依頼している。令和4年度も同様に実施する予定である。

農産物安全課長

7 サツマイモ基腐病は、ヒルガオ科植物に感染する病気で、発病すると株元が黒く変色し、症状が進むと茎の付け根から腐敗する。感染した苗や種イモが畑に持ち込まれることによって被害が拡大する。国内では九州を中心に大きな被害が出ており、特に鹿児島県では令和3年産の作付面積の7割以上で発生が確認され、収量が半減したと聞いている。本県では、令和3年6月に国からの発生の通知を受け、追跡調査を実施したところ、8月に県内で初確認された。発生が確認された畑では、発病株と周辺株の抜き取り処分と防除対策を徹底した。被害拡大防止のため、対策のリーフレットを

作成し、ホームページやSNSで発信するとともに関係機関や種苗店へ通知した。病害虫防除所では8月3日に特殊報を発出し、対策を広く呼び掛けた。農林振興センターではホームセンター等を巡回し、リーフレット掲示の協力を依頼するとともに生産者への個別巡回や研修会等での情報提供を実施した。令和3年度は最終的に2か所3株の発病が確認されたが、被害は出ていない。

小川委員

- 1 農地中間管理事業については、貸付期間が原則10年ということで、農地を次の世代に引き継ぐ際に当たって高齢化の中では懸念がある、借主の意見が強い、立地条件が悪いところは借主が見つかりにくいなどの課題があると聞く。これらの課題をどのように捉えているか。
- 2 タマシャモの生産農家が3戸ということで、県の特産であるものの生産戸数が増えていない。戸数拡大の努力をしなければ生産者が0になりかねないと思うがどうか。

農業ビジネス支援課長

- 1 貸付期間が長いということで、貸した農地が戻ってこないのではないかという不安を持っている方がいるということは聞いている。機構では、貸付期間が長くても、貸手の意向を十分反映させながら、臨機応変に対応できることを説明している。また、機械化が進み、規模拡大を希望する担い手が多い水田地域で先行して取組が進んでいる。御指摘のとおり、今後は農地の条件が悪く、借り手が見つかりにくい中山間地域若しくは規模拡大よりも多くの品目を組合せて面積当たりの収益を上げようとする担い手が多い畑作地域へいかに推進するかが課題となっている。農地中間管理事業を進めるためには、地域で今後の農地をどのようにしていくか、話し合いをしていただくことが重要である。来年度から人・農地プランが法定化され、農地一筆ごとに耕作者を明確化する地域計画を市町村が策定することとなる。地域が前向きに取り組めるよう、計画作成のメリットや具体的な進め方を市町村や農地中間管理機構と連携しながら、今年度からしっかり説明をしていく。また、農地中間管理事業については、今年度、優良事例集を作成したため、具体的な事例を用いて、理解いただけるように説明し、推進していく。

畜産安全課長

- 2 タマシャモは地鶏であり、平飼いとなるため衛生管理も難しい。マニュアルなど用意し、希望者には指導を実施している。今後も、飼育希望者には農業技術研究センターと連携して丁寧な説明を行い、生産者が定着するよう努めたい。

阿左美委員

- 1 森林整備面積や木材の供給量等について目標数値が未達となっている。既に伐採できる木は伐採していると思うが、今後供給量を増やすには新しく管理道を増やすなどして、伐採できる木を増やさなければならない。面積、供給量、作業道等を個別で考えるのではなく、これらを結び付けて取り組む必要があると考えるがどうか。また、ボランティア頼みではなく、県が主体的に動くべきであると思うがどうか。
- 2 行政報告書490ページの「4（1）オ（オ）農業の6次産業化支援事業」では、異業種交流会を開催したとあり、「4（1）カ（ア）埼玉農商工連携推進事業」におい

でも実施したとのことである。これらは個別ではなく横断的に取り組んだ方が良いと思うが、どのように考えるか。

- 3 行政報告書497ページの「5(1)イ 施設園芸先端サポート技術導入事業」について、環境管理や栽培管理の自動化・軽労化に必要な機械の助成をしたということだが、実際にどのくらいの労働力削減や生産性向上につながったか。またその結果、農家の所得向上に結び付いたのか。
- 4 行政報告書509ページの「7(2)ア(ア)農ある暮らし推進事業」に関連して、住むなら埼玉のPR動画を農林部職員は視聴したか。視聴したなら、感想はどうだったか。
- 5 行政報告書509ページの「7(2)ア(ウ)森がつなぐ山とまちの未来事業」について、都市部と山側の市町村で連携して木材利用を進めるため市町村の意向調査や市町村間の協議を行ったとのことだが、協議の内容や、生じた問題点について伺う。

森づくり課長

- 1 森林整備等について有機的に結び付けて取り組むことについては、御指摘のとおりである。取組としては搬出間伐や皆伐できる場所を所有者の意向により団地化を行っている。その上で作業道が必要なら計画を立て、県として支援し、森林組合等と連携して進めている。新型コロナウイルス感染症のまん延で所有者との交渉が進まず停滞しているが、今後地域の事業体と協力して取組を進めていきたい。また、ボランティア頼みでなく、県主体でやるべきという御指摘もそのとおりである。皆伐して搬出量を増やすのが一番効率的である。これらの取組を進めて木材の供給量を増やすため、県としての支援を強力に進めていきたい。
- 5 森林環境譲与税が都市部に多く配分されている傾向がある。都市部の譲与税を山間部の森林整備に持っていけないかと都市部、山間部それぞれの意向を調査している。都市部として使いづらい譲与税を山間部への森林整備へ使えるか、もし譲与税を山間部の森林整備として使った場合、山間部が都市部にどのような還元ができるか等を調べて両者の市町村のマッチングを進めている。幾つかの市町村同士で取り組んでもいいというところが出てきており、調整を行っている。さらには新しい市町村同士の取組の発掘も行っている。都市側の譲与税を山間部の森林整備に結び付けるような取組を県としても今後進めていきたい。

農業ビジネス支援課長

- 2 農業の6次産業化支援事業における異業種の交流会は、農業者が新商品を作ろうと思ったときに加工業者や流通業者の評価を得て売れる商品づくりに向けたブラッシュアップを行ったり、流通業者などとマッチングすることで販路確保にもつながる。一方、埼玉農商工連携推進事業は、昨年度はオンラインで開催しているが、一般的な商談会ということで、通常はブースを出店して、より多くの関心を持ったバイヤーにお越しいただき、農業者自身が開発した商品の商談を進めていくという内容になっている。実際に農業の6次産業化支援事業でも、異業種交流会を経たり、農業者自身で農商工連携をしたりということもあるが、新商品を開発した場合には新商品のPR会を開催している。新たな販路開発、商談に向けての取組となるので、農商工連携フェアと同時開催という形で、同じ会場でより多くのバイヤーにも商品を御覧いただけるよう取組を進めている。

- 4 住むなら埼玉の動画について、当職は視聴した。コミカルに埼玉の良さを伝え、移住によって時間の余裕ができたり、テレワークも支障なく十分取り組めるといった内容を表している動画となっていたと考えている。

生産振興課長

- 3 施設園芸ハウス内の温度や湿度等の環境を、生育に適した状態に自動で調整する統合環境制御装置や、生育を促す炭酸ガス施用装置、自動灌水システム等の導入を支援している。日射量やCO₂濃度、湿度などハウス内の環境データをセンサーでモニタリングし、それらのデータから統合環境制御装置が作物の生育に適正になるよう自動でコントロールできる。これにより、環境管理に要する作業時間が66.7%削減したという例がある。売上げについては10%増収が見込める。そのため、それに応じた金額が所得として増益となる。

阿左美委員

- 1 林業に関わる人材が高齢化しており、早く行わないと手遅れになる可能性がある中で、作業道等の整備も前倒しで行っていただきたいがどうか。
- 2 森林環境譲与税について、使途が決まらずにいると本来の目的からずれてしまう。都市部の市町村に対して強力に取組を進める必要があると思うがどうか。

森づくり課長

- 1 高齢化が進んでいることは承知しており、焦りはあるので、地元の森林組合など事業体と協力して進めていく。
- 2 都市部の譲与税を山側で使いたいが、マッチング作業等が進まないところもある。市町村の意向を確認しつつ進めていきたい。

権守委員

- 1 行政報告書473ページの「1(2)ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について、新規就農者数330人の内訳は農家子弟が153人、非農家が177人との答弁があったが、それぞれの県内と県外の内訳はどうか。また、330人の新規就農者が県内のどの地域に就農したのか、定着率はどの程度か。
- 2 令和3年度と令和2年度の新規就農者数が330人と同数であり、この5年間も300人台で推移している。その理由や背景について何う。また、就農相談1,036件あるが、主な相談内容はどのようなものか。
- 3 26地域に明日の農業担い手育成塾を設置したとのことだが、延べ人数ではなく実数は何人か。また、令和3年度末までの就農者163人の定着率と育成塾を続けていく中での課題について何う。

農業支援課長

- 1 新規就農者330人のうち、県外からの就農者は43人というデータがある。また、地域別については八つの農林振興センターごとに把握しており、さいたま農林振興センター管内が64人、川越農林振興センター管内が57人、東松山農林振興センター管内が22人、秩父農林振興センター管内が17人、本庄農林振興センター管内が3

2人、大里農林振興センター管内が69人、加須農林振興センター管内が29人、春日部農林振興センター管内が40人となっている。大里農林振興センター管内と川越農林振興センター管内で就農者が多い状況となっている。定着率について、平成29年度から令和3年度までの新規就農者数は1,591人いるが、そのうち離農せずに定着しているのは、令和4年6月時点で1,530人であり、94.5%が離農せずに定着している。

- 2 2年連続で就農者数が330人だったことは、偶然であると認識している。なお、県の目標が年間の新規就農者数を330人確保することとして支援を行っており、その点も少なからず影響していると思われる。就農相談の内容としては、就農までの流れ、技術の習得方法、農地をどのように確保したらよいか、就農後の資金の確保が多い質問内容となっている。
- 3 塾生の延べ人数は43人となっているが、入塾後に体調不良等で途中退塾した方や、妊娠等により途中辞めていた方が戻ってきたなど、実数では41人となっている。塾の課題として、入塾前に自分が実際に農業に適しているかどうか分からないという意見があったため、令和3年度から農業を体験できるようなコースとして担い手入門研修を設置している。担い手育成塾については、就農相談の中で得られた課題を踏まえながら、随時改善し取り組んでいるところである。また、担い手塾の卒塾生163人について、うち9人が体調不良等の理由で離農している。

八子委員

- 1 行政報告書501ページの「6(2)ウ 外来魚対策」について、捕獲後はどのように処理しているか。琵琶湖では魚粉にしているようだが、本県の処理状況について伺う。
- 2 行政報告書511ページの「7(3)ウ 三富地域農業活性化対策事業」について、地域の世界農業遺産認定に向けた取組に対し、令和3年度は農林部としてどのようなサポートをしたのか。

生産振興課長

- 1 外来魚について、基本的には釣った際にその場で埋めてもらうようお願いしている。また、イベント等の開催をしており、名栗湖や入間川などのイベントでは、釣ったブラックバス等をフィレにして食べる、小魚であればから揚げにして食べるなどの場合もある。

農業ビジネス支援課長

- 2 武蔵野三富地域では、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会が組織されて活動しており、現在は世界農業遺産の認定に向けて申請書を提出していると聞いている。令和3年度は、同協議会が実施する世界農業遺産申請に当たっての翻訳や地域での活動を補助している。

金野委員

- 1 行政報告書490ページの「4(1)オ(エ)埼玉県農産物輸出総合サポート事業」について、海外見本市などの情報提供を行っているとのことだが、輸出先の市場分析はどのように行っているのか。また、輸出後、商標・意匠登録など知的財産対策、支

援体制はどのように行っているのか。

- 2 行政報告書492ページの「4（2）地産地消の促進」について、学校や保育園などの給食における地場農産物の利用拡大の状況はどうか。またその際、食の大切さを教える食育や地域における食文化の継承についてどのような取組をしているのか。特に令和3年度の実施状況はどうか。

農業ビジネス支援課長

- 1 フランスやパリの展示会に出店して商談を実施し、産地の情報を得ながら輸出に対応する栽培方法や量目、パッケージの情報収集、分析を行い狭山茶の輸出等に役立っている。シンガポールについてはイチゴやユズといった内容を分析し、現地で販売が可能な形態や出荷の輸送方法等について検証している。
- 2 現在、埼玉県の小学校、中学校の学校給食では、米については全量県産米が使用され、うどんやパンといった小麦製品については両方を平均して46%に県産麦が使われている。学校では地元の農業者が給食に地元の野菜を届け、給食時に放送で生産者の方の様子が流れたり、地元の文化として農業者が学校で話したりしている。

金野委員

- 1 輸出に当たっての知的財産対策、支援体制はどうか。
- 2 地域における食文化の継承についてはどのように取り組んでいるか。

農業ビジネス支援課長

- 1 輸出に当たっての意匠登録等の取組について、現在特に取組は行っていないが、今後輸出を行うに当たり必要な場合は産地と相談しながら登録をしていけるよう、相談体制を整えていく。また、県ではJETROなどが構成員となる埼玉県輸出促進協議会を組織しており、輸出に必要な情報収集もできるような体制となっている。必要に応じて、協議会とも相談しながら情報を正確に産地の方に伝えられるよう取り組んでいく。

生産振興課長

- 1 知的財産について補足させていただく。県オリジナルイチゴ「あまりん」「かおりん」「べにたま」の3品種について、海外流出防止対策として、中国と韓国に対し品種登録出願を行っている。「あまりん」「かおりん」は令和2年、「べにたま」は令和4年に出願書類を提出し、手続済みである。

農業ビジネス支援課長

- 2 地産地消の地域の食育や食文化の伝承について、地域によっては農協の女性部などが中心となり地域文化の研究をされており、農協の集まりだけではなく地域の活動にも積極的に出向き、学校などでいもだんごの作り方を教えるなどしている。

金野委員

保育園での地産地消及び食育についてはどのように取り組んでいるか。

農業ビジネス支援課長

保育園の取組について直接調査はしていないが、園児が育てて収穫した農産物を給食に使ったり、地元の農業者が保育園の芋掘り等の手伝いをしたりと、地元の保育園・農業者が連携して地元の農産物を届け、食育につながる取組をしていると聞いている。

本木委員

- 1 行政報告書509ページから510ページの「7(2)イ(ア)農林公園管理事業」について、利用者数が119,188人となっているが、人数はどのようにカウントしているのか。
- 2 農林業学級のうち農林業学習が749回と非常に多く開催されているが、具体的な内容について伺う。

農業政策課長

- 1 農業学習や研修の参加人数・農産物直売所で買い物をしていただいた人数を合計した数字となっている。
- 2 内容は農業体験や調理教室であり、例えば調理教室ではそば打ち体験などで、農業体験ではもぎ取り体験などである。

本木委員

- 1 過去の公社事業対策特別委員会で利用者数は車1台当たり4人でカウントしているとの説明があり、数え方として問題があるという話が出たことがある。現在は違うということでしょうか。
- 2 年間749回開催しているのであれば、1日3回くらい開催しないとこの回数にならないと思うが、具体的にどのように実施しているのか。

農業政策課長

- 1 以前は自動車の台数に標準的な乗車人数をかけてカウントしていたが、御指摘いただいた観点から検討を行い、利用者数として直売所のレジの通過者数、学習体験等利用者数、研修室等利用者数を合計し、本当に利用したことが確認できた数を指標にするように改めた。
- 2 農林業学習の実施数については、ブドウやナシのもぎ取り体験や木工教室など、1日に複数回を実施しており、それぞれをカウントしているためこの回数になる。

杉田委員

行政報告書498ページの「5(2)ア 農林水産試験研究費」について、農業技術研究センターでは、異常気象による水稻・麦の品質・収量の低下を防ぐため、リモートセンシングによる生育診断技術の開発に取り組んだとあるが、具体的にはどのような技術の開発を行っているのか。また、研究の成果はどのようなものがあったか。

農業政策課長

本研究は令和3年度から令和5年度の3年間の研究であり、水稻や小麦のほ場をドローンで空撮し、画像から効率的な追肥量の判断をしようとするものである。令和3年度

の研究では、米などで空撮画像による効率的な追肥診断ができそうな相関が見え始めている。小麦では、追肥に一定の効果があることを把握できている。

杉田委員

令和3年度から令和5年度の3年間の研究とのことであったが、最終的な目標は具体的にどのようなものか。

農業政策課長

本研究が最終的に目指す成果としては、ドローンによる空撮でほ場の状態を把握し、どのような画像データであればどれくらいの量の追肥をすればよいかを明確となり、その内容をマニュアルのような形で農業者に普及することである。

前原委員

- 1 行政報告書465ページに記載のある「販売農家に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」について、令和元年度は7%、令和7年度目標は10%と記載されている。令和3年度の数字が記載されていないのはなぜか。また、令和2年度は7.4%となっているが、これに当たらない92.6%の農家について、販売金額の最高値と最低値を把握しているか。どのような苦勞を抱えているのか、実態を把握しているか。
- 2 資料14「農業従事者数（男女、年齢別）、新学卒就農者数、地域別新規就農者数の推移及び新規就農への支援策」について、新規学卒が27人から32人に増えている。Uターンも98人から121人に増加している。行政報告書に記載されている以外で特徴的なことや、新規就農の働きによって先行した例や事業促進に向けてどのように生かすかを伺う。また、就農準備資金や営農開始資金の額の増額や年齢制限の緩和を令和3年度の取組の中で検討したのか。
- 3 資料16「食料自給率の推移」に関連して、米と鶏卵は昨年度の新型コロナウイルス感染症禍や鳥インフルエンザの発生で大変な被害があったと認識しているが、それぞれの農家に対してどのような支援を実施したのか。
- 4 資料17「米と主な野菜の出荷量と全国順位について」を見ると埼玉県産農産物は頑張っていると感じるが、農産物は多く穫れるほど値段が下がり、手間も増える。しかし、資料20「2 野菜価格安定制度について」をみると、野菜価格安定制度の対象品目にホウレンソウ・コマツナ・サトイモが含まれていない。他県では含まれている場合もあるが、本県ではなぜ対象としていないのか。
- 5 資料21「県花植木農家の戸数と生産実績」について、令和2年の農家戸数は0である。産出額では、植木等の産出額が前年9から令和2年に5と減となっている。これらの数字の背景について伺う。
- 6 資料22「畜産・養鶏農家の戸数、飼育頭数、生産実績の推移」について、畜産・養鶏農家の戸数、飼育頭数、生産実績が減少しているが、その対策はどうなっているのか。
- 7 資料27「試験研究機関の決算・研究費の推移、開発成果、人員体制」について、令和3年度は前年度と比べて試験研究費が減少しているが、なぜか。
- 8 資料30「農林業に対する鳥獣被害について（林業）」には、クマによる被害が拡大

傾向にあると記載されているが、被害市町村数が減少している中で、クマによる被害が拡大している原因はどのようなものと考えているか。

- 9 資料36「植林の取組について」を見ると、林業経営を目的とした植林、環境林整備を目的とした植林共に令和3年度実績が前年度比で減となっている。原因はどのようなものと考えているか。

農業政策課長

- 1 「販売農家に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」については、国が公表している農業構造動態調査のデータに一定の推計を加えて求めた数値であり、都道府県別の最新値が令和3年2月時点であったため、令和2年度の数値を記載している。統計データから算出しているため、残り92.6%の詳細については把握していない。農家の苦労については、個々の政策分野において地域機関による聞き取りなどにより把握している。
- 7 試験研究費が減少している主な理由としては、平成30年度から令和2年度には国の交付金も活用して実施した埼玉スマート農業推進事業があったこと、外部機関からの受託研究や提案公募研究が減少したことなどがある。

農業支援課長

- 2 新規就農者の推移について分析すると、新規学卒者の人数の変化は年次的な変化の範囲と考えている。Uターンの増加は新型コロナウイルス感染症禍による影響と考えている。新規参入者については大きな傾向として一定の割合で54%を占めている。全体として新規就農者は増加傾向にあるが、これは県が実施してきた明日の農業担い手育成塾などの支援策の効果と考えている。今後も就農を希望する者が確実に就農し営農活動が継続できるよう支援していきたい。国の新規就農者育成総合対策についてはこれまで国へ要望した結果、令和元年度には年齢制限が45歳未満から50歳未満へ引き上げとなった。さらに、令和4年度からは新規就農者に対し機械施設等を補助する経営発展支援事業が新設されている。引き続き、県としては就農を希望する者や就農間もない農業者に耳を傾けながら国につなげるところはつなげ、しっかり支援をしていく。

畜産安全課長

- 3 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場の殺処分した鶏や汚染物品の埋却に要した経費は、家畜伝染病予防法に基づき、国から手当金が交付される。昨年度発生した美里町の農場については、現在、手当金を算定しているところである。
- 6 高齢化等により県内畜産農家は減少している。また、本県は都市化が進み、飼養規模の拡大が困難な中であって、畜産物の高付加価値化や生産効率向上などを図る取組が畜産振興に重要であると考えている。例えば、酪農では性判別精液の普及、肉用牛は秩父高原牧場を活用した優良血統の繁殖雌牛の普及、採卵鶏は付加価値の高い卵を生産するタマシャモを基礎とした卵肉兼用種の開発を進めているところである。

生産振興課長

- 4 野菜価格安定事業は、野菜価格が著しく低下したときに補填を行う事業であるが、本事業は三つの事業からなり、指定野菜事業、特定野菜事業と県単事業がある。資料

20の2は県単事業の品目である。ハウレンソウ・コマツナ・サトイモは、指定野菜等として価格安定制度でカバーされている。県単事業の品目は、指定野菜等でカバーできない品目を個別に拾っているものである。

- 5 植木の生産者の農家戸数が元年、2年と「一」になっていて、ないということについて、令和元年度から国の公表がなくなったことを受け、記載の数値は国の調査結果を記載していたことから「一」としている。植木の産出額減少については、植木は庭先に植えるということもあり、近年庭のない住宅が増えていること、また、ライフスタイルの変化もあって減少しているものと考えている。この状況に対して、国の事業を活用して、住宅展示棟等で庭の展示などPR展示している。

森づくり課長

- 8 クマによる被害は、長く秩父市のみとなっていたが、平成28年に初めて飯能市でも確認された。つまり、平成28年度以降は増加傾向という意味で記載している。平成30年辺りから対策を講じたこともあってか、令和2、3年は飯能市での被害は確認されていない。対策の効果などについて、引き続き経過観察していく。
- 9 林業経営を目的とした植林について、毎年度30ヘクタール程度を目標として実施しているものであり、現地を測量した結果を実績値として記載しているものである。また、令和3年度の環境林整備を目的とした植林が前年度比で減となっている原因としては、先ほども答弁したとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により森林ボランティアの活動が縮小傾向にあったことであると考えている。

前原委員

- 1 Uターンが増えたのは新型コロナウイルス感染症の影響という答弁があったが、若い農家からは一旦都会に出て再び戻ってくるという思いも聞いている。単純に新型コロナウイルス感染症だけの影響ではないのと思うがいかがか。163人のうち9人が体調不良により離農したとあったが、体調不良を起こさない支援が必要と思うがいかがか。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響があった米に対する支援はどうか。

農業支援課長

- 1 体調不良は持病の悪化や病気ということで、疲れて辞めたということではない。農林振興センターでは新規就農者に対して担当者を固定し、マンツーマンで技術支援を行っている。今後も新規就農者が就農地で経営を確立し、農業が継続できるよう支援していく。

生産振興課長

- 2 令和3年度、需要が減少する県産米の評価を向上させる目的で、県産米競争力強化プロジェクト事業を実施している。具体的には、全農さいたまと連携して県内の店舗で県産米の増量キャンペーンを実施した。その結果、新たに37店舗で県産米を常設で販売することとなった。この取組により、スーパーマーケット等で県産米が手軽に買えるようなものとしていきたいと考えている。また、県産米をPRするために動画やソングを作り、量販店の売り場や駅などの大型映像装置等を使って積極的に県産米

のブランドの定着と知名度の向上に努めているところである。

齊藤委員

不用額について、冒頭の部長説明で事務費の節減・契約差金・工事が見込みを下回ったなどの説明があった。事項別明細説明調書のそれぞれの目における不用額が生じた理由は、最も額が大きいものを記載しているのか。

農業政策課長

額が大きいものを主な理由として記載するという考え方である。

齊藤委員

そうであれば、事項別明細説明調書360ページには、6億円以上の不用額について事務費の経費節減による執行残と記載されているが、具体的にはどのような内容か。

農村整備課長

土地改良費の不用を生じた理由について、経費節減と記載されているが、実際には防災減災緊急対策事業費において、ため池の防災対策を実施するか否かを判断するに当たり必要となる劣化状況等の評価・事業計画作成のための予算を計上していたが、国庫の配分が見込みを下回ったため不用額が生じているなど別の理由がある。また、川の国埼玉はつつプロジェクト推進費では周辺住宅への家屋補償費が不要となったこと、県費単独土地改良事業費では秩父地域で補助事業が見込みを下回ったことなどがある。

齊藤委員

「令和3年度埼玉県歳入歳出決算附属資料（その1）」の94ページを見れば、委託料などの不用額が大きいということが分かるが、事項別明細説明調書のみでは経費節減の努力により不用額が大きくなったという印象になりかねない。誰が見ても分かる決算資料になるよう、記載を統一したり、工夫したりしてほしいがいかがか。

農林部長

資料は、見るだけで誰でも分かるような表現とするよう努めていく。

辻委員

農業者が減少している現状では、農家のみを支援するのでは農業を守ることが難しいため、いわゆる「農福連携」や「半農半X」のように農家ではない人が農業を生活の一部に取り入れたりできるような取組も必要と考えるが、どのように取り組んでいるのか。

農業政策課長

予算措置をして取り組んでいるものではないが、農福連携については従前に作成したマニュアルを活用し、取組希望者への相談対応などを実施している。半農半Xについても、県内の移住につながるような農ある暮らしの魅力を発信するなど働き掛けを行っている。

辻委員

農業を守るには、農家のみならず多様な力を活用した取組が必要と考えるが、そのような取組を計画などで管理・把握しているか。

農業政策課長

埼玉県農林水産業振興基本計画において、多様な主体との連携を図っていくという政策の方向性は整理しているが、そのような視点で整理してはいない。

【説明者】

三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

【発言】

八子委員

- 1 行政報告書192ページ「1 大規模災害の備えと対応」の、浸水想定区域内にある防災拠点校について、令和3年度の調査で区域外施設への変更の調整が行われているが、調査の結果どのような調整が行われたのか。
- 2 行政報告書197ページ「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」のうち、自主防災組織の資機材整備の市町村への補助の執行率はどうか。
- 3 行政報告書201ページ「(6) 県外被災地への人的支援」について、東日本大震災から10年以上が経過をしている中、派遣職員は令和3年度、宮城県と福島県に10人派遣されている。職員を派遣したことによって本県として得られたものは何か。
- 4 行政報告書214ページの「(6) 消防団の活性化」について、全体の団員数は年々減っている。平成29年に総務省消防庁が作成した消防団員の確保方策等に関する検討会の報告書によると、学生や女性以外にも、地方公務員や事業所等の活用が記載されている。少しでも消防団員を増やしていく必要があると思うが、令和3年度に講じた対策はどのようなものがあるか。

災害対策課長

- 1 防災拠点校は教育局にて指定しており、変更はないものと認識している。

危機管理課長

- 2 自主防災組織の資機材整備の市町村への補助について、補助額は535万9千円、予算額は800万円で、執行率は67%である。なお、申請があったところには全て交付している。
- 3 被災地派遣だが、こちらは10年以上既に東日本大震災の頃から派遣して、やはり一番は慣れない環境の被災地へ行って、全国から応援職員として来ているので、新しいネットワークが作れるということと、あとは職員自体が被災地に行って自らどうしても力になりたいという強い意志を持って行っている職員であり、それぞれ戻ってきて職場で活躍していただいている。また、当部においても、派遣職員のうち3名が危機管理防災部の職員として業務に従事している。

消防課長

- 4 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症により集客を伴うイベントがなかなか開催できなかったが、そのような中でも特に若い人に加入してもらうため、例えば、秩父市とタイアップして成人式会場にブースを設置してPR活動を行った。また、学生が機能別団員として加入すると大きな戦力になるため、学生消防団員の研修会等を開催

した。

八子委員

- 1 浸水想定区域にある防災拠点校については、令和3年度の予算特別委員会の際にも質疑が出ていた。その際も変更を検討する旨の答弁であったが、それがいまだ決められていないのは問題があるのではないか。
- 2 執行率が67%ということだが、ほかの市町村から申請があったらもっと補助できたのか。申請がなかったからこの執行率にとどまったのか。
- 3 東日本大震災被災地への職員の派遣はいつまで続ける予定なのか。国が方針を決めた上での派遣なのだと思うが、本県職員も有り余っているとはいえない状況の中、今後の見通しはどうか。

災害対策課長

- 1 先ほどの答弁に補足を含めて答弁する。令和3年度の予算特別委員会での指摘を受けて、教育局との打合せを実施し、浸水が懸念される3校とのヒアリング等を実施している。その結果、現在県の地域防災計画の修正業務を行っているので、その過程で教育局側の修正が明らかになってくる。

危機管理課長

- 2 平成30年度から新設団体、既設団体には発電機を整備する場合に対象としている。全市町村に声を掛けているが、申請自体がこの状況であった。申請があれば対応は可能であった。
- 3 全国知事会が被災3県と調整し、本県に派遣要請が来る流れになっている。令和3年度までは宮城県と福島県に派遣をしていたが、令和4年度は福島県にのみ派遣を行っている。今後についても、被災県の意向、全国知事会等の要請を踏まえて対応していくことになる。

八子委員

3校にヒアリングを実施したとのことだが、浸水が懸念されるのであれば1日でも早く変更するべきであると考えます。結論が出るのはいつなのか。

災害対策課長

正式な結論については、地域防災計画の改定という形式で発表する。これについては、年度末になってくるので、それまでの間で現在の状況について教育局との間で内容の確認を経て、必要な部分については1日でも早く内容を発表していく。

蒲生委員

- 1 行政報告書214ページの「(5)埼玉県特別機動援助隊研修・訓練の実施」について、埼玉県特別機動援助隊を構成する消防機関などが合同訓練等を行ったとあるが、合同訓練の概要と訓練の成果はどうか。
- 2 行政報告書219ページの「(5)高圧ガス保安推進事業」の「イ 高圧ガス防災訓練」について、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策のために中止となったが、万が一に備えて代わりに何らかの対応を行ったのか。

消防課長

- 1 特別機動援助隊合同訓練は、令和4年2月9日に、越谷市民球場において竜巻が発生し、工所用足場や付近の建物が倒壊して多数の負傷者が発生した想定で訓練を実施した。消防機関、埼玉DMATなど23機関が参加した。参加人数は約340名であった。成果としては、大規模災害等による県内被害を最小限にするための実践的な救出・救助訓練を実施したことで、参加する県、消防機関及び医療機関の円滑な連携強化を図ることができた。また、組織間での情報共有や危険区域での連携活動について、訓練を通じて確認することができた。

化学保安課長

- 2 高圧ガス事業所の保安教育に資するよう、過去の訓練における編集動画を高圧ガス団体へ提供し、高圧ガス事業所へ周知して保安教育とした。

蒲生委員

特別機動援助隊の合同訓練について、令和4年2月に実施したと説明があったが、医療との連携も含めた点で、新型コロナウイルス感染症に対応した訓練は行っているのか。

消防課長

訓練内容の変更は行っていない。令和3年度はコロナ禍での訓練であったため、全22医療機関中半分以下の10機関の参加となった。今年度については11月末に緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練という大規模な訓練が行われ、その中で実施予定であり、より多数の医療機関に参加していただき、顔の見える関係を構築していく。

阿左美委員

- 1 行政報告書206ページの「(2) 防災ヘリコプターの運航」について、令和3年4月に茨城県大子町で発生した林野火災に出動したとあるが、他県へのヘリを派遣した場合の費用負担はどのようになるのか。また、災害出動状況の調査1回とあるが、この場合の調査とは何か。
- 2 行政報告書220ページの「(5) 高圧ガス保安推進事業」の「エ 保安講習会の開催」について、保安講習会をWEB開催としたことにより、どのような影響があったか。また、今後はどのように開催するのか。

消防課長

- 1 他県に派遣した場合の費用負担であるが、隣県と締結している相互応援協定に基づき出動した場合は、相互扶助の精神に基づき応援側である本県が負担することになる。茨城県大子町の場合は、隣県ではあるが、消防庁の要請に基づく出動であり、全国市町村振興協会からの助成を受けた。また、緊急消防援助隊として出動した場合は、国から助成を受ける場合もある。調査の内容であるが、令和3年10月7日に県内一部市町村に震度5強を観測する地震があり、夜間の発生であったため翌日10月8日の朝に被害状況を調査するため出動をした。結果として被害の発見はなかった。

化学保安課長

- 2 高圧ガス保安講習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度は中止し、令和2年度からWEB開催としている。受講者へのアンケートでは、「会場への移

動時間がないため時間の効率化が図れる」、「自分の都合に合わせた時間で受講することができる」、「分からない部分を繰り返し確認できて理解が深められる」という回答を受けている。一方で、集合形式の方がよいという意見もあった。このような意見を踏まえ、今後は、WEB開催と集合開催を並行する方法で進めていく。

阿左美委員

- 1 防災ヘリコプターの出動状況について、火災・救助・救急があるが、それぞれ通報を受けてからどのくらいの時間で現場に到着できるのか。
- 2 今後はWEB開催と集合開催を並行するということが、WEB開催と会場開催とで、受講者の理解度にどのような違いがあると考えているか。

消防課長

- 1 防災ヘリコプターの出動は、まず消防本部に要請があり、消防本部においてヘリの出動が必要であると判断した後に、消防本部から県へ要請がある。県が要請を受けた後、気象状況の調査やブリーフィングを行うなど、出発の準備に30分程度要する。出発については、出発地の川島町の防災航空センターから、県内最遠距離の場所でも15分程度で到着できる。出動種別にかかわらず同様の時間で到着できる。

化学保安課長

- 2 受講者の理解度にどのような違いがあるのかは、把握していない。WEB開催のアンケートでは「分からない部分を繰り返し視聴できる」という回答があった。WEBと会場との並行開催であれば、会場で受講した方もWEBで視聴することで、理解度が深まると考えている。

横川委員

行政報告書205ページから206ページ、「3 防災体制の強化」について、災害救助用のオプションを増やすためのエアポートの導入を令和2年度に提案した。管理の問題などの課題があると本会議でも答弁を頂いたが、その後、令和3年度で関係当局とどのような具体的検討が行われて、現在どのような状況にあるのか。

消防課長

エアポートについては、救出・救助に利用することから、消防機関での利用が想定されるため、まずは導入の必要性について消防機関の理解が重要であると考え。令和4年7月にエアポート協会に県内でデモンストレーションを実施してもらい、多数の消防機関に見学してもらった。参加消防機関にアンケートを実施し、アンケートの結果を踏まえて今後について検討していく。

横川委員

危機管理防災部として、このような災害救助用のオプションとしてこのような機材を新たに導入しようとした場合に、どの項目において予算計上することができるのか、また、実現可能かどうか。

消防課長

先ほど答弁したとおり、エアポートについては消防機関においての利用が想定される。

消防機関が購入の検討を行うことになるため、県の予算には該当しない。

横川委員

県の予算には該当しないと答弁されたが、この救助資機材が国の認める補助金の対象となった場合に、危機管理防災部として予算計上して各市町村及び組合が購入する際の協力応援補助等に充てる項目を作ることができれば、県として可能ではないか。

危機管理防災部長

基本的には防災は市町村が基本として、県がサポートをする枠組みである。また、県が既に保有している資機材もある。具体的なボートの話であれば、どのように使用していくかはいろいろな体制作りがある。民間の活用であれば、官民連携等も幅広く行っていく必要がある。選択肢が幾つもある中で、まずは実際の救助を行う消防機関の意見を伺い、また市町村とも相談し、県としてしっかりと受け止めて協議を進めていく。県のどの予算項目に当たるかとのことだが、まだそこまでの段階にはない。

鈴木委員

行政報告書208ページの「(1) 国民保護の推進」について、ミサイル発射でいざ全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R Tが鳴っても近くに頑丈な建物や地下の施設がないという方がほとんどだと思われる。そのような場合の県民の正しい避難行動とはどういうものか。また、避難行動についてホームページで広報しているということだが、ほとんどの県民に周知されていないと思われる。県民への周知方法に関してほかにどのような議論があったのか。最後に、J-A L E R Tの機器点検や避難行動の広報のほかに、国民保護についてどのような議論があったのか。

危機管理課長

J-A L E R Tが鳴った場合の県民の正しい避難行動については、令和4年10月4日のJ-A L E R T発令後、改めて県のイベント主催者や県有施設に三つの類型についての周知を図った。屋内の場合、屋外で近くに建物あるいは地下施設がある場合、屋外で近くに建物あるいは地下施設がない場合、この三つの類型に応じた対応をお願いするものである。屋内の場合は、爆風を防ぐということで、ドアや窓を閉める、窓のカーテンを閉める、なるべく窓等から離れる。屋外で近くに建物、地下施設がある場合は、まず、そこに逃げ込む。屋外で近くに建物、地下施設がない場合は、地面に伏せて頭部を両手で守る。これらについては、市町村にも改めて広報の協力を依頼した。県民への周知方法については、繰り返し広報を続けることが重要であり、ホームページ以外にも、J-A L E R T発令等で関心が高まった機会を捉えて広報を図っていく。3番目の国民保護についての議論に関しては、平成30年6月に国から住民避難訓練を当面見合わせる通知があったことから、しばらく住民避難訓練は実施していなかったが、令和4年3月の北朝鮮によるI C B M級の弾道ミサイル発射を受け、4月に国から住民避難訓練を再開するようにとの通知があったので、5月に国と県、三芳町で図上訓練を実施した。

鈴木委員

避難行動の周知については、具体的にホームページ以外でどのような方法を考えていたのか。

危機管理課長

地道ではあるが、パネル等をイベント会場等で掲示して声掛けをする等、直接伝えるような広報も行っている。SNS等では響かない部分もあるので、対面でも啓発していく。

権守委員

- 1 行政報告書197ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」のイツモ防災講師養成研修の受講者が令和3年度173人だったが、どう認識しているか。また、コロナ禍前の通常時の受講者数は何人で、そのうちどれくらいの方が講座を実施しているのか。
- 2 行政報告書199ページの「(3) 防災学習センターの管理運営」について、コロナ禍において令和2年度は来館者数が最低を記録したが、令和3年度には増加した。しかし、リニューアル直後の平成30年度、令和元年度の来館者数には届かない。令和3年度に行った来館者数増加のための具体的な取組は何か。また、実施してみて課題はどうか。
- 3 行政報告書204ページの「(1) トップフォーラムの開催」について、大西熊本市長から講演を頂き、その後、知事と市町村長の意見交換があったとのことだが、意見交換会で出た意見、見えてきた課題は何か。
- 4 行政報告書220ページの「(6) いつでも、どこでも炊出訓練応援隊」事業の実績は新型コロナウイルス感染症の影響により1件にとどまったとのことだが、その1件とはいつ、どこの団体に行ったものか。また、炊出訓練を行えないことによりどのような影響が考えられるのか。

危機管理課長

- 1 イツモ防災講師養成研修の受講者について、令和3年度は173人であった。平成27年度は144人、平成28年度が125人、平成29年度が239人、平成30年度が36人、令和元年度が222人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で実施しなかったので0人である。平成27年度から令和元年度までの平均約153人である。昨年度は173人なので、ほぼ平均と同等である。延べ人数で939人おり、ある程度の人数を確保していると認識している。受講後どれくらいの方が講座を実施したかについてだが、コロナ禍前の令和元年度には154回実施した。令和2年度は12回、令和3年度は33回と回数が少なく、939人の講師が活躍する場は少ない状況である。
- 2 防災学習センターについて、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間は一番人数が多い団体見学が少なく、オンライン講座やYouTube「そなえチャンネル」などを実施した結果、回復したものと考えている。感染者数が増えると直前キャンセルで団体の来館者数が減ってしまうのが課題である。谷間を減らすようオンラインとのハイブリッドで取り組んでいく。
- 3 大西市長の講演の中で「動物園からライオンが逃げた」というデマ情報に対して、市長自らが「この情報はデマです」とSNSを使って発信した、という話があった。このように災害時のトップによる情報発信は非常に重要であるという象徴的な出来事に対して活発な意見交換があった。また、知事から、埼玉版FEMAの訓練にも市町村には積極的に参加してほしいという発言があり、一部の長からも賛同する旨のやりとりがあった。トップが行った実災害時の対応をトップが聞くことによって、実際に災害が発生したときにしっかりと対応できるようになるものと考えている。

化学保安課長

炊出訓練は食べ物を扱うことから、感染症がまん延する状況では実施が困難であった。令和3年度の実績1件は一般社団法人埼玉県LPガス協会さいたま支部がさいたま市に対して11月6日に開催されたさいたま市総合防災訓練のために提供したものである。また、令和2年度、令和3年度の訓練ができなかったことの影響として、実際の避難所においてLPガス器具を適切に取り扱えるのか、という懸念があるが、このことについては令和元年度までの訓練の蓄積があるので、直ちに影響があるものではない。

田並委員

- 1 行政報告書203ページ、「(10)九都県市合同防災訓練の実施」について、残念ながら令和3年度は訓練が中止になったが、どのような目的でどのような訓練をする予定だったのか。
- 2 九都県市相互応援協定に基づく救援物資緊急輸送訓練のみ行ったとあるが、どのような訓練の内容だったのか。

災害対策課長

- 1 狭山市との共催で11月7日に狭山市の上奥富運動公園をメインの会場として訓練を予定していた。地震に伴う被害の訓練ということで、狭山市なので、立川断層帯を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生、狭山市内で最大震度6弱の揺れを観測した想定で実動訓練を行う予定だった。内容は、警察、消防、自衛隊、狭山市内の自主防災会、自主防災組織、ライフライン事業者などが発災初期の現場の動きを確認する予定だった。これにより関係機関の相互連携の強化又は自助・共助意識や防災に関する意識の向上を目指していた。また、地域防災力の向上に資する形にしたいということを目指していた。しかし、狭山市からの申出により中止になった。
- 2 唯一実施できた救援物資緊急輸送訓練だが、九都県市でお互いに広域応援を行う場合を想定して各県のトラック協会と協力しながら、物資の受渡し訓練を行った。10月30日に狭山市が物資拠点に指定している農村環境改善センターで埼玉県・狭山市の職員で訓練を行った。

田並委員

救援物資緊急輸送について、中越地震や東日本大震災のときに物資を持って行ったことがあるが、受ける方の体制が整っていないと物資がただ山積みになる、道が通れなくて引き返さざるを得ないなどの問題が生じた。災害内容、被災場所によっても違うと思うが、協定の中で、必要物資や道路状況を把握するのはどこか、また、それらの情報を九都県市の中でどのように共有するのかが協定の中で決まっているのか。

災害対策課長

大規模に物資の受渡しを行うような災害が発生していれば、おそらく各県で災害対策本部が、本県の場合は災害対策本部が災害即応室など、それなりの体制が立ち上がっていると思われる。各県がその体制の中で防災部署がそれぞれの都県市とやりとりをすることになる。この間、九都県市の首脳会議があったが、下部組織の防災対策委員会で広域相互応援協定を結んでいる。細かいオペレーションについては、それぞれの都県市のニーズ、被害の把握状況などによるため細部まで九都県市でそろえていないが、連絡先などは交換し、いざというときは助け合える状態になっている。

田並委員

何が必要かは九都県市で決めるのではなく、被災した都県市が決めるということは理解できる。中越地震のときは、その日のうちに通行できない箇所を新潟県の県土整備事務所が地震発生から3時間から4時間後には把握していた。被災すると情報を誰が知っていて、誰が知らないかが錯そうしてしまう。本県が被災したときに何がどのくらい必要で、どの道が通れるかという情報を誰が把握していてどうやって共有するか決めておかないといけないと思うがどうか。

災害対策課長

本県の場合、災害オペレーション支援システムを県庁内全職員と関係機関が閲覧できる。どの道路が通れないかが全て地図上に表示され、県職員と関係機関は共有することができる。それを他県にどう知らせるかは、事務レベルで重要になると思うので、事務の担当者会議を通して話し合いを進めていく。

小川委員

- 1 議員に情報を発信する際に、ある程度システム化がされてないと情報が遅れてくる可能性がある。状況ごとに的確な情報を流すシステム体制についてどのように考えているのか。
- 2 行政報告書203ページの「(10)大規模災害等に対する初動体制の確保」のうち、情報連絡室の設置について、昨年度は48回設置しているが、設置するときの基準はどのようなものなのか。また、48回の内訳についてはどうなっているのか。
- 3 幹部職員は県庁近くに住んでいるということだが、そうした幹部職員の負担に対し、どのようにフォローしているのか。

災害対策課長

- 1 災害が起きた際に議員に対してどのように情報を伝達するかについては、テレビで取り上げられるような大きな災害の際には、それぞれの地域振興センターが災害対策支部としての役割を持ち、支部から直接連絡が行くようになっている。例えば7月17日の突風の際には、北部地域振興センターから直接地元の議員に連絡している。
- 2 災害の発生あるいは発生のおそれがある場合に、迅速に情報収集及び関係機関との情報共有を図って初動対応を迅速に行えるようにするために、情報連絡室を設置して初動体制の確保を図っている。設置基準は、県内で洪水注意報、大雪注意報、大雨警報等各种警報が発令された場合、県外で震度6弱以上の地震が発生した場合、また、県内外で大規模火災あるいは危険物の事故等の災害発生の際に設置される。さらに、県内で震度5弱以上あるいは県内で台風直撃の際には、情報収集体制の中でも人数的な規模の大きい災害即応室を設置する。また、震度6弱以上の地震あるいは気象に関する特別警報の発令によって、災害対策本部を設置して全庁体制で情報収集及び災害対応を実施する。48回の内訳については、風水害が36回、地震が3回、林野火災が1回、大雪が6回となっている。台風第8号の接近及び千葉県北西部地震の発生時にはそれぞれ災害即応室を設置している。

危機管理課長

- 3 危機管理防災部の本庁課長級以上の職員は7人いるが、部長、副部長は1週間交代、

5人の課長級も同じく1週間交代で2人ずつ当番週を決めている。当番週の場合は、公舎若しくは自宅で、平日・土日も含め待機し、何かあった場合は直ちに危機管理防災センターに参集するという形となっている。令和3年度は7人中4人が公舎に入っていた。令和4年度は1名が公舎に入っている。公舎に入らない職員は県庁からおおむね30分以内に参集できる場所に住んでいる。行動規制はあるが、非番週については息抜きできる体制を敷いている。

金野委員

- 1 行政報告書193ページの自主防災組織の組織率について、全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合の記載がある。戸田市では町会に自主防災組織が組織され、組織率は100%だが、自治会加入率は60%を切っている状況で、実際の加入状況との差がある。どのように自主防災組織を組むか各市町村でばらつきがあるが、実績値は全県でどのように算定しているのか。
- 2 行政報告書193ページの防災拠点となる公共施設の耐震化率について、防災拠点となる公共施設の耐震化率は97%ということだが、防災拠点、支援拠点となる都市公園や県立公園の防災環境の整備状況はどのようになっているのか。
- 3 行政報告書205ページ「(1)大規模災害等に対する初動体制の確保」について、地震や大雨の被害として大規模停電が想定されるが、これに対してはどのように体制を整えているのか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の組織率については、消防庁が定義をしており、全世帯数のうち自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合である。自治会の加入率には関係ないので、100%となっている。
- 2 都市公園や県立公園の耐震化率は危機管理防災部では把握していない。
- 3 大規模停電の体制について、県庁は72時間分の石油系の非常用発電機を整備している。さらに2,000キロワットの中圧管の都市ガスも整備しており、県庁の災害対応は問題ない。また、地域機関の支部もLPガス又は都市ガスの非常用発電機を整備しており、停電時にも対応できる体制を整えている。

災害対策課長

- 3 危機管理防災センターでは24時間365日職員が必ず1人はいる体制となっているため、その規模に合わせて少なくとも情報収集体制や待機班体制を敷くことができる。規模が大きい場合には、災害対策課長に直接連絡がきて必要に応じて体制を拡大検討していく。

金野委員

- 1 自主防災組織の組織率について、活動範囲に含まれていればよいのか。
- 2 防災拠点として都市公園についてはどのような防災機能を持っているのか。また連携はしていないのか。
- 3 課長本人宛てに直接連絡が行き、その本人が判断をするのか。それとも何らかの基準があって連絡がいくのか。本人が連絡を受けられない場合は、組織としてどのような連絡体制を整備するのか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の組織率については、そのとおりである。
- 2 危機管理課では防災拠点となる公共施設の耐震化率のみを対応している。災害対策本部が立ち上がった場合は危機管理防災部が統括部として、県全体の対応等について本部会議で情報共有を図るとともに、状況に応じて都市整備部・県営公園や市町村への対応を実施していく。

災害対策課長

- 3 大規模停電の際に誰がどのような判断をして体制を整えていくかについては、災害対策課長にその職責がある。宿日直者が、災害対策課長の常時連絡可能な公用携帯電話に直接連絡をする。何らかの事情で連絡が付かない場合は、副部長、部長に順次連絡がいく。部全体の組織として対応できるようにしている。

前原委員

- 1 要求資料11で防災費の構成比について、令和2年度に比べて令和3年度は減少しているが、その理由は何か。特に消防防災費が減少している理由は何か。
- 2 要求資料12の消防車両、消防職員の充足率について、職員の充足率が100%を満たしているのは、さいたま市と吉川松伏消防組合のみである。消防ポンプ車充足率では最低は71.4%の伊奈町、はしご車は充足率0が羽生市、蓮田市、伊奈町となっている。化学消防自動車の充足率は秩父広域市町村圏組合で0である。救急車の充足率の最低が66.7%で蕨市、三郷市、伊奈町となっている。この状況をどのように捉えるのか。伊奈町については、令和4年9月定例会の警察危機管理防災委員会で上尾市と広域化すると報告を受けたが、令和3年度の消防車両と職員の充足率が不足している状況についてどう捉えているのか。
- 3 要求資料16の東日本大震災の対応について、「民間賃貸住宅借り上げ制度の実施状況」の中の受入者数が減ってきている。様々な理由があると思うが、令和2年度は53戸で101人だったものが令和3年度は46戸で86人となっている。県営住宅の入居者数は4人となっている。これにはどういった背景があるのか。
- 4 要求資料19の防災訓練の住民参加について、防災訓練の目的が達成されていないことの把握と令和3年度の指導や援助は何を行ったのか。
- 5 行政報告書193ページ「2 危機管理体制の強化」、205ページ「(6) 新型コロナウイルス感染症対策の取組」について、令和3年度のコロナ禍の中で現地調査を実施したとあるが内容はどのようなものだったのか。

危機管理課長

- 1 平成30年度から令和2年度まで3か年で地上系防災行政無線の施設の再整備事業を行ったが、それが令和2年度で終了したことで令和3年度は減となった。
- 4 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間が半年以上あったことから、訓練の実施や参加が難しい状況であった。自主防災組織については県に指導権限はないが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症関係の行動制限等がないので、なるべく実施するよう促している。
- 5 令和3年1月16日から令和3年10月24日まで飲食店等への時短要請を行っていた関係で、夜間の見回り、外観目視による飲食店の営業状況を委託調査した。また今年の1月21日から3月21日までについてもまん延防止等重点措置期間ということで

同様の委託調査を行った。県内の主な繁華街を中心に146エリアで、1日当たり委託業者10人、1人当たり100店舗という形で1日1,000件実施した。令和3年1月16日から令和3年10月24日までの期間での調査件数が延べ約349,000店舗、今年の1月21日から3月21日までで延べ約75,000店舗、合計で延べ約424,000店舗の外観目視調査を実施した。その中で協力いただけないところについては、文書、県の職員による訪問、要請、命令、それでも協力いただけなかったところについては裁判所への過料事件通知ということで手続を行った。

消防課長

2 消防車両や消防職員の充足率については、消防庁の告示で「消防力の整備指針」に基づいて算出された数字に対する実際の充足状況であるが、この指針に定める施設や人員を目標として地域の実情に即した適切な消防力を整備することが求められている。各消防組合、一部事務組合とも、整備指針の内容は承知した上で、地域の実情等を踏まえて、職員数については条例定数で定めている。県としては充足率100%が理想であるが、市町村が自主的に定めるものである。そこで県の役割としては、大きな災害が発生した際には、消防機関同士の相互応援の仕組みを整えることであり、相互応援の仕組みの体制は既に確立されている。また、特別機動援助隊といった特殊な部隊も県で運用しており、大規模災害時には出動できることになっている。伊奈町では、充足率の低い項目は、広域化によって全て充足率100%になる。市町村は小規模な本部が多いため、引き続き消防の広域化の重要性について情報提供を行い、市町村の自主的な取組を支援していく。

災害対策課長

3 令和2年度と比較して減少していることについては、震災から11年が経過したという時間の流れの中で、被災者のそれぞれの生活再建が進み、自立しているという理解をしている。

前原委員

生活再建が進んでいるという説明があったが、現在居住している人が期限だからという理由で追い出されてしまうような状況にはならないという理解でよいか。

災害対策課長

この借上げ制度はもともと災害救助法に基づくもので、期間を延長している状況である。国と福島県で相談し延長が決まると、福島県から本県に延長の要請がなされる。本県としては、福島県から要請が続く限り真摯に協力していく。

辻委員

1 行政報告書の214ページ、女性や大学生など多様な人材の消防団への加入促進について、消防団員数は微減傾向だが、学生と女性消防団員は増加傾向にある。一方女性消防団員の多くは地域単位の分団とは別に女性消防団を組織し、火災予防の普及啓発や救急救命講習など消火活動以外の活動に従事するケースが大多数である。消防吏員では女性消防士として活躍しているように、消防団の消火活動にも可能な女性が参加できるような道を開いていく必要がある。県内の消防団で女性消防団員が地域の分団で消火活動に参加している例があるのか。また、女性団員の活動範囲を拡大していく取組、考えはあ

ったのか。

- 2 行政報告書202ページの東日本大震災被災者への県営住宅及び民間賃貸住宅の提供については、期限があるのか。

消防課長

- 1 県内の状況であるが、多くの消防団では女性消防団員は消火活動を行っていない。県の調査によると、さいたま市や川口市、小鹿野町など7市町の消防団では女性消防団員が消火活動に従事している。本県としても性別に区別なく、できる方は消火活動に参加していただければと考えている。そういった意味でも女性消防団員の加入促進は極めて重要なことであるため、今後も引き続きPR活動に努めるとともに、実際に消火活動に従事している消防団員の事例などをほかの市町村に情報提供するなどして女性消防団員の加入促進につなげていきたい。

災害対策課長

- 2 災害救助法では応急仮設住宅の供与の実施期間は2年以内と決まっているが、内閣総理大臣の承認を得てこれを延長できる定めになっている。この定めを使って毎年度福島県が内閣府と協議し、供与期間延長の決定を行っている。令和4年度も既に協議が行われており、福島県からの避難者への応急仮設住宅の供与は令和6年3月末まで延長されている。令和6年4月以降の供与は今後の判断となる。

辻委員

- 1 女性消防団員が消火活動を実施している市町村での課題などについて、県が把握しているのか。
- 2 帰宅困難区域が解除されているのに帰らない人が埼玉県にいられなくなることも考えられるのではないかと。その辺りの判断は国と福島県で決めていくしかないのか、それとも、様々な事情があつて帰れない方に対しては埼玉県として何か措置ができるのか。

消防課長

- 1 女性消防団員が消火活動に従事している消防団での課題は体系的には把握していないが、トイレや更衣室などの問題は課題となっていると考えている。トイレや更衣室などの施設整備については、国の起債措置などが活用できると聞いているので、市町村から相談があれば、国の財政支援措置の紹介や先行事例と共に市町村を支援していく。

災害対策課長

- 2 現在は帰宅できない区域となっている福島県の大熊町、双葉町から避難されている方への供与ということになっているため、その2町以外の方はいない。